

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説

家庭編

平成30年7月



文部科学省

まえがき

文部科学省では、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行った。新高等学校学習指導要領等は平成34年度から年次進行で実施することとし、平成31年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するものであり、高等学校学習指導要領第2章第9節「家庭」及び第3章第5節「家庭」について、その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては、本書を御活用いただき、学習指導要領等についての理解を深め、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

むすびに、本書「高等学校学習指導要領解説家庭編」の作成に御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

平成30年7月

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和

目次

● 第1部 各学科に共通する教科「家庭」

● 第1章 総説	1
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の基本方針	2
● 第2節 家庭科改訂の趣旨及び要点	6
1 家庭科改訂の趣旨	6
2 家庭科改訂の要点	9
● 第3節 家庭科の目標	12
● 第4節 家庭科の科目編成	18
● 第2章 家庭科の各科目	19
● 第1節 家庭基礎	19
1 科目の性格と目標	19
2 内容とその取扱い	23
● 第2節 家庭総合	46
1 科目の性格と目標	46
2 内容とその取扱い	51
● 第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い ...	84
1 指導計画作成上の配慮事項	84
2 内容の取扱いに当たっての配慮事項	89
3 実験・実習に関わる配慮事項	91
4 総則関連事項	92

● 第2部 主として専門学科において開設される教科「家庭」

● 第1章 総説	97
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	97
1 改訂の経緯	97
2 改訂の基本方針	98
● 第2節 家庭科改訂の趣旨及び要点	102
1 家庭科改訂の趣旨	102
2 家庭科改訂の要点	106
● 第3節 家庭科の目標	109
● 第4節 家庭科の科目編成	113
1 科目の構成	113
2 内容の改善を図った科目	113
● 第2章 家庭科の各科目	115
● 第1節 生活産業基礎	115
第1 目標	115
第2 内容とその取扱い	116
1 内容の構成及び取扱い	116
2 内容	118
● 第2節 課題研究	125
第1 目標	125
第2 内容とその取扱い	127
1 内容の構成及び取扱い	127
2 内容	128
● 第3節 生活産業情報	131
第1 目標	131
第2 内容とその取扱い	132
1 内容の構成及び取扱い	132
2 内容	133
● 第4節 消費生活	138
第1 目標	138
第2 内容とその取扱い	139
1 内容の構成及び取扱い	139
2 内容	140
● 第5節 保育基礎	147
第1 目標	147
第2 内容とその取扱い	148
1 内容の構成及び取扱い	148

2	内容	149
●	第6節 保育実践	156
第1	目標	156
第2	内容とその取扱い	157
1	内容の構成及び取扱い	157
2	内容	158
●	第7節 生活と福祉	161
第1	目標	161
第2	内容とその取扱い	162
1	内容の構成及び取扱い	162
2	内容	162
●	第8節 住生活デザイン	168
第1	目標	168
第2	内容とその取扱い	169
1	内容の構成及び取扱い	169
2	内容	170
●	第9節 服飾文化	178
第1	目標	178
第2	内容とその取扱い	179
1	内容の構成及び取扱い	179
2	内容	180
●	第10節 ファッション造形基礎	183
第1	目標	183
第2	内容とその取扱い	184
1	内容の構成及び取扱い	184
2	内容	185
●	第11節 ファッション造形	190
第1	目標	190
第2	内容とその取扱い	191
1	内容の構成及び取扱い	191
2	内容	192
●	第12節 ファッションデザイン	197
第1	目標	197
第2	内容とその取扱い	198
1	内容の構成及び取扱い	198
2	内容	199
●	第13節 服飾手芸	205
第1	目標	205
第2	内容とその取扱い	206
1	内容の構成及び取扱い	206
2	内容	206

● 第 14 節	フードデザイン	210
第 1	目標	210
第 2	内容とその取扱い	211
1	内容の構成及び取扱い	211
2	内容	212
● 第 15 節	食文化	218
第 1	目標	218
第 2	内容とその取扱い	219
1	内容の構成及び取扱い	219
2	内容	219
● 第 16 節	調理	224
第 1	目標	224
第 2	内容とその取扱い	225
1	内容の構成及び取扱い	225
2	内容	226
● 第 17 節	栄養	231
第 1	目標	231
第 2	内容とその取扱い	232
1	内容の構成及び取扱い	232
2	内容	232
● 第 18 節	食品	239
第 1	目標	239
第 2	内容とその取扱い	240
1	内容の構成及び取扱い	240
2	内容	240
● 第 19 節	食品衛生	247
第 1	目標	247
第 2	内容とその取扱い	248
1	内容の構成及び取扱い	248
2	内容	248
● 第 20 節	公衆衛生	255
第 1	目標	255
第 2	内容とその取扱い	256
1	内容の構成及び取扱い	256
2	内容	256
● 第 21 節	総合調理実習	264
第 1	目標	264
第 2	内容とその取扱い	265
1	内容の構成及び取扱い	265
2	内容	266

● 第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	270
1 指導計画作成上の配慮事項	270
2 内容の取扱いに当たっての配慮事項	274
3 実験・実習に関わる配慮事項	275
4 総則関連事項	276

● 付録	283
● 付録 1	学校教育法施行規則（抄）284
● 付録 2	高等学校学習指導要領 第1章 総則289
● 付録 3	高等学校学習指導要領 第2章 第9節 家庭	...307
● 付録 4	高等学校学習指導要領 第3章 第5節 家庭	...317
● 付録 5	中学校学習指導要領 第2章 第8節 技術・家庭346
● 付録 6	小・中学校における「道德の内容」の学年段階・ 学校段階の一覧表356

第1部

各学科に共通する教科「家庭」

第1節 改訂の経緯及び基本方針

● 1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代において、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

での役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や

人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「^{かん}学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られ

る普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な

体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則や各教科・科目等（各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 家庭科改訂の趣旨及び要点

1 家庭科改訂の趣旨

平成28年12月21日の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの各学科に共通する教科としての家庭科（以下、「家庭科」という。）の改訂は、これらを踏まえて行われたものである。

中央教育審議会の答申の中で、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科、高等学校の家庭科の改善については、次のように示された。

(1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた家庭科、技術・家庭科の目標の在り方

① 現行学習指導要領の成果と課題

- 家庭科、技術・家庭科家庭分野においては、普段の生活や社会に出て役立つ、将来生きていく上で重要であるなど、児童生徒の学習への関心や有用感が高いなどの成果が見られる。一方、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下等も指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。また、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められる。

② 課題を踏まえた家庭科、技術・家庭科の目標の在り方

- 家庭科、技術・家庭科家庭分野における資質・能力については、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とし、別添11-1, 11-3のとおり整理することができる。
- 技術・家庭科技術分野における資質・能力については、実践的・体験的な活動を通して、生活や社会で利用されている技術についての基礎的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とし、別添11-2, 11-4のとおり整理することができる。

③ 家庭科、技術・家庭科における「見方・考え方」

- 家庭科、技術・家庭科家庭分野では、人の生活の営みに係る多様な生活事象を学習対象としている。生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造するために、「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生

活を営むために工夫すること」を「生活の営みに係る見方・考え方」として整理することができる。なお、この「見方・考え方」に示される視点は、相互に関わり合うものであり、児童生徒の発達の段階を踏まえるとともに、例えば、衣食住の生活に関する内容においては、「健康・快適・安全」や「生活文化の継承・創造」を主として考察する視点とするなど、取り上げる内容や題材構成等によってどの視点を重視するのかを適切に定める必要がある。

(2) 具体的な改善事項

①教育課程の示し方の改善

i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 家庭科，技術・家庭科家庭分野で育成することを目指す資質・能力は、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせつつ，生活の中の様々な問題の中から課題を設定し，その解決を目指して解決方法を検討し，計画を立てて実践するとともに，その結果を評価・改善するという活動の中で育成できると考えられる。そこで学習過程を，㉗生活の課題発見，㉘解決方法の検討と計画，㉙課題解決に向けた実践活動，㉚実践活動の評価・改善と整理することができる。なお，家庭や地域での実践についても一連の学習過程として位置付けることが考えられる。（別添11-5を参照）

ii) 指導内容の示し方の改善

- 家庭科，技術・家庭科家庭分野の指導内容については，次の3点から示し方を改善することが求められる。第一には，小・中・高等学校の内容の系統性の明確化である。児童生徒の発達を踏まえ，小・中・高等学校の各内容の接続が見えるように，小・中学校においては，「家族・家庭生活」，「衣食住の生活」，「消費生活と環境」に関する三つの枠組みに整理することが適当である。また，この枠組みは，(1)③に示した「見方・考え方」も踏まえたものである。
- 第二には，空間軸と時間軸という二つの視点からの学校段階に応じた学習対象の明確化である。空間軸の視点では，家庭，地域，社会という空間的な広がりから，時間軸の視点では，これまでの生活，現在の生活，これからの生活，生涯を見通した生活という時間的な広がりから学習対象を捉えて指導内容を整理することが適当である。
- 第三には，学習過程を踏まえた改善である。生活の中から問題を見だし，課題を設定し，解決方法を検討し，計画・実践，評価・改善するという一連の学習過程を重視し，この過程を踏まえて基礎的な知識・技能の習得に係る内容や，それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成に係る内容について整理することが適当である。

②教育内容の改善・充実

i) 科目構成の見直し

- 高等学校家庭科においては，自立した生活者として必要な生活の科学的な理解や生活課題を解決する力の育成について一層の充実が求められる。また，選挙権年齢

が18歳以上に引き下げられたことなども踏まえて、男女が協力して主体的に家庭を築き相互に支え合う社会の構築に向けて、家庭や地域の生活を創造しようとする態度や主体的に地域社会と関わり、参画しようとする態度を育成することが一層求められている。

- ・ 科目構成と内容については、現行の「家庭基礎」（2単位）「家庭総合」（4単位）及び「生活デザイン」（4単位）の3科目から、各科目の履修状況を踏まえて、内容を再構成し「家庭基礎」「家庭総合」の2科目とする。
- ・ 「家庭基礎」では、高等学校の卒業段階において、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視した基礎的な内容構成とする。
- ・ 「家庭総合」では、従前の「家庭総合」や「生活デザイン」の内容を引き継ぎ、生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させるとともに、主体的に生活を設計することや、生活文化の継承・創造等、生活の価値や質を高め豊かな生活を創造することを重視した内容構成とする。

ii) 教育内容の見直し

- 今後の社会を担う子供たちには、グローバル化、少子高齢化、持続可能な社会の構築等の現代的な諸課題を適切に解決できる能力が求められることから、家庭科、技術・家庭科においては、学校種ごとに次のような教育内容の見直しを図ることが必要である。

【小学校 家庭科】

- 小学校家庭科については、「家族・家庭生活」、「衣食住の生活」、「消費生活と環境」に関する三つの内容で構成する。家族の一員として家庭の仕事に協力するなど、家庭生活を大切にする心情を育むための学習活動や、家族や地域の異世代の人々と関わるなど、人とよりよく関わる力を育成するための学習活動、食育を一層推進するための食事の役割や栄養・調理に関する学習活動を充実する。また、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容を充実するとともに、他の内容との関連を図り、実践的な学習活動を一層充実する。さらに、主として衣食住の生活において、日本の生活文化の大切さに気付く学習活動を充実する。
- 学習した知識・技能を実生活で活用するために、家庭や地域と連携を図った生活の課題と実践に関する指導事項を設定することや、基礎的な知識・技能を確実に身に付けるために、一部の題材を指定することも考えられる。

【中学校 技術・家庭科 家庭分野】

- 技術・家庭科家庭分野については、「家族・家庭生活」、「衣食住の生活」、「消費生活・環境」に関する三つの内容で構成する。家庭の機能を理解し、家族や地域の人々と協働することや、幼児触れ合い体験、高齢者との交流等、人とよりよく関わる力を育成するための学習活動、食育を一層推進するための中学生の栄養と献立、調理や食文化などに関する学習活動を充実する。また、金銭の管理に関する内容や、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容を充実するとともに、他の内容との関連を図り、実践的な学習活動を一層充実する。さらに、主と

して衣食住の生活において、日本の生活文化を継承する学習活動を充実する。

- 学習した知識・技能を実生活で活用するために、家庭や地域社会と連携を図った「生活の課題と実践」に関する内容を充実する。

【高等学校 家庭科】

- 高等学校家庭科の教育内容については、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築、食育の推進等に対応し、男女が協力して主体的に家庭を築いていくことや親の役割と子育て支援等の理解、高齢者の理解、生涯の生活を設計するための意思決定や消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定、健康な食生活の実践、日本の生活文化の継承・創造等に関する学習活動を充実する。また、これらの学習により身に付けた知識・技能を活用して、「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実する。
- これらのことを踏まえ、「家庭基礎」では、子供を生み育てることや子供と関わる力を身に付けるなどの乳児期に関する内容や、高齢者の生活支援技術の基礎に関する内容を充実する。また、自立した生活者として必要な衣食住の生活や生活における経済の計画等などの実践力の定着を図るための学習活動を充実する。

「家庭総合」では、乳児との触れ合いや子供とのコミュニケーション、高齢者の生活支援技術、グローバル化に対応した日本の生活文化等に関する内容を充実する。また、生活を総合的にマネジメントできるように、健康や安全等を考慮するとともに生活の価値や質を高める豊かな衣食住の生活を創造するための実践力を身に付けるための学習活動を充実する。

- なお、家庭科、技術・家庭科家庭分野においては、生活の科学的な理解を深め、生活の自立に向けて主体的に活用できる技能の習得を図るために、実践的・体験的な学習活動を重視し、問題解決的な学習を一層充実する。

2 家庭科改訂の要点

(1) 教科目標の改善

中央教育審議会の答申に示された学習指導要領等改訂の基本的な方向性及び各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえ、家庭科においては、実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい社会の構築に向けて、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成を目指して、目標及び内容について、次のように改善を図っている。

教科目標については、今回の改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示した。

また、(1)から(3)までに示す資質・能力の育成を目指すに当たり、質の高い学びを実現するために、家庭科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることを示している。

具体的には、次のように目標を改めた。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

目標の柱書に示した「見方・考え方」は、内容等によって重点の置き方が変わったり異なる視点を用いたりする場合があるが、基本的には次のように整理した。

「生活の営みに係る見方・考え方」

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

(2) 科目編成の改善

家庭科においては、生徒の多様な能力、適性、興味・関心等に応じて選択して履修させることを重視し、「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）の2科目を設けた。これらの2科目のうちいずれか1科目を必修科目として履修することとしている。各学校においては、各科目の改訂の趣旨を踏まえ、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。

(3) 各科目の内容の改善

- ① 小・中・高等学校の系統性を踏まえ、「家庭基礎」、「家庭総合」ともに、内容構成を「家族・家庭及び福祉」、「衣食住」、「消費生活・環境」に「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理した。
- ② 「家庭基礎」は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の内容で構成し、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解と技能を身に付け、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視した。
- ③ 「家庭総合」は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の科学と文化」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭ク

ラブ活動」の四つの内容で構成し、従前の「家庭総合」や「生活デザイン」の内容を継承し、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付け、生活文化の継承・創造、高齢者の介護や消費生活に関する実習や演習を行うことを重視した。

- ④ いずれの科目においても、従前の「生涯の生活設計」をまとめとしてだけでなく、科目の導入として位置付けるとともに、AからCまでの内容と関連付けることで、生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫ができるよう内容の充実を図った。
- ⑤ 少子化の進展に対応して、「家庭基礎」では、子育て支援、乳幼児と関わるための基礎的な技能、「家庭総合」では、子供の遊びと文化、子育て支援、子供の発達に応じた適切な関わり方の工夫などに関する内容の充実を図った。
- ⑥ 高齢化の進展に対応して、いずれの科目においても高齢者の尊厳と介護（認知症を含む）に関する内容を充実するとともに、「家庭基礎」では、高齢者の生活支援に関する基礎的な技能、「家庭総合」では、高齢者の心身の状況に応じた生活支援に関する技能などの内容の充実を図った。
- ⑦ 衣食住については、「家庭基礎」では、自立した生活を営むために必要な基礎的・基本的な内容を、「家庭総合」では、生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させることを重視するとともに、いずれも、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関わる内容の充実を図った。
- ⑧ 消費生活・環境については、成年年齢の引下げを踏まえ、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容を充実するなど、消費者被害の未然防止に資する内容の充実を図った。
- ⑨ ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動を引き続き重視するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図った。

第3節 家庭科の目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

今回の改訂においては、従前の家庭科の目標の趣旨を継承するとともに、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築、食育の推進、男女共同参画社会の推進、成年年齢の引下げ等への対応を一層重視し、生活を主体的に営むために必要な理解と技能を身に付け、課題を解決する力を養い、生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養うことにより、家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成することを目指す、家庭科の目標を示した。

この目標は、家庭科で育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせについては、本解説第1部第1章第2節1において示したとおり、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造するために、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することを示したものであると考えられる。

この「生活の営みに係る見方・考え方」に示される視点は、家庭科で扱う全ての内容に共通する視点であり、相互に関わり合うものである。したがって、生徒の発達の段階を踏まえるとともに、取り上げる内容や題材構成などによって、いずれの視点を重視するのかを適切に定めることが大切である。例えば、家族・家庭生活に関する内容においては、主

に「協力・協働」、衣食住の生活に関する内容においては、主に「健康・快適・安全」や「生活文化の継承・創造」、さらに、消費生活・環境に関する内容においては、主に「持続可能な社会の構築」の視点から物事を捉え、考察することなどが考えられる。

実践的・体験的な学習活動を通してとは、家庭科における学習方法の特質を述べたものである。家庭科の目標を実現するためには、生活を営む上で必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などの内容について、理論のみの学習に終わることなく、調理、製作等の実習や観察、調査、実験、演習などの実践的・体験的な学習活動を通して学習することにより、習得した知識及び技能を自らの生活に活用することを意図している。

このようにして獲得した力が、将来にわたって生活を創造する資質・能力の育成につながると思われる。

様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成するとは、従前においても、男女共同参画社会の推進を踏まえて、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解するとともに、生活に必要な知識と技能の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭を築いていくことを認識させ、家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育てることを示しており、この趣旨は今回の改訂においても継承されている。なお、当該箇所については、小学校が「生活をよりよくしようと工夫する資質・能力」、中学校が「よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力」と示されており、高等学校においては「よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力」としている。これらの各学校種における表現の違いは、児童生徒の発達の段階を踏まえたものであり、今回、小・中・高等学校を通じて整理された「生活の営みに係る見方・考え方」を軸に、それぞれの目標と関連付けながら、そのねらいを達成する必要がある。高等学校では、**様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力**としており、このことが、小学校、中学校との系統性を踏まえつつ、高等学校ならではの深まりをもっているといえる。その深まりとは、すなわち、家族・家庭についての理解、共に生きる生活観の育成、家庭生活の様々な事象の原理・原則についての科学的理解、理解したことを実際の生活の場で活用するための技能の習得、生活を総合的に認識し、適切に判断する意思決定能力、課題を解決する問題解決能力など、生涯を見通して主体的に生きる力を育成し、家庭や地域の生活を創造する資質・能力を意味している。

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力は、三つの柱に沿って示されており、これらが偏りなく実現できるようにすることが大切である。そのため、実生活と関連を図った問題解決的な学習を効果的に取り入れ、これら三つの柱を相互に関連させることにより、家庭科全体の資質・能力を育成することが重要である。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境など

について、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(1)の目標は、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けることを示している。なお、今回の改訂に当たって育成すべき資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理したことから、従前の教科目標に示されていた「知識及び技術」の「技術」については「技能」としている。

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉えとは、人間が生まれてから死ぬまでの間、身体的、精神的に変化し続け、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の考えに立ち、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、人の一生という時間の経過の中で、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動に関わる事柄を、相互に関連付けて理解することを示している。

また、目標の柱書と(1)との関連では、家庭や地域の生活は、個人、家族、社会及び環境との相互関係によって成り立っており、多面的、総合的であるといえる。社会の変化に対応しつつ主体的に生活を営む力を身に付けるためには、生活上の知識や技能を断片的に習得するだけでなく、生活資源や生活活動などを生涯の生活設計やキャリアプランニングなどと関連付けて取り扱うことが重要である。このような取扱いをすることによって、生徒自身が現在及び将来の生活を自立的に営み、男女が共に協力して家庭を築いていくという実践的な態度を育てることを目指している。

家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めとは、生命を育んだり生活をしたりする基盤としての家族・家庭の意義について理解を深めるとともに、家族・家庭が社会との関わりの中で機能していることについて理解を深めることができるようにすることを意味している。

家族・家庭の機能、家族構成や家族規模、ライフスタイルなどが大きく変化する中でも、特に、生命を育み生活能力や生活文化を伝える環境として、情緒面の充足と安定をもたらし人格の形成を図る、家族・家庭の意義を認識させるようにする。その上で、家庭生活は家族自身の主体性により営まれてはじめてその機能を発揮することを認識させ、互いに協力して生活を創造しようとする意欲へとつなげることが重要である。また、婚姻、夫婦、親子、福祉、消費などに関する法律や制度によって社会の秩序が保たれ、個人が保護されていることを認識し、家族・家庭と社会との関わりについて理解できるようにする。

このように、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、性別や世代を超えて、男女が家族や社会の中で平等な関係を築き、共に生きる社会の一員として役割と責任を果たし、家庭や地域の生活を主体的に創造していくことが重要であることを認識させることを重視している。

家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにするとは、生活を営むために必要

な、家族・家庭、衣食住、消費や環境などに関する知識と技能を実践的・体験的な学習活動を通して習得できるようにすることを意味している。

高等学校段階では、小学校、中学校における学習の上に立ち、生活に関わる経済的な視点や生活文化の継承と創造の視点を踏まえて、持続可能な社会の構築に向けて、科学的な根拠に基づいた実践力を身に付けることが重要である。家庭科のねらいが、理解するだけでなく、健康や環境に配慮した生活の実践力の育成と持続可能な社会を目指す上で必要なライフスタイルを確立できるようにすることであり、その学習方法として、生活の中で活用する視点を明確にした実践的・体験的な学習活動を工夫することが大切である。

(2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。

(2)の目標は、次のような学習過程を通して、習得した「知識及び技能」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を育成することにより、課題を解決する力を養うことを明確にしたものである。(学習過程の参考例を次ページに図示する。)

家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定しとは、本解説第1部第1章第2節1において、「『生活の営みに係る見方・考え方』を働かせつつ、生活の中の様々な問題の中から課題を設定し、その解決を目指して解決方法を検討し、計画を立てて実践するとともに、その結果を評価・改善するという活動の中で育成できると考えられる。」と示されたことを踏まえ、小学校では「日常生活の中から問題を見いだし…」、中学校では「家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだし…」と示されているのに対して、高等学校は「家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだし…」としており、各校種における学習対象の違いを明確にしたものである。このことは、小・中・高等学校の系統性を踏まえつつ、学習対象としての広がり留意して指導することが大切であることを意味している。

解決策を構想しとは、解決の見通しをもって計画を立てることを通して、生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決方法を検討し、計画、立案する力を育成することについて示したものである。その際、様々な人々との関わりを通して他者からの意見等を踏まえて、計画を評価・改善し、最善の方法を判断・決定できるようにする。

実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するとは、実習や観察・実験、調査、交流活動等を通して、課題の解決に向けて実践したことを振り返り、考察したことを発表し合い、他者からの意見を踏まえて改善策を検討するなど、実践活動を評価・改善する力を育成することについて示したものである。その際、考察したことを科学的な根拠に基づいて理由を明確にして論理的に説明したり、発表したりすることができるようにする。

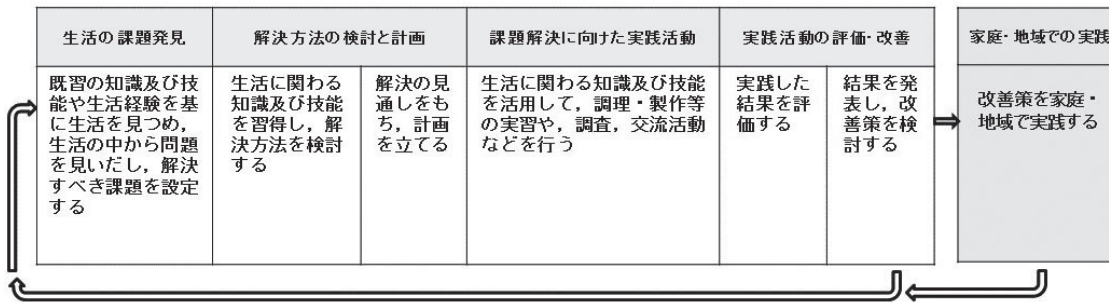
生涯を見通して生活の課題を解決するとは、自立した生活者として、様々な人々と関わ

り合う中で、他者の立場を考え、多様な意見や価値観があることを踏まえつつ、よりよい生活の実現に向けて、身近な生活の課題を主体的に捉え、具体的な実践を通して、課題の解決を目指すことを意味している。

このような一連の学習過程は、本解説第1部第1章第2節1において、㊦生活の課題発見、㊧解決方法の検討と計画、㊨課題解決に向けた実践活動、㊩実践活動の評価・改善と整理することができると示されている。これらの学習過程を通して、生徒が自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする^{かん}こと、達成感や有用感を涵養し、次の学習に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

なお、この学習過程は、生徒や学校の実態や題材構成に応じて異なることなどに留意する必要がある。また、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動と関連を図り、一連の学習過程として位置付けることも考えられる。

家庭科、技術・家庭科(家庭分野)の学習過程の参考例



※ 上記に示す各学習過程は例示であり、上例に限定されるものではないこと

(3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

(3)の目標では、家庭科の学びを通じて、よりよい社会の構築に向けて、様々な人々と協働して生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養うことを明確にしたものである。

様々な人々と協働しとは、年齢や障害の有無に関わらず、様々な人々と力を合わせて協働し、社会の一員として主体的に行動することを意味している。

よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとは、個人や地域社会がどのような役割を果たし、つながっていけばよいかについて考え、主体的に地域社会に関わっていくことが重要であることを意味している。さらに、参画しようとする^{かん}ことで、生活課題の解決だけでなく、心のつながり、人の成長など精神面にも大きく影響することを意味している。

自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度とは、学習で得たものを実際の生活に活用しようとする態度であり、生活の各場面で問題を見だし、課題を設定し、その解決を図りながら、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育て

ることを示している。このように家庭科では、知識・技能の習得のみではなく、意思決定や問題解決をも含めた資質・能力の育成を目指している。

以上のように、高等学校家庭科では、自己及び家族の発達と生活の営みに必要な知識と技能を、小学校家庭科、中学校技術・家庭科の上に積み重ねて習得し、生活をよりよくするために主体的に実践できるよう資質・能力を育成することを目指している。そのため、社会との関わりの中で営まれる家庭生活や地域の生活への関心を高め、生涯を見通して生活を創造する主体としての視点が重要となることから、持続可能な社会の構築を目指し、グローバルな視点に立って生活の現状を見つめ、なぜそうするのか、どうしたらよいかという課題意識をもつとともに、実践的・体験的な学習活動を通して家族・家庭、衣食住、消費や環境など家庭生活の様々な事象の原理・原則を科学的に理解すること、及び、それらに関わる知識と技能を実際の生活上の意思決定や問題解決に生かし、男女が協力して、家庭や地域の生活を主体的に創造する資質・能力を育成することが大切である。

第4節 家庭科の科目編成

家庭科の科目編成は以下のとおりである。

平成 30年告示		平成 21年告示	
科目名	標準単位数	科目名	標準単位数
家庭基礎	2 単位	家庭基礎	2 単位
家庭総合	4 単位	家庭総合	4 単位
		生活デザイン	4 単位

家庭科においては、「家庭基礎」（2 単位）及び「家庭総合」（4 単位）の 2 科目を設け、生徒の多様な能力、適性、興味・関心等に応じて必修科目として 1 科目を選択的に履修させる。

「家庭基礎」は、標準単位数が 2 単位の科目である。従前の「家庭基礎」同様、人の一生を見通しながら自立して生活する能力と、異なる世代と関わり共に生きる力を育てることを重視している。また、子供を生み育てることや子供と関わる力を身に付けるなどの乳児期に関する内容や、高齢者の生活支援に関する基礎的な技能の内容を加えるなどの改善を図った。また、自立した生活者として必要な衣食住の生活や生活における経済の計画などに関する実践力の育成を図る観点から充実を図った。

「家庭総合」は、標準単位数が 4 単位の科目である。従前の「家庭総合」に比べ、乳児との触れ合いや子供とのコミュニケーション、高齢者の生活支援に関する技能、日本の生活文化等に関する内容の充実を図った。また、生活を総合的にマネジメントできるように、健康や安全等を考慮するとともに、生活の価値や質を高める豊かな衣食住の生活を創造するための実践力を身に付ける観点から改善を図った。

いずれの科目においても、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」の(1)に生涯の生活設計を導入として位置付けるとともに、成年年齢の引下げを踏まえ、「C 持続可能な消費生活・環境」において、契約の重要性や消費者保護に関する内容の充実を図った。

また、各学校においては、学校で特定の科目に決めてしまうのではなく、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。

第1節 家庭基礎

1 科目の性格と目標

(1) 科目の性格

この科目は、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築，食育の推進，男女共同参画社会の推進，成年年齢の引下げ等を踏まえて，生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解と技能を身に付け，課題を解決する力を養い，生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養うことにより，家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成する科目である。

今回の改訂においては，小・中・高等学校の系統性を踏まえ，内容構成を「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」，「B 衣食住の生活の自立と設計」，「C 持続可能な消費生活・環境」に「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理した。

また，生涯の生活設計の学習を科目の導入としても学習することで，現在を起点に将来を見通し，ライフステージに応じた衣食住の生活に関わる理解や技能の定着や，生涯にわたってこれらの力を活用して課題を解決できるよう内容の改善を図った。

(2) 目標

第1 家庭基礎

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を通して，様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活・環境などについて，生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど，生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，地域社会に参画しようとするとともに，自分や家庭，地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

3 内容の取扱い

- (1) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAからCまでについては，生活の科学的な理解を深めるための実践的・

体験的な学習活動を充実するとともに、生活の中から問題を見だしその課題を解決する過程を重視すること。また、現在を起点に将来を見通したり、自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして、生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるよう指導を工夫すること。

「家庭基礎」は、内容を「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つとし、家族や生活の営みを人の一生との関わりの中で捉え、生涯の生活設計、家族や家庭生活の在り方、子供と高齢者の生活と福祉、生活の自立と健康のための衣食住、消費生活・環境などに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得し、男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を養うことをねらいとしている。特に、生活をする上での様々な課題を主体的に解決する能力の育成を目指して、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の指導を充実することが重要である。

今回の改訂においては、家庭科の特質である実践的・体験的な学習活動を充実させることを目標の柱書に位置付け、明確にしている。家庭科の学習は、生活の中から生徒自身が見いだした問題についてその解決を図る過程を重視しており、その際、例えば、実験・実習の見通しを持ったり、結果を検証したりすることなどによって、生活についての科学的な理解を深めていくことが大切である。また、生涯の生活設計を本科目の導入として位置付けるとともに、各内容と関連付けて扱うことを踏まえ、人の一生を時間軸として捉えたり、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動に関わる事柄を、人の一生との関わりの中で空間軸において捉えたりすることができるよう指導を工夫することとしている。

また、内容「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」では、生涯を見通して生活を設計し創造する力、様々な人々とつながり共に生きる力を、「B 衣食住の生活の自立と設計」では、生涯を通して健康で自立的に生活を営む力を、「C 持続可能な消費生活・環境」では、消費者の権利と責任を自覚して主体的に行動する力を、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」では、生活課題を見付け自ら解決する力を身に付けることをねらいとして構成している。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせとは、家庭科を学習する上での特質を意味している。家庭科は、人の誕生から、乳幼児期、青年期、壮年期、高齢期までの生活の営みを見通し、生涯にわたって、生活の主体として自立し、かつ人と協働して共に生きる力を身に付けることを目指している。しかし、生活を総合的に把握し、よりよい生活を創造する実践力や応用力は、学習内容を順次、個別に習得するだけでは身に付けることはできない。なぜなら、家庭科の学習内容である、家族・家庭、衣食住、消費・環境は、相互に複雑に関わり合う生活の営みであり、その関連性を把握することが、よりよい生活をつくる上で重要となるからである。そこで、今回の改訂においては、生活の営みを包括的に把握するために、家庭科が学習対象としている家族・家庭、衣食住、消費・環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等

の視点として示した。これら四つの視点は、「家庭基礎」の学習内容である「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」の全てを見通す視点であり、いずれの内容とも関連があるが、その関連の深さは異なる。各視点と内容との関連がとりわけ深いのは、例えば協力・協働については、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、健康・快適・安全については、「B 衣食住の生活の自立と設計」、生活文化の継承・創造については「B 衣食住の生活の自立と設計」、持続可能な社会の構築については「C 持続可能な消費生活・環境」が考えられる。指導に当たっては、これらの視点への認識が深まり、生活の価値や質を高め、実践につながるよう、取り上げる題材を工夫したり、学習内容の相互の関連を図ったりすることができるよう留意する必要がある。

実践的・体験的な学習活動を通してとは、学習を通して理解を深めたり実践力を身に付けたりするには、実験、実習を通して獲得する科学的な理解や技能を、知識とつなげて生活の中で活用する力を育てることが必要であることを意味している。

様々な人々と協働しとは、家庭科が扱う生活は、家庭の中だけにとどまるものではなく、地域や社会の現実とつながっており、さらに生涯を見通して、乳幼児や高齢者など年齢の異なる人や障害のある人など、様々な人々の生活を理解し、共に協力し合うことを意味しており、地域の乳幼児や保護者、高齢者などと交流する機会を学習の中で設けることは、生徒の理解や認識を深める上で重要である。また、生活の各場面で問題を見だし、その解決を図りながら、家庭生活や地域の生活の充実向上を果たす学習も不可欠であり、家庭科では、知識及び技能の習得のみではなく、意思決定や問題解決をも含めた能力の育成を目指している。

よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力とは、家族・家庭、衣食住、消費や環境など生活に必要な知識と技能を習得し、それらに関わる思考力、判断力、表現力等を育むことを通して、男女が相互に協力し、共に支え合う家族や社会の一員として、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成することを意味している。

人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能については、この科目で目指す資質・能力のうち知識及び技能を育成するために必要な内容を例示したものである。この科目は、基礎的・基本的な学習内容から構成されており、内容のAからCに示された事項の学習を通じて、基礎的・基本的な知識と技能を確実に身に付けることができるようにすることを意味している。指導に当たっては、「3. 内容の取扱い」で示す「(1) 内容の取扱い」と「(2) 内容の範囲や程度」に基づき、基礎的・基本的な事項を明確に把握する必要がある。

家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力については、習得した知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等を育成することにより、課題を解決する力を養うことを明確にしたものであ

る。家庭や地域及び社会における生活の問題から解くべき課題を設定し、その解決に取り組むプロセスを通して、思考・判断し、結果を表現する力を育むことを意味している。

様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養うについては、年齢や障害の有無に関わらず、様々な人々と協働し、主体的に地域社会と関わりながら家庭や地域のよりよい生活を工夫し創造するために、家庭や地域の生活の中で生じる課題を生活活動や生活資源と関わらせながら、主体的に解決する力が必要であることを示している。また、家庭生活は、家族員の健康や生活など様々な事情で変化したり、不測の事態に遭遇したりするものである。家庭科においては、原理・原則に関する学習を生かして、各自が生活課題を解決できるように問題解決的な学習を一層重視していることを示している。

生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度については、知識と技能を生かして、各自の家庭生活や地域の生活を見つめ、主体的に問題を見だし、これを改善・充実しようとする積極的な態度を育てることをねらいとしていることを示している。特に、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」については、内容のAからCまでの学習の中で見いだした問題について、課題を設定し、その解決に向けて、生徒が主体的に取り組むことができるよう問題解決的な学習を充実することが重要である。

2 内容とその取扱い

この科目は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つの内容で構成し、標準単位数は2単位である。これらの内容については、実践的・体験的な学習活動を中心として指導するとともに、問題解決的な学習を充実するよう配慮する。また、内容AからDまでについて、相互に有機的な関連を図り展開できるように配慮する。

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について、生涯を見通し主体的に生活するために、家族や地域社会の人々と協力・協働し、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生活設計を工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

イ 内容のAの(1)については、人の一生を生涯発達の視点で捉え、各ライフステージの特徴などに関連を図ることができるよう、この科目の学習の導入として扱うこと。また、AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。

ここでは、家庭科の学習を通して、人の一生について、生涯発達の視点で捉え、様々な生き方を理解するとともに、自らの生き方を見つめ、将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を理解し、自分の目指すライフスタイルを実現するために、生涯を見通した生活を設計することができるようにすることをねらいとしている。

ア 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

人の一生については、生涯発達の視点に立って、乳児期から高齢期までのライフステージの特徴と課題を見通し、その課題を他者と関わりながら達成しつつ、生まれてから死ぬ

まで発達し続けていくという考え方を理解できるようにする。

自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることについては、ライフイベントや人生の転機、あるいは家族の変化や社会変動などによって生じる課題を乗り越える際に、誰もが同じような方法や選択で達成するのではなく、その時の身近な他者や社会との関わりを通して一人一人が異なる過程をたどり、様々な生き方があることを理解できるようにする。

自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行いについては、生活の営みに必要な家族、友人、健康、金銭、もの、空間、技術、時間、情報など、生活する上で重要な要素が生活資源であることに気付き、それらに関わる情報を収集、整理することの重要性を理解できるようにする。

生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことについては、自立した生活を営むために、生涯を見通しながら、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることへの理解を深めることができるようにする。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生活設計を工夫すること。

自分の目指すライフスタイルを実現するために、各ライフステージの特徴と課題やライフイベントと関連付けたり、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げたりして考察し、生活設計を工夫することができるようにする。

また、生活設計の実現には、様々な社会的条件が大きく影響することにも触れ、生活設計を通して社会の動きを見つめ、広い視野をもって生活を創造していくことや不測の事態にも柔軟に対応することの必要性を認識できるようにする。

指導に当たっては、まず、「家庭基礎」の学習の導入として位置付け、各ライフステージにおいて内容のAからCのどのような内容が関連しているかの見通しをもつとともに、人は生まれてから死ぬまでの一生を通して、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の視点から捉え、各ライフステージの特徴などと関連付けて生活設計を立案することができるようにする。その際、家族、地域社会との関わりを通じて、より豊かな衣食住生活を営むための知識と技能を身に付けることが、生活設計の基礎となることを理解できるようにすることが重要である。また、人の一生における就職や結婚などの重要なライフイベントを扱う際には、目標や課題を認識できるよう、単なるライフイベントの羅列に終わらないように留意する。

また、AからCまでの内容と関連付けるとは、例えば、青年期の自立と一人暮らしの住まいと関連付けたり、高齢期の課題や特徴と食における自立支援の工夫と関連付けたりすることなどが考えられる。

まとめとして扱う際には、例えば、生活資源の活用に気付き、各ライフステージの目標を挙げて、その実現に必要な条件を考えることができるようにしたり、導入時に立案した

生活設計を、内容AからCの学習を踏まえて見直したり、具体的に短期・長期の計画を立てたりすることなどが考えられる。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることの重要性について話し合わせたり、将来就きたい仕事についての調査をしたりするなど、生活設計を具体化するための情報の集め方などについても考えることができるようにする。その際、自分が目指すライフスタイルに近い人物の生き方を調べ、自分の課題を探ることなども考えられる。

(2) 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(内容の範囲や程度)

ア 内容のAの(2)のアについては、関係法規についても触れること。

ここでは、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて理解できるようにする。また、男女が協力して家庭を築くことの意義や、現代の家族・家庭の機能や特徴について歴史的、文化的、社会的変化との関連から理解を深め、考察できるようにすることをねらいとしている。その際、自立した生活を営むためには、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることを認識できるようにする。

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

生涯発達の視点で青年期の課題を理解することについては、青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、固定的な性別役割分業意識の見直し、男女の平等と相互の協力などを取り上げ、生涯を見通した中で青年期をどのように生きるかについて理解を深めることができるようにする。

家族・家庭の機能と家族関係については、歴史的、文化的、社会的制度としての家族について理解できるようにするとともに、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について認識できるようにする。その際、婚姻、夫婦、親子、相続など家族に関する法律や社会制度の基礎的な理解を手がかりとして、現代の家族・家庭について理解を深めることができるようにする。

家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについ

て理解を深めることについては、現代の家族・家庭の課題を経済や制度などの社会環境の変化と関連付けて理解できるようにする。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

家庭や地域のよりよい生活を創造するために、様々な生活課題に対応して適切な自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することの重要性を考察できるようにする。また、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律、家族が社会制度として存在することの意味なども関連付けて考察できるようにする。また、**男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くこと**については、固定的な性別役割分業意識を見直し、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性を考察できるようにする。

(3) 子供の生活と保育

ア 乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けること。

イ 子供を生き育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

ウ 内容のAの(3)及び(4)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

(内容の範囲や程度)

ア 内容のAの(中略)(3)から(5)までについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

ここでは、乳幼児期の心身の発達とそれを支える生活、子供が育つ環境、子育て支援、乳幼児との関わり方などについて基礎的な知識や技能を身に付け、子供を生き育てることの意義、親や家族及び地域や社会の役割の重要性について考察することができるようにすることをねらいとしている。

ア 乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付ける

こと。

乳幼児期の心身の発達については、身体の発育や運動機能、言語、認知、情緒、社会性などの発達の概要と、それらの発達が密接に関連していることを理解できるようにする。また、乳幼児期は人間の発達の段階において最も発達が著しい重要な時期であることや、子供の発達には個人差はあるが、一定の方向性や順序性があることを理解できるようにする。

乳幼児期の生活については、遊びが子供の生活において重要であり、遊びを通して様々な心身の発達が促されること、基本的な生活習慣の形成や、健康管理と安全への配慮などについて理解できるようにする。また、家庭保育と集団保育を取り上げ、子供の発達と環境との関わりについて理解できるようにする。

親の役割と保育については、乳幼児期は、その発達の段階に応じた親の働きかけが重要であることを親の保育態度と関連付けて理解できるようにする。また、子供は生活の中で人との関わりを通して育つことから、親や家族の関わり方や家庭生活が果たす役割の重要性について理解できるようにする。特に、乳児期の親との関わりによる愛着の形成は、将来の人間関係の基礎となることを理解できるようにする。また、社会的自立のためには、子供の発達に応じて基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けさせることが親や家族の重要な役割であることを理解できるようにする。保育の第一義的な責任は親にあるが、それを支える社会の支援が必要であることを理解できるようにする。

子供を取り巻く社会環境については、例えば、少子化や都市化、核家族化などの社会環境の変化による人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下、自然と触れ合う経験の不足、育児不安や孤立感、子供の貧困や虐待、保育所不足と待機児童の問題などを取り上げ、現代の子供を取り巻く社会環境の課題や子育て支援の必要性について理解できるようにする。

子育て支援については、育児不安や孤立感をもつ親や家族を支援する体制づくりが必要になってきており、子供や子育て家庭を支える社会の支援が重要であることを理解できるようにする。その際、子育てを支援する制度や地域にある子育て支援施設、ネットワークなど具体的な事例を取り上げ、社会全体で子育てを支援していくことの重要性を理解できるようにする。

また、集団保育の場として幼稚園、保育所、認定こども園などを取り上げ、それぞれの特徴や役割を理解できるようにする。さらに、児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約などに示された児童福祉の理念についても触れるなどして、子供の福祉についても理解できるようにする。

乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能については、乳幼児との触れ合いや交流、親や保育者が乳幼児と関わる姿の観察など、実践的・体験的な学習活動を通して身に付けることができるようにする。例えば、乳児の溢乳の対処や抱き方、寝かせ方、乳幼児の着替えの援助や絵本の読み聞かせなど、個々の子供に応じた接し方を実践したり、安全や衛生に気を配り室内外の環境を整えたり、子供の目の高さで優しく、分かりやすい言葉で話しかけたり、話を聞いたりすることなどが考えられる。生活習慣や遊びに関わる場面などで、

子供が心地よく楽しく過ごせるような配慮とコミュニケーションのための基本的な技能を身に付けることができるようにする。

イ 子供を生き育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。

先行する世代の者は、次の世代を担う子供を健やかに育てる責任があり、子供とのコミュニケーション能力を高めることが重要である。また、子育ては、親はもとより、社会全体で支えていく必要がある。こうしたことを踏まえ、子供と関わるができるような機会を設け、親自身も子育てや保育を通じて人間的に成長することや子供はこれからの社会を築いていくという視点から、子供を生き育てることの意義や地域の一員として子供の成長に関わることの意味について考えることができるようにする。また、保育に対するニーズが多様化していることにも触れ、子供の育つ環境にどのような課題があるかを考え、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察できるようにする。

(4) 高齢期の生活と福祉

- ア 高齢期の心身の特徴、高齢者を取り巻く社会環境、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解するとともに、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けること。
- イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

- ウ 内容のAの(3)及び(4)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

(内容の範囲や程度)

- ア 内容のAの(中略)(3)から(5)までについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。(4)については、認知症などにも触れること。アについては、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けることができるよう体験的に学習を行うこと。

ここでは、高齢者の心身の特徴、社会環境、高齢者と関わる際に重要な尊厳や自立の視点、関わり方などについて理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、高齢者の生活を支えるための家族、地域社会の役割の重要性について考察できるようにすることをねらいとしている。

ア 高齢期の心身の特徴、高齢者を取り巻く社会環境、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解するとともに、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けること。

高齢期の心身の特徴については、生涯を見通して高齢期を捉えるとともに、高齢者の身体的特徴と心理的特徴の概要について理解できるようにする。その際、加齢に伴って全ての機能が衰えるわけではなく、成熟期として捉えられる面もあることや、個人差が大きいことを理解できるようにする。また、介護予防や生活の工夫などについても理解できるようにする。その際、高齢者疑似体験や視聴覚教材などを通して体験的に理解を深めることができるように指導することなどが考えられる。また、認知症などについては、物忘れと認知症の違いや認知症への対応方法についても触れる。

高齢者を取り巻く社会環境については、近年の高齢者福祉の基本的な理念や高齢者福祉サービスなど代表的なものについて触れた上で、社会の現状と今後の解決すべき課題について理解できるようにする。その際、ノーマライゼーションの視点から高齢期になっても、誰もが安心して自立的な生活を送ることができる社会について理解できるようにする。例えば、高齢者の就労問題、高齢者の暮らし方などの生活実態調査資料などを基に、高齢期の状況を把握したり、祖父母や身近な高齢者から生きがい、社会参加、健康問題と介護、生計の維持などについて聞き取ったりするなどの活動や、老老介護、高齢者虐待などの現代の高齢者介護に関する事例を取り上げて、理解できるようにすることなどが考えられる。

高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護については、自己の尊厳について触れ、自立した生活ができなくなっても、人間として尊ばれることや、それを支えるために、自立生活の支援や介護が必要であることが理解できるようにする。自己決定や主体的に自分らしく生きる視点が高齢期でも大切であるという考え方を示しながら、生活を観察・分析し、その人の有する力に着目し、その人に合った衣食住生活など環境を整えることで生活の質が向上することを理解できるようにする。

生活支援に関する基礎的な技能については、高齢期の心身の特徴と生活への影響を踏まえた上で、安全に配慮することや高齢者の自己決定、主体的参加の尊重など介護の視点を土台として、例えば、車椅子の操作や移動・移乗の介助、食事・着脱衣の介助などの基礎的な技能を身に付けることができるよう、高校生同士が体験的に学習することを想定している。その際、ボディメカニクス原則や高齢者の心身の状態に応じて介助の方法が異なることにも触れる。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること。

家族や地域及び社会の果たす役割の重要性については、介護保険制度、地域包括ケアなどを取り上げて、高齢者を取り巻く社会の課題について考えることができるようにする。特に高齢者が自立的な生活を営むためには、介護予防の視点が重要であり、家族や地域及び社会の果たす役割を具体的に考えることができるようにする。その際、自助、共助及び公助の考え方をはじめ、互助に対する考え方にも触れ、家族・地域・社会とそれぞれの役割について具体的な事例を通して考察できるようにする。

また、介護が必要になった場合、家族、地域及び福祉サービス等の連携により社会全体で高齢者を支える仕組みや在り方について考察し、例えば、家族が認知症になった時の家族・地域・社会とそれぞれの役割について具体的な事例を通して考察できるようにする。

(5) 共生社会と福祉

- ア 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。
- イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

- ウ 内容のAの(中略)(5)については、自助、共助及び公助の重要性について理解できるよう指導を工夫すること。

(内容の範囲や程度)

- ア 内容のAの(中略)(3)から(5)までについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

ここでは、乳幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家族・家庭の生活課題を主体的に解決していくために必要な福祉や社会的支援について理解し、生活をよりよくするために何が必要かについて理解を深めることができるようにすることをねらいとしている。また、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、家庭や地域及び社会の生活を創造していくための課題について考察することができるようにする。

ア 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援については、社会的制度、社会福祉の基本的な理念、共に支え合って生きる社会の考え方について理解できるようにする。また、ノーマライゼーションや福祉の発展など歴史的な変遷に触れながら、家族、地域のもつ現状と課題を理解できるようにする。個人として、年齢、障害等の有無に関わらず、主体的に自身の人生を最後まで自分でつくりながら自分らしく生きるということについての自立的な生活と、家族や学校、地域の人の支え合いなどの身近な環境、また国や自治体などの制度や行政サービスなどの制度としての支援体制という支え合いの構造について理解できるようにする。加えて、自助、共助及び公助の概念だけでなく互助も含めたつながりについても理解できるようにする。併わせて、異なる背景をもつ人々が共に支え合いながら生きていくことの必要性にも触れ、関連する現代の社会の現状についても理解できるようにする。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要

性について考察すること。

家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性については、生涯を通して誰もが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会の構築のために、協力・協働の視点からどのような理念や社会的支援及びシステムが必要かなどについて考え、工夫することができるようにする。また、共に支え合う社会を実現するために、個人や地域社会がどのような役割を果たし、つながっていけばよいかについて考えることができるようにする。

さらに、ノーマライゼーションの理念を土台にして、地域のバリアフリーやユニバーサルデザインなど具体的事例を通して考察できるようにする。

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

エ 内容のBについては、実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお、(1)については、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。また、調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。

ここでは、自立した生活を営むために必要なライフステージに応じた衣食住の生活について、身に付けた知識や技能を実生活で活用できるようにするために、実験・実習の目的を明確にした指導を工夫することが大切である。

食生活については、食事と健康との関わりを中心に生涯を通して環境に配慮した健康で安全な食生活を営むために必要な知識と技能を効果的に身に付けることができるよう、調理実習や実験を中心とした学習活動を取り入れる工夫をすることなどが考えられる。

衣生活については、健康で快適な衣生活を目指し、被服の機能を理解したり、被服管理及び目的に応じた着装を考えたりする場合に実験・実習を中心とした学習活動を取り入れる工夫をすることなどが考えられる。

住生活については、防災などの安全で環境に配慮した住居と住生活を目指し、住居の機能を理解したり、住居と地域社会との関わりを考えたりする場合に実験・実習を中心とした学習活動を取り入れる工夫をすることなどが考えられる。

(内容の範囲や程度)

イ 内容のBの(1)のア、(2)のア及び(3)のアについては、日本と世界の衣食住に関わる文化についても触れること。その際、日本の伝統的な和食、和服及び和室などを取り上げ、生活文化の継承・創造の重要性に気付くことができるよう留意すること。

(1)のアについては、例えば、一汁三菜で表される栄養バランスのとれた献立構成や和食のおいしさを形成するだしのうま味と調味料などの特徴を通して指導を工夫することなどが考えられる。

(2)のアについては、例えば、和服と洋服の構成や被服材料の違いを取り上げ、平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴や被服材料、和服の種類や特徴などに触れることも考えられる。その際、地域の気候や風土で培われた伝統的な衣服に関心をもつことができるよう、例えば、北海道のアイヌのアットゥシや沖縄の紅^{びん}型等を取り上げて各地に伝わる伝統的な衣文化を題材に指導することも考えられる。

(3)のアについては、例えば、床の間や畳、縁側、土間等の日本建築・家屋の構法や構造等に触れ、気候や風土に応じた各地域の家づくりと住まい方の特徴や変遷について指導することなどが考えられる。

(1) 食生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(イ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

ここでは、栄養と食事、食品と調理など食生活に関わる基礎的・基本的な知識と技能を実験・実習を中心とした学習活動を通して身に付け、食事作りを中心に、栄養、食品、調理の学習を相互に関連付けながら、食生活に関わる情報を適切に判断し、生涯を通して健康や環境に配慮した安全な食生活を営むことができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

ライフステージに応じた栄養の特徴については、乳児期から高齢期までのライフステージ別の栄養の特徴などについて理解し、自己や家族の食事を管理することの重要性や青年期における毎日の食事の重要性、食事を共にすることの意義について理解できるようにする。また、栄養素の種類と機能、食事摂取基準や食品群別摂取量の目安などを理解し、栄養的にバランスのとれた家族の食事を計画できるようにする。

食品の栄養的特質については、日常用いられている主な食品を取り上げ、食品には様々な成分が含まれており、その栄養的な特質により食品群に分類されることを理解できるようにする。食品群の取扱いについては、中学校までの学習を踏まえ、家族の健康を保持し、栄養と嗜好を考えた献立作成の観点から捉えることができるようにする。

健康や環境に配慮した食生活については、自分の食生活を振り返り、食品購入から調理、食事において、ライフステージの特徴に応じた健康によい食生活の在り方及び環境の維持や持続可能な社会を構築するために必要な食生活の在り方等について理解できるようにする。

自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能については、自己や家族が健康を保持増進するために、自己や家族の食生活を振り返ることを通して、栄養と嗜好、費用、調理の効率、環境、安全などに配慮した食生活の計画・管理ができるようにする。

ア(イ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

おいしさの構成要素については、味、香り、硬さや粘りなどのテクスチャー、色、形などの外観、音、温度などを、五感を通して感じるとともに、調理や加工によりおいしさが増えることを理解できるようにする。その際、伝統的な和食の特徴についても理解できるようにする。

食品の調理上の性質については、日常用いられる食品の調理上の性質について理解し、調理法の要点を踏まえ、調理の実験・実習を通して調理の知識と技能を身に付けることができるようにする。また、乾燥や発酵などの加工により食品の保存性を高めていることを理解できるようにする。

食品衛生については、食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて食品の購入、調理、保存と関わらせて理解し、食生活を安全で衛生的に営むことができるようにする。特に食中毒については、身近な例を具体的に取り上げ、その原因や症状、予防のための調理上の性質について理解し、調理実習の際に十分留意する。また、食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けていることなどを取り上げ、社会における食品の安全確保の仕組みについても触れるようにする。

目的に応じた調理に必要な技能については、食品の鑑別、保存、管理などが適切にでき、料理の様式に適した調理法や食器、盛り付けなどを踏まえて食事を整えることができるようにする。

これらの項目については、配膳や食事マナーにも触れながら調理実習を通して理解できるようにする。その際、食物アレルギーにも配慮する。

調理実習の題材については、高校生の食生活の自立につながる日常食を中心とし、様式や調理法、食品が重ならないようにするとともに、生徒や学校の実態に応じて調理の技能の定着を図り、日常生活における実践への意欲を高めるよう配慮して設定する。

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活についての課題を解決するために、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築などの視点から、よりよい食生活の創造について考え、工夫することができるようにする。

食品の生産や流通・販売の多様化、輸入食品の増大、食料自給率の低下や加工食品、外食や中食への依存などの食を取り巻く環境の変化や食の安全について考察するとともに、食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画ができるようにする。

また、自己や家族の食生活についての問題を見だし、健康、安全及び環境などの視点から食生活に関わる情報を適切に判断し、主体的に考え工夫することができるようにする。

食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画については、例えば、地域又は季節の食材

を活用した献立を作成し、調理実習を行う際、和食や地域の食文化についても調べたり、実習内容を手作りといった視点で比較・考察し、これからの食生活に結び付けたりするなどの指導の工夫が考えられる。

(2) 衣生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) ライフステージや目的に応じた被服の機能と着装について理解し、健康で快適な衣生活に必要な情報の収集・整理ができること。

(イ) 被服材料、被服構成及び被服衛生について理解し、被服の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

ここでは、被服の機能と着装及び安全、環境に配慮した被服の計画・管理など衣生活に関わる基礎的・基本的な知識と技能を身に付け、生涯を通して健康で快適な衣生活を営むことができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) ライフステージや目的に応じた被服の機能と着装について理解し、健康で快適な衣生活に必要な情報の収集・整理ができること。

ライフステージや目的に応じた被服の機能と着装については、着心地のよい被服が、身体の生理特性、運動特性に配慮され、環境条件に適していることを理解できるようにするとともに、保健衛生上、生活活動上、社会生活上の機能を生かした適切な着装を理解できるようにする。その際、中学校までの学習内容を踏まえ、高校生がこれから過ごす社会生活を念頭におき、社会的慣習への適応などの社会的機能を理解できるようにする。

健康で快適な衣生活に必要な情報の収集・整理については、健康と安全、着心地に配慮した被服の入手と活用、環境に配慮した被服の再利用や適正な廃棄の方法など、消費者として必要な情報を収集・整理できるようにする。

ア(イ) 被服材料、被服構成及び被服衛生について理解し、被服の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

被服材料については、繊維（天然繊維、化学繊維）、糸、布の代表的な種類とそれらの特徴、性能について、実験や実験データ、デジタル教材等を活用するなどして理解し、適切な被服材料の選択と取扱いができるようにする。

被服構成については、人体と被服の関わり、人体を覆い動作に適応した被服の形状やゆとりなどについて理解し、平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴、既製衣料品のサイズ表示についても理解できるようにする。

被服衛生については、技術の発展と共に変化する被服が身体に及ぼす影響について実験や実験データの活用等を通して、着心地の面から理解を図り、快適な衣生活を営むことが

できるようにする。

被服の計画・管理に必要な技能については、被服の入手、洗濯、保管、適切な着用など、衣生活を計画・管理する上で必要な技能を身に付けることができるようにする。環境と人体の双方の条件に適合した被服材料やサイズ、デザイン等の選択ができるようにするとともに、保有する被服の有効な活用や補修、生活者として自立する上で必要な技能を身に付けることができるようにする。また、汚れが落ちる仕組み、湿式洗濯（ランドリー）と乾式洗濯（ドライクリーニング）の特徴を理解した上で、組成表示、家庭用品品質表示、取扱い表示などに基づいた、適切な洗濯ができるようにする。

さらに、資源の有効利用の観点から購入、活用、手入れ、保管、再利用、廃棄までを考えた被服計画の必要性についても理解できるようにする。

イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

被服の機能性や快適性、安全で健康や環境に配慮した被服の管理、目的に応じた着装についての課題を解決するために、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築などの視点から、よりよい衣生活の創造について考え、工夫することができるようにする。

ライフステージ、ライフスタイルに応じた安全で健康な被服の計画・管理を目指し、例えば、被服による健康被害や子供服の安全性、高齢者の着衣着火や衣服を原因とする事故等、自己と家族の衣生活についての問題を見だし、主体的に考え、工夫することができるようにする。また、環境の視点から被服に関わる情報を適切に判断し、環境負荷低減を目指した衣生活の実現に向け、工夫することができるようにする。

目的に応じた着装については、学校生活や行事、地域社会での活動など、目的や場所に合わせた着装や社会的慣習に基づいて、自己を表現する着装について考え、着用目的に応じた健康で快適な被服の選択と着装の工夫ができるようにする。指導に当たっては、高校生の着装に対する関心と衣生活の実態に即した扱いに留意する。

(3) 住生活と住環境

ア ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

ここでは、家族が安全で快適かつ健康な生活を営む場としての住居について、防火、防犯、耐震などの安全性や日照、採光、換気、遮音^{しよ}、温熱、空気環境、高齢者、障害者などへの配慮など住生活に関わる基礎的・基本的な知識と技能を身に付け、生涯を通して防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫することができるようにすることをねらいとしている。

ア ライフステージに応じた住生活の特徴，防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し，適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

ライフステージに応じた住生活の特徴については，例えば，生活行為と住居，ライフスタイルと住まいの関係などを取り上げ，一人暮らしや家族と住む住宅の間取り図等を理解できるようにする。その際，様々な住まい方や住宅政策などの具体例を取り上げ，理解できるようにする。また，高齢者や障害者などに配慮したバリアフリー住宅などにも触れるようにする。

防災などの安全や環境に配慮した住居の機能については，地震，風水害，積雪，土砂崩れなどの自然災害に対する防災対策を講じた住宅，防火，防犯，家庭内での事故などに対応した安全な住宅・住生活を理解できるようにする。例えば，構造安全性と室内の安全を確保する住生活上の対策や，行政や地域が行う防災対策などについて触れる。また，耐震要素としての壁や筋かい，免震構造や耐震構造等の面から構造安全性について取り上げることや，家具の転倒防止や避難等で防災上重要な項目について理解できるようにすることが考えられる。また，家族が快適かつ健康な生活を行う場としての住居の機能として，日照，採光，換気，遮音^{しやう}，温熱，室内の化学物質等による空気汚染などについて理解し，省エネルギーを通じて環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。

適切な住居の計画・管理に必要な技能については，維持管理，衛生やカビ・ダニ・結露対策，住居費や修繕，暮らしに関わるものの管理・収納などを理解した上で，住生活の管理や耐久性の高い住まいの実現に必要な技能を身に付けることができるようにする。

イ 住居の機能性や快適性，住居と地域社会との関わりについて考察し，防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

住居の機能性や快適性，住居と地域社会との関わりについての課題を解決するために，健康・快適・安全，持続可能な社会の構築などの視点から，よりよい住生活の創造について考え，工夫することができるようにする。例えば，住居の機能性については，家族のコミュニケーションが円滑にとれること，それぞれの生活行為がしやすく生涯を見通して利用できること，家具と収納との関係については，動線の合理性や起居様式と間取りの関係などを通じて考察することなどが考えられる。

また，地域施設との関係や集まって住むためのルールなど，地域コミュニティと共生できる住居の在り方などについて考察し，工夫できるようにする。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

オ 内容のCの指導に当たっては、A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。

ここでは、持続可能な社会を見通して、自立した生活を営むために必要な生活における経済の計画や消費生活及び環境との関わり等に関する理解を深めるために、家族・家庭や福祉、衣食住等の内容と相互に関連付けながら、環境に配慮して持続可能な社会を目指したライフスタイルと生涯を見通した生活設計について考察するなどの指導を工夫する。

なお、平成30年6月の民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費生活に関わる内容についてより一層の指導の充実を図ることが必要である。

今回の改訂においては、小・中・高等学校の系統性や成年年齢の引下げを踏まえ、内容C「持続可能な消費生活・環境」として新たに位置付けた。さらに、国際連合が定めた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals; SDGs)など持続可能な社会の構築に向けて、消費生活と環境を一層関連させて学習できるようにし、消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)の定義に基づく消費者市民社会の担い手として、自覚をもって責任ある行動ができるようにすることを意図している。

(1) 生活における経済の計画

ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などに関連付けて考察すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(1)のイについては、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること。

ここでは、生活の基盤としての家計管理の重要性や家計と経済との関わりについて理解するとともに、収入と支出のバランスの重要性やリスク管理の必要性を踏まえた上で、将

来にわたる不測の事態に備えた経済計画についても考察できるようにすることをねらいとしている。

ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。

家計の構造や生活における経済と社会との関わりについては、可処分所得や非消費支出の分析など具体的な事例を通して、家計の構造を理解するとともに、家庭経済と国民経済との関わりなど経済循環における家計の位置付けとその役割の重要性について理解できるようにする。

家計管理については、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できるようにする。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点にも触れるようにする。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などに関連付けて考察すること。

生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性については、各ライフステージの特徴と課題、家族構成や収入・支出の変化、生涯の賃金や働き方、社会保障制度などに関連付けながら考えることができるようにする。また、将来を見通して、事故や病気、失業、災害などの不可避的なリスクや、年金生活へのリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考察できるようにする。

指導に当たっては、例えば、給与明細を教材に、可処分所得や非消費支出など家計の構造や収支のバランスについて扱った上で、高校卒業後の進路や職業も含めた生活設計に基づいて、具体的にシミュレーションすることなどが考えられる。また、家計管理や生涯を見通した経済計画を考察する際に、例えば、ライフステージに応じた住生活や適切な住居の計画において、住宅ローンに関する費用と関連付けるなどの指導の工夫も考えられる。

(2) 消費行動と意思決定

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。

イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(中略)(2)のアについては、多様な契約やその義務と権利について取り上げるとともに、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。

ここでは、近年の消費者問題や消費者の権利と責任について理解し、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにすることをねらいとしている。

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。

消費者の権利と責任については、消費者基本法などを取り上げ、その概要や趣旨を理解し、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明するなど適切な意思決定に基づいて行動するとともに、環境や社会への影響などを考えて行動する責任があること、消費者の権利と責任は表裏一体であり、権利の行使には責任の遂行が伴うことなどについて理解できるようにする。

その上で、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定による消費行動によって意見を表明することなどが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを理解できるようにする。

消費生活の現状と課題については、グローバル化、情報化などの社会変化や、それに伴う販売や流通の多様化、消費者と事業者の情報量の格差など、消費者問題発生の社会的背景について理解できるようにする。その際、消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。

消費行動における意思決定については、消費者が財・サービスを購入する際の意思決定を行う過程として、例えば、問題の自覚、情報収集、解決策の比較検討、決定、評価などを取り上げ、消費行動における意思決定の重要性について具体的事例を通して理解できるようにする。

契約の重要性については、売買契約の他に多様な契約があることや、未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、契約は、申し込みと承諾という互いの意思表示の合致により成立し、方式は原則自由であること、契約が発生すると互いに権利と義務が発生し、どちらか一方の都合でやめることはできないこと等、中学校における学習を踏まえた上で、実際には事業者と消費者の間に情報や交渉力の格差が存在するため、その格差是正のための消費者支援・消費者保護があることや、消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、訪問販売等の特定取引におけるクーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることができる制度があることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。

消費者保護の仕組みについては、消費者被害の防止や救済について具体的に理解できるようにする。その際、消費者と事業者の間には、情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるためには、様々な支援や仕組みが必要であることを理解できるようにする。また、国民生活センターや各自治体における消費生活センターについて取り上げ、

その役割や機能についても理解できるようにする。さらに消費者契約法など被害救済のための基本的な法規のほか、表示偽装や製品事故などを取り上げ、安全で豊かな消費生活を送るための制度についても理解できるようにする。

生活情報を適切に収集・整理できることについては、財・サービスに関する正確な情報を入手するために、生活情報として行政からの情報、企業からの広告、商品やサービスの表示、インターネット情報などを取り上げ、適切に収集・整理ができるようにする。

イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動すること や責任ある消費について考察し、工夫すること。

自立した消費者としての適切な意思決定に基づく消費行動や、消費生活が環境や社会に及ぼす影響について考察し、持続可能な社会の構築に向けて、身近な消費生活をよりよくしようと工夫することができるようにする。

責任ある消費について考察し、工夫するについては、消費生活が環境や社会に及ぼす影響について考えることができるようにするとともに、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活をよりよくするために、安易に個人的利益や利便性だけを追い求めるだけでなく、環境や社会への影響を意識した責任ある消費について考察し、工夫できるようにする。

指導に当たっては、例えば、売買契約の他にも雇用契約、消費者貸借契約、賃貸契約等について扱いながら、義務と権利について考えることができるようにすることや、インターネットを介した通信販売、マルチ商法・デート商法などの具体的な事例を取り上げ、多様な販売方法・商法について理解できるようにするとともに、消費者信用による多重債務問題などの代表的な消費者問題を取り上げ、その背景や問題点について扱う。また、契約や消費者信用、多重債務問題など現代社会における課題を中心に取り上げ、生徒の生活体験などを踏まえて問題を見いだすことができるよう工夫する。その際、ICTを活用したり、広告や表示（マーク）、パンフレットなどで関連する情報を集めたりする活動や、それらを多面的・多角的に比較検討した意見交換などを通して、事業者側からの情報を過信することなく批判的思考に裏付けられた意思決定ができるようにする。また、問題解決的な学習を通して消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について理解できるようにする。消費行動は、家族・保育・福祉や衣食住全てに関わるものであることを意識して、題材を工夫することが望ましい。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(中略)(3)については、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。

ここでは、日常の生活が地球環境問題やグローバル社会における諸問題と密接に関わっていることを理解し、その解決に向けて、持続可能な社会を目指した消費の在り方としての持続可能な消費について理解し、自らの消費生活から参画できるようにすることをねらいとしている。さらに、自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルを工夫できるようにすることをねらいとしている。

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。

生活と環境との関わりについては、経済発展や便利で快適な生活を優先してきた結果、環境問題や資源・エネルギー問題が生じていることを理解できるようにする。また、個人や家庭だけではなく、環境配慮型製品の開発やグリーン購入の推進など、地域や企業、行政、国際的な取組など社会全体が一体となった取組についても触れ、様々な取組が進められていることを理解できるようにする。その際、これまでに築き上げられてきた家庭や地域において、ものを大切にする生活観、例えば「もったいない」という伝統的な価値観や、「地球規模で考え、地域で行動する」(Think globally, Act locally)の意味を認識させ、環境保全のためには、消費者一人一人の生活意識やライフスタイルを見つめ、見直すことも必要であることに気付くことができるようにする。

持続可能な消費については、国際連合が定めた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals ; S D G s)など持続可能な社会を目指した国際的な取組について取り上げ、大量生産、大量消費、大量廃棄に至っている消費社会の現状から、その重要性を理解できるようにする。また、安全・安心を確保し環境負荷を低減するために、国際標準化機構(I S O)による品質管理や環境管理などに関するマネジメントシステムについても取り上げ、持続可能な社会の構築に向けた企業の取組などについても理解できるようにする。

持続可能な社会へ参画することの意義については、持続可能な社会の構築には一人一人の参画が必要であることを、企業やN P O法人(特定非営利活動法人)等による取組など具体的事例を通して理解できるようにする。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

安全で安心な生活と消費は、どのような状態によって実現するのかについて考察するとともに、安易に利便性や経済合理性のみを追求するだけでなく、持続可能な社会を目指して主体的に行動できるようライフスタイルの工夫ができるようにする。持続可能な社会とはどのような社会であるか、また、安全で安心な生活と消費とはどのようなものであるかについて多面的・多角的に考察するとともに、生産と消費の在り方を含めてどのようなライフスタイルの工夫ができるか具体的に考察し、実践に結び付けることができるようにする。

指導に当たっては、例えば、省資源や省エネルギーに結び付く行動などを取り上げたり、企業やNPO法人（特定非営利活動法人）等による様々な活動を紹介したりすることが考えられる。また、衣食住の生活において、環境負荷を少なくする工夫として、食生活においては環境に配慮した調理の実践、食品ロスなど、衣生活においてはクールビズやウォームビズなど、住生活においては省エネルギーなどを取り上げて生徒が身近な事例と関連付けて考察し、工夫することができるようにする。

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造したりすることができるよう次の事項を指導する。

- ア ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。
- イ 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

- カ 内容のDの指導に当たっては、AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。

ここでは、高等学校家庭科の特色であるホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解し、実際に自己の家庭生活や地域の生活の中で実践できるようにすることをねらいとしている。

ホームプロジェクトとは、内容のAからCまでの学習を進める中で、自己の家庭生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。ホームプロジェクトを実践することによって、内容のAからCまでの学習で習得した知識と技能を一層定着し、総合化することができ、問題解決能力と実践的態度を育てることができる。

ホームプロジェクトの指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けて実施すること。
- ② 家庭科の授業の早い段階において、ホームプロジェクトの意義と実施方法について理解できるよう、家庭科の知識や技能を活用してホームプロジェクトを実施することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導すること。
- ③ 内容のAからCまでの指導に当たっては、中学校の「生活の課題と実践」を踏まえ、より発展的な取組になるように、学習内容を自己の家庭生活と結び付けて考え、常に課題意識をもち、題目を選択できるようにすること。
- ④ 課題の解決に当たっては、まず、目標を明確にして綿密な実施計画を作成できるよう指導すること。次に生徒の主体的な活動を重視し、教師が適切な指導・助言を行うこと。
- ⑤ 学習活動は、計画、実行、反省・評価の流れに基づいて行い、実施過程を記録させること。
- ⑥ 実施後は、反省・評価をして次の課題へとつなげるとともに、成果の発表会を行うこと。

学校家庭クラブ活動とは、ホームルーム単位又は家庭科の講座単位、さらに学校としてまとまって、学校や地域の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して、グループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。学校家庭クラブ活動を実践することによって、内容のAからCまでの学習で習得した知識と技能を、学校生活や地域の生活の場に生かすことができ、問題解決能力と実践的態度の育成はもとより、ボランティア活動などの社会参画や勤労への意欲を高めることができる。

学校家庭クラブ活動の指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けるとともに、生徒が計画、立案、参加できるよう工夫すること。
- ② 家庭科の授業の早い段階において、学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解できるよう、これから学習する家庭科の知識や技能を活用して学校家庭クラブ活動を実践することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導すること。その際、ホームプロジェクトを発展させ、学校生活や地域の生活を充実向上させる意義を十分理解できるように指導すること。
- ③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、総合的な探究の時間など学校全体の教育活動との関連を図るようにすること。
- ④ ボランティア活動については、地域の社会福祉協議会などとの連携を図るように工夫すること。

特に、「家庭基礎」においては、単位数が少ないので効果的な指導を図るように工夫する。

第2節 家庭総合

1 科目の性格と目標

(1) 科目の性格

この科目は、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築，食育の推進，男女共同参画社会の推進，成年年齢の引下げ，生活文化の継承等を踏まえて，生活を主体的に営むために必要な科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付け，科学的な根拠に基づいて課題を解決する力を養い，生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養うことにより，家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成する科目である。

今回の改訂においては，小・中・高等学校の系統性を踏まえ，内容構成を「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」，「B 衣食住の生活の科学と文化」，「C 持続可能な消費生活・環境」に「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理した。

また，生涯の生活設計の学習を科目の導入としても学習することで，現在を起点に将来を見通し，ライフステージに応じた衣食住の生活に関わる理解や技能の定着はもとより，生活文化の継承・創造の観点から内容を充実するとともに，従前の「生活デザイン」の趣旨を継承し，生活の価値や質を高めつつ，豊かな生活を楽しむことができる実践力を育成することを重視して内容の改善を図った。

(2) 目標

第2 家庭総合

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を通して，様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活・環境などについて，生活を主体的に営むために必要な科学的な理解を図るとともに，それらに係る技能を体験的・総合的に身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを科学的な根拠に基づいて論理的に表現するなど，生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，地域社会に参画しようとするとともに，生活文化を継承し，自分や家庭，地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

3 内容の取扱い

- (1) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAからCまでについては，生活の科学的な理解を深めるための実践的・

体験的な学習活動を充実するとともに、生活の中から問題を見だしその課題を解決する過程を重視すること。また、現在を起点に将来を見通したり、自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして、生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるように指導を工夫すること。

「家庭総合」は、内容を「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の科学と文化」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つとし、家族や生活の営みを人の一生との関わりの中で捉え、生涯の生活設計、人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住の生活の科学と文化、消費生活・環境などに関する知識と技能を、断片的に習得するのではなく、生涯を見通しながら、実際の生活の場で生きて働く力となるよう総合的に習得できるよう、男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を養うことをねらいとしている。特に、生活をする上での様々な課題を主体的に解決する能力の育成を目指して、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の指導を充実することが重要である。

今回の改訂においては、家庭科の特質である実践的・体験的な学習活動を充実させることを目標の柱書に位置付け、明確にしている。家庭科の学習は、生活の中から生徒自身が見出した問題についてその解決を図る過程を重視しており、その際、例えば、実験・実習の見通しを持ったり、結果を検証したりすることなどによって、生活についての科学的な理解を深めていくことが大切である。また、生涯の生活設計を本科目の導入として位置付けるとともに、各内容と関連付けて扱うことを踏まえ、人の一生を時間軸として捉えたり、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動に関わる事柄を、人の一生との関わりの中で空間軸において捉えたりすることができるよう指導を工夫することとしている。

また、内容「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」では、生涯を見通して生活を設計し創造する力、様々な人々とつながり共に生きる力を、「B 衣食住の生活の科学と文化」では、生涯を通して健康で文化的な生活をつくり営む力を、「C 持続可能な消費生活・環境」では、消費者の権利と責任を自覚して主体的に行動する力を、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」では、生活課題を見付け自ら解決する力を身に付けることをねらいとして構成している。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせとは、家庭科を学習する上での特質を意味している。家庭科は、人の誕生から、乳幼児期、青年期、壮年期、高齢期までの生活の営みを見通し、生涯にわたって、生活の主体として自立し、かつ人と協働して共に生きる力を身に付けることを目指している。しかし、生活を総合的に把握し、よりよい生活を創造する実践力や応用力は、学習内容を順次、個別に習得するだけでは身に付けることはできない。なぜなら、家庭科の学習内容である、家族・家庭、衣食住、消費・環境は、相互に複雑に関わり合う生活の営みであり、その関連性を把握することが、よりよい生活をつくる上で重要となるからである。そこで、今回の改訂においては、生活の営みを包括的に把握するために、家庭科が学習対象としている家族・家庭、衣食住、消費・環境などに係る生活事

象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点として示した。これら四つの視点は、「家庭総合」の学習内容である「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の科学と文化」、「C 持続可能な消費生活・環境」の全てを見通す視点であり、いずれの内容とも関連があるが、その関連の深さは異なる。各視点と内容との関連がとりわけ深いのは、例えば協力・協働については、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、健康・快適・安全については、「B 衣食住の生活の科学と文化」、生活文化の継承・創造については「B 衣食住の生活の科学と文化」、持続可能な社会の構築については「C 持続可能な消費生活・環境」が考えられる。指導に当たっては、これらの視点への認識が深まり、生徒の価値や質を高め、実践につながるよう、取り上げる題材を工夫したり、学習内容の相互の関連を図ったりすることができるよう留意する必要がある。

実践的・体験的な学習活動を通してとは、学習を通して理解を深めたり実践力を身に付けたりするには、実験、実習を通して獲得する科学的な理解や技能を、知識とつなげて生活の中で活用する力を育てることが必要であることを意味している。

様々な人々と協働しとは、家庭科が扱う生活は、家庭の中だけにとどまるものではなく、地域や社会の現実とつながっており、さらに生涯を見通して、乳幼児や高齢者など年齢の異なる人や障害のある人など、様々な人々の生活を理解し、共に協力し合うことを意味しており、地域の乳幼児や保護者、高齢者などと交流する機会を学習の中で設けることは、生徒の理解や認識を深める上で重要である。また、生活の各場面で課題を見だし、その解決を図りながら、家庭生活や地域の生活の充実向上を果たす学習も不可欠であり、家庭科では、知識及び技能の習得のみではなく、意思決定や問題解決をも含めた能力の育成を目指している。

よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力とは、家族・家庭、衣食住、消費や環境など生活に必要な知識と技能を習得し、それらに関わる思考力、判断力、表現力等を育むことを通して、男女が相互に協力し、共に支え合う家族や社会の一員として、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成することを意味している。

人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解を図るとともに、それらに係る技能を体験的・総合的に身に付けるについては、この科目で目指す資質・能力のうち知識及び技能を育成するために必要な内容を例示したものである。特に、この科目においては、科学的な理解を図るための実験・実習を充実させて学習できるようにすることが重要である。人が健康かつ安全で環境に配慮した生活を営むためには、科学的な検証に基づいた理解が必要であり、それらに基づいて判断し行動できることが必要であることを意味している。この科目の中では、特に内容「B 衣食住の生活の科学と文化」において、衣食住の科学的な知識を習得するとともに、実験や実習を通して、体験的、検証的に学習することが大切である。また、**それらに係る技能**については、人と関わる力、すなわち、子供や高齢者との会話や触れ合いなどにより、相手を理解し、具体的な接し方を学習するとともに、衣食住に関わる実験・

実習や消費生活に関わる演習などを通して、安心・安全で健康な生活と生活文化を継承し、持続可能な社会の構築を目指した生活を創造するために必要な技能の習得に重点を置くことを示している。特に、**総合的に身に付ける**とは、それぞれの項目に関する知識と技能を個別に習得させるだけでなく、学習したことが生活の場で生かせるようにすることを意図したものである。

また、家庭科が学習対象としている家庭や地域の生活は、多面的、総合的であることから、家族員の状況や生活に関わる価値観、金銭、時間など様々な要素と関わらせた総合的な理解が必要である。指導に当たっては、「3. 内容の取扱い」で示す「(1)内容の取扱い」と「(2)内容の範囲や程度」に基づき、指導すべき事項を明確に把握する必要がある。

家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを科学的な根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力については、習得した知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等を育成することにより、課題を解決する力を養うことを明確にしたものである。家庭や地域及び社会における生活の問題から解くべき課題を設定し、その解決に取り組むプロセスを通して、思考・判断し、結果を表現する力を育むことを意味している。特に「家庭総合」においては、実験・実習等を充実させ、科学的な根拠に基づいた課題解決を重視している。

様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、生活文化を継承し、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養うについては、年齢や障害の有無に関わらず、様々な人々と協働し、主体的に地域社会と関わりながら家庭や地域のよりよい生活を工夫し創造するために、家庭や地域の生活の中で生じる課題を生活活動や生活資源と関わらせながら、主体的に解決する力が必要であることを示している。また、家庭生活は、家族員の健康や生活など様々な事情で変化したり、不測の事態に遭遇したりするものである。家庭科においては、原理・原則に関する学習を生かして、各自が生活課題を解決できるように問題解決的な学習を一層重視していることを示している。

生活文化を継承しについては、衣食住や子育て、家族の営みには、先人たちが長い年月を経て培ってきた生活の文化や知恵がある。それらには、各地域で独自に伝えられているものや我が国の各地を通して共通のものがある。また、世界に目を向ければそれぞれの地域に根差した衣食住の文化がある。この科目では、それらの生活文化についての理解を深めるとともに、それらの文化を今の時代に生かしたり、次の時代に継承したり、さらには、それらを踏まえて、新たな生活文化を創り出す視点や実践的な態度を養うことが大切であることを意味している。

生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度については、知識と技能を生かして、各自の家庭生活や地域の生活を見つめ、主体的に問題を見だし、これを改善・充実しようとする積極的な態度を育てることをねらいとしていることを示している。特に、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」については、内容のAからCまでの学習の中で見いだした問題について、課題を設定し、その解決に向けて、生徒が主体的に取り組むこと

ができるよう問題解決的な学習を充実することが重要である。

第2章
家庭科の
各科目

2 内容とその取扱い

この科目は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の科学と文化」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つの内容で構成し、標準単位数は4単位である。これらの内容については、実践的、体験的な学習活動を中心として科学的かつ総合的に指導するとともに、問題解決的な学習を充実するよう配慮する。また、内容AからDまでについて、相互に有機的な関連を図り展開できるよう配慮する。

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について、生涯を見通し主体的に生活するために、家族や地域社会の人々と協力・協働し、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

(イ) 生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源について理解し、情報の収集・整理が適切にできること。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察するとともに、生活資源を活用して生活設計を工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

イ 内容のAの(1)については、人の一生を生涯発達の視点で捉え、各ライフステージの特徴や課題と関連を図ることができるよう、この科目の学習の導入として扱うこと。また、AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。

ここでは、家庭科の学習を通して、人の一生について、生涯発達の視点で捉え、様々な生き方を理解するとともに、自らの生き方を見つめ、将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を理解し、自分の目指すライフスタイルを実現するために、生涯を見通した生活を設計することができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために、生涯を見通して、生活課題に対応し意

思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

人の一生については、生涯発達の視点に立って、乳児期から高齢期までのライフステージの特徴と課題を見通し、その課題を他者と関わりながら達成しつつ、生まれてから死ぬまで発達し続けていくという考え方を理解できるようにする。

自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることについては、ライフイベントや人生の転機、あるいは家族の変化や社会変動などによって生じる課題を乗り越える際に、誰もが同じような方法や選択で達成するのではなく、その時の身近な他者や社会との関わりを通して一人一人が異なる過程をたどり、様々な生き方があることを理解できるようにする。また、他者の様々な生き方を通して、主体的に生涯の生活を設計していくことの意義や、将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を理解できるようにする。さらに、生活には様々な社会的条件が大きく影響することについても取り上げ、生活設計を通して社会の動きを見つめ、不測の事態にも柔軟に対応する必要性や広い視野をもって生活を創造していくことの重要性について理解を深めることができるようにする。

生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことについては、自立した生活を営むために、生涯を見通しながら、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることへの理解を深めることができるようにする。

ア(イ) 生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源について理解し、情報の収集・整理が適切にできること。

生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源については、家族、友人、健康、金銭、もの、空間、技術、時間、情報など、生活する上で重要な要素が生活資源であることを理解できるようにするとともに、人の一生の各ライフステージにおいて、それらの生活資源を有効に活用することが重要であり、生活の中の様々なリスクへの対応や回避のためにも役立つことを理解できるようにする。なお、生活を支える社会保障制度や社会福祉については、各ライフステージの課題と関連付けて、基本的な理念やその内容を理解できるようにする。

情報の収集・整理が適切にできることについては、生活設計を具体化するための情報の収集の方法や有効に活用するために整理することの重要性を理解し、情報を適切に取捨選択できるようにする。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察するとともに、生活資源を活用して生活設計を工夫すること。

自分の目指すライフスタイルを実現するために、各ライフステージの特徴と課題やライフイベントと関連付けたり、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げたりして考察し、生活設計を工夫することができるようにする。

また、生活設計の実現には、様々な社会的条件が大きく影響することにも触れ、生活設

計を通して社会の動きを見つめ、広い視野をもって生活を創造していくことや不測の事態にも柔軟に対応することの必要性を認識できるようにする。

さらに、自らのライフスタイルを創造し、人生の目標を達成するためには、生活資源をどのように活用したらよいかを考えることができるようにする。例えば、各ライフステージの目標を挙げて、その実現に必要な技術や資格などの条件を考えたり、具体的に短期・長期の計画を立てたりすることなどが考えられる。

指導に当たっては、まず、「家庭総合」の学習の導入として位置付け、各ライフステージにおいて内容のAからCのどのような学習が関連しているかの見通しをもつとともに、人は生まれてから死ぬまでの一生を通して、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の視点から捉え、各ライフステージの特徴などと関連付けて生活設計を立案することができるようにする。その際、家族、地域社会との関わりを通じて、より豊かな衣食住生活を営むための知識と技能を身に付けることが、生活設計の基礎となることを理解できるようにすることが重要である。また、人の一生における就職や結婚などの重要なライフイベントを扱う際には、目標や課題を認識できるよう、単なるライフイベントの羅列に終わらないように留意する。

また、AからCまでの内容と関連付けるとは、例えば、青年期の自立と一人暮らしの住まいと関連付けたり、高齢期の課題や特徴と食における自立支援の工夫と関連付けたりすることなどが考えられる。

まとめとして扱う際には、例えば、生涯の生活設計を立案するために、生活資源を活用し、各ライフステージの目標を挙げて、その実現に必要な条件を考えることができるようにしたり、導入時に立案した生活設計を、内容AからCの学習を踏まえて見直したり、具体的に短期・長期の計画を立てたりすることなどが考えられる。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることの重要性について話し合わせたり、将来就きたい仕事についての調査をしたりするなど、生活設計を具体化するための情報の集め方などについても考えることができるようにする。その際、自分が目指すライフスタイルに近い人物の生き方を調べ、自分の課題を探ることなども考えられる。生活資源については、生活する上で必要な要素についてクラスで討議し、自分自身の生活資源を再認識できるようにするなどの工夫が考えられる。

(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 生涯発達の視点から各ライフステージの特徴と課題について理解するとともに、青年期の課題である自立や男女の平等と協力、意思決定の重要性について理解を深めること。
- (イ) 家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解するとともに、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わり、家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題について理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

ここでは、人の一生を生涯発達の見点に立って、青年期の課題、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などの学習を通して、青年期の生き方を考え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めるとともに、男女共同参画社会を推進し、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察できるようにすることをねらいとしている。その際、自立した生活を営むためには、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることを認識できるようにする。

ア(ア) 生涯発達の見点から各ライフステージの特徴と課題について理解するとともに、青年期の課題である自立や男女の平等と協力、意思決定の重要性について理解を深めること。

生涯発達の見点から各ライフステージの特徴と課題について理解することについては、人が生まれてから死ぬまでの一生の間、身体的、精神的に変化し続け、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという考え方に立ち、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などの各ライフステージの特徴と課題を理解できるようにすることを示している。

青年期の課題である自立や男女の平等と協力、意思決定の重要性については、青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の社会的役割の理解などを取り上げる。また、固定的な性別役割分業意識を見直し、多様なライフスタイルを認め、男女の平等と共生、共に築く家庭への展望、青年期の課題について達成する見通しをもつことができるようにする。また、自立した生活を営むためには、適切な意思決定が必要であることを理解し、自己の意思決定に対して責任をもつことが重要であることについて、認識できるようにする。

ア(イ) 家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解するとともに、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わり、家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題について理解を深めること。

家族・家庭の機能と家族関係については、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、家庭が家族個人の発達に果たしている機能と社会に対して果たしている機能について、それぞれの歴史的变化、文化や社会による特徴を理解できるようにする。また、家族・家庭の機能は、家族員の協力により果たされていることを認識できるようにする。

家族・家庭と法律については、婚姻、夫婦、親子、相続等に関する法律の基礎的知識を理解できるようにする。

家庭生活と福祉については、家庭生活を支える社会制度や社会福祉の基本的な理念について理解できるようにする。その担い手としての住民相互の助け合いやボランティア活動

にも触れ、地域社会の一員として地域福祉の充実に関心をもつことができるようにする。

家族・家庭の意義については、生命を育み生活能力や生活文化を伝える環境として、情緒面の充足と安定をもたらし人格の形成を図る、家族・家庭の意義について認識できるようにする。

家族・家庭と社会との関わり、家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題については、現代の家族・家庭の特徴や機能は、経済や産業構造、制度など社会の影響を大きく受けていることについて理解できるようにする。その際、家事労働と職業労働を取り上げ、それぞれの意義と特徴、現状と課題などについて理解できるようにする。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

家庭や地域のよりよい生活を創造するために、様々な生活課題に対応して適切な自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することの重要性を考察できるようにする。意思決定の際の選択肢の幅を広げ、適切に判断し、評価する能力を身に付けるために、様々な価値観やライフスタイルについて取り上げ、将来を見通した中で青年期をどのように生きるかについて具体的に考えることができるようにする。また、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律、家族が社会制度として存在することの意味などとも関連付けて考察できるようにする。

また、**男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性**について、家族や社会の中で平等な関係を築き家族の一員としての役割と責任を果たし、家庭を築くことや生活課題を主体的に解決して家庭や地域の生活をつくるとともに、共に支え合う社会の重要性を具体的な事例を通して考察できるようにする。また、家族の生活と個人の生活を調整することの必要性や、各自が担う家庭での役割について考えることができるようにする。家族の人間関係については、親子関係や夫婦関係などを取り上げ、具体的な事例や演習を通して家族関係の在り方を考えることができるようにする。

指導に当たっては、「(1) 生涯の生活設計」の内容との関連を図るとともに、例えば、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための条件の整備などの検討を通して、職業労働の在り方が家庭生活に大きな影響を及ぼしていることや解決の方向について考察することなどが考えられる。

(3) 子供との関わりと保育・福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 乳幼児期の心身の発達と生活、子供の遊びと文化、親の役割と保育、子育て支援について理解を深め、子供の発達に応じて適切に関わるための技能を身に付け

ること。

(イ) 子供を取り巻く社会環境の変化や課題及び子供の福祉について理解を深めること。

イ 子供を生み育てることの意義や、保育の重要性について考え、子供の健やかな発達を支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性を考察するとともに、子供との適切な関わり方を工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

ウ 内容の A の(3)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、幼稚園、保育所及び認定こども園などの乳幼児、近隣の小学校の低学年の児童との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。

(内容の範囲や程度)

ア 内容の A の(3)については、乳幼児期から小学校の低学年までの子供を中心に扱い、子供の発達を支える親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。また、アの(イ)については、子供の福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

ここでは、乳幼児期の心身の発達とそれを支える生活、子供の遊びと文化、子供が育つ環境と福祉、子育て支援、子供との関わり方についての知識や技能を身に付け、子供を生み育てることの意義、親や家族及び地域や社会の役割の重要性について考察し、子供との適切な関わり方を工夫できるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 乳幼児期の心身の発達と生活、子供の遊びと文化、親の役割と保育、子育て支援について理解を深め、子供の発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けること。

乳幼児期の心身の発達については、身体の発育や運動機能、言語、認知、情緒、社会性などの発達の概要と、それらの発達が密接に関連していることを理解できるようにする。また、乳幼児期は人間の発達の段階において最も発達が著しい重要な時期であることや、子供の発達には個人差はあるが、一定の方向性や順序性があることを理解できるようにする。

乳幼児期の生活については、基本的な生活習慣の形成、食事や衣服、健康管理と安全への配慮などに関する事項について理解できるようにする。また、家庭保育と集団保育を取り上げ、子供の発達と環境との関わりについて理解できるようにする。

子供の遊びと文化については、遊びが子供の生活において重要であり、遊びを通して様々な心身の発達が促されることを具体的に理解できるようにする。また、遊びの意義や重要性を理解し、子供のための児童文化財などについても理解できるようにする。その際、大人から一方的に与えられるものだけではなく子供が自発的に作り出す遊びの重要性についても気付くことができるようにする。また、子供の健やかな発達を願い、成長の節目に行われてきた儀礼や年中行事の意味についても理解できるようにする。

親の役割と保育については、乳幼児期は、その発達の段階に応じた親の働きかけが重要であることを親の保育態度と関連付けて理解できるようにする。また、子供は生活の中で人との関わりを通して育つことから、親や家族の関わり方や家庭生活が果たす役割の重要性について理解できるようにする。特に、乳児期の親との関わりによる愛着の形成は、将来の人間関係の基礎となることを理解できるようにする。また、社会的自立のためには、子供の発達に応じて基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けさせることが親や家族の重要な役割であることを理解できるようにする。保育の第一義的な責任は親にあるが、それを支える社会の支援が必要であることを理解できるようにする。

子育て支援については、育児不安や孤立感をもつ親や家族を支援する体制づくりが必要になってきており、子供や子育て家庭を支える社会の支援が重要であることを理解できるようにする。その際、子育てを支援する制度や地域にある子育て支援施設、ネットワークなど具体的な事例を取り上げ、社会全体で子育てを支援していくことの重要性を理解できるようにする。また、特に、児童虐待など子供に対する不適切な関わりに陥らないように、社会全体で子育て中の親を支えていくことの重要性について認識できるようにする。

子供の発達に応じて適切に関わるための技能については、乳幼児や小学校の低学年の児童との触れ合いや交流、親や保育者が子供と関わる姿の観察など、実践的・体験的な学習活動を通して、子供や保育への関心をもち、個々の子供の発達の段階に応じて適切に関わるための技能を身に付けることができるようにする。例えば、乳児の溢乳^{いつ}の対処や抱き方、寝かせ方、乳幼児の着替えの援助や絵本の読み聞かせなど、個々の子供の発達の段階や個人差に応じた接し方を実践したり、安全や衛生に気を配り室内外の環境を整えたり、子供の目の高さで優しく、分かりやすい言葉で話しかけたり、話を聞いたりすることなどが考えられる。また、生活習慣や遊びに関わる場面などで、子供が心地よく楽しく過ごせるような配慮とコミュニケーションのための技能を身に付けることができるようにする。

ア(イ) 子供を取り巻く社会環境の変化や課題及び子供の福祉について理解を深めること。

子供を取り巻く社会環境の変化や課題については、例えば、少子化や都市化、核家族化などの社会環境の変化による人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下、自然と触れ合う経験の不足、育児不安や孤立感、子供の貧困や虐待、保育所不足と待機児童の問題などを取り上げ、現代の子供や子育て家庭を取り巻く社会環境の課題について理解し、社会全体で子育てを支援していくことの重要性を理解できるようにする。

子供の福祉については、次世代を担う全ての子供が健やかに育つことを目的とする児童憲章や児童福祉法、児童の権利に関する条約などに示された児童福祉の理念について、子供は保護され養育される存在としての権利をもつとともに、人間として一人一人の人格が尊重される存在でもあることを理解できるようにする。

また、集団保育の場として幼稚園、保育所、認定こども園などを取り上げ、それぞれの特徴や役割を理解できるようにする。

イ 子供を生み育てることの意義や、保育の重要性について考え、子供の健やかな発達を

支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性を考察するとともに、子供との適切な関わり方を工夫すること。

先行する世代の者は、次の世代を担う子供を健やかに育てる責任があり、子供とのコミュニケーション能力を高めることが重要である。また、子育ては、親はもとより、社会全体で支えていく必要がある。こうしたことを踏まえ、子供と関わるができるような機会を設け、親自身も子育てや保育を通じて人間的に成長することや子供はこれからの社会を築いていくという視点から、子供を生み育てることの意義や地域の一員として子供の成長に関わることの意味について考えることができるようにする。また、保育に対するニーズが多様化していることにも触れ、子供の育つ環境にどのような課題があるかを考え、子供の健やかな発達を支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察できるようにする。

また、子供の発達の段階を踏まえ、安全や衛生に配慮し、様々な場面で子供の発達や個人差を考えた適切な関わり方を工夫できるようにする。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、地域の実態に応じて、例えば、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、児童館等を訪問して子供との触れ合いや交流を行ったり、子育て中の親と子供を学校に招いたりして、親子の観察やインタビューを行うなど、実践的・体験的な学習活動を取り入れる。また、例えば、保健師や地域の子育て支援関係者を招いて話を聞くなどの学習活動を取り入れて、理解を深めることができるよう留意する。その際、子供の食事やおやつ、衣服や玩具、室内環境などにも関心をもって親子の観察やインタビューを行うなど、子供と衣食住の生活との関連を意識した取組も考えられる。インタビューの際には、それぞれの家庭の事情やプライバシーにも配慮した上で、親がどのように育児参加しているのか話を聞いたり、子供が安全に遊べる玩具を製作して、実際に子供と遊び、子供の立場で身の回りの環境の安全や衛生について調べたりするなど、他の内容との横断的な学習の工夫も考えられる。

(4) 高齢者との関わりと福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 高齢期の心身の特徴、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解を深め、高齢者の心身の状況に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能を身に付けること。

(イ) 高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題及び高齢者福祉について理解を深めること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察し、高齢者の心身の状況に応じた適切な支援の方法や関わり方を工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

ウ 内容のAの(中略)(4)については、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、福祉施設などの見学やボランティア活動への参加をはじめ、身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。

(内容の範囲や程度)

ア 内容のAの(中略)(4)のアの(ア)については、食事、着脱衣、移動など高齢者の心身の状況に応じて工夫ができるよう実習を扱うこと。(イ)については、高齢者福祉の基本的な理念に重点を置くとともに、例えば、認知症などの事例を取り上げるなど具体的な支援方法についても扱うこと。

ここでは、高齢者の心身の特徴、社会環境、高齢者と関わる際に重要な尊厳や自立の視点、関わり方などについて理解し、心身の状況に応じた技能を身に付けるとともに、高齢者の生活を支えるための家族、地域社会の役割の重要性について考察できるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 高齢期の心身の特徴、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解を深め、高齢者の心身の状況に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能を身に付けること。

高齢期の心身の特徴については、生涯を見通して高齢期を捉えるとともに、高齢者の身体的特徴と心理的特徴の概要について理解できるようにする。その際、加齢に伴って全ての機能が衰えるわけではなく、成熟期として捉えられる面もあることや、個人差が大きいことを理解できるようにする。また、介護予防や生活の工夫などについても理解できるようにする。その際、高齢者疑似体験や視聴覚教材などを通して体験的に理解を深めることができるよう指導することなどが考えられる。また、認知症などについては、物忘れと認知症の違いについて触れ、具体的な事例を通して、認知症の対応方法を理解できるようにする。

高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護については、自己の尊厳について触れ、自立した生活ができなくなっても、人間として尊ばれることや、それを支えるために、自立生活の支援や介護が必要であることが理解できるようにする。自己決定や主体的に自分らしく生きる視点が高齢期でも大切であるという考え方を示しながら、生活を観察・分析し、その人の有する力に着目し、その人に合った衣食住生活など環境を整えることで生活の質が向上することを理解できるようにする。

高齢者の心身の状況に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能については、高齢期の心身の特徴と生活への影響を踏まえた上で、安全に配慮することや高齢者の自己決定や主体的参加の尊重など介護の視点を土台として、例えば、車椅子の操作や移動・移乗の介助、食事・着脱衣の介助などの技能を実習を通して身に付けることができるようにす

る。その際、介護者と当事者の双方に負担の少ない介護方法や個々の高齢者の心身の状態の違いによって介助の方法が異なることについて理解できるよう、ボディメカニクスの原則や、福祉用具の種類や活用方法などについても取り上げる。

ア(イ) 高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題及び高齢者福祉について理解を深めること。

高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題については、社会の現状と今後の解決すべき課題について理解できるようにする。その際、日本の高齢化の特徴や居住地域の高齢社会の状況について理解できるようにするとともに、ノーマライゼーションの視点から高齢期になっても、誰もが安心して自立的な生活を送ることができる社会について理解できるようにする。例えば、高齢者の就労問題、高齢者の暮らし方などの生活実態調査資料などを基に、高齢期の状況を把握したり、祖父母や身近な高齢者から生きがい、社会参加、健康問題と介護、生計の維持などについて聞き取ったり、地域の福祉施設等の関係機関から外部講師を招聘するなどして、老老介護、高齢者虐待などの現代の高齢者介護に関する事例を取り上げて、理解を深めることができるようにすることなどが考えられる。

高齢者福祉については、高齢者福祉の基本理念として、老人福祉法、介護保険法などを取り上げ、基本的な考え方として、高齢者が、たとえ心身が衰えても、もてる力を生かして、安心して自立生活を送ることができるよう制度や環境を整えることが大切であることを理解できるようにする。また、高齢者を支える家族の役割や、介助の必要な高齢者を支える地域及び社会の福祉サービス、高齢者の住まいなどについても理解できるようにする。さらに、地域社会の中で互いに連携し合って役割を果たす地域包括ケアなどの理念や仕組みについて理解するとともに、地域社会の一員として地域福祉の充実に関心をもち、その担い手として住民相互の助け合いやボランティア活動に参加することの意義について理解できるようにする。その際、自分の住む地域の福祉サービスを調べたり、高齢者福祉施設等を訪問したりするなどの体験的な学習を取り入れることも考えられる。また、認知症については、認知症介護を経験した家族や関係者の話を聞いたりして理解を深めることも考えられる。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察し、高齢者の心身の状況に応じた適切な支援の方法や関わり方を工夫すること。

家族や地域及び社会の果たす役割の重要性については、介護保険制度、地域包括ケアなどを取り上げて、高齢者を取り巻く社会の課題について考えることができるようにする。特に高齢者が自立的な生活を営むためには、介護予防の視点が重要であり、家族や地域及び社会の果たす役割を具体的に考えることができるようにする。その際、自助、共助及び公助の考え方をはじめ、互助に対する考え方にも触れ、家族・地域・社会とそれぞれの役割について具体的な事例を通して考察できるようにする。

また、介護が必要になった場合、家族、地域及び福祉サービス等の連携により社会全体で高齢者を支える仕組みや在り方について考察し、例えば、家族が認知症になった時の家族・地域・社会とそれぞれの役割について具体的な事例を通して考察できるようにする。

高齢者の心身の状況に応じた適切な支援の方法や関わり方については、習得した知識や技能を活用し、生活場面における課題について具体的な事例を通して、当事者や家族の要望を尊重した援助について考えることができるようにする。また、心身の状況に応じた介助方法を考え、介護者と当事者の双方に負担の少ない介護方法についても科学的根拠に基づき考察できるようにする。

具体的には、高齢者を尊重した声かけや、安全に配慮すること、わかりやすいコミュニケーションなどを踏まえて、考察できるようにすることが考えられる。また、麻痺、視聴覚障害などの介護の要点に触れ、車椅子の自力操作や移動・移乗の介助、食事の介助、着脱衣などの技能を身に付けながら、場面に応じた対応ができるようにすることなどが考えられる。

指導に当たっては、例えば、ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動との関連を図り、地域の実態に応じて、実際に地域の高齢者施設を訪問したり、高齢者を学校に招いたりすることが考えられる。その際、福祉施設で働く人や地域の人が、高齢者と関わる時の姿を観察したり、高齢者と触れ合ったり交流したりするなどの実践的・体験的な学習活動を工夫することが考えられる。交流に当たっては、その目的を明確にするとともに、事前、事後指導を徹底することが大切である。また、高齢者施設や地域包括支援センターなどの協力も得て、介護に関する考え方や、ユニバーサルデザインや個々の状況にあわせた福祉用具について学習するなど題材を工夫し、介護に関する興味・関心を高めることも考えられる。

(5) 共生社会と福祉

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。

(イ) 家庭と地域との関わりについて理解するとともに、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深めること。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察し、様々な人々との関わり方を工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

ウ 内容のAの(中略)(5)については、自助、共助及び公助の重要性について理解を深めることができるよう指導を工夫すること。

ここでは、乳幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家族・家庭の生活課題を主体的に解決していくために必要な福祉や社会的支援について理解し、年齢や障害の有無に関わらず、それぞれの有する力を生かしながら共に支え合う社会を実現するために、家庭や地域がどうつながり、支え合ったらよいかについて実践的・体験的な学習活動の充実を

図り、実感を伴って理解を深めることができるようにする。また、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、家庭や地域及び社会の生活を創造していくための課題について考えることができるようにする。その際、多様なニーズをもった人々が、それぞれの個性を生かしながら共に支え合って生きる社会をつくるためにはどのようにつながり支え合ったらよいかを具体的な事例を通して考察することができるようにする。

ア(ア) 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援については、社会的制度、社会福祉の基本的な理念、共に支え合って生きる社会の考え方について理解できるようにする。また、ノーマライゼーションや福祉の発展など歴史的な変遷に触れながら、家族、地域のもつ現状と課題を理解できるようにする。個人として、年齢、障害等の有無に関わらず、主体的に自身の人生を最後まで自分で作りながら自分らしく生きるということについての自立的な生活と、家族や学校、地域の人との支え合いなどの身近な環境、また国や自治体などの制度や行政サービスなどの制度としての支援体制という支え合いの構造について理解できるようにする。加えて、自助、共助及び公助の概念だけでなく互助も含めたつながりについても理解できるようにする。併わせて、異なる背景をもつ人々が共に支え合いながら生きていくことの必要性にも触れ、関連する現代の社会の現状についても理解できるようにする。

ア(イ) 家庭と地域との関わりについて理解するとともに、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深めること。

家庭と地域との関わりについて理解するとともに、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの意義については、自分たちの身近な家族や地域との関わりや課題について考え、家庭や地域の視点から、世代間交流や異文化理解の考え方について理解を深め、年齢や障害等の有無に関わらず、それぞれのもてる力を生かし、共に高め合ったり、協力し合ったりしながら安心して充実した生活を創造できる社会をつくることが重要であることを理解できるようにする。また、共に支え合うことが、単なる助け合い的な視点だけでなく、共に高め合い、成長し合えるという共に生きるという視点にもつながることに触れ、生活課題の解決だけでなく、心のつながり、人の成長など精神面にも大きく影響することを体験的に理解することで、より一層理解を深めることができるようにする。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察し、様々な人々との関わり方を工夫すること。

家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性については、生涯を通して誰もが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会の構築のために、協力・協働の視点からどのような理念や社会的支援及びシス

テムが必要かなどについて考え、工夫することができるようにする。また、共に支え合う社会を実現するために、個人や地域社会がどのような役割を果たし、つながっていけばよいかについて考えることができるようにする。

指導に当たっては、ノーマライゼーションの理念を土台にして共に支え合う社会を目指している地域のバリアフリーやユニバーサルデザインなど具体的事例を通して考察できるようにする。その際、社会の一員として具体的に何ができるかについて考えることができるようにする。

また、生徒の居住する地域で実際に行われている取組や様々なボランティア活動、住民が主体となったコミュニティ活動、NPO法人（特定非営利活動法人）の活動などの具体的な事例を調査したり、実際に地域の活動に参加したりすることも考えられる。

B 衣食住の生活の科学と文化

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

エ 内容のBについては、実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお、(1)については、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って指導すること。また、調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。

ここでは、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯を見通した各ライフステージの衣食住の生活について、身に付けた知識や技能を実生活で活用できるようにするために、目的を明確にした実験・実習を中心とした指導を行い、学習内容の理解をより一層深め、問題解決の力を育成することができるよう指導を工夫することが大切である。

食生活については、食事と健康の関わりを中心に、生涯を通して環境に配慮した健康で安全な食生活を営むために必要な知識と技能を効果的に身に付けることができるよう、調理実習や実験を中心とした学習活動を取り入れる。

衣生活については、健康で快適な衣生活を目指し、被服の機能を理解したり、被服管理及び目的に応じた着装を工夫したりするために実験・実習を中心とした学習活動を取り入れる。

住生活については、防災などの安全で環境に配慮した住居と住生活を目指し、住居の機能を理解したり、住居と地域社会との関わりを考えたりする場合に実験・実習を中心とした学習活動を取り入れる。

(内容の範囲や程度)

イ 内容のBの(1)のAの(ア)、(2)のAの(ア)及び(3)のAの(ア)については、和食、和服及び和室などを取り上げ、日本の伝統的な衣食住に関わる生活文化やその継承・創造を扱うこと。

(1)のAの(ア)については、例えば、和食について各地の気候や風土で培われた地域の産物に着目し、それをどのように食してきたのかを調べるなど、郷土食や行事食、日常食を通して地域の食文化の特徴を理解できるようにするとともに、生活の知恵が生かされていることを考えることができるよう指導を工夫する。

(2)のAの(ア)については、例えば、和服と洋服の構成や被服材料の違いを取り上げ、平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴や被服材料、和服の種類や特徴などを扱うことも考えられる。また、地域の気候や風土で培われた伝統的な衣服に関心をもつことができるようにする。その際、日本の伝統的な染織衣装について、例えば、北海道

のアイヌのアットゥシや沖縄の紅^{びん}型等を取り上げるなどして、各地に伝わる伝統的な衣文化を題材に指導することなども考えられる。

(3)のアの(ア)については、例えば、床の間や畳、縁側、土間等の日本建築・家屋の構法や構造等を取り上げ、気候や風土に応じた各地域の家づくりと住まい方の特徴や変遷について指導することなどが考えられる。

(1) 食生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し、栄養の特徴、食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解するとともに、自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ウ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について科学的に理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

イ 主体的に食生活を営むことができるよう健康及び環境に配慮した自己と家族の食事、日本の食文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

ここでは、食生活の科学と文化について、食と人との関わりを踏まえながら、各ライフステージの食生活の特徴について理解し、生涯を見通した食生活の管理ができるようにする。また、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解できるようにするとともに、日本の食文化の継承・創造について関心をもち、調理実習を通して食生活の自立に必要な知識と技能を身に付けることができるようにする。

さらに、食生活に関わる情報を適切に判断し、生涯を通して健康や環境に配慮した安全な食生活を主体的に営むことができるようにするとともに、日本と世界の食文化に関心をもち、伝統文化に蓄積された知恵や経験を現代の食生活に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

食生活を取り巻く課題については、食品の生産や流通・販売の多様化、輸入食品の増大、食料自給率の低下、外食や中食への依存などにより、食生活を取り巻く環境が変化している現状を理解し、資源やエネルギー、非常時に配慮した食品の購入、調理、保存などの知識と技能を身に付けることができるようにする。

食の安全と衛生については、例えば、フードマイレージや地産地消などを取り上げ、生産から消費に至る過程における食の安全と衛生について理解できるようにする。また、食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けていることなどを取り上げ、社会における食品の安全確保の仕組みについても理解できるようにする。

日本と世界の食文化については、世界の食文化にも関心をもち、現代の我が国の食生活に様々な世界の食文化が影響を及ぼしていることに気付くことができるようにする。また、日常の食事における料理の盛り付け方や配膳の仕方、食器の種類や特徴など、和食についても食文化の視点から理解し、調理実習を通して食文化を継承するために必要な知識と技能を身に付けることができるようにする。

食と人との関わりについては、食事と人の健康との関係をはじめ、一人一人の食行動が社会や経済、環境などに影響を与えることについて理解を深めるようにする。また、古くから伝わる年中行事、地域の気候や風土等と食事の関係等を考察し、食文化の継承・創造を担う一員として自覚できるようにする。

ア(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し、栄養の特徴、食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解するとともに、自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

ライフステージの特徴や課題については、乳児期から高齢期までのライフステージ別の栄養の特徴と食生活の課題、嗜好の変化などについて理解できるようにする。また、青年期の食事の重要性を理解できるようにするとともに、自己と家族の食事を管理することの重要性や食事を共にすることの意義についても理解できるようにする。

栄養の特徴については、栄養素の種類と機能及び自己と家族の食事の栄養的な特徴について理解できるようにする。その際、食事摂取基準や食品群別摂取量の目安などを用いて、栄養的にバランスのとれた自己と家族の食事を計画できるようにする。

食品の栄養的特質については、日常用いられている主な食品を取り上げ、食品には様々な成分が含まれており、その栄養的な特質により食品群に分類されることを理解できるようにする。食品群の取扱いについては、中学校までの学習を踏まえ、家族の健康を保持し、経済、能率、家族の嗜好などを考えた献立作成の観点から捉えることができるようにする。

健康や環境に配慮した食生活については、自分の食生活を振り返り、食品購入から調理、食事において、ライフステージの特徴に応じた健康によい食生活の在り方及び環境の維持や持続可能な社会を構築するために必要な食生活の在り方を理解できるようにする。

自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能については、自分と家族が健康を保持増進するために、自分と家族の食生活を振り返ることを通して、栄養と嗜好、費用、調理の効率、環境、安全などに配慮した食生活の計画・管理ができるようにする。

ア(ウ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について科学的に理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

おいしさの構成要素については、味、香り、硬さや粘りなどのテクスチャー、色、形などの外観、音、温度などを、五感を通して感じるとともに、調理や加工によりおいしさに変化することを科学的に理解できるようにする。

食品の調理上の性質については、日常用いられる食品の調理上の性質について理解し、非加熱調理操作と加熱調理操作、調理器具の特徴や取り扱い方などの調理法の要点を踏ま

え、調理の実験・実習を通して関連する知識と技能を身に付けることができるようにする。また、乾燥や塩蔵、発酵、くん煙などの加工により食品の保存性を高めていることを理解できるようにする。

食品衛生については、食生活を安全で衛生的に営むために、食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて食品の購入、調理、保存と関わらせて理解できるようにする。

特に食中毒については、身近な例を具体的に取り上げ、その原因や症状、予防のための調理上の性質について理解し、調理実習の際に十分留意する。

目的に応じた調理に必要な技能については、食品の鑑別、保存、管理などが適切にでき、料理の様式に適した調理法や食器、盛り付けなどを踏まえて食事を整えることができるようにする。

これらの項目については、配膳や食事マナーにも触れながら調理実習を通して理解できるようにする。その際、食物アレルギーにも配慮する。

調理実習の題材については、高校生の食生活の自立につなげるとともに、各ライフステージに応じた日常食を中心に扱い、様式や調理法、食品が重ならないようにするとともに、生徒や学校の実態に応じて調理の技能の定着を図り、日常生活における実践への意欲を高めるよう配慮して設定する。

イ 主体的に食生活を営むことができるよう健康及び環境に配慮した自己と家族の食事、日本の食文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

健康及び環境に配慮した自己と家族の食事、日本の食文化の継承・創造についての課題を解決するために、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築などの視点から、よりよい食生活の創造について考え、工夫することができるようにする。

食品の生産や流通・販売の多様化、輸入食品の増大、食料自給率の低下や加工食品、外食や中食への依存などの食を取り巻く環境の変化に伴う自己と家族の食生活についての問題を見だし、主体的な課題解決に向けて考えることができるようにする。

また、健康、安全及び環境などの視点から食生活に関わる情報を適切に判断し、主体的に考察し、工夫することができるようにする。

日本の食文化の継承・創造については、我が国の食生活の変遷を通して、例えば、地域の食材を活用した献立を作成し、調理実習を行なうなど、和食や地域の食文化に根ざした郷土料理の実習を取り入れるなどして、古くからの食文化に蓄積された知恵や経験について考察し、工夫することができるようにする。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 衣生活を取り巻く課題，日本と世界の衣文化など，被服と人との関わりについて理解を深めること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し，身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに，健康と安全，環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(ウ) 被服材料，被服構成，被服製作，被服衛生及び被服管理について科学的に理解し，衣生活の自立に必要な技能を身に付けること。

イ 主体的に衣生活を営むことができるよう目的や個性に応じた健康で快適，機能的な着装や日本の衣文化の継承・創造について考察し，工夫すること。

(内容の範囲や程度)

イ 内容のBの(中略)(2)のアの(ウ)については，衣服を中心とした縫製技術が学習できる題材を扱うこと。

ここでは，衣生活の科学と文化について，被服と人との関わりを踏まえながら，各ライフステージの衣生活の特徴について理解し，生涯を見通した衣生活の管理ができるようにする。また，実験・実習を通して，被服材料，被服構成，被服製作，被服衛生及び被服管理などについて科学的に理解できるようにするとともに，目的に応じた被服の機能と着装について理解を深め，健康で快適な衣生活を主体的に営むことができるようにする。

さらに，日本と世界の衣文化に関心をもち，伝統文化に蓄積された知恵や経験を現代の衣生活に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 衣生活を取り巻く課題，日本と世界の衣文化など，被服と人との関わりについて理解を深めること。

衣生活を取り巻く課題については，科学技術の発展により変化する被服，繊維産業のグローバル化，衣生活と被服を取り巻く現状を様々な角度から理解できるようにする。

日本と世界の衣文化については，気候や風土に応じ，また，人々の生活習慣や宗教，様々な規範に基づき，歴史的に発展してきた背景等を理解して関心をもつことができるようにする。

被服と人との関わりについては，なぜ人は服を着るのか，その動機や衣文化の変遷などから関心をもち，既製服の生産と流通について理解し，循環型社会の持続に配慮した衣生活，健康・快適・安全な被服の在り方について理解を深めることができるようにする。

また，古くから伝わる年中行事や地域の催し物等を通して，和服の意義と役割を理解し，我が国の衣文化の継承・創造を担う一員として自覚できるようにする。

ア(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

ライフステージの特徴や課題については、人の体型、生理特性、運動特性、社会的立場、被服の嗜好などが個人、ライフステージによって異なることを理解し、それぞれの衣生活の特徴や課題と関連付けて、被服の機能と着装、人間と被服との関わりについて、理解できるようにする。

身体特性と被服の機能及び着装については、着心地のよい被服が、身体の生理特性、運動特性に配慮され、環境条件に適していることを理解できるようにするとともに、保健衛生上、生活活動上、社会生活上の機能を生かした適切な着装を理解できるようにする。その際、中学校までの学習内容を踏まえ、高校生がこれから過ごす社会生活を念頭におき、社会的慣習への適応などの社会的機能を理解できるようにする。

健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理については、健康と安全に配慮した被服の入手と活用、資源・エネルギー問題や環境保全に配慮した再利用や適正な廃棄の方法などについて具体的に取り上げ、衣生活の管理が適切にできるようにする。例えば、被服による健康被害、付加価値の備わった被服の現状と課題など、消費者として既製服を入手するために必要な情報を収集・整理できるようにする。また、子供服の安全性、高齢者の着衣着火や衣服を原因とする事故等、ライフステージ、ライフスタイルに応じ、自己と家族の衣生活に必要な情報を収集できるようにする。

さらに、資源としての被服をクールビズ・ウォームビズ、中古衣類や産業屑等の繊維製品廃棄物とリサイクル等の観点から理解し、購入、活用、手入れ、保管、再利用、廃棄までを考えた循環型の被服計画の必要性についても理解できるようにする。

ア(ウ) 被服材料、被服構成、被服製作、被服衛生及び被服管理について科学的に理解し、衣生活の自立に必要な技能を身に付けること。

被服材料については、繊維（天然繊維、化学繊維）、糸、布の代表的な種類とそれらの特徴、性能について、実験や実験データ、デジタル教材等を活用するなどして理解し、適切な被服材料の選択と取扱いができるようにする。

被服構成については、人体と被服の関わり、人体を覆い動作に適応した被服の形状やゆとりなどについて理解し、平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴、既製衣料品のサイズ表示についても理解できるようにする。

被服製作については、生徒の実態に合わせて適切に設定する。基礎的な題材を扱う場合には中学校までの学習内容を踏まえ、付属品、飾りなどで創意工夫したり、ファッションに関わる情報を取り上げ、作品を工夫したりできるよう留意する。題材の選定に当たっては、使用目的を明確にし、製作する必然性のあるものを取り上げ、製作意欲の持続と完成の達成感につなげることができるよう工夫する。その際、身体を覆う「衣服」を中心として扱うこととする。また、生徒の技術や興味・関心に応じて衣服の製作につながる縫製技術を身に付けることができるように配慮する。特に、ものづくりの発想を重視し、生活の

質を向上させる楽しさも味わえるように工夫する。

被服衛生については、技術の発展と共に変化する被服が身体に及ぼす影響について、実験や実験データの活用等を通して、着心地の科学的な理解を図り、快適な衣生活を営むことができるようにする。

被服管理については、洗剤の働きと汚れが落ちる仕組み、湿式洗濯（ランドリー）と乾式洗濯（ドライクリーニング）の特徴やそれぞれの方法の原理を科学的に理解し、組成表示、家庭用品品質表示、取扱表示などに基づき、被服の材料や構成に適した洗濯ができるようにする。

また、被服の入手、洗濯、保管、適切な着用など、衣生活を全体的に管理できるよう理解し、それらに係る技能を身に付けることができるようにする。環境と人体の双方の条件に適合した被服材料や、体格、体型に応じたサイズ、目的や場所に配慮したデザイン等の適切な選択ができるようにするとともに、保有する被服の有効な活用や補修、計画的な入手ができるようにする。

イ 主体的に衣生活を営むことができるよう目的や個性に応じた健康で快適、機能的な着装や日本の衣文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

目的や個性に応じた健康で快適、機能的な着装、日本の衣文化の継承・創造についての課題を解決するために、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築などの視点から、よりよい衣生活の創造について考え、工夫することができるようにする。

目的や個性に応じた健康で快適、機能的な着装については、学校生活や行事、地域社会での活動など、目的や場所に合わせた着装や社会的慣習に基づいて、自己を表現する着装について考え、着用目的に応じた健康で快適、機能的な被服の選択と着装の工夫ができるようにする。指導に当たっては、高校生の着装に対する関心と衣生活の実態に即した扱いに留意する。

日本の衣文化の継承・創造については、我が国の衣生活の変遷を通して、伝統的な和服の構成や材料、着装の特徴を理解した上で、例えば、浴衣着装体験等を通して、重ね着による気候対応や着方により、身体に合わせることでできる適応性の高さ等、古くからの衣文化に蓄積された知恵や経験について考察することができるようにする。また、布を使った伝統的な生活の工夫を取り上げ、手仕事の楽しさを味わうとともに、環境負荷の低い衣生活の在り方を、現代に生かすことができるようにする。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 住生活を取り巻く課題、日本と世界の住文化など、住まいと人との関わりについて理解を深めること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ウ) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

ここでは、住生活の科学と文化について、住まいと人との関わりを踏まえながら、各ライフステージの住生活の特徴について理解し、生涯を見通した住生活の計画・管理ができるようにする。また、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解できるようにするとともに、日本の住文化の継承・創造について関心をもち、平面計画やインテリア計画などの実習を通して住生活の自立に必要な知識と技能を身に付けることができるようにする。

さらに、住生活に関わる情報を適切に判断し、生涯を通して安全や環境に配慮した住生活を主体的に営むことができるようにするとともに、日本と世界の住文化に関心をもち、伝統文化に蓄積された知恵や経験を現代の住生活に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 住生活を取り巻く課題、日本と世界の住文化など、住まいと人との関わりについて理解を深めること。

住生活を取り巻く課題については、日本の住宅事情や住宅政策等を取り上げ、住生活を取り巻く現状を様々な角度から理解できるようにする。

日本と世界の住文化については、気候や風土に応じた家づくりと住まい方が地域ごとに行われ、歴史的にも発展してきたことについて理解できるようにする。その際、日本の伝統的な生活文化である和室や日本建築・家屋等についても触れる。

住まいと人との関わりについては、住空間と人との関係（住空間の成り立ちや、住様式、起居様式など）、生活行為と住居、ライフスタイルと住まいの関係、ライフステージに応じた住まいの在り方、これからの住まい方について理解できるようにする。例えば、様々な住まい方、住宅政策などを取り上げることも考えられる。バリアフリーやユニバーサルデザインについても理解できるようにする。また、住宅取得費と住宅ローンなど関連する項目も取り上げながら理解を深めることができるようにする。

ア(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

ライフステージの特徴や課題に着目しとは、例えば、自分の住要求を明確にすることや、生涯を見通してよりよい住宅を評価・選択できるよう、ライフステージごとの住要求の特徴や課題について理解を深めることができるようにする。図面を作成するための技能、あるいは住宅の間取り図等を理解するための技能を身に付けることができるようにする。

住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、とは、防災などの安全で環境に配慮した住居に必要となる機能について科学的に理解できるようにする。地震、風水害、積雪、土砂崩れなどの自然災害に対する防災対策を講じて、防火、防犯、家庭内での事故などに対応した安全な住宅について、例えば、構造安全性と室内の安全を確保する住生活上の対策や、行政や地域が行う防犯対策などについて取り上げ、具体的にどのような点を考慮すべきか、その概要を科学的に理解できるようにする。また、地震防災については、住宅の耐震性向上と室内の安全対策の両面から地震被害を抑える対策を理解できるようにする。例えば、耐震要素としての壁や筋かいなどの免震構造や耐震構造等の面から構造安全性について取り上げることや、家具の転倒防止や避難等で防災上重要な項目について理解できるようにすることなどが考えられる。さらに、地震災害から迅速に復興するための自助、共助及び公助についての理解、地域コミュニティでの備えや実践などを取り上げながら理解し、これらの実現のための技能を身に付けることができるようにする。

家族が快適かつ健康な生活を行う場としての住居の機能について、日照、採光、換気、遮音^{シヤウオン}、温熱、室内の化学物質等による空気汚染などについて理解し、省エネルギーや創エネルギーなどを通じて環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。

住生活の計画・管理に必要な技能については、維持管理、衛生やカビ・ダニ・結露対策、住居費や修繕、暮らしに関わるものの管理・収納などを理解した上で、適切に管理していくために必要な技能や、耐久性の高い住まいの実現に必要な技能を身に付けることができるようにする。

ア(ウ) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画については、快適な環境を保ちながらエネルギーを極力使用しない、節約してエネルギーを上手に使う、エネルギーをつくるという目標をもつ住居などを取り上げ、住居の計画・購入等を通じた地球環境の保全について理解できるようにする。

また、リフォームやリノベーションなどを理解し、住宅のストックを活用し、住宅の耐久性を高めることの重要性を理解できるようにする。持続的な活用をするために、例えば、空き家の発生状況や危険な空き家の取り壊しがなぜ必要かを理解し、空き家の再生・利活用を通じて適切に長期間維持することや、住居費と維持管理・修繕計画などについて必要な情報を収集・整理できるようにする。

快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できることについては、日照、換気、温熱、室内の化学物質等による空気汚染などの環境性能に関する情報を収集・整理できるようにする。安全な住空間については、例えば、ハザードマップなどから、地域の防災マップ作成に必要な情報を収集・整理できるようにすることや、自助・共助を目指して地域防災計画や避難所・避難場所等や公的な備蓄状況、地域の防災訓練・防災まちづくりなどに関する情報を収集・整理できるようにする。また、住宅の耐震性を確認する

ために、例えば、木造一戸建て用の耐震診断や免震・制震・耐震構造の説明資料などを用いて、耐震性向上のために必要な情報を収集・整理できるようにする。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画，防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり，日本の住文化の継承・創造について考察し，工夫すること。

ライフステージと住環境に応じた住居の計画，防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり，日本の住文化の継承・創造についての課題を解決するために、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築などの視点から、よりよい住生活の創造について考え、工夫することができるようにする。例えば、住居の機能性については、家族のコミュニケーションが円滑にとれること、それぞれの生活行為がしやすく生涯を見通して利用できること、家具と収納との関係については、動線の合理性や起居様式と間取りの関係などを通じて考察することなどが考えられる。また、例えば、伝統文化と関わらせて生け花を扱ったり、食卓を飾るフラワーアレンジメントを扱ったりするなどの工夫も考えられる。また、**防災などの安全に配慮した住生活**については、地震災害や台風、火災、住宅内事故等の住居の安全を脅かす現象とその被害、安全な住居を実現するための情報を把握し、考察できるようにする。さらに、**まちづくり**についても、例えば、駅の待合室に防寒対策としてクッションカバーやひざかけを製作して設置したり、商店街に花を植えたりするなど、地域の具体例を取り上げながら考察し、工夫できるようにすることなどが考えられる。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

オ 内容のCの指導に当たっては、A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。

ここでは、持続可能な社会を見通して、自立した生活を営むために必要な生活における経済の計画や消費生活及び環境との関わり等に関する理解を深めるために、家族・家庭や福祉、衣食住等の内容と相互に関連付けながら、環境に配慮して持続可能な社会を目指したライフスタイルと生涯を見通した生活設計について考察するなどの指導を工夫する。その際、外部講師や関連施設と連携を図ったり、ロールプレイングやケーススタディなどの演習を工夫したりして、実際的な体験活動を積極的に取り入れることによって理解を深めることができるよう努めることが望ましい。

なお、平成30年6月の民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費生活に関わる内容についてより一層の指導の充実を図ることが必要である。

今回の改訂においては、小・中・高等学校の系統性や成年年齢の引下げを踏まえ、内容C「持続可能な消費生活・環境」として新たに位置付けた。さらに、国際連合が定めた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals; SDGs)など持続可能な社会の構築に向けて、消費生活と環境を一層関連させて学習できるようにし、消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)の定義に基づく消費者市民社会の担い手として、自覚をもって責任ある行動ができるようにすることを意図している。

(1) 生活における経済の計画

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること。

(イ) 生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージごとの課題や社会保障制度などに関連付けて考察し、工夫すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(1)のAの(ア)については、キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱うこと。(イ)については、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについて具体的な事例にも触れること。

ここでは、生活と経済のつながりについて、家計の構造や経済全体の仕組みとの関わりを理解し、主体的な資金管理の在り方やリスク管理の考え方を導入した経済計画の重要性について考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること。

家計の構造については、可処分所得や非消費支出の分析など具体的な事例を通して、家計の構造を理解した上で、収入と支出のバランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本についても理解できるようにする。家計が家族構成やライフステージ、生活に関わる価値観などで大きく異なることや、キャッシュレス時代の家計の管理などについて、具体的な事例を取り上げ理解できるようにする。また、現代の家計は、クレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化しており、情報が氾濫する中で慎重な意思決定が求められていることを具体的な事例を通して理解できるようにする。

生活における経済と社会との関わりについては、家庭経済と国民経済との関わりなど経済循環における家計の位置付けとその役割の重要性や家計の特徴や、教育、医療、社会保障などの負担の拡大などについて、統計資料等を活用して現状を理解できるようにする。

ア(イ) 生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること。

生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方については、人生を通して必要となる費用はライフステージごとに異なることについて理解して生涯収支に関心をもつようにするとともに、将来の予測が困難な時代におけるリスク管理の考え方について理解できるようにする。また、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などのリスクへの対応策も必要であることについて理解し、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点にも触れながら、生涯を見通した経済計画の重要性について理解できるようにする。

情報の収集・整理が適切にできることについては、世の中に大量にあふれる生活情報の中から、短期的・長期的な経済の管理や計画に関連した適切な情報を収集し、ICTや統計資料等を活用して整理できるようにする。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージごとの課題や社会保障制度などと関連付けて考察し、工夫すること。

家計における収支バランスや計画性にとどまらず、経済社会の大きな変化の中で、生涯を見通した生活における経済の管理の在り方や主体的な資金管理の考え方を導入した経済計画の重要性について考えることができるようにする。また、家計が、家族構成やライフステージ、生活に関わる価値観などで大きく異なることについて、具体的な事例を基に考えることができるようにする。そして、人生を通して必要となる費用はライフステージごとに異なることについて、実際に想定して計画を立ててみることで、高校卒業後の進路や職業を含めた将来の生活設計と関連付けて考察する。その際、リスク管理の考え方を取り入れ、社会保障制度などとも関連付けて工夫することができるようにする。生涯を見通した生活の経済の計画を立てる場合には、病気や事故、失業、災害などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し、生涯賃金や働き方なども含め、リスクにどのように対応したらよいかについても考えることができるようにする。リスクへの対応は、例えば、病気や事故、失業、災害などの不可避的なリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考えることができるようにする。

指導に当たっては、例えば、キャッシュレス決済の利便性や家計管理の複雑化などを取り上げ、具体的な事例（電子マネー、仮想通貨など）を通して、キャッシュレス社会の利便性と問題点を理解し意思決定の重要性の理解を深める指導を工夫することなどが考えられる。また、給与明細を教材に、可処分所得や非消費支出など家計の構造や収支のバランスについて扱った上で、高校卒業後の進路や職業も含めた生活設計に基づいて、具体的にシミュレーションすることなどが考えられる。

また、題材の工夫として、家計管理や生涯を見通した経済の計画については、考察する際に、ライフステージに応じた住生活や適切な住居の計画において、住宅ローンに関する費用と関連付けるなどの指導の工夫も考えられる。

(2) 消費行動と意思決定

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 消費生活の現状と課題，消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めるとともに，生活情報の収集・整理が適切にできること。
 - (イ) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう，消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解するとともに，契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること。
- イ 自立した消費者として，生活情報を活用し，適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し，責任ある消費について工夫すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

- オ 内容のCの指導に当たっては、(中略)(2)については、消費生活に関する演習を

取り入れるなど、理解を深めることができるよう努めること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(中略)(2)のAの(イ)については、多様な契約やその義務と権利を取り上げるとともに消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。

ここでは、近年の消費者問題や消費者の権利と責任について理解し、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにすることをねらいとしている。

ア(ア) 消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めるとともに、生活情報の収集・整理が適切にできること。

消費生活の現状と課題については、グローバル化、情報化などの社会変化や、それに伴う販売や流通の多様化、消費者と事業者の情報量の格差など、消費者問題発生の社会的背景について理解できるようにする。その際、消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など、近年の消費者被害の状況にも触れる。

消費行動における意思決定については、消費者が財・サービスを購入する際の意思決定を行う過程について具体的な事例を通して、その重要性について理解できるようにする。意思決定は、問題の自覚、情報収集、解決策の比較検討、決定、評価などの過程があることを理解し、金銭、時間、エネルギーなどの資源の適切な活用とともに、社会的影響力をも意識したよりよい社会の構築を目指した意思決定の重要性についても理解できるようにする。また、例えば、消費者保護基本法が平成16年に消費者基本法へと改正され、それまでの消費者保護の観点から消費者の自立支援へと転換したことや、平成24年施行の消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)にも触れるなどして、消費者には、権利だけでなく責任もあることを自覚して、環境や社会へ与える影響をも考慮して適切な意思決定できる能力を身に付けることができるようにする。

責任ある消費については、例えば、環境に配慮した製品の購入や省資源・省エネ行動、フェアトレードなどを取り上げ、自立した消費者として、消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解を深めることができるようにする。

生活情報の収集・整理が適切にできることについては、財・サービスに関する正確な情報を入手するために、生活情報として行政からの情報、企業からの広告、商品やサービスの表示、インターネット情報などを取り上げ、適切に収集・整理できるようにする。特に、財・サービスを購入する際に、質、価格などとともに、安全性、機能性、耐久性、操作性や環境、社会的公平性などに関する項目などを比較検討し、批判的思考に基づいて主体的に意思決定できるようにする。

ア(イ) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解するとともに、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を

深めること。

消費者の権利と責任については、消費者基本法などを取り上げ、その概要や趣旨を理解し、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明するなど適切な意思決定に基づいて行動するとともに、環境や社会への影響などを考えて行動する責任があること、消費者の権利と責任は表裏一体であり、権利の行使には責任の遂行が伴うことなどについて理解できるようにする。

その上で、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定による消費行動によって意見を表明することなどが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを理解できるようにする。

消費者問題や消費者の自立と支援については、これまでの代表的な消費者問題を取り上げ、その背景や問題点について扱い、技術革新など経済社会の変化に伴う消費生活の変化を背景に、消費者問題が発生していることを理解できるようにする。その際、悪質商法、消費者信用による多重債務、電子商取引などの進展に伴って生じている問題、若年者が被害者になりやすい消費者問題についても理解できるようにする。また、消費者の自立を支援することは、国と地方公共団体と事業者の責務であることを理解できるようにする。

契約の重要性については、売買契約の他に多様な契約があることや、未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、契約は、申し込みと承諾という互いの意思表示の合致により成立し、方式は原則自由であること、契約が発生すると互いに権利と義務が発生し、どちらか一方の都合でやめることはできないこと等、中学校における学習を踏まえた上で、実際には事業者と消費者の間に情報や交渉力の格差が存在するため、その格差是正のための消費者支援・消費者保護があることや、消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、訪問販売等の特定取引におけるクーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることができる制度があることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。

消費者保護の仕組みについては、消費者被害の防止や救済について具体的に理解できるようにする。その際、消費者と事業者の間には、情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるためには、様々な支援や仕組みが必要であることを理解できるようにする。また、国民生活センターや各自治体における消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能についても理解できるようにする。さらに消費者契約法など被害救済のための基本的な法規のほか、表示偽装や製品事故などを取り上げ、安全で豊かな消費生活を送るための制度についても理解できるようにする。

イ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること。

自立した消費者としての適切な意思決定に基づく行動や責任ある消費行動とはどのようなことかについて考察した上で、生活情報を適切に活用して実生活において工夫することができるようになる。

責任ある消費について工夫するについては、消費生活が環境や社会に及ぼす影響について考えることができるようにするとともに、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活をよりよくするために、安易に個人的利益や利便性だけを追い求めるだけでなく、環境や社会への影響を意識した責任ある消費について考察し、実際に自分の生活の中で工夫できるようにする。その際、身近な事例を取り上げながら、権利と責任がどのように関わり、権利を行使しなかった場合や責任を果たさなかった場合にどのような影響があるのかについて、ロールプレイやケーススタディなどの演習を通して考察できるようにする。

指導に当たっては、例えば、売買契約の他にも雇用契約、消費者貸借契約、賃貸契約等について扱いながら、義務と権利について考えることができるようにすることや、インターネットを介した通信販売、マルチ商法・デート商法などの具体的な事例を取り上げ、多様な販売方法・商法について理解できるようにするとともに、消費者信用による多重債務問題などの代表的な消費者問題を取り上げ、その背景や問題点について扱う。

個人又はグループで適切な課題を設定し、実際に生じている消費者被害などについて、例えば、消費者、生産者、販売者それぞれの立場から具体的な演習を行うなどして、よりよい消費生活について具体的な方策を検討することができるようにする。また、契約や消費者信用、多重債務問題など現代社会における課題を中心に取り上げ、生徒の生活体験などを踏まえて問題を見いだし、課題を設定するようにする。その際、ICTを活用して調べたり、広告や表示（マーク）、パンフレットなどで関連する情報を集めたりする活動や、それらを多面的・多角的に比較検討した意見交換などを通して、事業者側からの情報を過信することなく批判的思考に裏付けられた意思決定ができるようにする。また、問題解決的な学習を通して消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について理解できるようにする。消費行動は、家族・保育・福祉や衣食住全てに関わるものであることを意識して、題材を工夫することが望ましい。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(中略)(3)については、生活と環境との関わりを具体的に理解させることに重点を置くこと。

ここでは、日常の生活が地球環境問題やグローバル社会における諸問題と密接に関わっていることを理解し、その解決に向けて、持続可能な社会を目指した消費の在り方としての持続可能な消費について理解した上で、生活文化と関わらせて考察しながら持続可能な社会の構築に向けて、自らの消費生活から参画できるようにすることをねらいとしている。

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること。

生活と環境との関わりについては、経済発展や便利で快適な生活を優先してきた結果、環境問題や資源・エネルギー問題が生じていることを理解できるようにする。また、個人や家庭だけではなく、環境配慮型製品の開発やグリーン購入の推進など、地域や企業、行政、国際的な取組など社会全体が一体となった取組についても触れ、様々な取組が進められていることを理解できるようにする。その際、これまでに築き上げられてきた家庭や地域において、ものを大切にする生活観、例えば「もったいない」という伝統的な価値観や、「地球規模で考え、地域で行動する」(Think globally, Act locally)の意味を認識し、環境保全のためには、消費者一人一人の生活意識やライフスタイルを見つめ、見直すことも必要であることに気付くことができるようにする。

持続可能な消費については、国際連合が定めた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals ; S D G s)など持続可能な社会を目指した国際的な取組との関わりについて取り上げる。経済のグローバル化や流通の発達等によって、安価な商品が大量に消費されたり、過剰な容器包装が使い捨てにされたりするなど、環境に配慮した行動と逆行する状況があることを理解できるようにする。また、プラスチックや紙類、木材などの大量消費がもたらす地球環境への影響を、単に国内問題としてだけでなく、国際的な視点から、大量生産、大量消費、大量廃棄に至っている消費社会の現状や持続可能な消費の重要性を理解できるようにする。さらに、安全・安心を確保し環境負荷を低減するために、国際標準化機構(I S O)による品質管理や環境管理などに関するマネジメントシステムについても理解できるようにすることにより、持続可能な社会の構築に向けた企業の取組な

どを意識して購入できるようにする。

持続可能な社会へ参画することの意義については、持続可能な社会の構築には一人一人の参画が必要であることを、企業やNPO法人（特定非営利活動法人）等による取組など具体的事例を通して理解できるようにする。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

安全で安心な生活と消費は、どのような状態によって実現するのかについて考察するとともに、安易に利便性や経済合理性のみを追求するだけでなく、持続可能な社会を目指して主体的に行動できるようライフスタイルの工夫ができるようにする。持続可能な社会とはどのような社会であるか、また、**安全で安心な生活と消費**とはどのようなものであるかについて生活文化と関わらせながら多面的・多角的に考察するとともに、生産と消費の在り方を含めてどのようなライフスタイルの工夫ができるか具体的に考察し、実践に結び付けることができるようにする。その際、環境負荷の少ない生活について、考えることができるよう、問題解決的な学習を通して、自らの生活意識やライフスタイルを見直し、工夫することができるようにする。

指導に当たっては、例えば、気候変動・大気汚染・水質汚濁などの地球環境問題は日々の消費生活と密接な関係にあることを取り上げ、省資源や省エネルギー、創エネルギーに結び付く行動やその必要性、さらには地域との連携の必要性などについて考察し、工夫することができるようにすることも考えられる。また、例えば、江戸時代の生活文化を取り上げて、打ち水やすだれ、日本家屋など、生活文化と環境との関わりについて考察し、生活を見直すなどの指導の工夫も考えられる。

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造したりすることができるよう次の事項を指導する。

- ア ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。
- イ 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践すること。

(内容を取扱うに当たっての配慮事項)

カ 内容のDの指導に当たっては、AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。

ここでは、高等学校家庭科の特色であるホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解し、実際に自己の家庭生活や地域の生活の中で実践できるようにすることをねらいとしている。

ホームプロジェクトとは、内容のAからCまでの学習を進める中で、自己の家庭生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。ホームプロジェクトを実践することによって、内容のAからCまでの学習で習得した知識と技能を一層定着し、総合化することができ、問題解決能力と実践的態度を育てることができる。

ホームプロジェクトの指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けて実施すること。
- ② 家庭科の授業の早い段階において、ホームプロジェクトの意義と実施方法について理解できるよう、家庭科の知識や技能を活用してホームプロジェクトを実施することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導すること。
- ③ 内容のAからCまでの指導に当たっては、中学校の「生活の課題と実践」を踏まえ、より発展的な取組になるように、学習内容を自己の家庭生活と結び付けて考え、常に課題意識をもち、題目を選択できるようにすること。
- ④ 課題の解決に当たっては、まず、目標を明確にして綿密な実施計画を作成できるよう指導すること。次に生徒の主体的な活動を重視し、教師が適切な指導・助言を行うこと。
- ⑤ 学習活動は、計画、実行、反省・評価の流れに基づいて行い、実施過程を記録させること。
- ⑥ 実施後は、反省・評価をして次の課題へとつなげるとともに、成果の発表会を行うこと。

「家庭総合」の学びを生かし、テーマを変えて複数回ホームプロジェクトに取り組むなど自己の家庭生活における問題解決的な学習活動の機会を積極的に設定できるよう指導を工夫すること。

学校家庭クラブ活動とは、ホームルーム単位又は家庭科の講座単位、さらに学校としてまとまって、学校や地域の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して、グループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。学校家庭クラブ活動を実践することによって、内容のAからCまでの学習で習得した知識と技能を、学校生活や地域の生活の場に生かすことができ、問題解決能力と実践的態度の育成はもとより、ボランティア活動などの社会参画や勤労への意欲を高めることができる。

学校家庭クラブ活動の指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けるとともに、生徒が計画、立案、参加できるよう工夫すること。
- ② 家庭科の授業の早い段階において、学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解できるよう、これから学習する家庭科の知識や技能を活用して学校家庭クラブ活動を実践することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導すること。その際、ホームプロジェクトを発展させ、学校生活や地域の生活を充実向上させる意義を十分理解できるように指導すること。
- ③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、総合的な探究の時間など学校全体の教育活動との関連を図るようにすること。
- ④ ボランティア活動については、地域の社会福祉協議会などとの連携を図るように工夫すること。

1 指導計画作成上の配慮事項

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

この事項は、家庭科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、家庭科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげるこ

とが重要である。

家庭科における「主体的な学び」の視点とは、現在を起点に生涯を見通して、家族・家庭や地域、社会の課題を発見し、その解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って、次の学習に主体的に取り組む態度を育む学びの視点である。そのため、学習した内容を実際の生活や地域社会で生かす場面を設定し、よりよい社会の構築等のために自分が社会に参画し貢献できる存在であることを認識し活動に取り組むことなどが考えられる。

「対話的な学び」の視点とは、様々な人々と対話したり、協働したりする中で、課題の解決に向けて自分の考えを明確にしたり、他者と多様な意見や価値観を共有したりして、自らの考えを広げ深める学びの視点である。

「深い学び」の視点とは、生徒が、実生活や社会の課題を他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価、改善といった一連の学習活動の中で、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びの視点である。このような学びを通して、生活に関する事実的知識が概念的知識として質的に高まったり、技能の習熟・定着が図られたりする。また、このような学びの中で、「対話的な学び」の視点や「主体的学び」の視点から授業改善を図ることによって、家庭科が目指す「思考力・判断力・表現力等」も豊かなものとなり、相互に支え合う社会の構築に向けて課題を解決する力や、家庭や地域の生活を創造しようとする態度も育まれるものと考えられる。

家庭科は、人の生活の営みに係る様々な生活事象を学習対象としており、その目標は、生徒が生活の主体として生涯にわたって自立し、共に生きる生活を創造する資質・能力を育成することである。したがって、内容のAからCまでに関係する知識と技能を習得するのみにとどまらず、生活を総合的に把握し実践する力を身に付ける必要がある。そこで、今回の改訂において、複雑な生活事象を見通すための視点を①協力・協働、②健康・快適・安全、③生活文化の継承・創造、④持続可能な社会の構築とし、よりよい生活を営むために考察したり、工夫したりするといった見方・考え方を働かせて学ぶことの重要性を提示している。これらの四つの視点については、取り上げる内容や題材構成によって、いずれの視点を重視するのかを適切に定める必要がある。

そして、生徒が家庭科の学習を学校の授業のみに終わらせるのではなく、常に課題をもって生活し、実生活へ生かすとともに、将来にわたって学び続けることができるよう、問題解決的な学習の充実に一層努める必要がある。そのためには、生徒が学習内容を自分事として捉え、課題を課題として認識し、その解決に向けて実践できるよう、平素の授業の工夫が必要である。

また、指導に当たっては、各項目の学習と「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」との関連を図り、学習効果を上げるようにするとともに、計画的、系統的に取り扱うよう、指導計画に位置付ける必要がある。

(2)「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当すること。

「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目の指導計画の作成に当たっては、各科目の総授業時数のうち、10分の5以上を実験・実習に配当するようにする。その際、実験・実習には、調査・研究、観察・見学、就業体験活動、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流活動、消費生活演習などの学習活動が含まれる。

(3)「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。

「家庭基礎」は、必修科目としての基本的な性格を踏まえ、基礎的な学習内容で構成される標準単位数2単位の科目であるので、同一年次で2単位を履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、指導の効果を高めることが必要である。

なお、平成30年6月に民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、学習指導要領の一部改訂により、「C 持続可能な消費生活・環境」の内容について入学年次またはその次の年次までに履修させることが予定されている。(平成31年1月現在)

(4)「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。

「家庭総合」は、必修科目としての基本的な性格を踏まえて構成される標準単位数4単位の科目である。複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、例えば、第1学年と第2学年で2単位ずつの分割履修をさせるなど、連続する年次において履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、内容の関連性や系統性に留意して指導の効果を高めることが必要である。

なお、平成30年6月に民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、学習指導要領の一部改訂により、「C 持続可能な消費生活・環境」の内容について入学年次またはその次の年次までに履修させることが予定されている。(平成31年1月現在)

(5) 地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること。

家庭科において、例えば、地域の幼稚園、保育所及び認定こども園、高齢者福祉施設、社会福祉協機会、消費生活センター、NPO法人(特定非営利活動法人)などと連携・交

流をすることは、知識や技能の定着を図ることはもとより、実感を伴った学習であり、主体的に考察できるようにするために有効である。特に、乳幼児の発達や高齢者の心身の特徴、消費者問題などに関する理解を深める上で、地域の集団保育の場や高齢者関連施設、消費生活センター等を訪問したり、関係者を学校に招聘したりして連携・交流に努めることが大切である。

具体的な方法として、例えば、学校に乳児とその親を招き、生徒が実際に乳児と接したり、その親から子育ての話の聞いたりすること、近隣の幼稚園、保育所及び認定こども園を訪問し、子供たちと交流すること、地域の高齢者を学校に招き、地域の郷土料理の実習を通して交流し、伝統文化の継承・創造につなげること、福祉関係者から最新の福祉用具やユニバーサルデザインについて学び、自立と共生につながる体験をすること、国民生活センターや地域の消費生活センターを訪問したり、消費生活相談員等を外部講師として学校に招いたりして、消費者被害の未然防止につなげることなどが考えられる。

こうした地域や関係機関等との連携・交流、外部人材の活用に当たっては、教師は、学校や地域の実態に応じて、適切な時期や内容を検討するとともに、効率的・効果的に進めるために学校内外の協力体制を構築することが大切である。

(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、家庭科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、家庭科における配慮として、次のようなものが考えられる。

作業に見通しをもつことが難しい場合は、例えば、調理や被服製作などの完成までの過

程を、順番がわかるように写真やイラスト、実物や標本などを用いて、具体的に示すなどの工夫が考えられる。作業を行う際には、指示を一つずつ出すなどわかりやすい指示を心がけるとともに、適切な時間を設定するなど注意に集中できるよう工夫することが大切である。作業を安全かつ円滑に進めるために、実習室等の学習環境の整備については、例えば、調理器具や食器などの収納場所をイラストや写真等で示したり、可燃物と不燃物のゴミ箱を色分けしたりするなど視覚的な工夫をすることも考えられる。

また、集団場面での口頭による指示や理解が難しい場合は、例えば、包丁、アイロン、ミシンなどの使用に際して、事故を防止する方法を理解できるよう、全体での指導を行った後、個別に指導したりするなどの工夫をすることも考えられる。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

(7) 中学校技術・家庭科を踏まえた系統的な指導に留意すること。また、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図り、家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

家庭科の指導に当たっては、教科・科目の目標の達成を目指すとともに、中学校技術・家庭科、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図る必要がある。

また、具体的な事例や実験・実習などの実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を通して理解できるよう配慮するとともに、全体として調和のとれた指導が行われるよう留意し、問題解決能力と実践的な態度を育てるようにする。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題を見いだし課題を設定し解決する学習を充実すること。

生徒が、常に各自の生活に目を向けて、課題意識をもち、実生活への活用を図ることができるように問題解決的な学習の充実に一層努める必要がある。そのためには、各科目の学習を生かして、生徒が各自の家庭生活や地域の生活と結び付けて生活上の問題を見いだして、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにし、問題発見・解決能力の育成を図ることが重要である。なお、生徒が自分の生活に結び付けて学習する際には、教師は、多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、一人一人の生徒の実態を把握しプライバシー等に十分に配慮をすることが重要である。

指導に当たっては、内容AからCまでの学習と「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」との関連を図り、学習効果を上げるようにするとともに、計画的、系統的に取り扱うよう、指導計画に位置付けることが必要である。

(2) 子供や高齢者など様々な人々と触れ合い、他者と関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。

生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する場面を設定するなど、言語の能力を高める学習活動を重視しており、このことは、各教科等を貫く重要な改善の視点である。高等学校家庭科においても、言語活動の充実を図る上では次のような学習活動が求められる。

- ① 知的活動に関することとして、合理的な判断力や創造的思考力、問題解決能力の育成を図るため、衣食住などの生活における様々な事象や科学性を説明する活動や判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり、正解が一つに絞れない課題を考える際、最適な解決方法を探究したりする活動を重視すること。
- ② 他者とのコミュニケーションに関することとして、人が他者との会話を通して考えを明確にし、自己を表現し、他者を理解し、他者と意見を共有し、互いの考えを深めることを通して協力・協働的な関係を築くような活動を重視すること。
- ③ 感性や情緒に関することとして、衣食住などの生活における様々な事象やものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を一層重視し、その過程で様々な語彙の意味について実感を伴って理解させるような学習を重視すること。

各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語活動の充実を図る学習活動を指導計画に位置付けておくことが求められる。

(3) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。

食に関する指導は、学校の教育活動全体を通して行われるものであるが、特に家庭科においては、生活全体の中での食生活の営みという視点を特徴としていることから、生徒の日常生活との関連を図り、より実践的に指導することが重要である。

高等学校における食の指導については、義務教育段階までの学習内容を十分把握することが重要である。その上で、生涯を見通した食生活を営む力を育むために、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解し、食文化に関心をもつとともに、必要な知識と技能を習得し、環境に配慮した健康で安全な食生活を営む力を身に付けることができるよう、指導を工夫することが重要である。

指導に当たっては、題材を工夫し、調理実習を通して調理に関する知識と技能を身に付け、実生活への活用につながるようにする。

(4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

各科目の指導に当たっては、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどの活用を図り、情報の収集、処理、分析、発信などを通して生徒の学習意欲を喚起させるとともに、学習の効果を高めるような積極的な工夫をすることが必要である。家庭科では、特に、生活に関わる外部の様々な情報を収集して活用することやデータの整理など指導の各場面において、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどを積極的に活用し学習の効果を高めるようにする。

3 実験・実習に関わる配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、被服実習室、食物実習室、家庭総合実習室などにおける施設・設備の定期点検及び整備を行い、安全管理や衛生管理を徹底するとともに、生徒の学習意欲を喚起するよう、資料、模型、視聴覚機器、情報通信機器などを整備し、学習環境を整えることが必要である。

また、電気、ガスなどの火気、薬品、針、刃物などの安全に配慮した取扱いや、特に、食材、調理器具などの衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒等の防止に努める。

また、食物アレルギーについては、生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実にし、事故の防止に努めるようにする。具体的には、調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても、手に触れたり、調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

なお、校外で実習などを行う際においても、対象が乳幼児や高齢者など人である場合には、プライバシー等を含む相手に対する配慮や安全の確保などに十分配慮するとともに、指導計画を綿密に作成し、生徒が高校生としての自覚と責任をもって行動し、所期の目的が効果的に達成されるよう十分留意する。

● 4 総則関連事項

道徳教育との関連（第1章総則第1款2(2)の2段目）

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、家庭科との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

家庭科においては、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けることは、よりよい生活習慣を身に付けることにつながるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにもつながるものである。また、家族・家庭の意義や社会との関わりについて理解することや、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとすることにつながるものである。

学校設定科目（第1章総則第2款3(1)エ）

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（第1章総則第2款4(2)）

(2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る

ための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

本項では、従来に引き続き、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示し、生徒が高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、全ての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められている。

これは、高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。

第2部

主として専門学科において開設される教科「家庭」

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

での役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や

人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進みにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られ

る普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な

体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，外国語教育の充実，職業教育の充実などについて，総則や各教科・科目等（各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において，その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 家庭科改訂の趣旨及び要点

1 家庭科改訂の趣旨

平成28年12月21日の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校の主として専門学科において開設される教科「家庭」(以下専門教科「家庭」という。)の改訂も、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

I 職業に関する各教科・科目

(1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

① 現行学習指導要領の成果と課題

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉から成る職業に関する各教科(以下「職業に関する各教科」という。)においては、各教科の指導を通して、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきたが、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が課題となっている。
- また、職業に関する各教科においては、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要であり、地域や産業界との連携の下、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実させていくことが求められている。あわせて、職業学科に学んだ生徒の進路が多様であることから、大学等との接続についても重要な課題となっている。

② 課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

- このような中、産業教育全体の目標の考え方については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて、三つの柱に沿って次のように整理することができる(別添15-1、別添15-2を参照)。

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について(社会的意義や役割を含め)体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題(持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等)を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。

- これらを構成する要素のうち、例えば、「倫理観」や「合理的」等は、従来、学習指導要領において明示してきた重要な要素である。一方で、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」、「社会貢献」、「協働的に取り組む」は、社会や産業における新たな課題の解決に向けて多くの人と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることから明示した。

③産業教育における「見方・考え方」

- また、産業教育の特質に応じた「見方・考え方」については、教科ならではの物事を捉える視点や考え方であり、三つの柱で整理していく資質・能力を育むため、各教科に関連する職業を踏まえて検討を行った。

その結果、社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理することができる（別添15-3を参照）。

- 各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方や「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。

(2)具体的な改善事項

①教育課程の示し方の改善

i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 前述の三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、産業教育において従前から実施されている具体的な課題を踏まえた課題解決的な学習の充実が求められる。
- このような学習については、解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、「計画の立案」、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理することができる。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力・判断力・表現力として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される（別添15-4を参照）。
- ここで整理した過程はあくまでも例示であり、各過程を行き来して学習活動が行われるものであることに留意する必要があるが、これらの過程において、先述した三つの柱に基づき整理した資質・能力の育成を図ることができる。

ii) 科目構成の構造

- 今回の改訂においては、産業教育で育成する資質・能力を踏まえ、各教科で指導すべき共通の内容を整理し、これを各教科共通の基礎的・基本的な内容として各教科の原則履修科目などの基礎的科目において扱うことが求められる。
- また、産業教育に関する各教科の科目構成については、基礎的科目において各教

科に関する基礎的・基本的な内容を理解させ、それを基盤として専門的な学習につなげ、「課題研究」等で更に専門的な知識・技術の深化、総合化を図るという現行の考え方を継続し、改訂を進めることが必要である。

②教育内容の改善・充実

- 今回の改訂においては、前述のような資質・能力の育成を前提に、社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。

③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等

i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を重視してきた。

(「主体的な学び」の視点)

- ・ 企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を高める「主体的な学び」につながるものである。

(「対話的な学び」の視点)

- ・ 産業界関係者等との対話、生徒同士の協議等は、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。

(「深い学び」の視点)

- ・ また、社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。「深い学び」を実現する上では、課題の解決を図る学習や臨床の場で実践を行う「課題研究」等の果たす役割が大きい。

- これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。

ii) 教育環境の充実

(産業界等との連携)

- 地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動は、アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた学びを実現する上でも重要なものであることから、地域や産業界等との連携がより一層求められる。このような連携を促進するためには、各地域の産業教育振興会等と協力して、定期的に学校と産業界等

が情報交換を行うとともに、教育委員会、地方公共団体の関係部局、経済団体等が協力し、インターンシップの受入れや外部講師の派遣の調整を行うなどといった取組も期待される。

また、(2)①ii)で述べた職業に関する各教科で指導すべき共通の内容については、より充実した指導を行うため、例えば、関係の団体に働き掛け、校長会等の協力を得ながら副教材を作成することなど、各学校の取組を支援することが期待される。

(中学校や大学等との接続)

- 研修を通じて中学校の教員が職業の多様性や専門高校について理解を深めることや、産業教育フェア等の取組によって、中学生の主体的な進路選択に資するよう、専門高校での学習に対する理解・関心を高めることも求められる。
- 現在実施されている大学入学者選抜は、共通教科を中心としていることが多いため、アドミッション・ポリシー等に応じ、専門高校での学びを積極的に評価できる入学者選抜の実施の拡大が望まれる。また、農業大学校や職業能力開発大学校などの省庁系大学校等との連携・協力の促進等も求められる。

(教員研修等の充実)

- 教員の資質・能力を向上させるための研修の機会等の充実、大学が教育委員会等と連携した教員養成課程の充実、実務経験が豊富な社会人の活用が求められる。

(実験・実習の環境整備)

- 計画的な施設・設備の改善・充実・更新、生産や販売実習等の学習活動を円滑に実施するための地方公共団体における関係する財務規則等の整理などの環境整備が求められる。

また、専門教科「家庭」に関しては、次のように示された。

I 職業に関する各教科・科目

(2) 具体的な改善事項

②教育内容の改善・充実

- 資質・能力の育成に向けた職業に関する各教科の教育内容については、次の方向で改善・充実を図る。

〔家庭〕

- 少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・ 調理師法施行令、調理師法施行規則の改正（平成27年4月1日施行）に伴う科目の再編成
 - ・ 食育の推進等、食に関する学習の充実
 - ・ 子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実
 - ・ 高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実

- ・複雑化する経済社会や消費生活の理解に関する学習の充実
- ・生活文化の伝承・創造に関する学習の充実
- ・職業人としてのマネジメント能力の育成に関する学習の充実

専門教科「家庭」については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、改訂した。

● 2 家庭科改訂の要点

(1) 教科及び科目目標の改善

中央教育審議会の答申に示された学習指導要領等改訂の基本的な方向性及び各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえ、専門教科「家庭」については、次のように改善を図っている。

教科目標及び科目目標については、今回の改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、教科及び科目の全体に関わる目標を柱書として示すとともに、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示すこととした。また、(1)から(3)までに示す資質・能力の育成を目指すに当たり、質の高い学びを実現するために、専門教科「家庭」の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることを示した。

教科目標については、次のように改めた。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科目標の柱書に示した「見方・考え方」は、専門教科「家庭」の21科目の目標と密接な関連をもつものであると同時に、包括的に示しており、指導内容によって重点の置き方が変わったり異なる視点をういたりする場合があるが、基本的には次のように整理した。

「見方・考え方」については、第2部第1章第2節において示されているように産業教育全体としては、「社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けること。」と整理している。これを踏まえ、

専門教科「家庭」では、「衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること。」と整理している。

(2) 内容の改善

ア〔指導項目〕について

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2. 内容」において〔指導項目〕として「(1), (2)」などの大項目や「ア, イ」などの小項目を示すこととし、柱書は、「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示すこととしている。

イ 学習内容の改善

専門教科「家庭」については、少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するよう学習内容等の改善・充実を図った。

特に、生活産業における将来のスペシャリストに必要な資質・能力を育成する視点を一層重視し、原則履修科目である「生活産業基礎」において、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目した指導の工夫を図ることを新たに明示した。

また、次のような学習の改善・充実を図った。

①子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実

○ 保育や子育て支援について、子供の文化を含めて保育の基礎を学ぶ「保育基礎」と、その発展として、単に子供と触れ合うだけでなく、保育者の視点を踏まえた実習に重点を置いた「保育実践」に整理統合し、内容の充実を図った。

②高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実

○ 「生活と福祉」では、人間の尊厳と自立生活支援の考え方という項目を設け、認知症への理解を深めることを明示した。また、高齢者への生活支援サービスの実習として、調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助に加え、見守りや買物を新たに追加し、内容の充実を図った。

③食育の推進や調理師養成など食に関する学習の充実

○ 「フードデザイン」では、災害などの非常時を想定し、備蓄食の準備やそれを活用した調理ができるよう、災害時の食事計画についても扱うことを新たに明示した。

○ 「食文化」では、食文化と食育という項目を新たに設け、食文化の発展に食育が果たす役割を扱うことを明示するなど、食育の推進に関する内容の充実を図った。

○ 「総合調理実習」を新設し、調理師養成における大量調理やサービスに関する内容の

充実を図った。

④ライフスタイルの多様化に伴う生活産業の発展に関する学習の充実

○ 「生活産業基礎」に、ライフスタイルの変化と生活産業という指導項目を設け、社会の変化とライフスタイルの多様化に関する内容の充実を図った。

⑤生活文化の伝承・創造に関する学習の充実

○ 「生活産業基礎」に、伝統産業に係る項目を新たに追加し、現状と課題や今後の展望について扱うことを明示した。

(3) 科目構成の改善

科目構成については、地域の子育て支援や高齢者の自立生活の支援など少子高齢化への対応、食育の推進や専門性の高い調理師養成への対応、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応、グローバル化を踏まえた生活文化の伝承・創造への対応など、衣食住、保育等のヒューマンサービスなどに関わる生活産業のスペシャリストとして必要な資質・能力を育成する観点から、改善を図った。

具体的には、「総合調理実習」を新設するとともに、「子どもの発達と保育」と「子ども文化」を「保育基礎」と「保育実践」に整理統合した。また、「リビングデザイン」を「住生活デザイン」に名称変更を行い、従前の 20 科目を次の 21 科目に改めた。

生活産業基礎， 課題研究， 生活産業情報， 消費生活， 保育基礎， 保育実践， 生活と福祉， 住生活デザイン， 服飾文化， ファッション造形基礎， ファッション造形， ファッションデザイン， 服飾手芸， フードデザイン， 食文化， 調理， 栄養， 食品， 食品衛生， 公衆衛生， 総合調理実習

第3節 家庭科の目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この目標は、専門教科「家庭」に属する各科目の目標と密接な関連をもつものであり、育成すべき資質・能力を明確に示しているものである。また、専門教科「家庭」の21科目全ての科目の目標を包括して示している。

今回の改訂においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているという背景を踏まえ、専門教科「家庭」としては、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業のスペシャリストを育成するために、少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等の様々な課題に対応し、専門的な知識と技術の定着を図るとともに、これらの多様な課題に対応できるよう、職業人としての課題解決能力を育成する視点を明確にした。

なお、教科目標は、改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱に整理し、教科の全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技術」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」を示している。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

教科目標のこの部分は、専門教科「家庭」で育成を目指す目標のうち柱書として示された箇所である。従前の目標の趣旨を継承しつつ、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理している。

この柱書は、前段と後段の2段階で構成されている。前段は、「家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して」という部分で、専門教科「家庭」の特質に応じた学び方を示している。**家庭の生活に関わる産業**

とは、衣食住や保育、家庭看護、介護などヒューマンサービスに関連する産業を、専門教科「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から捉えた産業であることを意味している。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、質の高い学びを実現するために、専門教科「家庭」の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を働かせることを意味している。専門教科「家庭」における見方・考え方は、「生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること」と示している。この「見方・考え方」を支えているのが、専門教科「家庭」の学習において身に付けた三つの柱といえる。「知識及び技術」を活用したり、「思考力、判断力、表現力等」や「学びに向かう力、人間性等」を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え、思考することにより、物事を捉える視点や考え方も豊かなものになっていく。また、この「見方・考え方」は、「社会に開かれた教育課程」の観点を踏まえ、教科の学習の中だけで働くものではなく、職業人として社会に出てから重要な働きをするものとなるよう、平素の授業を見直すことが求められる。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通してとは、専門教科「家庭」においては、従前と同様に、実験・実習を重視しており、資質・能力の育成において、これらが密接に関わることを示している。実践的・体験的な学習活動を通して、保育、家庭看護や介護などに関する知識と技術の中にある学問に基づく理論や子供や高齢者に重点を置いた人間の発達や心理などを学び取り、課題解決に向けて創意工夫をする経験を積み重ねる必要がある。したがって、実践的・体験的な学習活動の意義とねらいを生徒が十分理解し、単なる方法としての技術を習得することにとどまるのではなく、その根底にある理論を理解できるようにすることが重要である。特に、就業体験活動などを積極的に取り入れ、実社会や職業との関わりを通じて望ましい勤労観、職業観を育成し、生活産業に従事するスペシャリストとして社会で働くことを通じて社会の発展に寄与しようとする実践的な態度の育成を図ることが重要であることを意味している。

次に、後段の**生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力**とは、専門教科「家庭」の各分野の学習が、衣食住、保育、家庭看護や介護などの各分野の充実発展に役立つことや、生活産業の発展に寄与することのみでなく、生活の中での価値観の形成やライフスタイルの創造とともに、生活の質の向上を図り、広く社会の発展に貢献するものでなくてはならないことを示している。また、生活産業は地球環境問題や希薄な人間関係などの現代社会の影の部分にも配慮し、人類全体の福祉の向上と社会全体の発展に寄与できるものでなければならない。このように考えることが、職業人として必要な資質・能力として重要であることを意味している。

(1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

目標の(1)は、専門教科「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業

の視点から、必要な知識と技術を習得できるようにすることを意味している。

生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から、将来のスペシャリストとして必要な知識と技術を習得させることを示している。人々はものの豊かさから心の豊かさを重視するようになり、消費者のニーズは多様化し個別化していることや科学技術や産業の発展に伴って、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識は多岐にわたり、技術はより高度になってきていることなどから、生活産業を担う将来のスペシャリストとしての専門性が一層求められる。このような状況に対応するために、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識や技術を身に付け、子供や高齢者をはじめとする生活者への理解を深めることができるようにするとともに、産業や職業に対する関心をもち、生涯にわたって学び続けようとする意欲や態度などを身に付けることが重要である。と同時に、知識や技術を断片的に習得するのではなく、相互に関連付けることが大切であることを意味している。また、生活産業を担う将来のスペシャリストとして、生活産業の社会的な意義や役割について、家事の社会化・外部化や少子高齢社会の進展とともに、環境問題、消費者問題などの生活に関わる諸課題の解決に向けて、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関わる生活産業が産業構造の中でどのような意義をもち、どのような役割を果たしているかを理解し、生活産業が生活文化の伝承と創造に寄与していることを理解できるようにすることが大切であることを意味している。

(2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

目標の(2)は、専門教科「家庭」において習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、専門教科「家庭」においては、科学技術や産業の発展に主体的に対応できる人間の育成を目指しており、特に、自ら課題を発見し、解決の方策を探り、計画を立てて実践するという問題解決的な学習が重要であることを意味している。また、解決の方法は、専門教科「家庭」の学習を通して身に付けた衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識や技術に基づく科学的で論理的な解決方法を用いること、すなわち合理的かつ創造的に解決することが重要であることを意味している。さらには、生活産業に従事する者として、職業人に求められる倫理観や規範意識に基づいて解決できるようにすることが重要であることを意味している。

また、家庭を取り巻く環境が変化し、人々がそれぞれの価値観に基づき生活に必要な物資やサービスを選択、購入、活用しているが、それらの物資やサービスを提供する側として、安全や衛生に配慮するなどの社会的責任があることを理解した上で、多様化し高度化する消費者のニーズに対応しつつ、例えば、環境保全などの社会的な方向を踏まえた生活産業の課題解決に取り組むなど将来のスペシャリストとなる自覚を高めさせることが重要

である。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

目標の(3)は、専門教科「家庭」の学びを通じて、職業人としての人間性を高め、将来の職業生活が充実したものとなるよう、生涯にわたって主体的に学び続ける態度と協働して社会に寄与する態度を育成することを明確にしたものである。

職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、激しく変化し続ける社会の状況を常に把握し、それに対応すべく新たな課題解決の方法を考え、その解決に向けて、多くの人々と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に向けて取り組むことが重要であることを意味している。

また、こうした資質・能力は、専門教科「家庭」の学習のみにとどまるものではなく、生活産業に従事しながら、新たな課題解決のために学び続けることによって磨かれていくものであることから生涯にわたって学ぶ意欲をもち続けることの重要性を認識させることが大切である。

第4節 家庭科の科目編成

1 科目の構成

専門教科「家庭」は、次に示す21科目で構成されている。科目の新設、整理統合、名称変更など改訂前の科目との関連については、次の新旧科目対照表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
生活産業基礎	生活産業基礎	(原則履修科目)
課題研究	課題研究	(原則履修科目)
生活産業情報	生活産業情報	
消費生活	消費生活	
保育基礎	子どもの発達と保育	整理統合
保育実践		
生活と福祉	生活と福祉	
住生活デザイン	リビングデザイン	名称変更
服飾文化	服飾文化	
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎	
ファッション造形	ファッション造形	
ファッションデザイン	ファッションデザイン	
服飾手芸	服飾手芸	
フードデザイン	フードデザイン	
食文化	食文化	
調理	調理	
栄養	栄養	
食品	食品	
食品衛生	食品衛生	
公衆衛生	公衆衛生	
総合調理実習		新設
21科目	20科目	

2 内容の改善を図った科目

(1) 新設した科目

ア 「総合調理実習」

食分野を担う職業人としての意識を高め、食生活関連産業の発展に寄与する人材を育成するため、従前の科目「調理」から、「大量調理」及び「食事環境とサービス」に関する内容を移行するとともに、フードビジネスの視点を加えるなど、より専門性の高い内容構成とした。食分野の基礎的・基本的な知識と技術を、実践的・体験的な大量調理や食事提供等に関する学習を通して、調理に関して総合的に習得するための科目として位置付けている。この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。

(2) 整理統合した科目

ア 「保育基礎」「保育実践」

職業人としての意識をより一層高めることができるよう、従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を整理統合し、再構成した。

「保育基礎」は、子供の発達過程や生活の特徴を保育に関連付けて体系的に学ぶことにより、子供の姿全体を捉えられるよう改善を図った。また、子供の遊びや表現活動に関する内容を充実し、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図った。

「保育実践」は、「保育基礎」の学習を踏まえ、保育の重要性をさらに深く理解し、子供の発達を促す技術を身に付けることで、地域の保育や子育て支援に寄与できるよう改善を図った。遊びや表現活動に関する内容を取り扱い、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図った。

(3) 名称を変更した科目

ア 「住生活デザイン」

住生活の充実・向上の観点から、インテリアデコレーションを含むインテリアデザイン実習、福祉住環境の観点から、住空間のバリアフリー化、リフォーム計画実習などの内容を充実し、科目名称を従前の「リビングデザイン」から住生活デザインに変更した。

第1節 生活産業基礎

この科目は、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業に関する専門的な学習への動機付けや、卒業後の進路に向けての生徒の意識を高めることをねらいとしている。

今回の改訂においては、職業人としてのマネジメント能力の育成を一層重視するとともに、将来の職業人としての意識を高め、専門教科「家庭」の主体的な学びにつながるよう、内容の改善・充実を図った。

また、従前と同様に、この科目は、家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業や関連する職業について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業や関連する職業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 生活産業や関連する職業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、生活産業の現場見学、商品・サービスの企画・開発などを通して、衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活産業や職業と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、生活産業や関連する職業に関する内容と、働くことの意義や職業生活などに関する内容を取り上げ、生活産業や関連する職業を体系的・系統的に理解し、関連する技術を習得することを示したものである。

生活産業や関連する職業とは、家庭に関する学科で学ぶ生徒が、将来スペシャリストとして活躍する食生活、衣生活、住生活、保育、家庭看護や介護に関わる産業や職業を意味している。

体系的・系統的に理解するとは、産業や職業の全体を見渡し、生活産業や関連する職業がどのような種類に分類されるかなどを明確にして捉え、その特徴について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、将来の職業に関連する基礎的・基本的な技術、職業や資格に関する情報を収集するなどの職業選択や進路選択に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業や関連する職業に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、身近な生活産業や関連する職業について思考を深め、社会の変化に対応し、人々の生活を支え、生活の向上を目指す上での課題を発見することを意味している。

生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、働くことの意義を理解した上で、望ましい勤労観や職業観を育成するとともに、将来、生活産業にスペシャリストとして従事したり、事業を展開したりする際に必要な様々な条件や基本的な法的根拠に基づいて、効率よく、よりよいもの、新しいものを創り出すことによって課題を解決することを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

生活産業や関連する職業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学びとは、自己の適性を生かして生き生きと働くために必要な適切な進路選択と、自らの専門性の向上のために、生活産業や職業への関心を高めて意欲的に学ぶことを意味している。

生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、将来、生活産業のスペシャリストとして、習得した知識や技術を活用しながら社会の要請に応え、生活産業の発展と人々の生活の質の向上のために、周囲の人々と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)生活産業を学ぶに当たって、(2)ライフスタイルの変化と生活産業、(3)ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供、(4)生活産業と職業、(5)職業生活と自己実現の五つの指導項目で、2単位程度履修されることを想定して構成している。履修学年については特に示していないが、専門科目の学習の動機付けとなるという科目の目標から、低学年で履修させる

ことが望ましい。

指導に当たっては、情報通信ネットワークや業界紙等を活用した生活産業に関する調査、生活産業の現場見学、調査や見学結果の発表、店舗企画実習、商品・サービスの企画・開発、職業人インタビュー、社会人講師の講話、学習プランの作成など、体験的な学習を通して学科に関連する生活産業や職業を具体的に理解し、専門的な学習への意欲を高めるとともに、勤労観、職業観の育成を図ることができるようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(1)については、この科目の導入として扱い、社会や産業全体の課題及びその解決のために生活産業が果たしている役割について、具体的な事例を通して指導すること。

〔指導項目〕の(1)の内容を取り扱う際には、この科目を学ぶ意義や目標を理解して意欲的に学ぶための導入として扱い、社会や産業全体を概観して課題を把握できるよう、これから学ぶ生活産業が課題を解決するために果たしている役割について、衣食住や保育、家庭看護、介護などの面で具体的な課題とその解決の事例を挙げて指導する。

イ〔指導項目〕の(3)については、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目し、消費者の多様なニーズを的確に把握するとともに、商品・サービスの開発から販売・提供に結び付けていく一連の流れを踏まえ、それらに関する実習を取り入れるなど指導を工夫すること。

〔指導項目〕の(3)の内容を取り扱う際には、商品・サービスの企画から提供していくまでに必要なマネジメント能力の育成を目指して生徒が興味・関心をもち、主体的に取り組むことができるよう、家庭に関する専門科目と関連付けて指導する。その際、地域の人々のニーズを調査し、地域の産業との関わりを考えながら、商品・サービスを企画・開発し、提供することができるよう実習を工夫することが大切である。

ウ〔指導項目〕の(4)のアからエまでについては、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(4)のアからエまでの内容を取り扱う際には、生徒の興味・関心や進路、また、学科の特色に応じて、一つ又は複数の項目を選択して扱うことができる。例えば、食物科においては、「ア食生活関連分野」に重点を置いて取り上げるなど、各学科に関連の深い産業や職業について、具体的な事例を通して理解を深めることができるよう工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 生活産業を学ぶに当たって

- ア 働くことの社会的な意義や役割
- イ 職業人に求められる倫理観
- ウ 産業構造の変化と課題
- エ 生活産業の意義と役割

(内容の範囲や程度)

ア 指導項目の(1)のウについては、サービス産業の発展などを扱うこと。

(1) 生活産業を学ぶに当たって

ここでは、職業人として、人々の生活の質の向上や社会の発展に寄与することの大切さを理解したり、生活産業が人々の生活を支え、心の豊かさをもたらしていることを考察したりして、生活産業への関心を高め、主体的に学ぶことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 職業人として働くことの社会的な意義や役割について理解すること。
- ② 産業構造の変化について課題を発見し、生活産業を担う職業人としてその解決に向けて考察すること。
- ③ 生活産業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 働くことの社会的な意義や役割

働くことの社会的な意義については、例えば、働くことによって、ものやサービスを生産・提供し、人々の生活を支えていることや社会に果たす役割など身近な事例と関連付けて扱う。

イ 職業人に求められる倫理観

職業倫理については、産業や職業に関わる法令などを遵守することの重要性について、例えば、虚偽の表示や情報提供、無資格での作業、個人情報への不適切な取り扱いなど身近な事例と関連付けて扱う。

ウ 産業構造の変化と課題

近年の社会の変化と産業構造の変化を概観し、経済の発展や技術革新、情報化の進展などに伴って、生産や消費の中心が「もの」から情報やサービスに移行していく状況や

生産から加工・流通・販売まで手掛ける六次産業化、通信ネットワークを活用した販売経路の多様化など、産業構造が変化していることについて身近な事例と関連付けて扱う。

エ 生活産業の意義と役割

生活産業が消費者の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を行うことによって、人々の生活を支え豊かにしていることについて、例えば社会の変化に伴って中食の普及が進み、加工食品や調理済み食品が多様化したこと、少子高齢社会と小家族化に対応するため、幼児・児童あるいは高齢者向けの商品やサービスが充実したことなど身近な事例と関連付けて扱う。

〔指導項目〕

(2) ライフスタイルの変化と生活産業

- ア 社会の変化とライフスタイルの多様化
- イ 生活産業の発展と伝統産業

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、経済の発展に伴い、就労形態や価値観、ライフスタイルが多様化している状況を扱うこと。また、社会の変化の一つとして人口減少社会についても取り上げること。イについては、社会の変化に伴う生活に関する価値観の多様化や消費者の多様なニーズに応えるために生活産業が発展している状況及び伝統産業の現状と課題や今後の展望を扱うこと。

(2) ライフスタイルの変化と生活産業

ここでは、経済の発展と社会の変化に伴い、勤労形態や価値観、ライフスタイルが多様化している状況や人々のニーズに応じて生活産業が発展していることや、また、近年のグローバル化の進展と日本の伝統産業の現状を見つめ、課題を見付けるとともに今後の展望について考察できるようにすることをねらいとしている。

なお、ここで扱う伝統産業とは、古くから受け継がれてきた技術や製法を用いた日本の伝統的な文化・生活に根ざしている産業を意味している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会の変化に伴いライフスタイルが多様化し、人々のニーズに対応して生活産業が発展していることについて理解すること。
- ② 生活産業と日本の伝統産業における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ ライフスタイルの変化と生活産業について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 社会の変化とライフスタイルの多様化

高度情報化、グローバル化の進展、人工知能やIoTの活用と技術革新、環境問題への関心の高まり、国際連合が定めた持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；

SDGs)などに向けた取組の推進、少子高齢化と人口減少社会の到来、男女共同参画社会の進展、就業形態の多様化などの社会の変化に伴って、人々の生活に対する価値観が多様になり、働き方やライフスタイルが多様化している現状を身近な事例と関連付けて扱う。

イ 生活産業の発展と伝統産業

働き方やライフスタイルが多様化していることに伴って、生活を支える生活産業へのニーズが変化していること、これらの状況に対応して、人々のニーズを的確に捉えた商品・サービスが提供されていること、また、環境に配慮しつつ、生活を豊かにする付加価値の高い商品・サービスや伝統的な生活文化に重点を置いた商品・サービスなどの提案を通して、生活産業の発展が人々に心の豊かさをもたらしたり、生活文化を伝承したりするなど、生活の質の向上につながっていくことを身近な事例と関連付けて扱う。さらに、伝統産業が生活の中でどのように関わり、今後どのように伝承されていくのかを身近な事例と関連付けて扱う。

〔指導項目〕

(3) ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供

ア 消費者ニーズの把握

イ 商品・サービスの開発及び販売・提供

ウ 関係法規

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、消費者の多様なニーズを捉える調査方法や結果を商品開発等に活用する方法などを扱うこと。イについては、身近で具体的な事例を取り上げ、商品・サービスの企画、開発から生産、販売・提供に結び付けていく仕組みを扱うこと。ウについては、商品やサービスの販売・提供に関する法規を扱うこと。

(3) ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供

ここでは、生活を支援し、消費者が必要とする商品やサービスを提供するためには、様々なライフスタイルにおける消費者のニーズを的確に捉えることが必要であることを理解するとともに、その上で、生活産業に関わる身近な商品やサービスを例に取り上げて、市場調査と分析の方法、新商品やサービスの開発プロセス、商品やサービスを円滑に流通させ販売を促進する方法などについて考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 消費者のニーズを的確に捉えることの必要性和、商品を開発し、提供していく上で必要なマネジメントの手法、関係法規の概要や趣旨を理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 消費者のニーズに対応した商品・サービスを開発し提供するまでの過程における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者ニーズの把握

生活産業の各分野において、消費者の多様なニーズを捉えて必要とされる商品やサービスを提供したり、生活の質の向上につながる商品やサービスを提案したりするためには、継続的な市場調査を通して、消費者のニーズに関する最新の情報を収集し、分析しながら商品やサービスの開発を行って消費者へ提供や提案をしていくという、マーケティング管理の考え方が必要であることを理解できるよう、身近な事例と関連付けて指導する。

市場調査の基本的な方法については、例えば身近な商品の好みについて調査を実施し、分析するなど、具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 商品・サービスの開発及び販売・提供

新しい商品やサービスは、市場調査の結果などを基に製品開発の方針を決め、様々な企画を検討して試作を繰り返しながら製品化されていくことを、例えば、メニュー開発、幼児向けの玩具や高齢者向けの商品・サービスなど、身近な事例と関連付けて理解できるよう指導する。

消費者に信頼される商品やサービスを提供するためには、安全・安心で衛生的な商品、質のよいサービス、適正な価格、安定した品質、商品やサービスの安定した供給が必要であり、そのためには適正な生産管理、在庫管理、流通管理、人材管理が必要であることを、市販調理済み食品や保育や介護に関する人材派遣等のサービスなど、身近な例を通して理解できるようにするとともに、拡大する宅配サービスについても触れる。また、販売と生産を直結させるシステムであるロジスティックス、POSシステム（販売時点情報管理システム）、EOS（自動補充発注システム）についても触れる。

さらに、消費者の購買意欲を高めるような店舗設計、ディスプレイ、広告などの販売促進について理解を深めることができるよう具体的な事例を通して指導する。

ウ 関係法規

生活産業にスペシャリストとして従事したり、生活産業に関わる事業を展開したりするために必要な資格の根拠となる法規、許認可の必要な業種、商取引に関する基礎的な法的知識について理解できるよう指導する。

資格の根拠となる法規については、内容の(4)と関わらせて調理師法、栄養士法、建築士法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉法、児童福祉法施行令などがあることにも触れる。

許認可については、飲食店、喫茶店、食品製造業などは、あらかじめ許可・届出が必要であることを理解できるよう指導する。

また、商取引に関する基礎的な法的知識として、契約、消費税、決済の仕組み等について基本的な内容にも触れる。

(指導項目)

(4) 生活産業と職業

- ア 食生活関連分野
- イ 衣生活関連分野
- ウ 住生活関連分野
- エ ヒューマンサービス関連分野

(内容の範囲や程度)

エ〔指導項目〕の(4)については、具体的な事例を通して生活産業の種類や特徴及び関連する職業や必要な資格を扱うこと。

(4) 生活産業と職業

ここでは、生活産業への関心を高めるために、家庭に関する学科に関連した産業の種類や特徴、関連する職業について、社会人講師の講話や産業現場等の見学、就業体験活動、調査などを取り入れて理解するとともに、その成果を考察したり、発表したりすることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 家庭に関する学科に関連した産業の種類や特徴、関連する職業について理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 生活産業に関連する職業に就くための課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 生活産業と職業について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食生活関連分野

食生活に関わる産業については、学校、病院及び企業などの給食、レストランなどの外食産業、コンビニエンスストア、スーパーマーケット及び百貨店などで販売される弁当や総菜などの中食産業、食品流通業などを取り上げ、意義と役割を理解できるよう指導する。

国民健康・栄養調査や関連産業等への調査などを基に、人々の食に対する意識や価値観が多様化していることや、多様なライフスタイルに対応した外食や中食の利用など、食生活が変化している実態についても理解できるよう指導する。また、外食産業、中食産業における消費者のニーズや消費行動に対応した商品開発、メニュー開発、調理などの方式、販売やサービスの方法などを取り上げるなど具体的な事例を通して指導する。

管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、製パン技術者、フードプランナー、フードコーディネーター、フードスペシャリストなど、様々な資格や職業について、職場体験活動や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指

導する。

イ 衣生活関連分野

衣生活に関わる産業については、アパレル産業やファッション小売り産業などを取り上げ、意義と役割を理解できるよう指導する。

人々の感性や意識の多様化によって、ファッションが個性化し、多品種少量生産になっていること、ファッションがライフスタイル全般を提案するようになってきている状況を、既製の販売状況や専門店の販売形態の状況などから具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

デザイナー、パターンナー、ファッションアドバイザー、スタイリスト、カラーコーディネーターなど、様々な資格や職業について、ファッション専門誌や職場体験活動、見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

ウ 住生活関連分野

住生活に関わる産業については、注文住宅、建売住宅や企画住宅の建築設計や販売に関わる産業、住宅販売、インテリアやリフォームに関わる産業などを取り上げ、意義と役割を理解できるよう指導する。

人々がライフスタイル、価値観、感性に合った住居を求めている状況を、工務店やハウスメーカーの企画住宅の提案、トイレ、バス、キッチンにおける住宅設備及び壁紙、照明などのインテリアなどについて具体的な事例を通して理解できるよう指導する。また、住宅展示場等を事例に、ライフスタイルを具体的に提案できるような工夫がされていること、マンション等の集合住宅においても、購入者の希望に合わせて内装を行うようになってきていること、ライフステージに合わせた住居のリフォームが増加していることなどの状況について指導することも考えられる。

建築士、インテリアプランナー、インテリアコーディネーター、マンションリフォームマネージャー、キッチンスペシャリスト、福祉住環境コーディネーターなど、様々な資格や職業について、職場体験活動や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

エ ヒューマンサービス関連分野

少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化に伴って、高齢者福祉サービス、児童福祉サービス、家事代行サービスなど、ヒューマンサービス関連分野に対する需要が高まっている状況、その意義と役割について理解できるよう指導する。

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士、ベビーシッターなど、様々な資格や職業について、職場体験活動や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

(指導項目)

- | |
|---------------|
| (5) 職業生活と自己実現 |
| ア 職業選択と自己実現 |
| イ 社会の変化と職業生活 |

(内容の範囲や程度)

オ〔指導項目〕の(5)については、生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力と役割や責任、職業資格、進路設計などを専門科目の学習と関連付けて扱うこと。

(5) 職業生活と自己実現

ここでは、職業や職業生活を通して自己実現を図るために、適切な職業選択ができることが大切であり、生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力を理解した上で、将来の生活産業のスペシャリストを目指して、将来設計と進路計画を立てることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力、役割や責任、職業資格などについて理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 適切な進路選択と専門性の向上を目指す上での課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 職業生活と自己実現について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 職業選択と自己実現

生活産業の職業人に求められる資質や能力として、人や生活に対する理解、衣食住、ヒューマンサービスに関わる専門的な知識や技術、コミュニケーション能力などがあることを理解できるよう指導する。また、法令を遵守することはもとより、製品の提供、保育、家庭看護や介護に関わるサービスの提供などには、より重い責任が伴うことについても理解できるよう具体的な事例を通して扱う。

さらに、社会人講師の講話や生活産業に関わる現場の見学や実習などを通して、自分の個性や特技を生かす職業に就き職業生活を充実させることが、職業を通じた自己実現であることを扱う。

イ 社会の変化と職業生活

グローバル化や情報化等の進展により、企業の雇用が変化し、勤務形態が多様化する中で、男女共同参画社会を推進するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考えた働き方が大切であることについて扱う。

ウ 将来設計と進路計画

生活産業を担う職業人に必要な知識や技術などの資質・能力は、専門科目の学習を通して身に付けていくことができることを、資格の取得や将来のスペシャリストを目指した学習プランの作成などを通して理解し、学習に向けて意欲を高めることができるよう指導を工夫すること。また、将来の生き方に目を向けた進路計画についても作成できるよう指導を工夫すること。

第2節 課題研究

この科目は、衣食住やヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、消費者ニーズや社会の要請に対応しつつ、生活の質を高める商品やサービスを提供できる資質・能力を育成するために、応用性のある知識と技術を確実に身に付けるとともに、問題解決能力や創造性を養うことをねらいとしている。

今回の改訂においては、専門的な知識・技術などの深化・総合化を図り、生活産業に関する課題の発見・解決に取り組むことができるよう、〔指導項目〕として(1)から(5)までを位置付けるとともに、主体的かつ協働的な学習活動を通して必要な資質・能力を身に付けることを内容を取り扱う際の配慮事項に示すなどの改善を図った。

また、従前と同様、この科目は、家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上や、社会を支え生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、調査・研究・実験、作品製作などを通して、生活の質の向上や、社会を支える生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住や保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会を支える生活産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な知識や技術を論理的に関連付けたり整理したりすることで、それぞれの分野について、より理解を深め、実践できる確かな技術を習得することを示したものである。

生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにするとは、家庭に関する学科が学習対象としている衣食住や保育等のヒューマンサービスなどの各科目の学習で得られた知識と技術を、実際の場面に応用

発展できる転移性のある確かな知識と技術として深化・総合化を図ることが重要であることを意味している。例えば、高齢者の食事づくりの課題であれば、食に関する知識と技術のみでなく、高齢者の心身の特徴や食事介助に関する知識と技術が必要であるように、課題を解決するためには、各科目で学んだ知識と技術をさらに深化させたり、総合化させたりしながら取り組むことが重要であることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を発見しとは、生徒が、家庭に関する学科の各科目の学習の中で、衣食住や保育等のヒューマンサービスなど生活産業に対する消費者ニーズの把握や産業界の進展などに興味・関心を持ち、さらに調査研究したり、課題を発見したり、高度な技術が必要な作品製作や創意工夫した作品製作に取り組んだり、企画を提案したりするなどの課題を設定できるようにすることを意味している。その際、教師側の働きかけとして「課題研究」の課題を設定できるようにするには、各科目の学習における生徒の興味・関心の喚起に十分留意するとともに、生活産業の各分野についての消費者ニーズや産業界の動向などの諸課題を把握して、生徒の発想を豊かにする適切な情報提供が必要である。

生活産業を担う職業人として解決策を探究しとは、生徒が設定した課題について課題解決の方策を検討し、学習計画を立てて主体的に解決するための探究の過程を重視し、実践することが大切であることを意味している。探究の過程を重視するとは、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されることが大切であることを意味している。

科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養うとは、単なるスキルの習得にとどまるのではなく、ある事象に対して、その根底にある理論を理解した上で、それらを活用し、課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、将来、生活産業のスペシャリストとして、習得した知識や技術を活用して、生活産業の発展や人々の生活の質の向上のために、主体的かつ周囲の人々と協働して取り組む態度を養うことを意味している。その際、生徒自身の学習計画に基づいた学習と、教師の指導や助言とが並行して進められることが必要であり、常に教師の適切な指導や助言があってこそ、効果的に進められるものである。また、課題によっては、教師のみでなく、地域の産業界との連携や社会人講師の導入などを含めた指導体制の整備を図ることが重要である。そして、グループによる研究の場合は、生徒同士で自らの考えを表現したり、議論したりして、協働的に課題の解決に向けて取り組むことも重要である。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)作品製作、(3)産業現場等における実習、(4)職業資格の取得、(5)学校家庭クラブ活動の五つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(5)までの中から、個人又はグループで生活産業に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、生活産業に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(5)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。

内容を取り扱う際は、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(5)までの中から、個人又はグループで適切な課題を、生徒自身が主体的に設定できるようにする。また、課題設定に当たっては、〔指導項目〕の(1)から(5)までの個別の課題のみでなく、例えば、「(2)作品製作」に取り組む前に、用いる材料についての「(1)調査、研究、実験」を行うなど、2項目以上にまたがる課題を設定することにより学習の成果を効果的にすることができる。

また、課題に取り組む過程においては、家庭科に属する科目をはじめとして、他の教科・科目等で身に付けた知識、技術などを活用するとともに、課題と関連する具体的な事例について、多面的・多角的に分析する、理論と関連付ける、科学的な根拠に基づいて課題の解決策を考察するなどの学習活動などを積極的に取り入れ、生活産業に関わる職業人として創造的に解決することができるようにすることが大切である。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

内容を取り扱う際は、情報を的確に理解し効果的に表現するという言語能力の確実な育成を図る観点から、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることが大切である。なお、成果の発表に際しては、課題研究成果発表会や作品展示会の開催、各種作品コンクール等への応募など発表の機会を設けるとともに、校内だけでなく保護者や中学生をはじめ、地域や産業界の関係者などを招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配慮することが大切である。

指導に当たっては、生徒の主体的な学習活動のための計画立案の支援、情報通信ネットワークや教材・教具など学習環境の整備に十分留意する。また、学習内容が広範囲にわたることもあることから、教員相互の協力や連携が必要であり、学科の枠を超えた指導も考

えられる。さらに、社会人講師を活用したり、就業体験活動を取り入れたりして指導の効果を高めるよう工夫する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、衣食住や保育等のヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、生活の質の向上や、社会を支える生活産業の発展を担うことができるようにすることをねらいとしている。

- ① 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 生活産業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得
- (5) 学校家庭クラブ活動

(1) 調査，研究，実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、専門教科「家庭」に属する科目で学習した知識と技術を生かして、生徒が主体的に課題を設定し、課題を解決する調査、研究、実験などを扱う。また、調査、研究、実験のみでなく、作品製作や産業現場等における実習を組み合わせたりするなどの学習活動も考えられる。

例えば、食生活に関する分野では、食文化と郷土料理、食品の多様化と表示、食事調査と栄養の改善、各種食品のルーツ、地域の食育活動、世界の料理と食文化、介護食などの内容、衣生活に関する分野では、被服材料の開発と特徴、服飾の変遷、洗剤の比較実験、流行とブランドなどの内容、住生活に関する分野では、高齢者の住居とバリアフリー、住居と健康・安全、地域のまちづくりなどの内容、その他、少子社会と子育て、育児不安と子育て支援、高齢者の福祉と介護、持続可能な社会と生活などの内容が考えられる。

(2) 作品製作

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、専門教科「家庭」に属

する科目で学習した知識と技術を活用するとともに、さらに発展させて高度な技術に挑戦したり、使う人の状況に応じた工夫をしたりして、個人又はグループで創意工夫した作品を製作することができるようにする。生徒自身の課題については、計画・実践・評価・改善の各プロセスにおける指導助言を十分に行い、見通しをもって作品製作に取り組むことができるようにすることが重要である。また、製作した作品を販売することも視野に入れ、企画書作りから原価計算、消費者のマーケットリサーチなどを行うことも考えられる。

例えば、被服製作や手芸などの作品製作とファッションショー、テーマに基づいた料理づくり、パンやケーキづくりと販売、食のトータルコーディネート、絵本や遊具づくりなどが考えられる。また、デザインをもとにドレスを製作する場合にも、表現したい形をどのような技法で行えばよいかなどの試行錯誤や素材そのものの工夫などが重要である。作品製作に当たっては、あらかじめ(1)調査・研究・実験を行ったり、(3)産業現場等における実習の中で作品製作を行ったり、技術検定等のように、作品製作を通して(4)職業資格の取得を目指したり、製作した作品を(5)学校家庭クラブ活動に活用したりするなど、2項目以上にまたがる課題を設定し、効果的な学習とすることも考えられる。

(3) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、生徒の進路希望等に応じて企業及び関係機関等において、实际的・体験的な学習を行い、家庭に関する専門分野のより深い知識と技術を習得するとともに、明確な目的意識をもつことができるよう指導する。

例えば、服飾産業の事業所、レストランや食堂、百貨店、高齢者福祉施設や保育所などでの実習が考えられる。実習に当たっては、各事業所等の担当者と教師が事前の打合せを十分に行い、生徒の興味・関心に基づく設定課題とのマッチングを工夫したり、必要に応じて課題の再設定をさせたりすることも必要である。また、教師は、実習先の担当者に指導を任せきりにするのではなく、学校側の指導者として常に生徒の状況を観察し、援助することが重要である。

これらの実習を通して、産業現場の実態を体験するとともに、勤労観、職業観、責任感、成就感などを体得できるようにする。なお、現場実習に当たっては、綿密な指導計画を作成し、事前指導や事後指導を十分に行うことが必要である。

(4) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、生徒が自らの進路希望や興味・関心等に応じて家庭に関する専門分野の資格取得や技術検定のための学習に取り組むことにより、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るようにする。

例えば、全国高等学校家庭科被服製作技術検定・食物調理技術検定及び保育技術検定、製菓衛生師、ふぐ取扱い資格、色彩検定、カラーコーディネーター検定、着物着付け、編物技能検定、ビジネス文書や情報処理に関する検定、秘書検定、訪問介護員など、技術検定の合格や職業に関連する資格取得を目指すことが考えられる。目的は、職業資格の取得

ではあるが、「課題研究」の目標に照らして、生徒が自ら学習計画を立案し、その計画に基づいて知識と技術の深化、総合化や進路意識の明確化を図ることができるように指導する。

(5) 学校家庭クラブ活動

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、共通教科「家庭」の各科目「家庭基礎」及び「家庭総合」のいずれかの科目で実践した学校家庭クラブ活動を発展させることをねらいとしている。

専門教科「家庭」の各科目で学習した知識と技術を生かして、学校生活や地域の生活の充実向上を目指して生徒が設定した課題の解決に取り組む活動が考えられる。例えば、乳幼児や高齢者などとの継続的な交流活動を行うなどのボランティア活動、地域の子供や高齢者などを対象とした食育を推進させる活動などが考えられる。

第3節 生活産業情報

この科目は、生活産業における情報化の進展に適切に対応できるようにするとともに、生活産業の各分野で情報及び情報技術を適切に活用するなどの資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、情報技術の飛躍的な進化等に伴う生活産業の情報化の進展に対応し、情報モラルやセキュリティ管理に関する内容を充実するとともに、新たにプログラミングを加えるなどの内容の改善を図った。

また、従前と同様、この科目は、家庭に関する各学科における情報に関する基礎科目として位置付けている。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野における情報の意義や役割、情報及び情報技術を活用する方法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を情報及び情報技術を活用して発見し、生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 生活産業における情報及び情報技術の活用や専門性の向上を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、情報機器や情報通信ネットワークなどの実習を通して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、生活産業の各分野における情報の意義や役割、情報モラル、セキュリティ、プログラミングや情報通信ネットワークを理解し、関連する技術を身に付けることを示したものである。

生活産業の各分野における情報の意義や役割とは、生活産業の変化の中で、情報及び情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を具体的な事例を通して理解することを意味している。

情報及び情報技術を活用する方法について体系的・系統的に理解するとは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報モラルを含め情報技術を適切に活用できるようメディアの特性やコミュニケーションの方法、プログラミングやモデル化の方法などを基礎から順序立てて、情報及び情報技術について幅広く科学的に理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、情報モラルやセキュリティ管理に留意し、情報機器や情報通信ネットワークを活用し、目的や対象に応じた情報コンテンツの作成、適切なコミュニケーションの方法を選択できる技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を情報及び情報技術を活用して発見しとは、衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスに関わる情報を情報機器や情報通信ネットワークを活用し、収集、処理、分析するなどして、課題を発見することを意味している。

生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、人々の生活の質の向上や社会の発展を目指す職業人であることを意識して、職業人に求められる倫理観をもって、複数の情報と結び付けて新たな意味を見いだすなど、より効率的なものを新しい発想で創り出すことによって課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

生活産業における情報及び情報技術の活用や専門性の向上を目指して自ら学びとは、生活産業の各分野における情報及び情報技術を積極的に活用し、情報社会に参画することは、生活産業に関連する自らの専門性の向上に有益であり、積極的に情報機器や情報通信ネットワークを活用することや、自らの専門性の向上を図るためには、主体的に学ぶことが重要であることを意味している。

生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、職業人として生活の質の向上と社会の発展のために、自ら考え行動するとともに、周囲の人々と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報化の進展と生活産業、(2)情報モラルとセキュリティ、(3)コンピュータとプログラミング、(4)生活産業におけるコミュニケーションと情報デザインの四つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(2)から(4)までについては、情報機器や情報通信ネットワークを活用できるよう実習を中心とした指導を行うこと。

〔指導項目〕の(2)から(4)までの内容を取り扱う際には、実習を中心として扱い、情報機器や情報通信ネットワークなど情報技術を適切に活用できるようにする。また、専門教科「家庭」の各科目との関連を図って扱うようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 情報化の進展と生活産業

ア 情報化の進展と社会

イ 生活産業における情報化の進展

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のアについては、情報化の進展に伴う産業や生活の変化を扱うこと。イについては、生活産業における情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況を扱うこと。

(1) 情報化の進展と生活産業

ここでは、情報化の進展に伴う産業や生活の変化、生活産業におけるコンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークの役割や利用状況について理解し、情報化が及ぼす影響について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報化の進展が、社会や人々の生活に果たす役割や及ぼす影響、生活産業におけるコンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークの役割や利用状況について理解すること。
- ② 情報化の進展が、社会や人々の生活や生活産業に及ぼす影響について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 情報化の進展と生活産業について自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報化の進展と社会

情報化の進展について、例えば、身の回りのものに情報技術が活用されており、身近な人との情報のやりとり、生活上必要な手続きなど、日常生活における営みも情報技術

を通じて行うことが当たり前の社会となったことや、生活産業においても生産、流通、販売、顧客のデータ管理、広報活動などあらゆる面で情報化の急速な進展により、産業の形態や構造も働き方も変化していること、それに伴い生じている問題等について扱う。

イ 生活産業における情報化の進展

衣食住、保育、家庭看護及び介護などヒューマンサービス関連分野など生活産業の各分野におけるコンピュータ等情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況について、具体的な例を取り上げ生活産業における情報機器や情報通信ネットワークの重要性を認識できるように指導する。

具体的な例としては、ファッション産業におけるCAD/CAMシステム、シミュレーションシステム、AR（オーグメンテッドリアリティ）、VR（バーチャルリアリティ）、FA（ファクトリーオートメーション）、商品管理や顧客管理のためのデータベースシステム、電子商取引、生産管理システム、販売業のPOSシステムなどの活用が考えられる。

また、様々な場面でユビキタスコンピューティング、ビッグデータ、AI、クラウドコンピューティング、GPSなどの活用により、産業や人々の生活が大きく変化していることについても触れる。

〔指導項目〕

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報モラル

イ 情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理

（内容の範囲や程度）

イ 〔指導項目〕の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークにおけるセキュリティ管理の重要性を扱い、関連する法規等にも触れること。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ここでは、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラルと法令遵守の必要性、情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理について、関連する知識及び技術を習得し、情報モラルやセキュリティ管理に関する課題の解決に向けて考察し、工夫することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報に関連する法規等の概要、情報モラル、情報通信ネットワークの仕組み及びセキュリティ管理の方法や重要性について理解するとともに情報通信ネットワークに関連する技術を身に付けること。

- ② 情報モラルやセキュリティ管理に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 情報モラルとセキュリティについて自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報モラル

情報モラルについて、例えば個人のプライバシーの侵害、著作権などの知的財産の侵害、収集した情報の管理、情報の発信者としての責任など具体的な事例を取り上げる。また、情報社会の進展に伴う新しい問題に対処するための関連法規の概要等にも触れる。

イ 情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理

情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理について、例えば、生活産業における情報通信ネットワークを利用した情報の不正取得や改ざんなどのコンピュータ犯罪とその対策としてのセキュリティ管理を取り上げ、情報通信ネットワークに関連する技術を扱う。

〔指導項目〕

- (3) コンピュータとプログラミング
 - ア モデル化とシミュレーション
 - イ アルゴリズムとプログラミング

(内容の範囲や程度)

- ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なプログラミング言語を扱うこと。

(3) コンピュータとプログラミング

ここでは、処理手順の自動化、モデル化とシミュレーション、プログラミングに関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得し、モデル化やシミュレーションを適切に行うなど工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① モデル化とシミュレーションの方法、アルゴリズムの表現方法やプログラミングについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 生活産業に関する課題を発見し、その解決に向けて目的に応じたアルゴリズムを表現し、モデル化やシミュレーションを適切に行うなど工夫すること。
- ③ コンピュータとプログラミングについて自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア モデル化とシミュレーション

モデル化とシミュレーションについて、例えば住宅ローンを返済するという課題において、必要な要素を分析し、元金、利率、借入期間、月々の返済額、返済総額をシミュ

レーションするなど生活産業における具体的な事例を取り上げる。

イ アルゴリズムとプログラミング

アルゴリズムとプログラミングについて、簡単なアルゴリズムで表現した処理手順をプログラム言語に置き換え実行し自動的に処理ができることを取り上げ、課題解決にコンピュータを活用することが有効であることを扱う。

〔指導項目〕

(4) 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザイン

- ア 目的に応じたコミュニケーション
- イ 情報コンテンツと情報デザイン

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、生活産業に関連した具体的な事例を通して効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を扱うこと。アについては、メディアの特性に触れるとともに、目的や対象に適した情報技術によるコミュニケーションを扱うこと。

(4) 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザイン

ここでは、衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業の情報を、情報機器や情報通信ネットワークを利用して、実際に収集、処理、分析、発信を通して情報コンテンツを作成し、目的や対象に適したコミュニケーションの方法を選択し、情報や情報技術を活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 様々なメディアの特性とコミュニケーション手段の特徴を理解し、情報コンテンツ作成に関連する技術を身に付けること。
- ② 目的や対象に応じたコミュニケーションの方法や、情報デザインについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザインについて自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 目的に応じたコミュニケーション

メディアの特性及びコミュニケーション手段の特徴について理解した上で作成した情報コンテンツについて、Web ページ、ブログ、SNS などにおける活用を取り上げ、生活産業の中で消費者と企業がどのようにコミュニケーションに利用しているかを扱う。

イ 情報コンテンツと情報デザイン

情報機器や情報通信ネットワーク及び各種アプリケーションソフトウェアの利用により、収集、処理、分析、発信を通して、情報コンテンツの作成を扱う。作成に当たっては、メディアの特性を理解し、様々な情報を目的、対象の年齢や障害の程度などを考慮

し、対象に理解しやすく整理するという情報デザインに配慮することについて、取り上げる。

具体的には、次のような事例について、それぞれの対象、目的を明確にした情報コンテンツの作成が考えられる。

食生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して、各地の特産品についての情報を収集してデータベース化し、地域食材の研究や新たな調理法や商品を提案するに当たり、文書処理ソフトウェア、画像処理ソフトウェア、動画編集ソフトウェアを活用して作成した情報コンテンツを双方向のコミュニケーションを通して互いに評価し合い改善を図る。

衣生活関連分野では、市場調査を行って流行や消費者のニーズについて表計算ソフトウェアなどを利用して分析し、企画書を作成、グラフィックスソフトウェアを利用してファッション画を作成し、シミュレーションソフトウェアで色、材質などの検討を行い、プレゼンテーションソフトウェアを用いて商品企画のプレゼンテーションを行う。

住生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して住宅情報やインテリア情報を収集し、地域別や価格別などにデータベース化し、住宅情報提供の Web ページを作成したり、CAD システムを活用したりしてインテリアのデザインをする。

ヒューマンサービス関連分野では、フィールドワークを行ったり、情報通信ネットワークを活用して各地域の福祉や保育などに関する情報を収集したりしてデータベース化し、Web ページやチラシなどで情報提供し、地域住民との情報交換を行う。

消費生活分野では、情報通信ネットワークを利用した金融商品についての情報を収集してデータベース化したり、表計算ソフトウェアを活用したシミュレーションにより家計診断や経済設計を行ったりする。

第4節 消費生活

この科目は、消費生活を消費者と生産者や事業者双方の立場から捉えるとともに、持続可能な社会の形成を目指し、消費者の権利の尊重と自立支援に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、近年の経済社会の変化や消費者教育の推進に関する法律（以下、「消費者教育推進法」）に対応し、従前の「消費生活」の内容に加えて、急速に進行している決済の多様化及び消費者教育の基本理念とその推進の重要性について内容の充実を図った。

この科目は、消費生活相談員や消費生活アドバイザーなどの消費者支援のための資格に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 経済社会の動向、消費者の権利と責任、消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 消費生活に関する課題を発見し、消費者の視点をもった職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい消費生活の実現を目指して自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、事例研究、商品テスト、実験・実習、演習、見学などを通して、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、経済社会の動向、消費者の権利と責任、消費者と行政や企業を取り上げ、消費生活全般を体系的・系統的に理解し、消費者支援のための基本的な知識や技術を習得することを示したものである。

経済社会の動向、消費者の権利と責任、消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、情報化やグローバル化が急速に進行している経済社会の動向に伴い変化している消費生活、

消費者基本法にも消費者の理念として規定されている消費者の権利とそれに対応する責任、消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方等に関する知識や技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

消費生活に関する課題を発見しとは、消費者被害の救済や未然防止などに加え、よりよい消費生活の在り方のための課題を発見することも意味している。

消費者の視点をもった職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、働くことの意義を理解した上で、勤労観や職業観を養うとともに、消費生活関連の仕事にスペシャリストとして従事したり、消費者の視点をもって事業に従事したりするために必要な知識や技術を活用して課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

消費者の支援とは、消費者被害の救済や未然防止に直接関わることに加え、消費者の視点をもった職業人としての支援を意味している。

消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、消費者であるとともに生活産業に関わる者として、生活の質の向上に対して個人的にも社会的にも責任をもつという自覚を高め、消費者の支援や持続可能な社会の形成を目指し、関連する知識と技術を活用し、能動的に取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)経済社会の動向と消費生活、(2)消費者の権利と責任、(3)消費者と行政、企業、(4)持続可能な社会を目指したライフスタイル、(5)消費生活演習の五つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 地域の消費生活関連機関等と連携を図るなど、指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、地域の消費生活関連機関等と連携を図るなどして、具体的な事例を通して理解できるようにするなど指導を工夫することが大切である。また、事例研究、商品テスト、実験・実習、演習、見学などの実践的・体験的な学習活動をできるだけ多く取り入れるとともに、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用し、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。

イ〔指導項目〕の(5)については、ア又はイのいずれかを取り上げ、(1)から(4)までと関連付けながら、個人又はグループで適切な課題を設定し、考察できるよう指導を工夫すること。イについては、消費生活相談機関や企業の消費者相談などの具体的な事例を取り上げるなど指導を工夫すること。

〔指導項目〕の(5)の内容を取り扱う際には、〔指導項目〕の(1)から(4)までの学習と関連させた身近な商品・サービスを取り上げて、ア商品・サービス研究又はイ消費者支援研究のいずれかについて演習を行い、よりよい消費生活について具体的な方策を検討することができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 経済社会の動向と消費生活

- ア 国民経済と消費者
- イ 社会の変化と消費生活
- ウ 多様化する流通・販売方法と消費者
- エ 決済手段の多様化と消費者信用
- オ 生活における経済の計画と管理

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のイについては、経済社会の動向を踏まえ、消費生活が複雑化・多様化し、発生する消費者問題が深刻化している現状を扱うこと。ウ及びエについては、最新の状況を理解できるように留意して扱うこと。オについては、家族の生涯の経済設計や家計の収支、金融、社会保障などと関連付けて扱うこと。

(1) 経済社会の動向と消費生活

ここでは、経済社会の変化に伴って、流通・販売方法や決済手段が多様化し、発生する消費者問題が複雑化している現状、一人一人の消費者の生涯を見通した経済生活の計画と管理について理解し、考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 経済社会の動向を概観し、消費生活も変化している状況を理解すること。
- ② 消費生活に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 経済社会の動向と消費生活について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成

に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 国民経済と消費者

消費市場、金融市場及び労働市場と消費者との関わり、経済の循環における家庭経済、消費者の役割について扱う。

イ 社会の変化と消費生活

グローバル化、情報化、高齢化などに伴う市場の変化、国民の意識や価値観、家族観の変化などに伴って消費生活が複雑化し、多様化していることを理解できるよう指導する。また、それに伴って発生する消費者問題が複雑化している現状などについて具体的な事例を通して指導する。

ウ 多様化する流通・販売方法と消費者

社会経済状況の変化、市場のグローバル化の進展の中で、商品・サービスの流通や販売方法が複雑化、多様化している現状や、それに伴って、消費者のリスクが複雑化、多様化しており、それらへの適切な対応が必要であることについて指導する。特に、インターネットによる電子商取引等の増大による課題について、具体的な事例を通して考えることができるよう指導する。また、消費者の生活に対する姿勢や行動が経済社会の在り方と大きく関わっており、消費者が適切に判断して、主体的に企業や商品・サービスを選択することで、リスクを抑えた公正な市場を形成することができることについても理解できるよう指導する。

エ 決済手段の多様化と消費者信用

決済手段の多様化について、前払い、即時払い、後払い、仮想通貨など、具体的な支払手段、その利便性とリスクについて扱う。その際、具体的な事例を取り上げ、決済手段が複雑化・多様化していることを理解できるよう指導する。

消費者信用については、販売信用と消費者金融の代表的な事例を取り上げ、それぞれの特徴と留意事項について理解できるよう指導する。クレジットカードについては、その種類、契約内容、手数料、利用に当たっての留意事項などについて具体的な事例を通して理解できるよう指導する。また、自己の返済能力を超えた商品の購入や借金による多重債務や自己破産についても具体的な事例を通して扱う。

オ 生活における経済の計画と管理

雇用や経済の変化が激しい社会、高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、生涯を見通した長期的な経済計画の必要性が高まっていること、生涯を見通した経済計画を立てるには、事故や病気、失業、定年後の年金生活などを想定し、それらのリスクへの対応策が必要であることについて扱う。さらに、生涯賃金、収入の確保と支出、資金の運用と管理などの視点から長期的な金銭管理が必要であることを認識し、適切な家計管理ができるよう指導する。その際、税金、社会保険を含む社会保障制度とも関連付けて扱う。

(指導項目)

(2) 消費者の権利と責任

- ア 消費者問題
- イ 消費者の権利と関係法規
- ウ 消費生活と契約
- エ 消費者教育

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、これまでの代表的な消費者問題と関連する制度の時系列的な経緯を経済社会の変化などの背景を踏まえて扱うとともに、消費者被害の救済、制度の新設や変更などについても扱うこと。イについては、消費者行政及び消費者に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。その際、実生活の観点から興味・関心が高まるよう身近で具体的な事例を取り上げること。エについては、関係する法規の趣旨を踏まえて扱うこと。

(2) 消費者の権利と責任

ここでは、消費者は権利の主体として、その消費生活に関して必要な情報を収集し、問題意識をもち、適切な意思決定や消費行動をとり、自らの消費行動が他者に与える影響や環境への配慮を自覚し、意見を表明し連帯するなどの行動をする責任があること、それらを身に付けることが消費者としての権利の行使につながることに認識できるようにすることをねらいとしている。また、これまでの代表的な消費者問題の背景と問題点を通して、消費者行政と消費者に関する基本的な法規の目的と概要を理解するとともに、多重債務や自己破産などの具体的な事例を通して、消費者が留意すべき事項を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 権利の主体である消費者として、消費者の権利の実現の重要性を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費者被害の未然防止や救済について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費者の権利と責任について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者問題

これまでに発生した主な消費者問題を取り上げ、その背景と問題点、解決を目指した消費者運動の展開などについて扱う。消費者問題は、それぞれの時代の経済や産業、人々の価値観などを反映して変化してきており、悪質商法、消費者信用による多重債務や、電子商取引などの進展に伴って生じている問題についても取り上げる。

イ 消費者の権利と関係法規

消費者の権利を擁護し、消費生活の安定と向上を図るための総合的な対策として消費者基本法の目的、概要について扱う。また、消費者の権利には、消費者自身の生活に対

する姿勢や自覚が大きく関わっており、消費者基本法の理念に沿って、消費者としての基本的な努力と責任を自覚することが権利の行使につながることを認識できるよう指導する。また、消費者が安心して消費生活を営むために、企業の社会的責任や消費者と企業の市場ルールが整備されていること、環境問題への企業の組織的な取組なども取り上げる。

ウ 消費生活と契約

契約による商品・サービスの購入について、契約の成立、効力、解除などの契約に関する基礎的事項を扱う。また、商品やサービス、販売方法等に問題があった場合の対応についても扱う。特に、平成30年6月の民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、若年者の消費者被害の防止・救済はもとより、未成年者や高齢者、障害者などの契約についても、具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

エ 消費者教育

消費者が生涯にわたって消費生活について学習できるよう、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実させることが重要であることを理解できるよう指導する。また、持続可能な社会の形成を目指し、適切な経済活動を進めるためには、消費者自身が経済社会の仕組みを正しく理解し、商品・サービスなどに関わる正確な知識、情報に基づいて行動できるようにするとともに、法令を遵守し、消費者の福祉を守り、生活の質の向上に寄与する生産者の育成にもつながることについて考えることができるよう指導する。

また、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定した上で倫理的な消費行動がとれるようにするためには、多様な視点から物事を捉える能力を身に付けることが求められ、消費者教育推進法の趣旨や運用を踏まえて、様々な機会を捉えた消費者教育が重要であることについて扱う。

(指導項目)

- | |
|---------------|
| (3) 消費者と行政、企業 |
| ア 消費者の自立支援と行政 |
| イ 消費者と企業 |

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、地方自治体の消費者政策も取り上げ、具体的な事例を通して各地域における独自の制度や実情を扱うこと。また、イについては、企業の消費者志向経営や社会的責任などについても扱うこと。

(3) 消費者と行政、企業

ここでは、消費生活センターなど行政や企業の消費生活相談について具体的な事例を通して、消費者の視点に立った商品やサービスの情報の重要性を理解し、消費者として主体的に判断する上で必要な消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方などについて理解できるようにする。また、商品・サービスに関する情報として、行政からの情報、各種商品テスト、広告、表示、インターネット情報などを取り上げ、それぞれの情報の特徴や問題点などについて考え、適切に判断し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 消費者と行政や企業について、その関わり方や連携の在り方を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費者と行政、企業との関わりや連携の在り方について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費者と行政、企業について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者の自立支援と行政

消費者と事業者では、情報の質及び量、交渉力等の格差があることなどから、様々な消費者問題が生じており、消費者の自立を支援することは、国と地方公共団体と事業者の責務であることについて扱う。また、消費者問題の防止や消費者被害の救済に当たっての消費者行政の役割や関連法規との関わりについて具体的な事例を通して理解できるように指導する。消費者被害が発生した場合の行政の消費生活相談の窓口の利用などについては、具体的な事例を通して扱う。さらに、消費者被害の未然防止のため、消費者教育や高齢者の見守りに関して、消費者行政以外の部門などとの連携や協働が重要であることについても扱う。

イ 消費者と企業

商品・サービスに関する情報や企業の情報が、様々な方法で提供されていることを理解し、消費者問題の未然防止や解決が図られることについて扱う。また、最近の企業の不祥事の例なども取り上げ、そうした問題の発生の原因や防止について考え、企業の社会的責任や消費者志向経営の重要性を認識できるようにする。

〔指導項目〕

- | |
|-------------------------|
| (4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル |
| ア 消費生活と環境 |
| イ 持続可能な社会の形成と消費行動 |

(内容の範囲や程度)

- | |
|---|
| エ 〔指導項目〕の(4)については、地球環境問題や国際的な動向も視野に入れ、持続可能な消費生活について考察できるよう具体的な事例を通して扱うこと。 |
|---|

(4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル

ここでは、関連する法規等に触れながら、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定し、主体的に行動する消費者を支援するために必要な知識と技術を習得するとともに、自分のライフスタイルを見直し、持続可能な消費生活の在り方について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 環境に配慮したライフスタイルへの取組の重要性を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費生活上の環境問題について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 持続可能な社会を目指したライフスタイルについて自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費生活と環境

消費者の行動の基準に環境への影響評価を取り入れるなど、将来に負の財産を残さない環境保全の考え方を踏まえた消費生活について、具体的な事例を通して扱う。

イ 持続可能な社会の形成と消費行動

生活の質の向上と持続可能な社会の形成の実現に向けて、国際社会や地球環境をも視野に入れた実践的な消費行動について扱う。また、具体的に行政や企業と連携して安全で安心できる消費生活の実現に取り組んでいる代表的な事例を取り上げ、それらの活動に関心をもち、積極的な関与の在り方について考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

(5) 消費生活演習

- ア 商品・サービス研究
- イ 消費者支援研究

(5) 消費生活演習

ここでは、〔指導項目〕の(1)から(4)までの学習と関連させた身近な商品・サービスを取り上げて、個人またはグループで適切な課題を設定させ、商品・サービス研究または消費者支援研究のいずれかを取り上げて演習を行い、よりよい消費生活について具体的な方策を検討することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 適切な商品やサービスの実相について理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費者が商品・サービスを適切に消費する上での課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費生活演習について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ

協働的に取り組むこと。

ア 商品・サービス研究

身近な商品やサービスを取り上げ、安全性、機能性、耐久性、操作性、価格、表示、廃棄、処分などに関する研究、契約に関する事項、サービス内容の比較検討、メリットとデメリット、リスクなどの調査・研究や実験・実習、演習などを扱う。その際、商品・サービスに関する知識を習得し、主体的に活用する能力と態度を身に付けることができるようにするとともに、関連する法規等にも触れるなど指導を工夫すること。

イ 消費者支援研究

実際に生じている消費者問題や買物相談、苦情処理などを取り上げて、ロールプレイングやディスカッションを行ったり、広告や商品パッケージ、包装の検討や制作などに取り組んだりすることができるよう指導する。また、消費者、生産者、販売者それぞれの立場から具体的な演習を行い、企業、行政、消費者が連携して持続可能な社会の形成や生活の質を向上させる消費者支援について考え、主体的に活動し表現する能力と態度を身に付けることができるよう指導する。

第5節 保育基礎

この科目は、保育の意義や方法、子供の発達と生活の特徴、子供の福祉や文化について理解し、関連する技術を身に付けるとともに、子供一人一人の発達に適した保育環境を整えることの重要性について思考を深め、地域の保育や子育て支援に寄与できる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、新しい保育所保育指針などに対応するとともに、職業人としての意識を高めることができるよう、従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を再構成し、子供の発達過程や生活の特徴を保育に関連付けて体系的に学ぶことにより、子供の姿全体を捉えられるよう内容を改善した。また、子供の遊びや表現活動に関する内容を充実し、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な学習活動ができるよう改善した。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、保育を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 保育の意義や方法、子供の発達や生活の特徴及び子供の福祉と文化などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 子供を取り巻く課題を発見し、保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 子供の健やかな発達を目指して自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実際に子供と触れ合う学習活動などを通して、保育を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、保育に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、保育と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、保育の意義や方法、子供の発達や生活、子供の福祉や文化などに関する内容を取り上げ、保育を担う職業人としての基礎的な知識と技術を習得することを示したものである。

保育の意義や方法、子供の発達や生活の特徴及び子供の福祉と文化とは、子供の健やかな発達を促すための保育の必要性と意義や具体的な保育の方法、子供の発達の概念や発達過程と生活の特徴、児童福祉の制度や子供の遊びと表現活動などを意味している。

体系的・系統的に理解するとは、子供の姿を発達の諸機能により細分化するのではなく

全体として捉え、保育に関連付けながら、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、保育を担う職業人として必要な、保育の基礎的な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

子供を取り巻く課題を発見しとは、既習の知識や技術を基に、子供の発達や生活の特徴を踏まえた上で、子供一人一人の発達に適した保育環境を整えることの重要性について思考を深め、課題を発見することを意味している。

保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、保育を担う職業の意義を理解し、子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よりよい保育を創造し課題を解決する力を示している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

子供の健やかな発達を目指して自ら学びとは、子供たちの健やかな発達を保障するためには、保育の充実が不可欠であることを認識し、豊かな人間性を養い、広い視野をもちながら学ぶことを意味している。

保育に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、保育に関心をもち、保育に必要な知識と技術を進んで習得し、職業人として習得した知識や技術を活用するとともに、他者と協働しながら主体的に学び続ける態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)子供の保育、(2)子供の発達、(3)子供の生活と養護、(4)子供の福祉、(5)子供の文化の五つの指導項目で、2～6単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 実際に子供と触れ合う学習ができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などと連携を図り、指導の充実に努めること。

内容を取り扱う際には、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などとの連携を十分に図り、実際に乳幼児と触れ合う学習ができるよう留意する。

乳幼児と触れ合う学習を行うに当たっては、具体的な技術を身に付けることができるよう、例えば、全国高等学校家庭科保育技術検定等を活用するなど指導を工夫すること。また、観察、参加、実習などを多く取り入れるとともに、ICTを活用するなどして指導の充実を図ることが大切である。

イ 子供の発達や生活の特徴について、保育と関連付けて理解できるよう指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、子供の姿を発達の諸機能により細分化するのではなく、全体として捉え、保育に関連付けながら学習できるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 子供の保育

- ア 保育の意義
- イ 保育の方法
- ウ 保育の環境

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、適切な養護と教育的な関わりを営む保育の重要性を扱うこと。イについては、具体的な事例を通して心身の状態や発達に応じた保育を扱うこと。ウについては、保育環境としての家庭及び幼稚園、保育所や認定こども園などの役割を扱うこと。

(1) 子供の保育

ここでは、子供の健やかな発達を促すための保育の必要性と意義、保育の目標に応じた基本的な保育の方法や保育の環境について理解し、子供の心身の状態や発達に応じた保育の方法とその環境について考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保育の意義と方法、保育の環境の特徴と役割について理解すること。
- ② 子供の心身の状態や発達に応じた保育の方法とその環境について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の保育の方法や保育の環境について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保育の意義

保育とは、子供の発達状況に合わせて、適切に養護しながら教育的に関わる営みであり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な意義があることを、幼稚園教育要領や保育所保育指針等を取り上げて扱う。特に、乳幼児期においては、生命の保持が図られ、安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを理解できるよう指導する。また、子供の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達を促す重要な学習であることを考慮して、遊びを通じた指導を充実させることも保育の重要性の一つとして理解できるよう指導する。

イ 保育の方法

保育の方法の基本は、子供が自ら安心して主体的に関わりながら豊かに発達していけるよう、適切な環境を創造することであり、特に、子供との信頼関係を十分に築くことが重要であることを扱う。また、発達時期の特性を考慮した保育の工夫について、例えば、3歳未満の乳幼児期には、健康と安全性への配慮、生理的欲求の適切な充足、依存的欲求の受容やスキンシップによる情緒の安定が必要であり、満3歳以上の幼児期には、仲間や集団での体験を充実させることや、子供が集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和を工夫することなど、具体的な事例を通して取り上げる。

ウ 保育の環境

保育の場としての家庭及び幼稚園、保育所や認定こども園などを取り上げ、それぞれの保育環境の特徴や役割を扱う。また、子供の数の減少、自然と触れ合う経験の不足、生活時間の乱れなどの現代の子供や子育て家庭を取り巻く環境の問題とともに、延長保育や一時保育などの多様な保育のニーズに関する問題について具体的な事例を取り上げ、子供の健やかな発達のために適切な保育環境をどのように創意工夫していくべきかを考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) 子供の発達
 - ア 子供の発達の特徴
 - イ 乳児期の発達
 - ウ 幼児期の発達

（内容の範囲や程度）

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、子供が主体的に環境に関わることによって心身の発達が促されることや、発達における個人差などを扱うこと。また、乳幼児期は、特に、基本的人間関係の樹立のために「愛着」が重要であることを具体的な事例を通して扱うこと。イ及びウについては、月齢や年齢に応じた発達の姿を、身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などの様々な発達の側面から全体的に捉えられるよう扱うこと。

(2) 子供の発達

ここでは、子供の発達の特性や過程を体系的・系統的に理解するとともに、心身の発達に応じた基礎的な保育の技術を身に付け、乳幼児期の子供の健全な心身の発達について考察し、工夫することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生涯発達における乳幼児期について、基本的な発達の特性と心身の様々な機能の発達を発達時期ごとの子供の姿を通して理解すること。
- ② 乳幼児期の子供の健全な心身の発達について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の発達について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供の発達の特性

時代や社会から影響を受けてきた発達観について触れ、子供の発達の特性について理解できるよう指導する。発達には、順序性や連続性があることや個人差があることについて扱う。誕生から幼児期までの子供の身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などの発達の様々な側面が相互に関連し合っていることを、例えば母子健康手帳を活用するなど身近な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 乳児期の発達

誕生から乳児期の発達の過程を、月齢区分に沿った子供の姿を通して扱う。また、胎児期や新生児期の能力についても取り上げる。例えば、ICTなどの活用や、地域の子育て支援関連施設などで乳児や保護者と触れ合うなど、身近な事例を通して理解できるよう指導する。人間関係の発達については、特に生後一年間の「愛着」の発達が、その後の様々な発達に影響を与えることを扱い、乳児の保育の重要な課題について考えることができるよう指導する。

ウ 幼児期の発達

就学前までの発達の過程を、年齢区分に沿った子供の姿を通して扱う。例えば、運動機能の発達や基本的な生活習慣の習得、急速な言葉の理解の進歩等によって、知的好奇心も一層高まってくること、また仲間関係や集団的な遊びの体験等が大きく広がり、集団のルールを理解し、道徳性が芽生えることを、幼児と触れ合うなど、身近な事例を通して理解できるよう指導する。幼児期の発達の特徴を踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるような環境をどのように工夫するかについて考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

(3) 子供の生活と養護

- ア 乳幼児期の生活の特徴と養護
- イ 生活習慣の形成
- ウ 健康管理と事故防止

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のイについては、子供の健康な生活に必要な食を営む力など基本的な生活習慣の形成の基礎についても扱うこと。

(3) 子供の生活と養護

ここでは、子供の生活と養護について体系的に理解し、子供の健康的な生活を支える保育の技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 子供の生活と養護について理解し、適切な生活習慣の形成や健康と安全管理に関する保育の技術を身に付けること。
- ② 子供の生活と適切な養護について、課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の生活と養護について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 乳幼児期の生活の特徴と養護

誕生から幼児期までの生活について扱う。その際、睡眠、食事、遊びなどを取り上げてその特徴を理解できるよう指導する。また、健康を保持増進し、順調な成長を促す上で、子供の発達に応じた適切な養護が重要であることを理解できるよう指導する。健康管理、栄養と食事、被服、睡眠、遊びや運動などについて、具体的に扱い、適切に関わることができるよう指導する。

イ 生活習慣の形成

子供の生活の中で身に付けさせたい基本的な生活習慣と社会的な生活習慣について扱い、生活習慣の意義と重要性を理解できるよう指導する。基本的な生活習慣については、食事、衣服の着脱、睡眠、排泄^{せつ}、清潔などを扱い、具体的な事例を通して、子供の発達に即した適切な習慣形成について考えることができるよう指導する。社会的な生活習慣については、社会的自立を目指して、人との関わりや社会のきまりについて理解できるよう指導する。

ウ 健康管理と事故防止

子供の健康管理と事故防止について、日常の健康状態の観察、健康診査の受診、予防接種などによる感染症予防など身近な事例を通して取り上げる。また、子供の事故の実態や原因について扱い、事故防止と積極的な安全教育の必要性を理解できるよう、救急処置や平常の準備についても具体的な事例を通して扱う。

(指導項目)

(4) 子供の福祉

ア 児童観の変遷

イ 児童福祉の理念と関係法規・制度

ウ 子供の福祉を支える場

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(4)のイについては、児童福祉に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

(4) 子供の福祉

ここでは、保育を行う上で重要な、子供の福祉の理念や制度、子供の福祉を支える様々な施設の役割について理解し、これからの社会に求められる保育について考察できるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 児童観の変遷や児童福祉の理念と制度について理解すること。
- ② 子供の福祉を支える場の役割について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の福祉について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 児童観の変遷

児童観は、価値観や時代の社会的な背景により変化していることを、西欧と我が国の児童観の変遷を通して理解できるよう指導する。子供が大人の所有物のように扱われていた時代から、個人として尊重されなければならない考え方に変わってきた経緯を理解できるよう指導する。

イ 児童福祉の理念と関係法規・制度

児童福祉の基本法である児童福祉法の理念は、単に保護を必要とする児童のみならず、広く次代を担う全ての児童の健全育成が目的とされていることについて扱う。また、例えば、児童憲章、児童の権利に関する条約を取り上げ、児童福祉の基本的な考え方について理解できるよう指導する。

児童福祉に関する法律は多岐にわたるが、児童福祉法などの六法を取り上げ、それらの相互の連携によって広義の児童福祉の法体系が構成されていることを扱い、理解できるよう指導する。

ウ 子供の福祉を支える場

児童福祉法に規定される代表的な施設として、保育所、認定こども園、児童家庭支援センターなどの施設があることや、児童相談所の役割について扱う。また、身近な地域の児童館や児童遊園などの児童厚生施設にも触れ、子供の福祉について具体的な事例を通して扱う。

(指導項目)

(5)子供の文化

ア 子供の文化の意義

- イ 子供の遊びと表現活動
- ウ 子供の文化を支える場

(内容の範囲や程度)

オ〔指導項目〕の(5)のアについては、子供のための文化活動、児童文化財、児童文化施設などの重要性を扱うこと。イについては、具体的な活動を通して子供の遊びや表現活動の意義を扱うこと。その際、遊びの重要性及び遊びの種類と発達との関わりについても扱うこと。ウについては、子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設を取り上げ、その意義と活用を扱うこと。

(5)子供の文化

ここでは、子供の文化、遊びと表現活動について理解し、子供の健やかな発達を促すために必要な保育の技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 子供の文化、遊びと表現活動について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 子供の健やかな発達を促す遊びや表現活動について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の文化について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供の文化の意義

大人が与える子供にとって豊かで健康的な文化環境とともに、子供が主体となって創作する遊びや歌、言葉などを総合した子供の文化について扱う。また、子供のための文化活動、児童文化財、児童文化施設などを具体的に取り上げ、子供の文化の意義について理解できるよう指導する。その際、現代の商品化された子供の遊びにも触れ、それらの役割や問題点についても考えることができるよう指導する。

イ 子供の遊びと表現活動

遊びは子供の生活の大部分を占めており、遊びを通して子供の心身の発達、健康の保持増進がなされるなど、遊びの意義と重要性及び遊びの種類と発達との関わり、遊びと遊具の関わりについて扱う。また、遊具の選び方や与え方などについて、具体的に遊具等を作る活動を通して扱うこと。さらに、子供の表現活動として、造形表現活動、言語表現活動、音楽・身体表現活動、情報手段を活用した活動の意義を理解できるよう指導する。

造形表現活動では、子供の造形・描画表現の発達を理解した上で、子供とともに作る手作り遊具の大切さを理解できるよう指導する。造形の基本となる粘土遊び、水遊び、土や砂での遊びなども扱い、子供の心の感動が原動力となって、描いたり作ったりすることの大切さや表現活動を通して個々の創造性を育てていくことの大切さを考えることができるよう指導する。

言語表現活動では、子供にとってお話が、想像力と思考力を育てる、人間関係を深め

るものであること、読書への素地づくりとなることなどを取り上げて理解できるよう指導する。その際、子供の年齢や興味・関心に合った絵本や物語、紙芝居や人形劇、パネルシアターなどについても触れる。

音楽・身体表現活動では、子供にとって音楽とは、感情や感覚に訴えてくるものであることを理解し、子供に歌いかけたり、共に歌ったり、手拍子をとったりすることの重要性について考えることができるよう指導する。また、音楽と関わり、身体を通して表現することが心身の調和のとれたリズムカルな動きをつくるとともに、創造力を育てるためにも大切であることを理解できるよう指導する。子供のために作られた歌には、わらべうた、唱歌、童謡、あそび歌などがあることや、歌を楽しく支えられるように楽器演奏や伴奏があることにも触れる。また、CD、DVDなどにも触れ、大人と一緒に音楽を楽しむことの大切さについて考えることができるよう指導する。

情報手段などを活用した活動では、テレビ、ビデオ、コンピュータ、インターネットなどの情報手段を活用した活動の意義を理解し、長所と短所について考え、適切に活用できるようにする。テレビ、ビデオなどについては、子供の精神世界を広げるものであると同時に、親の視聴態度が子供に影響するため、適切な活用について考えることができるよう指導する。コンピュータやインターネットについては、子供の遊びや教育機会を発展させる多くの可能性がある一方で、ゲームなどを長時間使用し続けることは、子供の発達を阻害する危険もあることを理解し、適切な活用方法について考えることができるよう指導する。

ウ 子供の文化を支える場

子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設として、児童文化施設やその他の子供のための各種施設を具体的に取り上げて、その種類や目的、子供にとって有効な活用方法について考えることができるよう指導する。例えば、児童文化施設として、児童文化センター、児童館、児童遊園、児童公園など、地域にある施設を具体的に取り上げ、それらの児童文化施設は、子供に適切な児童文化財を提供し、健全な遊びや創造活動を経験させることが目的であることを理解できるように指導する。また、商業目的で提供されている子供のための各種施設を取り上げ、児童文化施設との共通点や相違点などについて触れ、それらの意義や有効な活用方法について考えることができるよう指導する。

第6節 保育実践

この科目は、保育基礎の学習を踏まえ、保育の重要性をさらに深く理解し、子供の発達を促す技術を身に付けるとともに、子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よりよい保育を創造し地域の保育や子育て支援に寄与できる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、新しい保育所保育指針などに対応するとともに、職業人としての意識を高めることができるよう、従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を再構成し、保育を担う職業人として必要な子供の様々な表現活動を促す具体的な技術を身に付けることができるよう改善した。加えて、子供の保育のみならず、保護者支援の資質を養うことができるよう内容の充実を図った。さらに、具体的な保育の活動計画を作成し、より専門性の高い実習を行うことができるよう内容を改善した。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、保育を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 子供の表現活動や子育て支援について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 保育や子育て支援に関する課題を発見し、子供を取り巻く環境の変化に対応した保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 保育の充実を目指して自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、保育の活動計画や実習などを通して、保育を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを旨とするとしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、保育に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、保育現場で生かすことと関連付けることを意味している。

目標の(1)は、子供の発達を促す表現活動と、子育て支援に関する内容を取り上げ、保育を担う職業人としての専門的な知識と技術を習得することを示したものである。

子供の表現活動や子育て支援について体系的・系統的に理解するとは、表現活動の重要性や子育て支援の意義と役割を捉えた上で、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、子供の健やかな発達を促すことができるように、保育や子育て支援に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

保育や子育て支援に関する課題を発見しとは、子供の育ちや子育て支援に関して思考を深め、課題を発見することを意味している。

子供を取り巻く環境の変化に対応した保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、子供を取り巻く環境が目まぐるしく変化することに着目し、変化に対応しながらも子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よりよい保育を創造し課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

保育の充実を目指して自ら学びとは、子供たちの健やかな発達を保障するためには、保育の充実が不可欠であることを認識し、豊かな人間性を養い、広い視野をもちながら学ぶことを意味している。

保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、保育や子育て支援に必要な知識と技術を進んで習得し、職業人として習得した知識や技術を活用するとともに、他者と協働しながら主体的に学び続ける態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)子供の表現活動と保育、(2)子育て支援と保育、(3)保育の活動計画と実習の三つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基き、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 子供の表現活動や子育て支援について、具体的に理解できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などと連携を図り、単に子供と触れ合うだけでなく、綿密な計画に基づき保育者の視点をもった実習を行うことができるよう指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、子供の表現活動や子育て支援について具体的に理解できるよう幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などとの連携を十分に図ること。特に実習においては、単に子供と触れ合うだけでなく、綿密な計画に基づき保育者の視点をもった実習となるよう留意すること。また、技術の習得に当たっては、実習を中

心として行うとともに、例えば、全国高等学校家庭科保育技術検定等を活用するなど指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 子供の表現活動と保育

- ア 造形表現活動
- イ 言語表現活動
- ウ 音楽・身体表現活動
- エ 情報手段などを活用した活動

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)については、子供の表現活動を保育の場で展開するための基本的な技術を身に付けることができるよう実習を中心として扱うこと。

(1) 子供の表現活動と保育

ここでは、保育における子供の表現活動の意義と重要性を理解し、関連する技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 子供の表現活動の意義と重要性を理解し、子供の様々な表現活動を促す技術を身に付けること。
- ② 子供の様々な表現活動について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の表現活動と保育について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 造形表現活動

子供の造形・描画表現が子供の創造性を育てる上で重要な活動であることについて扱う。その際、子供の描画には発達のある順序があること、発達に即した援助の方法について取り上げる。また、紙だけでなく牛乳パックや布、食品トレーや様々な空き容器など多様な素材を用いた壁面構成などの造形表現活動ができるよう指導を工夫する。

イ 言語表現活動

絵本やお話に親しむことが子供の想像力と思考力を高める活動であることを扱い、言葉やイメージが豊かになるような援助の方法を取り上げる。また、例えば、絵本やお話の他にも紙芝居、人形劇、パネルシアターなどを扱う。

ウ 音楽・身体表現活動

子供にとっての音楽・身体表現の重要性を扱い、子供が音楽に親しみ、歌を歌ったり、リズム楽器を使ったりする活動を援助する方法を取り上げる。例えば、ピアノやその他の楽器を用いた伴奏などを扱う。

エ 情報手段などを活用した活動

情報手段を用いた活動について、身近な事例を通して扱い、子供の発達や心身への影響を十分に考慮しながら、情報手段を保育に活用できるよう指導する。例えば、テレビ、ビデオ、コンピュータ、インターネットなどを扱う。

〔指導項目〕

(2) 子育て支援と保育

- ア 子供・子育ての問題
- イ 子育て支援のための各種施設
- ウ 子育て支援

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、子育て支援に関する社会的背景を取り上げ、子育て支援施策の概要を扱うこと。また、子供の虐待とその防止などに触れること。ウについては、具体的な事例を通して保育者が行う保護者支援を扱うこと。

(2) 子育て支援と保育

ここでは、子供と家族を取り巻く社会や環境の変化に伴う諸問題を踏まえ、子育て支援の意義と役割について理解するとともに、保育の場で行う保護者支援の基本を習得できるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 現代社会における子供・子育ての問題や、子育て支援について理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 地域の様々な子育て支援について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子育て支援と保育について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供・子育ての問題

少子化、家庭内暴力、子供の虐待、育児の不安や孤立感など、子供と家族を取り巻く社会や環境の様々な変化に伴う諸問題を取り上げ、子育て支援の意義と役割について扱う。国の次世代育成支援対策推進法やその後の子供・子育て関連3法などに触れ、地方公共団体、民間企業及びNPO法人などが行う具体的な子育て支援の事例を扱う。

イ 子育て支援のための各種施設

身近な地域の子育て支援関連施設の役割について扱う。また、地方公共団体の運営する地域子育て支援センターや児童館、NPO法人（特定非営利活動法人）などが行う子育て支援に触れ、どのような支援が行われているか具体的な事例を扱う。

ウ 子育て支援

保育所や認定こども園など、保育施設に入所している子供の保護者を対象とする子育て支援の意義と役割について扱う。保護者との相互理解や個別支援における専門機関との連携など、保育と密接に関連した保護者支援の方法について、具体的な事例を通して扱う。また、保育施設における地域の子育て支援についても触れる。

〔指導項目〕

(3) 保育の活動計画と実習

- ア 保育の活動計画
- イ 保育実習

(3) 保育の活動計画と実習

ここでは、保育に関する様々な知識や技術等を生かして、総合的に保育現場で活用することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保育について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 保育実習を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 保育の活動計画と実習について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保育の活動計画

保育の活動計画の重要性について扱う。また、幼稚園、保育所、認定こども園等での様々な活動は、年間・期・月・週・日における指導計画に基づいて実践されていることを認識した上で、部分的な計画を作成することができるようにする。その際、子供の発達や時期を考慮し、どのようなことを身に付けて欲しいかという具体的なねらいや内容を設定し、子供が興味や関心をもって主体的に関わり、その中で発達に必要な体験を積み重ねていくことができるような活動となるよう留意する。

イ 保育実習

保育現場において保育の活動計画に基づいた保育実習を扱う。保育実習の実施に当たっては、実習園との連携を密にとり、単なる子供との触れ合いにとどまらず、子供や保育者の援助の様子を観察する観察実習や、一日の生活の流れの中で一部分を計画立案、準備し、保育を行う部分実習などの保育者の視点をもった実習ができるようにする。

第7節 生活と福祉

この科目は、高齢者の介護と福祉に関する知識と技術を習得し、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援と福祉の充実について思考を深め、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援を担う資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、我が国の急速な高齢化の進展と人口減少社会、高齢者福祉の法規や制度の変化などに対応し、人間の尊厳と自立生活支援に関する内容の充実を図るとともに、高齢者への生活支援サービスの実習の内容について改善・充実を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 高齢者の健康と生活、介護などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 高齢者の健康と生活、介護などに関する課題を発見し、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 家族や地域の人々の豊かな生活の実現を目指して自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、生活支援サービスや介護の実習などを通して、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、高齢者の介護と福祉に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、高齢者の自立生活支援や福祉の充実と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、高齢者の健康と生活、介護などを代表的な内容として例示し、高齢者の健康管理や自立生活支援に関する知識と技術を習得することを示したものである。

高齢者の健康と生活、介護などについて、体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、高齢者の健康と生活について、高齢期に至るまでの健康づくりや、ライフステージごとの健康管理について具体的な事例を通して理解できるようにするとともに、生活支援サービスや介護の実習などを通して技術を身に付けることができるようにすることを意味している。

高齢者の介護については、高齢者福祉に関する法規や制度・サービスについて理解し、介護予防の考え方にに基づき、自立生活支援と介護に関する知識と技術を習得できるようにする。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

高齢者の健康と生活、介護などに関する課題を発見しとは、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援と福祉の充実について思考を深め、課題を発見することを意味している。

高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、働くことの意義を理解し、勤労観や職業観を養うとともに、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として、必要な基本的な法的根拠に基づいて、よりよいもの、新しいものをつくりだすことによって課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

家族や地域の人々の豊かな生活の実現を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして職業に従事するために、家族や地域の人々の生活に関心をもち能動的に学ぶことを意味している。

高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、地域の高齢者の生活に関心をもち、高齢者と積極的に関わり、適切な生活支援や介護を行い、福祉の充実・向上に取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)健康と生活、(2)高齢者の自立生活支援と介護、(3)高齢者福祉の制度とサービス、(4)生活支援サービスと介護の実習の四つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(4)については、校内での実習を踏まえて、高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設などの見学や実習を取り入れたりするなど指導を工夫すること。

〔指導項目〕の(4)の内容を取り扱う際には、社会福祉協議会や高齢者福祉施設などと連携を十分に図るとともに、学校家庭クラブ活動や就業体験活動等とも関わらせるなどの学習活動の工夫が大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 健康と生活

- ア 健康の概念
- イ ライフステージと健康管理
- ウ 家庭看護の基礎

（内容の範囲や程度）

ア〔指導項目〕の(1)のアについては、健康の概念と健康状態に影響を及ぼす要因などを扱うこと。イについては、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病の予防など高齢期に至るまでの健康管理の必要性を扱うこと。ウについては、体温測定や応急手当などの基礎的な内容を扱うこと。

(1) 健康と生活

ここでは、健康の概念とライフステージごとの健康管理について、高齢期に至るまでの生活における健康問題と家庭での健康管理の必要性を理解し、家庭での看護の基礎的な技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康の概念とライフステージごとの健康管理について理解すること。
- ② ライフステージごとの健康問題を踏まえ、生活習慣病の予防など高齢期に至るまでの課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 健康と生活について自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 健康の概念

健康の概念について、身体的、精神的、社会的な面から全人的に捉えることができるよう、その人の価値観によっても健康観が異なることや、環境や対人関係など様々な影響を受けることを扱うこと。

イ ライフステージと健康管理

高齢期に至るまでの健康づくりには、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病などを予防するための健康管理や日常生活の見直しが必要であることを理解し、高齢期に自立した生活が送れるよう、介護予防の重要性について扱うこと。また、家族の健康管理の具体的な方法として、健康観察、定期健康診断などを取り上げ、病気の予防や身体の異常の早期発見が重要であること、健康志向の高まりや高齢社会の進展、生活様式の変化などに伴う健康をめぐる諸課題を扱うこと。

ウ 家庭看護の基礎

家庭看護の基礎的な技術として、ベッドメイキング、体位変換、寝間着・シーツ交換、体温・脈・呼吸・血圧の測定、湯たんぽ、氷枕などを扱うこと。また、止血・軽い熱中

症やのどにものが詰まったときなどに対する応急手当の要点などについて扱うこと。

(指導項目)

(2) 高齢者の自立生活支援と介護

- ア 高齢者の心身の特徴
- イ 人間の尊厳と自立生活支援の考え方
- ウ 高齢者介護の基礎

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、アとの関連を図り、加齢に伴う心身の変化を踏まえ、認知症への理解を深めるなど人間の尊厳や自立生活支援を扱うこと。また、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援の重要性についても扱うこと。ウについては、高齢期における人間の尊厳の重要性と関連付けながら、介護の意義と役割や高齢者介護の基礎的な内容を扱うこと。

(2) 高齢者の自立生活支援と介護

ここでは、加齢に伴う心身の変化と、高齢者介護の基本として、自立生活支援の考え方を理解し、高齢者の自立生活支援と介護について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 加齢に伴う心身の変化を踏まえ、高齢者の自己決定に基づく自立生活について理解すること。
- ② 高齢者が地域において自立生活を送るための課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 高齢者の自立生活支援と介護について自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者の心身の特徴

加齢に伴って変化する高齢者の身体的・心理的・社会的特徴や加齢と病気や諸症状との関係について扱うこと。その際、事故の防止の重要性、認知症への理解と対応、高齢者の病気の特徴などを考えることができるよう具体的な事例を取り上げること。

イ 人間の尊厳と自立生活支援の考え方

高齢者の介護について、高齢者の生活の質を重視する観点から、高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい自立した生活を支援することが重要であることを扱うこと。また、日常の生活行為を支援することによって、地域において自立生活が可能になるよう生活支援の必要性について指導を行い、高齢者の生活を支える地域の役割について、具体的な事例を取り上げること。ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインなど、社会福祉の基本的な考え方についても扱うこと。

ウ 高齢者介護の基礎

介護に当たっての配慮事項として、介護予防の考え方に基づいた見守りや適切な支援が大切であること、介護が長期化したときの家族の支援や福祉サービスの活用などによる長期の介護体制の確立が大切であることを扱うこと。また、麻痺、認知症、視聴覚障害などがある高齢者の介護の要点や、生活の中でのリハビリテーションについて具体的な事例を通して扱うこと。

〔指導項目〕

(3) 高齢者福祉の制度とサービス

- ア 人口減少社会と社会福祉
- イ 高齢者福祉の法規と制度
- ウ 保健・医療・福祉サービス

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、日本の高齢化の進展状況と人口減少社会を踏まえた社会福祉の今後の展開を扱うこと。イについては、高齢者福祉に関する法規や制度の目的と概要を扱うこと。ウについては、高齢者に関する保健・医療・福祉サービスの具体的な事例を扱うこと。

(3) 高齢者福祉の制度とサービス

ここでは、我が国の高齢化の特徴や現状と人口減少社会を取り上げ、社会福祉の必要性や、高齢化の進行に伴って整備された法規と制度の目的と概要、変遷について理解できるようにする。その上で、高齢者の健康や生活を地域で支えるための保健・医療・福祉サービスについて理解できるようにするとともに、日本の高齢化の特徴と人口減少社会について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者福祉の法規と制度の概要について理解すること。
- ② 日本の高齢化の特徴と人口減少社会の課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 高齢者福祉の制度とサービスについて自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人口減少社会と社会福祉

日本の高齢化の進展状況と人口減少社会について理解できるよう、高齢社会に対応する施策の概要に触れる。また、高齢期の長期化に伴う所得、仕事、健康、介護、社会参加、生きがいなどの課題や、家族・地域の変化とそれに対応する社会福祉の現状と課題について考えることができるよう、社会福祉の基本的な考え方の重要性を扱うこと。

イ 高齢者福祉の法規と制度

高齢者福祉の基本的な理念として、老人福祉法や介護保険法などを取り上げ、その目

的と理念，法律に基づく具体的な施策の概要について扱うこと。また，近年の高齢者福祉サービスの体系と概要について取り上げ，地域における高齢者福祉の充実と介護予防に重点が置かれていることなども扱うこと。

ウ 保健・医療・福祉サービス

介護を要する高齢者には，生活の質の観点から，保健・医療・福祉の統合されたサービスが必要であることを取り上げ，自治体などで実施している制度やサービスなど具体的な事例を扱うこと。

〔指導項目〕

(4) 生活支援サービスと介護の実習

- ア 生活支援サービスの実習
- イ 介護の実習
- ウ レクリエーションの実習

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)のアについては，主に調理，被服管理，住環境の整備などの家事援助や見守り，買物などを扱うこと。イについては，食事，着脱衣，移動などの介助や体位変換などの基本的な介護技術を扱うこと。ウについては，レクリエーションが高齢者の身体的，精神的な機能や社会性などの維持・向上に有効であることと関連付けて扱うこと。

(4) 生活支援サービスと介護の実習

ここでは，実習を中心として扱い，生活支援，介護の基礎的な技術を習得するとともに，レクリエーションに対する関心を高め，高齢者の自立生活を支えるための実践的な態度を育てることをねらいとしている。また，実習は校内のみでなく，学校家庭クラブ活動や就業体験活動等とも関わらせて，高齢者と接する機会を設けたり，福祉施設等の見学や実習を取り入れたりするよう留意する。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活支援サービスと介護の実習について，家事援助や基本的な介護技術を身に付けること。
- ② 生活支援サービスと介護の実習に関する課題を発見し，その解決に向けて考察し，工夫すること。
- ③ 生活支援サービスと介護の実習について自ら学び，高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活支援サービスの実習

地域包括ケアシステムについて取り上げ，高齢者が地域において自立生活を可能とするための生活支援サービスを扱うこと。生活支援に関する技術では，調理，衣類の洗濯

や補修，掃除，買物，関係機関等との連絡などを扱うこと。また，高齢者の安全な住まい方や衣服，食事，運動などの工夫についても実習を取り入れるようにする。さらに，高齢者に関わる消費者問題について，ロールプレイングなどの演習を取り入れ，対応や防止方法についても触れる。

イ 介護の実習

高齢者にみられる心身の変化に対応し，移動，食事，ベッドメイキングや寝間着・シーツの交換，体位変換，身体の清潔法など基礎的な介護技術を扱う。高齢者の介護に積極的に取り組むことができるよう，高齢者福祉関係施設の見学や高齢者対象のボランティア活動への参加などの学習活動を取り入れる。

ウ レクリエーションの実習

高齢者にとってレクリエーションは，身体的，精神的機能の回復に役立つとともに，対人関係を広げ，社会性を取り戻すなどの意義があることを理解し，レクリエーションのプログラムなどの実習を通して，高齢者に応じたレクリエーションを具体的に考えることができるよう学習活動を工夫すること。

第8節 住生活デザイン

この科目は、住生活や住文化に関する知識や技術を活用し、住生活上の問題を解決し、豊かな住生活の実現を担うことのできる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、インテリアデコレーションを含むインテリアデザイン実習に関する内容の充実を図るとともに、福祉住環境の視点から住空間のバリアフリー化、リフォーム計画実習などを加えるなどの改善を図り、科目名称を従前の「リビングデザイン」から「住生活デザイン」に変更した。

この科目は、インテリアコーディネーターやインテリアプランナー、福祉住環境コーディネーターなど関連する職業に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、豊かな住生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 快適な住空間の計画やインテリアデザインに関する課題を発見し、豊かな住生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 豊かな住生活の実現を目指して自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、インテリアデザイン実習や住空間のリフォーム計画実習などを通して、豊かな住生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、住生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、豊かな住生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどに関する内容を取り上げ、豊かな住生活の実現を担う職業人としての知識と技術を習得することを示したものである。

住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどについて体系的・系統的に理解するとは、住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインを代表的な内容として例示し、住生活のデザインに必要な知識と技術を習得することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、住空間の計画やインテリアデザイン、リフォーム計画の課題などへの取組を通して、平面図をはじめとする図面や模型などで表現するための技

術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

快適な住空間の計画やインテリアデザインに関する課題を発見しとは、(1)で習得した知識や技術を生かし、安全で快適に過ごすことができる住空間やインテリアデザインとするために必要となる住空間やインテリアデザインの問題点や改善点を自ら発見することを意味している。

豊かな住生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、先に発見した問題点、改善点の解決方法、改善手段を考案し、機能とデザインを充足した解決案をまとめ、図面や模型で表現することを通して豊かな住生活を実現し、提案できる職業人としての課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

豊かな住生活の実現を目指して自ら学びとは、ライフステージごとの住生活上の課題を解決し、提案できるようになることを示している。例えば、高齢期の家族がいる住空間を想定し、バリアフリー化の提案をし、リフォーム案を作成するなど、状況に応じた提案ができるようになることなどを意味している。

住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、問題点の発見、解決策の提案、図面や模型で表現しプレゼンテーションする際などに、自らの考え方、作業の進め方を主体的に考案し実行することも大切であるが、チームで考え、協働して作業を進め、提案をまとめて発表することの重要性や達成感の経験も必要である。ここでは、課題に複数の生徒で協働して取り組むことを通して、将来、住生活産業関連分野で働く際の職業人としての態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)住生活と文化、(2)住空間の構成と計画、(3)インテリアデザイン、(4)福祉住環境と室内計画、(5)住生活関連法規の五つの指導項目で、2～6単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(2)のエ、(3)のウ及び(4)のウについては、実習を中心として扱い、個人又はグループで適切な課題を設定するなど、生徒の主体的な学習活動の充実を図ること。

[指導項目] の(2)のエ、(3)のウ及び(4)のウの内容を取り扱う際には、習得した知識や

技術を活用して、具体的な住空間の平面計画実習、インテリアデザイン実習、住空間のリフォーム計画実習に取り組むことができるよう留意する。個人で取り組む課題として指導することや、数人のグループで住宅の様々な場所のインテリアを計画するなどの方法により、グループ課題として指導することなどが考えられる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

(1) 住生活と文化

- ア 日本の住生活と文化
- イ 世界の住生活と文化

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のアについては、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、気候や風土と住居との関わり、生活様式や起居様式と住居との関わり、住意識や住要求と住居との関わり、伝統的な和室でのマナーなどを扱うこと。イについては、世界の特徴的な住居様式を取り上げ、気候や風土と住居との関わり、生活様式と住居との関わり、世界の特徴的な住居におけるマナーなどを扱うこと。

(1) 住生活と文化

ここでは、日本の住生活と文化、世界の住生活と文化を取り上げて、各時代の特徴的な住居様式、気候や風土や生活様式と住居の関わりや、住生活と住居の変遷などを理解し、住生活と住居に関心を持ち、主体的に学ぶ態度を養うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 日本と世界の住生活や住文化の多様性について理解すること。
- ② 日本と世界の住生活や住文化の課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 住生活と文化について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本の住生活と文化

日本の各時代の特徴的な住居様式、気候や風土と住居との関わり、生活様式と住居との関わりについて取り上げ、各時代の人々がそれぞれの地域で自然環境や気候や風土に合わせて特色ある住居様式を創造し、快適な住生活を工夫してきたことを理解できるように指導する。

住居の変遷については、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造や

機能、文化的・歴史的背景を考慮することができるようにするとともに、現在の日本の住居様式などとの関連について理解できるよう指導する。

気候や風土と住居との関わりについては、例えば、窓の位置や形、屋根の形や傾斜、玄関の位置、土間や板床、畳などの床の形式など、日本のそれぞれの地域の気候や風土に適応して特色ある構造様式がつくりだされていることを、各地の事例と関連付けて取り上げることも考えられる。

住生活文化については、床座といす座などの起居様式と室内装備などとの関わりを扱い、文化や歴史、気候や風土と住生活様式が関わっていること、伝統的な和室における立ち居振る舞いやマナーについて理解できるよう指導する。さらに今後の住生活と住居に関心をもつことができるよう、住生活は社会の変化やライフスタイル、社会施設の整備などにより変化することを扱う。

また、協同、共生型集住の在り方であるグループホームやコレクティブハウジング、シェアハウジングなどの共同による住生活など、今後の住生活と住居の展望についても、具体的な事例を取り上げて指導する。

イ 世界の住生活と文化

世界の特徴的な住居様式、気候や風土と住居との関わり、生活様式と住居との関わりなどについて取り上げ、それぞれの地域で自然環境や気候や風土に合わせて特色ある住居様式を創造し、快適な住生活を工夫してきたことを理解できるよう指導する。例えば、雨の降らない砂漠周辺のテント式や日干しレンガを積み上げた住居、イスラム文化圏の諸都市に見る城郭都市の住居、ヨーロッパの地中海沿岸の組積造の住居、西ヨーロッパの木造の住居、アジアのモンスーン地域の高床住居、中国東部の伝統的な中庭型住居である四合院住居、寒冷な地域の住居などの世界の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造や機能、文化的・歴史的背景を考慮することができるよう指導する。また、現在の世界の住居様式などとの関連について事例を取り上げ、理解を深めることができるようにするなどの指導の工夫も考えられる。

住生活文化については、玄関で靴を脱ぐ上下足の区別がある地域とない地域、床座といす座などの起居様式や置き家具と造りつけ収納、床や寝台に布団を敷くなどの就寝方法、浴槽やサウナやシャワーなど、文化や歴史、気候や風土により住生活様式やマナーが異なることを理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) 住空間の構成と計画
 - ア 住生活と住空間
 - イ 住空間の構造と材料
 - ウ 住空間の環境と設備
 - エ 住空間の平面計画実習

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、人体寸法、動作寸法、作業寸法などを扱うとともに、住居の平面計画の基本であるゾーニング、動線、各室の配置と位置関係などを扱うこと。イについては、住居の構造と材料に関する基礎的な事項を扱うとともに、地震に強い住空間の計画を扱うこと。ウについては、健康で安全な室内環境の条件、室内環境整備のための設備を扱うとともに、住居の省エネルギー化についても扱うこと。また、住空間の延長としての住居周りの外部のデザインと整備についても扱うこと。エについては、住居の平面計画を検討し、平面表示記号などを用いて平面図を作成させること。

(2) 住空間の構成と計画

住生活と住空間の関わりや、住空間の構造と材料、環境と設備について理解し、住空間の平面計画と平面図作成に関する技術を身に付けるとともに、快適な住空間、安全な住空間をつくるために考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 住生活と住空間、構造と材料、環境と設備について理解し、住空間の平面計画と平面図作成ができること。
- ② 快適な住空間、安全な住空間をつくるために課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 住空間の構成と計画について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 住生活と住空間

家族の生活とライフステージごとの住意識や住要求の変遷に関する知識や、それに伴う住空間の構成や計画の変更の必要性について扱う。また、生活行為と寸法について理解し、必要な住空間の計画ができるよう指導する。住空間の多くの寸法は、人体の寸法をもとに作られたものであることについても理解し、生活行為に伴う動作寸法、作業寸法、動作空間など、基準となる空間の広さや高さの寸法を、実測するなどして具体的に捉えることができるよう指導する。

また、平面計画の基本として、ゾーニング、動線、各室の配置と位置関係について扱う。生活行為が行われている住空間の性格や内容によって、私的、公的、衛生、家事空間などに分けて、その関係を整理するゾーニングについて理解できるように指導する。例えば、各室の機能的な構成や配置のためには浴室、洗面、便所などの水まわりをまとめて配置するなどのゾーニングの工夫や、動線を短くする必要があることなどを理解できるように指導する。

イ 住空間の構造と材料

安全な住生活を営むために必要な住空間の構造について扱う。また、健康を害するおそれのある建築材料を使用しないなど、住空間を構成する建築材料の種類についても理

解できるよう指導する。例えば、建物の構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造などを取り上げ、使用する材料と構造の特徴、工法による構造の違いなどについて理解できるよう、耐震補強や減災のための手段や工夫についても事例を挙げて扱うことなどが考えられる。また、構造材料、仕上げ材料については、住居の構造物や内装、外装に適切な材料を選択することの重要性や、材料の構成と人間の心理や生理との関係、住居の維持管理を定期的に行うことなどについて扱い、住居の構造や材料の耐用年数に影響を与えることについても理解できるよう指導する。

ウ 住空間の環境と設備

快適な住生活を営むために必要な室内環境の在り方と住宅設備について扱う。室内環境と設備については、室内空気、室内照度、住居の保温性、安全性などを取り上げ、健康で安全であるための条件について理解できるよう指導する。室内空気の清浄については、室の広さと居住人数との関係、換気の重要性と方法について理解できるよう、シックハウス症候群などの化学物質による影響についても触れる。室内照度については、適正值である照度基準を理解し、照明方式の種類と特徴、照明器具の手入れなどについて扱う。住居の保温性については、住居の構造、壁材・床材、断熱材、開口部構造などとの関わりについて理解できるよう指導する。例えば、高気密高断熱、住居の省エネルギー化など身近な事例を取り上げて扱うことも考えられる。安全性については、特に、幼児や高齢者に対する事故防止や防災への配慮を取り扱う。

また、冷暖房機器、給湯機器などの住宅設備機器の健康、安全に配慮した使い方、さらに、敷地内の住居周りの外部空間（エクステリア）の整備に関する基礎的な理解ができるよう指導する。

エ 住空間の平面計画実習

家族構成、敷地条件、経済性、安全性、住要求などに配慮して、住居の平面計画の検討を行い、平面表示記号を用いた平面図の作成を扱う。平面計画に当たっては、家族構成、敷地条件、経済性、安全性、住要求とともに、食寝分離、適正就寝、プライバシー保持、動線などにも配慮する必要があることを理解できるよう指導する。また、各室の広さ、位置、相互の連絡、玄関や窓など開口部との関係、働きやすい家事労働の場、収納設備や地震災害への備えなども含めた安全性に配慮した家具の配置など、家族の生活条件、幼児や高齢者への建築的配慮などについても考えることができるよう指導する。実習に当たっては、個人又はグループで適切な課題を設定するとともに、ICTを積極的に活用して取り組むことができるよう指導を工夫する。

〔指導項目〕

- | |
|------------------|
| (3) インテリアデザイン |
| ア インテリアデザインの構成要素 |
| イ インテリアデザインの表現技法 |
| ウ インテリアデザイン実習 |

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、色彩、形態、材質感などを扱うとともに、各室の床、壁、天井、家具、カーテンなどを扱うこと。イについては、インテリア計画の手順と表現技法を扱うこと。ウについては、適切な住空間を取り上げ、全体的に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現についても扱うこと。

(3) インテリアデザイン

ここでは、インテリアデザインの構成要素、インテリアデザインの表現技法に関する知識と技術を習得し、調和のとれたインテリアコーディネートとデザイン表現ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① インテリアデザインの構成要素、表現方法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② テーマに沿ったインテリアを自らデザインできるようになるために、多くの事例を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ インテリアデザインについて自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア インテリアデザインの構成要素

インテリアのデザイン要素として、色彩、形態、材質感などを扱い、基礎的な事項が理解できるよう指導する。色彩については、色彩の基本、配色と調和、色彩効果などについて理解できるよう指導する。形態については、点、線、面などの形の要素や、それらの組合せによるバリエーション、形態から受ける印象、造形美などについて理解できるよう指導する。材質感については、柔らかさ、硬さなど素材のテクスチャーによって表現される素朴さ、やさしさ、豪華さなどの感性について理解できるよう指導する。

インテリアの構成要素として、床、壁、天井のように固定された要素と家具、カーテン、照明等のように移動できる要素があること、各要素の特質と総合的な調和の重要性などについて理解できるよう指導する。また、床、壁、天井は大きな面積を占めており、簡単に取り替えにくいので、仕上げ材や内装材の色彩、材質感などへの配慮が重要であることに気付くことができるよう指導する。家具については、種類、性能、規格、デザインなど、カーテンについては生地、デザイン、吊り方による効果などを扱う。

イ インテリアデザインの表現技法

インテリア計画の手順について扱う。住まい方のイメージや生活スタイルの把握、単位空間の規模決定と相互間の位置付けを行うゾーニング、部屋の形やプロポーション、寸法などを決定するインテリアプランニング、室内の色彩、材料などを決定するファニッシングデザイン、生活エレメントを選択し、配置するエレメントレイアウトなどを理解し、実践できるよう学習活動を工夫する。考案したデザインを表現する方法の種類と

しては、例えば、プレゼンテーションボード、室内透視図（パース）、模型、コンピュータグラフィックスなどが考えられる。

ウ インテリアデザイン実習

全体に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現を扱う。具体的には、住居全体、子供室、寝室、リビングルーム、台所など、適切な住空間を取り上げて、個人又はグループで取り組むことができるよう課題を設定し、主体的かつ協働的な学習活動ができるよう指導する。

また、住居内の小さなスペースを利用したインテリアデコレーション（室内装飾）の課題に取り組むことも可能である。例えば、玄関先、窓辺、棚の上などのスペースに自ら設定したテーマの小物などを配置し、空間演出をすることから、住居全体のインテリアデザイン実習へと規模を拡大して取り組んでもよい。

〔指導項目〕

(4) 福祉住環境と室内計画

- ア 住生活と福祉
- イ 住空間のバリアフリー化
- ウ 住空間のリフォーム計画実習

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)のイについては、アを踏まえて具体的な事例を通して住空間のバリアフリー化の考え方を扱うこと。ウについては、住宅をバリアフリーにリフォームする計画を取り上げ、画像や図面などで表現する方法を扱うこと。

(4) 福祉住環境と室内計画

ここでは、誰もが安全に過ごすことができる住空間をつくるために、バリアフリーな住空間を実現するための理解や、リフォーム計画実習を通して福祉的な視点に立ったインテリアデザインができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 住生活と福祉、住空間のバリアフリー化について理解すること。
- ② 住空間のバリアフリー化の可能性について身近な事例を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 福祉住環境と室内計画について自ら学び、住空間のバリアフリー化のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 住生活と福祉

住空間におけるバリアフリーについて、幼児や高齢者、障害者など、誰にでも使いやすく、訪れやすい住居にするというユニバーサルデザインの視点から、住居をリフォームする上で必要となる基本的な事項を扱う。その際、室内で車椅子を使用する場合など

の高齢者や障害者に配慮した寸法計画についても扱う。

道路から玄関に到達するまでの経路や、玄関、風呂場や洗面所、階段などの高低差や廊下の幅、住居内のわずかな段差などについて、実測するなどして高齢者や障害者、幼児や妊婦など、誰にとっても住みやすい住居であるか否かの判断ができるよう指導する。

イ 住空間のバリアフリー化

具体的な住宅の平面図や断面図を基に、バリアフリーのデザインについて扱う。

高齢者や障害者が快適な住生活を送ることができるような住空間の平面計画や、住宅用エレベーターや階段昇降機などの設備、車椅子や椅子を使うことができる台所や洗面所の工夫など、住生活と福祉に関わる様々な要素についても扱う。

ウ 住空間のリフォーム計画実習

家族の構成や子供の成長などの状況の変化に応じた部屋の用途変更、あるいはバリアフリー化するための台所や洗面所、風呂場や便所のリフォームなどについて扱う。その際、具体的な課題を設定し、問題点を見だし、解決方法の設定、リフォーム計画について実習を通して理解できるよう指導する。例えば、リフォーム前とリフォーム後の平面図やインテリアデザインの工夫に関わる実習などについて、個人又はグループで取り組むなどして、主体的かつ協働的な学習活動ができるようにする。

(指導項目)

(5) 住生活関連法規

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目] の(5)については、(2)から(4)までの各項目に関連する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

(5) 住生活関連法規

ここでは、住生活関連法規として、安全、健康、財産の保護などの面から、建築基準法や消防法、住生活基本法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地建物取引業法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、介護保険法などについて取り上げ、それらの趣旨と概要について理解し、平面計画やインテリアデザインに表現できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 住生活関連法規の趣旨や概要を理解すること。
- ② 法令遵守の視点から住生活に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、平面計画やインテリアデザインに表現すること。
- ③ 住生活関連法規について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、建築基準法は、単体規定として個々の建物の安全性、衛生環境確保のための居室の採光、換気、階段の寸法などが定められていること、集団規定として街の中でそれぞれの建物が満たすべき条件として、用途地域、容積率、建ぺい率、高さの制限、斜線制限、日影規制などが定められていることなどを扱う。消防法については、カーテン、じゅうたんなどの防災規制などを扱う。

また、住宅取得に関わる売買契約、集合住宅の維持管理のための管理規約、地域のまちづくり条例、高齢者の介護や生活の支援に関わる介護保険制度などについても触れる。

指導に当たっては、〔指導項目〕の(2)から(4)までと関わりをもたせて扱い、具体的な事例を通して理解できるように指導する。

第9節 服飾文化

この科目は、日本や世界の服飾の変遷と文化の多様性、着装などに関する知識や技術を活用し、服飾文化の伝承と創造に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、服飾を通して、世界の文化の多様性について理解を深めることができるよう内容の充実を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 服飾の変遷と文化、着装などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 服飾文化に関する課題を発見し、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 豊かな衣生活の実現を目指して自ら学び、服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、服飾の変遷と文化、着装などに関する実習などを通して、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、服飾文化の伝承と創造と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、服飾がその土地の気候や風土、生活スタイル等の多様な文化や各時代の歴史的背景と関わりながらどのように変遷してきたかを理解できるようにするとともに、洋服や和服の基本的な着装の知識と技術を身に付けることができるようにすることを示したものである。

服飾の変遷と文化、着装などについて体系的・系統的に理解するとは、日本だけでなく世界の服飾の歴史や文化、及び洋服と和服を中心とする着装について、全体を捉えつつ、時間的な変遷の中で、どのような種類の服飾が誕生して、どのように分類され、どのようにそれらの服飾文化が交流して変化を遂げてきたのかを捉え、多様な服飾の特徴について理解できるようにすることを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、関連産業の特徴や技術等の課題などについて理解した上で、関連する技術を身に付けることができるようにすることを示している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

服飾文化に関する課題を発見しとは、主に日本の伝統的な服飾文化やそれを支える伝統染織産業等について理解した上で、それらを取り巻く状況について思考を深め、課題を発見できるようにすることを意味している。

服飾文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、服飾文化に関する知識と技術を基に、服飾文化を伝承するとともに、新たな発想で服飾文化を創造することにより、課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

豊かな衣生活の実現を目指して自ら学びとは、真の意味での豊かな衣生活とはどのようなものなのかを考えながら主体的に学ぶことを意味している。

服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、自分が住んでいる地域や諸外国も含め、服飾文化を伝承するだけではなく、新たに発展させた形で未来に向けて創造していく能力と態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)服飾の変遷と文化、(2)着装、(3)服飾文化の伝承と創造の三つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して構成している。また内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(1)のアについては、多様な民族の服飾の形態を取り上げ、服飾の起源や基本型と関連付けて指導すること。

〔指導項目〕の(1)のアの内容を取り扱う際には、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、(1)のイ及びウについて相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

イ〔指導項目〕の(3)については、(1)及び(2)の学習と関連付けながら、個人又はグループで適切な課題を設定し、考察できるよう指導を工夫すること。

〔指導項目〕の(3)については、〔指導項目〕の(1)及び(2)の学習と関わらせて、個人又はグループで適切な課題を設定できるようにする。例えば、世界の民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などを調査・研究させたり、伝統的な手法を用いた被服の製

作，伝統的な衣装の着付け，創意工夫した和服の着付けなどの課題に取り組ませたりして，服飾文化の伝承と創造への意欲を高めさせるなどの指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 服飾の変遷と文化

- ア 服飾の多様性
- イ 日本の服飾
- ウ 世界の服飾

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のイ及びウについては，歴史的背景，気候や風土，文化などとの関わりを扱うこと。ウについては，西洋の服飾を中心に取り上げ，アジアやその他の地域の服飾についても触れること。

(1) 服飾の変遷と文化

ここでは，服飾の起源と変遷について，歴史的背景，気候や風土，生活スタイルなどと関連付けて，服飾と文化の関係及び人間の生活と被服との関わりを，文化の多様性の視点から理解できるようにすることをねらいとしている。また，20世紀以降に活躍したファッションデザイナーが現在の服飾文化の形成に果たした役割や影響についても触れながら，服飾文化の創造に主体的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾文化の歴史と文化の多様性，多様な服飾の表現の仕方などについて理解すること。
- ② 服飾文化の発展について，社会的・文化的背景から課題を発見し，その解決に向けて考察すること。
- ③ 服飾の変遷と文化について自ら学び，服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 服飾の多様性

被服の起源と基本型，人間の身に付けてきた服飾の多様な有様について扱う。

身体保護説等に代表される被服の起源や被服の基本型の代表的なものを取り上げ，装身具類を加えた着装形式の特徴，気候や風土，文化などとの関わりについて理解できるように指導する。

イ 日本の服飾

和服を中心に取り上げ、古代においては中国の影響による「十二単」、中世においては武家の服装の基本形である「上下形式」等、近世、近代、現代の各時代における服飾の特徴とそれらの変遷について扱う。その際、歴史的背景、気候や風土、文化などに関わらせて、その概要を理解できるよう指導する。

ウ 世界の服飾

洋服を中心に取り上げ、古代においては古代ローマの「トーガ」、近世においては女性の胴部の細さを極端に強調し下体部を誇張した「パニエ」など、近世、近代、現代の各時代における西洋の服飾を中心に、その特徴と変遷について扱う。その際、歴史的背景、気候や風土、文化などに関わらせて、その概要を理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(2) 着装

- ア 着装の基本
- イ 洋服の着装
- ウ 和服の着装

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)については、トータルコーディネートと社会生活上の着装のマナーについても扱うこと。

(2) 着装

ここでは、着用目的と場所等に応じた着装の基本について理解し、洋服と和服の基本的な着装ができるようにするとともに、トータルコーディネートを楽しみながら工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 着用目的と場所等に応じた着装、和装と洋装の管理方法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 着用目的と場所等に応じた適切な着装とマナーについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 着装について自ら学び、服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 着装の基本

着装の基本は、保健衛生的機能と社会的機能を踏まえた装いととも、服装や場所、雰囲気にもふさわしい起居動作が重要であることを理解できるよう指導する。また、衣服だけでなく履物やバッグ、アクセサリーなども含めて全体的に統一のとれた装いをすることが基本であることを理解し実践できるよう指導する。

イ 洋服の着装

洋服の着装については、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装

ができるよう指導する。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解できるよう指導する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、自ら着こなしの工夫をしながらファッションショーなどで表現できるよう指導する。

ウ 和服の着装

和服の着装では、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装ができるよう指導する。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解し実践できるよう指導する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるよう指導する。

〔指導項目〕

(3) 服飾文化の伝承と創造

(3) 服飾文化の伝承と創造

ここでは、〔指導項目〕の(1)及び(2)の学習と関わらせて個人又はグループで適切な課題を設定し、服飾文化の伝承と創造について、各自が調査や研究に基づいて深く考察し、伝承と創造の課題と解決及び実践方法などを探ることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾文化の伝承の重要性及び創造について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 服飾文化の伝承と創造に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 服飾文化の伝承と創造について自ら学び、新たな文化の創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、世界の民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などの調査・研究や、伝統的な手法を用いた被服の製作、伝統的な衣装の着付け、創意工夫した和服の着付けなどの課題に取り組むなど、服飾文化の伝承と創造への意欲を高めることができるよう指導を工夫する。また、現存している伝統染織などの技法が、新たな形で発展され世界で注目されている事例なども取り上げ、伝統技法や、伝統文化の未来に向けた可能性について考察できるような指導の工夫も考えられる。

第10節 ファッション造形基礎

この科目は、被服の構成、被服材料の選択、洋服や和服の製作に関する基礎的・基本的な知識と技術などを活用し、ファッションを造形するための資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、新しい素材や環境に配慮した被服材料の扱い方、効率的な製作工程などを加えるなどの内容の充実を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッションの造形を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 被服の構成、被服材料の種類や特徴、被服製作などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 被服製作やデザインに関する課題を発見し、ファッションの造形を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 衣生活の充実向上を目指して自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、被服の計画的な製作などを通して、ファッションの造形を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、ファッションの造形と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、被服の構成、被服材料の種類や特徴について理解し、被服製作に必要な基礎的・基本的な技術を習得することを示したものである。

被服の構成とは、人体と被服との関わりにおいて、人体を覆う被服の形や動作に適応した被服のゆるみや、被服を構成する方法としての立体構成と平面構成のことを意味している。

被服材料の種類や特徴、被服製作などとは、繊維、糸及び布の代表的な種類とそれらの特徴、洋服・和服製作を意味している。

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、被服の用途やデザインに適した被服の構成方法、材料性能を理解した上での適切な被服材料の選択と取扱い、被服材料やデザイン・使用用途に適した製作技法について理解し、関連する技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

被服製作やデザインに関する課題を発見しとは、被服の補修から被服作品の製作に至る日常の身近な衣生活などに関する課題を発見することを意味している。

ファッションの造形を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、豊かな住生活を実現するために計画に従って能率的に製作するだけでなく、創意工夫やアイデアを生かして、よりよいものを作り出すことによって課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

衣生活の充実向上を目指して自ら学びとは、ものづくりを通して人々の生活を支え豊かにしていることを認識し、ファッション造形の基礎について進んで学ぶことを意味している。

ファッションを造形するために主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、広い視野で衣生活を捉え、環境に配慮したものづくりなど、よりよいものを製作するために、他者と協働し計画に従って能動的に製作する態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)被服の構成、(2)被服材料、(3)洋服製作の基礎、(4)和服製作の基礎の四つの指導項目で、2～6単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、ファッション造形に関する基礎的な内容により構成される「ファッション造形基礎」を履修させた後に「ファッション造形」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(3)及び(4)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

[指導項目]の(3)及び(4)の内容を取り扱う際には、生徒の実態や学科の特色等に応じて、[指導項目]の(3)及び(4)のいずれかを選択して扱うことができる。指導に当たっては、実習を中心として扱うこととし、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 被服の構成

ア 人体と被服

イ 立体構成と平面構成

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、人体構造と被服の関係性、人体を覆う被服の形、動作に適応した被服のゆるみなどを扱うこと。イについては、立体構成と平面構成の特徴を扱うこと。

(1) 被服の構成

ここでは、被服の構成として、人体の構造や機能、寸法や体型などと被服との関わりについて扱う。その際、洋服と和服を取り上げて、立体構成と平面構成の特徴について理解し、被服の構成方法による相違や動作とゆるみの関係性について考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 人体構造と被服の関係性、被服の構成による特徴の違いなどを理解すること。
- ② 被服の構成方法による相違や動作とゆるみの関係性について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 被服の構成について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人体と被服

着心地のよい被服をつくるために、人体の構造や機能、動作時の人体寸法の変化、性別や年齢による体型の変化などについて扱う。

また、平面的な布で立体的な人体を覆うための被服の形と動作に適応した被服のゆるみについて扱う。さらに、既製衣料品のサイズ表示について、日本工業規格（JIS）による服種別サイズ表示と体型区分、適応人体寸法との関係を取り扱い、輸入衣料品のサイズ表示について理解できるよう指導する。

イ 立体構成と平面構成

被服の構成には、立体構成と平面構成があること、またそれぞれの特徴などについて扱う。

立体構成については、代表的なものとして洋服を取り上げ、布を身体各部の形や寸法

に基づいて裁断した後、縫合することによって立体化することを理解できるよう指導する。また、平面的な布を部分的に曲面化する方法として、いせこみやダーツなどがあることについても理解できるよう指導する。

平面構成については、代表的なものとして和服を取り上げ、布を直線的に裁断して縫合し、ひもや帯などを用いて着用することによって立体化することを理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(2) 被服材料

- ア 被服材料の特徴と性能
- イ 用途に応じた被服材料の選択

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、繊維、糸及び布を中心に扱い、新素材や特殊素材についても触れること。

(2) 被服材料

ここでは、被服材料として繊維、糸及び布の種類とその特徴、性能について扱う。その際、実験・実習などを通して、製作する被服の用途に適した材料性能、用途やデザインに応じた被服材料の適切な選択と取扱いについて理解し、関連する技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 被服材料の種類と特徴について、実験・実習を通して科学的に理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 製作する被服の用途に適した被服材料の性能について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 被服材料について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 被服材料の特徴と性能

被服を構成している繊維、糸及び布の代表的な種類について、それらの特徴と性能を実験・実習を通して扱う。その際、速乾、吸湿発熱、形態安定など機能性に優れた新素材や特殊素材について、具体的な使用例を取り上げ、特徴や性質などを理解できるよう指導する。

イ 用途に応じた被服材料の選択

製作する被服の用途やデザインに適した被服性能を考慮した適切な被服材料の選択について扱う。被服性能としては、保健衛生的性能、外観・形態安定性、耐久性、風合いなどがあげられ、色や柄にも配慮した被服材料の選択ができるよう指導する。

〔指導項目〕

(3) 洋服製作の基礎

- ア 採寸
- イ 型紙の基本
- ウ デザインと材料の選択
- エ 裁断
- オ 仮縫いと補正
- カ 縫製
- キ 仕上げ
- ク 着装

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)及び(4)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(3) 洋服製作の基礎

ここでは、洋服の製作に関する基礎的・基本的な理論と技術を扱い、計画に従って、洋服を能率的に製作できるようにすることをねらいとしている。実習題材については、地域や生徒の実態に応じて適切に選択する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 洋服製作の基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 洋服製作に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 洋服製作の基礎について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 採寸

製作する作品に必要な身体寸法と採寸方法について扱う。

イ 型紙の基本

平面上で型紙をつくる平面製図を用いて、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン原型があることについて扱い、基礎的な理論や技法を身に付けることができるよう指導する。

ウ デザインと材料の選択

デザインについて、着用目的や季節、着用者の個性や好み、流行などを取り上げ、これらを考慮して選択できるようにする。また、デザインにふさわしい被服材料の特徴と性能を考えるとともに、色や柄にも配慮した材料の選択ができるようにする。また、布に適したボタンやファスナーなどの付属品、服飾材料、作品によっては裏地やしん地についても適切に選択できるようにする。

エ 裁断

用布の見積り、布地の表裏と布目方向の見分け方、布地に適した地直し、布地の方向の特徴や布目を通した裁ち方などが能率的、経済的にできるようにする。また、布地に適したしるし付けができるようにする。

オ 仮縫いと補正

着心地のよい洋服を製作するために、仮縫いと体型に合わせた補正を扱う。

カ 縫製

布地に適合した糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など縫製に関する基礎的な事項について扱う。また、用具の適切な活用についても扱う。製作例としては、基本的なデザインのシャツ、ブラウス、ワンピースドレス、ベスト、スカート、ズボンなどが考えられる。また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

キ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げについて取り上げる。

ク 着装

製作した作品を用い、用途と社会生活上のマナーを考慮し、かつ他の被服や小物類とのコーディネートを考えて着装について扱う。また、作品の発表等を通して、製作への意欲を高めることができるような学習活動を工夫する。

〔指導項目〕

(4) 和服製作の基礎

- ア 和服の構成と名称
- イ 材料の選択
- ウ 寸法の見積りと裁断
- エ 縫製
- オ 仕上げ
- カ 着装

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)及び(4)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(4) 和服製作の基礎

ここでは、和服の製作に関する基礎的・基本的な理論と技術を扱い、計画に従って、和服を能率的に製作できるようにすることをねらいとしている。実習題材については、例えば、ひとえ長着、甚平、はっぴなど、地域や生徒の実態に応じて適切に設定する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 和服の製作について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 和服の製作について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 和服製作の基礎について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 和服の構成と名称

和服の構成と各部の名称について扱う。

イ 材料の選択

実習題材に応じた材料の選択について扱う。その際、着用目的、着用者の個性と好み、季節にふさわしい材質、色、柄などを考慮した材料の選択について取り上げる。

ウ 寸法の見積りと裁断

布目を正し、布地に適した地直しの必要性について扱う。また、人体寸法からでき上がり寸法を割り出す方法と裁ち切り寸法の決め方、適切な見積りと能率的な裁ち方について扱う。その際、柄合せが和服の美しさの重要な要因であること、布地に適したしるし付けについても扱う。

エ 縫製

布地に応じた糸と針の選択、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する基本的な事項を扱うとともに、用具を適切に活用して効率的に縫製できるよう指導する。また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

オ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方について扱う。

カ 着装

製作した作品を用いて、用途と社会生活上のマナーを考慮し、帯や小物類とのコーディネート考えた基本的な着装について扱う。また、作品の発表等を通して、製作への意欲を高めることができるよう指導を工夫する。

第11節 ファッション造形

この科目は、「ファッション造形基礎」の内容を発展させ、高度な被服の構成を理解し、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、ファッション製品を製作できる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、ファッション製品を製作するスペシャリストを育成する視点を引き続き重視するとともに、持続可能な社会の実現を目指す視点を加えるなど内容の充実を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッション製品の創造的な製作を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) デザインや着用目的に応じたより高度なファッション造形について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ファッション造形に関する課題を発見し、ファッション製品の製作を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 衣生活の充実向上と創造性豊かな作品の製作を目指して自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、作品製作などを通して、ファッション製品の創造的な製作を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、ファッション製品の創造的な製作と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、デザインや着用目的に応じた被服材料の種類や特徴について、ファッション製品の製作に必要な応用性のある知識と技術を身に付けることを示したものである。

デザインや着用目的に応じたより高度なファッション造形についてとは、デザインや着用目的に応じた被服材料の選択や被服構成、美しく仕上げる縫製技法を意味している。

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、デザインや着用目的に応じた被服材料の選択や被服構成、美しく仕上げる縫製技法などを理解し、関連する技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

ファッション造形に関する課題を発見しとは、着心地がよく、美しいファッション製品の製作のために、デザイン・被服材料・被服構成や縫製に関する課題を発見することを意

味している。

職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、被服製作に関するより高度な技術を活用し、計画に従って能率的に製作するとともに、創意工夫やアイデアを生かして、よりよいものを作り出すことによって課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

衣生活の充実向上と創造性豊かな作品の製作を目指して自ら学びとは、ものづくりを通して人々の生活を支え豊かにしていることを認識し、ファッション造形について進んで学び、新たなものづくりや造形表現を目指すことを意味している。

ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、広い視野で衣生活を捉え、環境に配慮したものづくりなど、よりよいものを製作するために、他者と協働し計画に従って主体的に製作する態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ファッション造形の要素、(2)洋服製作、(3)和服製作、(4)総合実習の四つの指導項目で、4～10単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、ファッション造形に関する基礎的な内容により構成される「ファッション造形基礎」を履修させた後に「ファッション造形」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(2)及び(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

[指導項目]の(2)及び(3)の内容を取り扱う際には、生徒の実態や学科の特色に応じて、[指導項目]の(2)及び(3)のいずれかを選択して扱うことができる。指導に当たっては、実習を中心として扱うこととし、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、「ファッションデザイン」、及び「服飾手芸」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

イ [指導項目]の(4)については、個人又はグループで適切な課題を設定するなど、生徒の主体的な学習活動の充実を図ること。

〔指導項目〕の(4)の内容を取り扱う際には、より発展的な内容となるよう個人又はグループで、デザインに適した素材を「服飾手芸」の内容と関連させて創作し、創造性豊かな作品製作ができるよう指導を工夫する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) ファッション造形の要素

- ア デザイン
- イ 構成技法
- ウ 材料
- エ 縫製

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のイについては、具体的な事例を通して立体裁断と平面製図の特徴や方法を扱うこと。

(1) ファッション造形の要素

ここでは、ファッション造形の要素として、デザイン、構成技法、材料及び縫製を取り上げ、ファッションを表現する過程を具体的な事例を通して理解するとともに関連する技術を習得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッション造形の要素としてのデザイン、構成技法、材料、縫製について、具体的な事例を通して、ファッションの表現方法を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ファッション造形の要素について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッション造形の要素について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザイン

ファッション造形の要素としてのデザインとは、与えられたテーマに対してアイデアやイメージをまとめ、ファッション画等で表現したものであること、デザインをファッション製品にするためには、構成技法、材料及び縫製の総合的な知識と技術が必要であることについて扱う。

イ 構成技法

被服の構成として、立体裁断と平面製図を扱い、それぞれの特徴や方法について取り

上げる。

立体裁断は、人体や人台に直接布を当てて裁断する方法であり、トワルを用いて裁断し、それを展開してパターンとする場合と、実物の布を用いて裁断する場合があることを理解し、基礎的・基本的な理論や技法を習得できるよう指導する。また、立体裁断の長所やそれに適するデザインなどについても考察できるよう指導する。平面製図は、身体寸法を採寸して平面上で型紙をつくり、布を裁断する方法であり、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン原型があることを踏まえ、様々な被服のデザインに対応して、原型から展開、応用できる理論や技法を習得できるよう指導する。

ウ 材料

「ファッション造形基礎」の被服材料の内容を踏まえ、デザイン、着用目的、着用者の個性、流行などにふさわしい材料について扱い、性能、材質、色、柄などを考慮して選択し、適切な取扱いができるよう指導する。

エ 縫製

デザインを適切に表現するための縫製技術について扱う。その際、付属品などの選択や用具の活用が適切にできるようにする。また、新素材や特殊素材に適した縫製方法などについても取り上げる。

(指導項目)

(2) 洋服製作

- ア デザインの選定
- イ 材料の選択と取扱い
- ウ パターンメイキングとアパレル CAD の活用
- エ 裁断
- オ 仮縫いと補正
- カ 縫製
- キ 仕上げ
- ク 着装

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、デザインに応じた被服材料の特徴や性能、性質などを扱うこと。ウについては、デザインに応じたパターンメイキングやアパレル CAD システムなどを扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(2)及び(3)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(2) 洋服製作

ここでは、洋服の製作に関する理論と技術を扱い、計画に従って、洋服を能率的かつ美

的に製作できるようにするとともに、創意工夫やアイデアを生かし、適切な表現技法でファッション製品を製作できるようにする。また、その製作過程を通して、ものづくりの楽しさや創造することへの意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。実習題材については、地域や生徒の実態等に応じ、適切に選定する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 洋服製作に関する理論を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 目的、着用者の好み、流行に応じたデザインの選定と材料の選択について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 洋服製作について自ら学び、ファッション製品の製作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインの選定

デザインの選定について扱い、その着用目的、着用者の個性、流行などを考慮することができるよう指導する。

イ 材料の選択と取扱い

デザインや着用目的、着用者の個性などに応じた材料について扱い、その性能、材質、色、柄などを考慮して選択し、取り扱うことができるよう指導する。また、布に適したボタンやファスナーなどの付属品、服飾材料、裏地やしん地などについても適切に選択できるように指導する。新素材や特殊素材の使用については、素材の特徴を生かした扱い方、縫製方法についても触れる。

ウ パターンメイキングとアパレル CAD の活用

ファッション画のイメージやデザインに応じた型紙の作成について扱う。その際、必要に応じて、立体裁断や平面製図の特徴を生かした表現ができるよう指導を工夫する。さらに、アパレルメーカーの生産システムに対応し、アパレル CAD システムなどの機器を活用して生産の能率化を図ることができるよう指導する。

エ 裁断

能率的、経済的な用布の見積り、布地に適した地直し、布地の方向の特徴や布目を通した裁ち方などについて扱う。また、布地に適したしるし付けについても扱う。

オ 仮縫いと補正

着心地のよい洋服を製作するための仮縫いと補正について扱う。

カ 縫製

布地に適合した糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など縫製に関する基礎的な事項について扱う。また、用具の適切な活用についても扱う。製作例としては、ワンピースドレス、ジャケット、ツーピースドレス、フォーマルドレスなどの婦人服、シャツ、ジャケット、ズボン、ベストなどの紳士服、幼児服が考えられる。また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

キ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げについて扱う。

ク 着 装

着用目的と場所にふさわしい着装について扱う。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解できるよう学習活動を工夫する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるよう工夫する。

〔指導項目〕

(3) 和服製作

- ア 材料の選択
- イ 裁断
- ウ 縫製
- エ 仕上げ
- オ 着 装

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(2)及び(3)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(3) 和服製作

ここでは、和服の製作に関する理論と技術を扱い、和服を能率的かつ美的に製作できるようにする。その製作過程を通してものづくりの楽しさや創造する喜びを感じとることができるようにすることをねらいとしている。実習題材については、例えば、ひとえ長着、あわせ長着など地域や生徒の実態に応じて適切に設定する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 和服製作に関する理論を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 目的、着用者の好み、季節に応じた材料の選択について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 和服製作について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 材料の選択

実習題材に応じて、着用目的、着用者の個性、季節にふさわしい材質、色、柄などを考慮して材料の選択について扱う。また、布に適した胴裏、八掛などについても取り上げる。

イ 裁断

地直しの必要性について扱うこと。また、人体寸法からでき上がり寸法を割り出す方法と裁ち切り寸法の決め方、適切な見積りと能率的な裁ち方について扱う。その際、柄合せが和服のデザインの重要な要素になること、布地に適したしるし付けについて取り

上げる。

ウ 縫製

布地に応じた糸と針の選択，針目，縫い方，縫い代の始末など，縫製に関する基礎的な事項を扱うとともに，用具を適切に活用して効率的に縫製できるよう指導する。また，被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ，資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

エ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方などについて扱う。

オ 着装

着用目的と場所にふさわしい着装について扱う。また，基本となる起居動作やマナーについて，実習を通して体験的に理解できるよう学習活動を工夫する。さらに，トータルコーディネートについて扱い，ファッションショーなどで表現できるよう工夫する。

〔指導項目〕

(4) 総合実習

(4) 総合実習

ここでは，ファッション造形に関する知識と技術を活用するとともに，さらにそれを発展させて個人又はグループで，デザインに適した素材を「服飾手芸」の内容と関連付けて創作し，創造性豊かな作品製作ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッション造形に関する応用的な知識と技術を身に付けること。
- ② 創造性豊かな作品製作に向けて課題を発見し，その解決に向けて考察し，表現すること。
- ③ 総合実習について自ら学び，創造性豊かなファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう，この〔指導項目〕においては，ものづくりの喜びを感じ，チームワークの重要性や職業観，責任感，成就感を体得できるよう指導を工夫する。作品の演出方法などについても扱い，製作した作品を校内外で発表する等の機会を設けることなどが考えられる。

第12節 ファッションデザイン

この科目は、ファッションデザインの基礎、デザインの発想や表現法などについて習得した知識と技術を活用し、ファッションを創造的にデザインする資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、社会の変化に対応し、生活の多様化に応じたデザインを企画する力を身に付ける内容を加えるなどの改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッション産業を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) ファッションデザインの基礎、発想や表現の方法などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ファッションデザインに関する課題を発見し、ファッション産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) ファッション産業の発展を目指して自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、発想と表現法、ファッション産業における商品企画などの実習を通して、ファッション産業を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、ファッション産業と関連付けることを意味している。

目標(1)は、ファッションデザインの基礎、発想と表現法を、代表的な内容として例示し、ファッションデザインに必要な知識と技術を身に付けることを示したものである。

ファッションデザインの基礎とは、ファッションデザインの造形的要素として、形態、色彩、文様、材質感などを取り上げ、それらをファッションイメージと関わらせることを意味している。

発想や表現の方法などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、ファッションデザインの発想と表現法について、ファッションデザインの意義やその歴史の変遷や社会背景との関係について理解した上で、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する技術を習得することを意味している。

目標(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

ファッションデザインに関する課題を発見しとは、様々なライフステージや身体的特徴

に合わせてファッションデザインを行う上での条件や表現の仕方があることを理解し、その上で、デザイン上、どのような課題があるかを自ら考え発見することを意味している。

ファッション産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、デザイン上の課題を発見し、合理的にかつ創造的に、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

ファッション産業の発展を目指して自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、生涯にわたって、ファッションに関心をもち、デザイン感覚を常に養う努力を続け、自分のイメージをファッション画等で表現したり、ファッションに関する情報などを収集し、ファッション産業の発展のために、自ら商品の企画から販売までを通して考え、提案したりすることができる職業人としての態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ファッションデザインを学ぶ意義、(2)ファッションデザインの基礎、(3)ファッションデザインの発想と表現法、(4)ファッションデザインの条件と表現、(5)ファッション産業の五つの指導項目で、8～14単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(3)については、デザイン発想に関する実習を取り入れるなど指導を工夫すること。

[指導項目]の(3)の内容を取り扱う際には、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、その他の項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」及び「服飾手芸」などの他の科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

イ [指導項目]の(5)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目]の(5)の内容を取り扱う際には、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、[指導項目]の(5)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができる。さらに、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、

「ファッション造形」及び「服飾手芸」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) ファッションデザインを学ぶ意義

ア ファッションデザインの考え方

イ ファッションデザインの変遷と流行

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、ファッションデザインの社会的・文化的意味についても扱うこと。イについては、ファッションデザインの果たしてきた役割を扱うこと。

(1) ファッションデザインを学ぶ意義

ここでは、ファッションデザインに関する知識を身に付け、これまでのファッションデザイナーの足跡、新しいファッションデザインを生み出す背景にあるデザインの考え方を理解し、ファッションの創造的なデザインに応用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッションデザインの考え方や変遷と流行について理解する。
- ② ファッションデザインの考え方や流行について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの考え方や変遷と流行について自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ファッションデザインの考え方

生活の様々な分野にデザインが必要とされる現代社会において、デザインという言葉がいかなる意味をもっているのかを捉えた上で、ファッションデザインの果たす役割や社会的・文化的意味について扱う。その上で、ファッションデザインと根源的な人間の心理的欲求との関わりや産業界との関わりを理解し、個性の表現とデザインとの関わりについて考察できるよう指導する。

イ ファッションデザインの変遷と流行

ファッションデザインにおける流行について、主として20世紀以降のファッションデザイン史について扱う。また、流行の本質について理解し、流行には人間の心理的欲

求が関わっていること、流行の発生と成立には、社会制度的要因、経済的要因、伝達手段等が関わっていることについて扱う。例えば、ブランドの成り立ちとデザイナーとの関係や流行との関わりについて、ファッション雑誌や百貨店、ブティックなどの実態調査等を通して考察できるよう指導する。

(指導項目)

(2) ファッションデザインの基礎

- ア 形態
- イ 色彩
- ウ 文様
- エ 材質感
- オ 要素の統一

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)については、ファッションデザインの造形要素の基礎的な事項をファッションイメージと関連付けて扱うこと。

(2) ファッションデザインの基礎

ここでは、ファッションデザインの造形的要素として、形態、色彩、文様、材質感を取り上げ、ファッションイメージと関わらせて具体的な事例を通して理解できるようにすることをねらいとしている。また、そのまとめ方として、演習や実習を通して体験的に理解し、ファッションのデザイン感覚を養うことも目指している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッションデザインの造形要素について理解し、デザイン創作の技術を身に付ける。
- ② ファッションデザインの造形要素に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの基礎について自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 形態

点・線・面・立体などの形態の基礎的事項について扱う。また、ファッションの形の基本であるボリュームとシルエット、ディテールとアイテムなどの部分の形態についても扱う。

イ 色彩

色彩の三属性と色調、配色の基礎について扱う。また、色彩のもつイメージや色に対する感情など、色彩心理も扱う。指導に当たっては、ファッションイメージと関連させ、感性を高めることができるよう指導を工夫する。

ウ 文様

文様の構図の種類や主題を扱う。その際、それがファッションデザインの明確なイメージづくりに関わることを理解できるようにする。

エ 材質感

視覚的・触覚的材質感を扱う。その際、ファッションとの関わりの中で材料のもつ感覚や情緒的イメージについて理解できるようにする。

オ 要素の統一

ファッションデザインの造形要素である形態、色彩、文様、材質感の総合として、ハーモニーとコントラスト、バランスとシンメトリー、リズムとプロポーションなどを扱い、各要素をファッションデザインに美しくまとめ上げることができるよう指導する。

〔指導項目〕

(3) ファッションデザインの発想と表現法

- ア デザインの発想
- イ ファッションデザイン画
- ウ 各種材料による表現
- エ ファッションデザイン実習

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のイについては、基本プロポーションなどの基礎的な表現手法から素材表現などの発展的な表現手法へと段階的に扱うこと。ウについては、布などの材料を使ったピンワークやディスプレイなどを扱うこと。

(3) ファッションデザインの発想と表現法

ここでは、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する手法を習得し、それぞれの表現方法を生かした演習や実習を通して、より美しく創造的にファッションデザインができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッションデザインの発想と表現法を理解し、デザイン画の作画や各種材料による表現に係る基礎技術を習得すること。
- ② ファッションデザインの発想と表現法について課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ ファッションデザインの発想と表現法について自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインの発想

自分の発想をデザインへ展開する過程を体験的に理解し、アイデアやイメージをファッションデザインに展開できるよう指導する。

イ ファッションデザイン画

ファッション画では基本プロポーション、変化ポーズ、基本的な着装表現、ディティールの描き方、素材表現、彩色方法などの表現方法について扱う。また、各手法を生かした着装画について取り上げる。

ウ 各種材料による表現

紙や布などの様々な材料を使った表現方法を扱う。その際、ピンワーク、ディスプレイなどの手法を用いたデザイン表現についても触れる。

エ ファッションデザイン実習

与えられたテーマに対するイメージをまとめ、ファッション画やピンワーク、ディスプレイの手法により、総合的に美しくファッション表現ができるよう指導する。例えば、グラフィック・ソフトウェアでの作画法を習得し、デザイン画やファッションマップとして表現したり、ピンワークやディスプレイの手法を用いて、布の特性を利用した作品として表現したりすることなどが考えられる。

〔指導項目〕

(4) ファッションデザインの条件と表現

(内容の範囲や程度)

エ〔指導項目〕の(4)については、世代や条件に応じたデザインの応用法を扱うこと。その際、ユニバーサルデザインやスポーツウェアなどに関するデザインの考え方についても触れること。

(4) ファッションデザインの条件と表現

ここでは、生活の様々な条件や、世代などに応じたデザインの実例を理解し、それらに応じたデザイン作成の技術を身に付け、生活の多様化に応じたデザインを企画する力を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 世代や生活の様々な条件などに応じたデザインの実例を理解し、条件に応じたデザイン作成の技術を身に付けること。
- ② 世代や生活の様々な条件に応じた新しいデザインについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの条件と表現について自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、個性の捉え方について理解し、個性の表現とファッションの関わりについて具体的に考え、個性を生かした創造的なデザイン表現ができるよう指導する。また、ファッションは、着る人の個性が加わって完成することに気付き、総合的に考えたデザインができるようにすること、その際、子供や高齢者、身体障害者の身体特性にあわせたデザイン、ユニバーサルデ

ザインやスポーツウェアなどの特性についても取り上げ、デザインを企画し表現できるよう指導する。

〔指導項目〕

(5) ファッション産業

ア ファッション産業の仕組み

イ 消費者ニーズと商品企画

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のイについては、ファッションに関する情報収集から商品企画及び販売の活動へと段階的に扱うこと。

(5) ファッション産業

ここでは、ファッション産業の仕組みや動向の概要、業務内容及び職種等について、主にアパレルメーカーなどの見学や就業体験活動などを通して理解できるようにする。また、ファッション産業の中核として、アパレルメーカーにおける商品企画を取り上げ、その過程や商品を生産するために必要な条件について理解できるようにする。その際、実際の企画のシステムに従って実習を行い、各々の企画書やファッションマップを作成させて、商品企画及び販売の基礎・基本が習得できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッション産業の仕組みや業務内容及び職種について理解し、商品企画のための情報を収集・整理すること。
- ② ファッション産業の仕組みや商品企画についての課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッション産業について自ら学び、ファッション産業の仕組みと消費者ニーズや商品企画に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ファッション産業の仕組み

ファッション産業として、主にアパレルメーカーを中心に扱い、商品企画、生産、流通、販売の過程とそれに関わる職種と役割について理解できるよう指導する。

イ 消費者ニーズと商品企画

消費者のライフスタイル、消費者ニーズ、消費行動などは、社会や経済状況を背景として変化すること、それに応じたファッション産業の在り方について扱う。その際、実際のファッション産業での企画システムに従って、ターゲット企画、情報企画、コンセプト企画、コーディネート企画、アイテム企画及びプロモーション企画などの実習を行い、各々の企画書やファッションマップを作成することなどを通して商品企画ができるよう指導する。また、消費者の購買意欲を高める販売については、ファッション商品の販売企画、商品構成と仕入れ計画、販売活動、商品管理などの実習を通してその効果的

な進め方を考えることができるよう指導する。

第13節 服飾手芸

この科目は、手芸品を創造的に製作し、感性豊かな服飾作品へ活用することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

従前と同様、「ファッションデザイン」及び「ファッション造形」の素材づくりに活用できる各種手芸の技法を習得する科目として位置付けている。

今回の改訂においては、持続可能な社会の構築の視点からも様々な材料や製作に興味・関心をもつことができるよう、内容の充実を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、創造的な手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 手芸の種類と特徴及び変遷、各種手芸の技法などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 手芸の美的価値及び製作工程に関する課題を発見し、手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 手芸品の製作を目指して自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、編物、染色、織物及びその他の手芸などの実習を通して、創造的な手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、創造的な手芸品の製作と服飾への活用と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりの基礎として必要な内容を例示したものであり、実習を通して、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などに関する知識と技術を習得することを示したものである。

手芸の種類と特徴及び変遷とは、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりの基礎として必要な内容を例示したものであり、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などの種類と特徴及びそれらの変遷を意味している。

体系的・系統的に理解するとは、手芸の起源や歴史的背景との関わり、表現用途に適した手芸の技法について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、実習を通して、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などに関する技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

手芸の美的価値及び製作工程に関する課題を発見しとは、感性を豊かに働かせて、より美しい作品製作を目指し、また合理的な製作工程を目指して課題を発見することを意味している。

手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、服飾へ活用できる美的価値の高い作品製作を多様な視点から捉え、合理的に、より創造性の高いものをつくりだすことによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

手芸品の製作を目指して自ら学びとは、服飾作品へ活用できる手芸品の製作を目指して各種手芸の技法を活用して、生徒が主体的に学ぶことを意味している。

創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、創造力を働かせて手芸品を製作し、ファッションデザインやファッション造形に実際に生かすために周囲の人と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)手芸の種類と特徴、(2)手芸の変遷、(3)服飾材料としての各種手芸の技法、(4)手芸品の製作の四つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(4)については、用具や器具、薬品、染料などを取り扱う際には、安全に十分留意すること。

[指導項目]の(4)の内容を取り扱う際には、安全指導を徹底すること。特に、染色などは、薬品の取扱いやその処理について、安全に十分留意して指導する。

なお、指導に当たっては、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。

また、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」及び「ファッションデザイン」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

〔指導項目〕

(1) 手芸の種類と特徴

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、地域の伝統文化と関連付けて扱うこともできると。

(1) 手芸の種類と特徴

ここでは、手芸の種類と特徴を理解し、その表現効果について考察するとともに、創造的な製作と服飾への活用ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 手芸の種類と特徴について理解すること。
- ② 手芸の種類と特徴の表現効果について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 手芸の種類と特徴について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などについて、作品を実際に見たり触れたりして手芸の技法や特徴を理解できるよう指導する。また、それぞれの表現効果についても扱う。

〔指導項目〕

(2) 手芸の変遷

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の起源から現在に至るまでの変遷を扱うこと。

(2) 手芸の変遷

ここでは、手芸の変遷について理解し、どのような移り変わりを経て、現在の生活に活用されているのかなどについて地域の伝統文化などに関わらせて考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 手芸の変遷について理解すること。
- ② 手芸の変遷と手芸技法との関係について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 手芸の変遷について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取

り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などの変遷について扱う。その際、手芸が発達した背景、それぞれの時代、風土、社会の特徴などと手芸技法との関係について扱う。また、それぞれの技法がどのような移り変わりを経て、現在の生活に活用されているのかなどについて地域の伝統文化などに関わらせて指導する。

〔指導項目〕

(3) 服飾材料としての各種手芸の技法

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中から選択して、基礎的な技法を扱うこと。

(3) 服飾材料としての各種手芸の技法

ここでは、服飾材料としての各種手芸の技法である刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中からいずれかを選択して、基礎的な技法を習得し、製作工程や表現効果について考察し、創造的な製作と服飾への活用ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 各種手芸の技法について、基礎的な知識について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 各種手芸の技法の製作工程や表現効果について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 各種手芸の技法について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、刺しゅうでは、例えば、フランス刺しゅう、日本刺しゅう、スウェーデン刺しゅう、ビーズ刺しゅうなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基礎的な刺し方の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し技術を身に付けることができるよう指導する。この他、カットワークなどを取り上げることも考えられる。

編物では、例えば、棒針編み、かぎ針編み、アフガン編み、機械編みなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザインとサイズの取り方、基礎的な編み方の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることができるよう指導する。

染色では、例えば、しぼり染め、ろうけつ染め、型染めの手法や、化学染料以外に、天然染料を使用した草木染めなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基礎的な染色の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることができるよう指導する。

織物では、例えば、手織りや各地の伝統的な機織りなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、基礎的な織りの技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることができるよう指導する。

その他の手芸については、パッチワーク、刺し子、組紐、革細工、などが考えられ、材料と用具、デザイン、基礎的な技法、仕上げなどについて身に付けることができるよう指導する。

〔指導項目〕

(4) 手芸品の製作

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、服飾への活用を扱うこと。

(4) 手芸品の製作

ここでは、(3)で学習した知識や技術を生かして、服飾への活用を想定した創造的な素材づくりや服飾表現ができることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾への活用を目指し、表現に適した材料や手芸技法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 美的価値が高い作品製作及び合理的な作品製作のための課題を発見し、その解決に向けて効果的な表現方法を考察し、表現すること。
- ③ 手芸品の製作について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、ただ単に技法の習得で終わるのではなく、美的価値を高めるために技法を応用した服飾作品への活用を中心に指導する。その際、「ファッション造形」や「ファッションデザイン」で表現されたデザイン画などを基に、個人又はグループで、服飾への活用を想定した創造的な素材づくりや服飾表現ができるように指導する。また、持続可能な社会の構築に向けて、環境問題にも興味・関心をもつことができるよう、材料の選択肢として「ファッション造形」等の製作で生じた残布や古着類などのリユース材料などを取り上げることも考えられる。

第14節 フードデザイン

この科目は、習得した知識と技術を活用し、食生活を総合的にデザインするとともに、家庭や地域において食育の推進に主体的に取り組むことができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、食に関する価値観及びライフスタイルの多様化、食生活の環境への負荷など、食をめぐる諸課題を踏まえ、課題意識をもって主体的に食分野の学習に取り組むとともに、知識と技術を活用し、食育を一層推進できるよう内容の充実を図った。また、災害時の食事計画を加えるなど、地域に貢献できる力を身に付けられるよう内容の改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食生活全般に関する課題を発見し、食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 食生活の充実向上を目指して自ら学び、食生活の総合的なデザインと食育の推進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて実験・実習を通して、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートをフードデザインに必要な代表的な内容として取り上げ、理解したことを総合して、実践できる技術を習得することを示したものである。

栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて体系的・系統的に理解するとは、食生活を総合的に計画・実践するために、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなど、フードデザインに必要な要素を相互に関連付けて理解することを意味している。例えば、栄養や食品については、調理と関連付け、テーブルコーディネート

は、料理様式と関連させて学ぶことを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、フードデザインに必要な要素について理解したことを総合して、実践できる技術を習得することを意味している。例えば、栄養や食品の知識を献立作成や食品の選択、調理に役立てたり、料理様式やテーブルコーディネートで理解したことを実際の食卓の装飾に役立てたり、さらには、楽しい食卓作り、食事空間のデザインなどの学習を通して、食の文化的な意義を学ぶとともに、もてなしの心を育てるなど、食生活を総合的にデザインする技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食生活全般に関する課題を発見しとは、食に関する価値観及びライフスタイルの多様化、食生活の環境への負荷など、多面的に食生活の現状を捉え思考を深め、食生活の充実向上を目指して自ら課題を発見することを意味している。

食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食生活を総合的にデザインする力を活用し、家庭や地域の実情に合わせてより豊かな食生活を創造することによって、課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、食生活の充実向上を担う職業人として、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、進んで学ぶ姿勢を意味している。

食生活の総合的なデザインと食育の推進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食生活を栄養の面に加えて、文化的な意義や精神的な満足と合わせて学習することにより、食材を適切に選択し作るところから食べるところまでを総合的に捉えて、主体的に計画・実践できるようにすることを意味している。さらに、健康の保持増進と健全な食生活を実践するために、食育の意義を踏まえ、習得した知識や技術を家庭や地域で積極的に活用することにより、食育の推進に他と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)健康と食生活、(2)フードデザインの構成要素、(3)フードデザイン実習、(4)食育と食育推進活動の四つの指導項目で、2～6単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)のアについては、食事のおいしさ、望ましい食習慣の形成及び地域の食文化などと関連付けて指導すること。イについては、食生活の現状を考察

させ、課題意識がもてるよう指導を工夫すること。

〔指導項目〕の(1)のアの内容を取り扱う際には、この科目を学ぶ意義や目標を理解するための導入とし、望ましい食習慣の形成や地域の食文化と関連付けて、食事の意義と役割について指導する。また、食生活の充実向上を担う職業人として、食生活の現状を理解するにとどまらず、課題意識をもって学習に取り組むことができるよう指導を工夫することが大切である。

イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、地域の関係機関等との連携を図ること。

〔指導項目〕の(4)のイの内容を取り扱う際には、食育を推進するために、幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校・中学校、特別支援学校、地域の社会教育団体やNPO法人（特定非営利活動法人）、企業や事業所などと連携して活動できるよう留意すること。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 健康と食生活

ア 食事の意義と役割

イ 食生活の現状と課題

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、食習慣、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境との関わりなどを扱うこと。

(1) 健康と食生活

ここでは、食習慣、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境との関わりなどの視点で、我が国の食生活の現状について把握し、課題意識をもつことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事の意義と役割について理解するとともに、食習慣、栄養状態、食料事情、食の安全と環境との関わりなどの視点で、我が国の食生活の現状と課題を把握し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 健康な食生活の在り方に関する課題を発見し、その解決に向けて望ましい食習慣の形成や環境に配慮した食生活の工夫などについて考察すること。

- ③ 健康と食生活について自ら学び、食生活を総合的にデザインするために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食事の意義と役割

食事は基本的には栄養素を供給し、生命の維持や健康の保持増進を図るものであるが、同時に、嗜好を満たし人間関係の円滑化など精神的な役割や文化的な役割を果たしていることについて理解できるよう指導する。その際、食事のおいしさには、素材の工夫に加えて食事をする人の心身の状態などが複雑に関わっていること、望ましい食習慣形成に果たす日常の食生活の重要性について、地域の伝統食や郷土食などの食文化とも関連付けて、食事の意義と役割について考えることができるよう指導する。

イ 食生活の現状と課題

我が国の健康や栄養状態の現状と課題について、例えば、国民健康・栄養調査などを基に、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足による栄養の偏り、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れなどの実態や生活習慣病が増加していることなどを理解できるよう指導する。また、肥満と同時に、特に思春期の女子に、過度の痩身志向がみられることや、高齢者の低栄養傾向などの現状に気付き、健康な食生活についての課題を考えることができるよう指導する。さらに、我が国の食生活を取り巻く現状と課題については、ライフスタイルの多様化や食品産業の発展などにより、食の外部化や社会化、食関連情報の氾濫^{はんらん}、食料自給率や食のグローバル化などとも関連付けて扱い、食の安全や地球環境に配慮した食の在り方を考えることができるよう指導する。

(指導項目)

(2) フードデザインの構成要素

- ア 栄養
- イ 食品
- ウ 料理形式と献立
- エ 調理
- オ テーブルコーディネート

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理及び中国料理のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。また、食事のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。

(2) フードデザインの構成要素

ここでは、食生活を総合的に計画・実践できるようにするために、栄養、食品、料理様式と献立、調理、テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得することをねらいとしている。特に、栄養と食品については、調理の学習と相互に関連を図って理解でき

るようにする。テーブルコーディネートについては、日常の食卓の工夫をはじめ、代表的な料理様式を取り上げて、基本的な事項を理解できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食生活を総合的に計画・実践できるようにするために、栄養、食品、料理様式と献立、調理、テーブルコーディネートなどのフードデザインの構成要素について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② フードデザインの構成要素について課題を発見し、その解決に向けてより豊かな食生活について考察し、工夫すること。
- ③ フードデザインの構成要素について自ら学び、食生活を総合的にデザインするために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養

生命の営みや健康の保持増進を図る観点から、基本となる栄養素の炭水化物、脂質、たんぱく質、ビタミン、無機質などの機能と代謝及び水の生理的機能を扱うとともに、それらの栄養素の消化、吸収、排泄^{せつ}の仕組みなどを扱う。また、日本人の食事摂取基準を扱い、食生活と生活習慣病などとの関わりや各栄養素を多く含む食品、効率的に利用するための調理法を取り上げ、食事計画や献立作成に活用できるよう指導する。さらに、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの栄養の特徴、食生活上の留意事項、調理法の工夫などについて、身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 食品

食品の特徴、調理上の性質及び調理による成分の変化などについて扱う。その際、「日本食品標準成分表」に示された食品の中から、日常よく使用される食品など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、調理上の性質については、食品の成分が、洗う、浸す、加熱するなどの調理操作によって変化し、食味に影響することや、調理による成分の変化については、無機質やビタミンの損失、色素の変化、酵素による褐変など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、食品の生産、流通などの現状については、日本の食料自給率の向上や地産地消について地域の実態と関連付け、さらに、食品の性質と目的に応じた加工、貯蔵の方法や食品の表示については、関連する各種制度を食品の安全性や食品産業の取組などの点から、目的に応じて適切な選択ができるよう身近な事例と関連付けて取り上げる。

ウ 料理様式と献立

日本料理、西洋料理及び中国料理など代表的な料理様式について扱う。その際、それぞれの料理の特徴や献立構成を理解できるようにするとともに、献立作成の要点や手順などを踏まえて、目的や条件に応じた献立作成ができるよう指導する。また、様式別の食卓構成や食卓作法、供応に伴うマナーについても取り扱う。

エ 調理

調理の目的については、安全性、栄養、嗜好、心身の健康、文化の伝承などの面から日常食、行事食、供応食など調理に必要な知識と技術を身近な事例と関連付けて扱う。

また、食物のおいしさは、味、香り、色、外観、テクスチャー、温度などと関わっており、切り方、調味、加熱やその他の調理操作が料理のでき上がりに大きく影響することを理解し、適切な調理操作ができるよう指導する。

調理操作については、例えば、主な加熱操作や非加熱操作について、食品の調理性や栄養的特徴、食品衛生などに関わらせて扱う。

オ テーブルコーディネート

食事を心豊かにおいしく食べるためには、目で見えて楽しく、食べる人の五感を満足させ、会話のはずむ食卓づくりが大切であり、各季節や行事など、もてなしの時だけでなく普通の食卓づくりにも食卓を演出する必要があることなどを扱う。

テーブルセッティングについては、例えば、日本料理、西洋料理及び中国料理などの食器の種類や特徴、盛り付け方などを扱い、料理に応じた適切な選択ができるよう指導する。

また、食卓の装飾については、例えば、食事のテーマに応じた色彩や照明、クロスや小物類、食卓花など、食事空間の演出方法についても工夫できるよう指導する。

〔指導項目〕

(3) フードデザイン実習

ア 食事テーマの設定と献立作成

イ 食品の選択と調理

ウ テーブルコーディネートとサービスの実習

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理及び中国料理のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。また、食事のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)のイについては、環境に配慮した食材の選択や調理法の工夫などについても扱うこと。また、災害時の食事計画についても扱うこと。

(3) フードデザイン実習

ここでは、食事のテーマに応じた献立作成、食材の選択と調理、テーブルコーディネートと各料理のサービスの方法について、一連の実習を通して実践できるようにすることをねらいとしている。特に、テーブルコーディネートとサービスの実習においては、日本料理、西洋料理及び中国料理の基本的なテーブルセッティングやテーマに合ったテーブルコーディネートとサービスの方法を実習し、実践できるようにする。また、サービスの実習を通して、コミュニケーションを円滑に図るよう心がけ、もてなしの心や食べる人の心身の状態などにも配慮し、食卓環境を整える方法を理解し、実践できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事のテーマに応じた献立作成，食材の選択と調理，テーブルコーディネートと各料理のサービス方法について，基本的な考え方や方法を理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 食事計画についての課題を発見し，その解決に向けて考察し，表現すること。
- ③ フードデザイン実習について自ら学び，食生活を総合的にデザインするために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食事テーマの設定と献立作成

食事テーマについては，日本料理，西洋料理及び中国料理など様式別に季節，行事，料理様式，対象などの条件を考慮し，それにふさわしいテーマを個人やグループで考え，具体的に設定することができるよう指導する。

また，献立作成については，例えば，栄養，嗜好，季節感，経済面，調理時間などに配慮して，目的に応じた献立作成ができるよう指導する。

イ 食品の選択と調理

作成した献立に適した食品の選択と，食品の調理性を踏まえた適切な調理について扱う。食品の選択については，主として調理実習に用いる農産物，水産物，畜産物及びそれらの加工品の鑑別方法についても扱う。その際，食品添加物や残留農薬，放射性物質などについては，基準値を設けていることなどを取り上げ，社会における食品の安全確保の仕組みがあることについても理解できるよう指導する。

また，例えば，食品の旬や地産地消など環境に配慮した食材の選択，食べ残しや食品の廃棄量を減らす調理の工夫，環境資源を無駄にしない片付け方の工夫などについても取り上げる。

さらに，調理について，例えば，災害などの非常時を想定し，備蓄食の準備やそれを活用した調理なども取り上げる。

なお，調理実習に際しては，食品衛生と安全に十分配慮して，食品を適切に取り扱い，主な調理操作を習得することにより，能率よく，おいしく，きれいに作ることができるよう指導する。

ウ テーブルコーディネートとサービスの実習

テーブルコーディネートの基本的な事項を扱い，食事のテーマにふさわしい食卓の整え方や周囲の環境づくりができるよう指導する。

また，サービスの実習については，コミュニケーションを円滑に図り，もてなしの心や食べる人の心身の状態などにも配慮し，食卓環境を整える方法を身に付け，日常の食生活に応用できるよう指導する。

〔指導項目〕

- | |
|-------------------|
| (4) 食育と食育推進活動 |
| ア 食育の意義 |
| イ 家庭や地域における食育推進活動 |

(内容の範囲や程度)

エ〔指導項目〕の(4)のアについては、食育基本法などの趣旨を踏まえ、食育を推進することの重要性を扱うこと。イについては、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して、食育を推進する活動を行うこと。

(4) 食育と食育推進活動

ここでは、食育基本法及び食育推進基本計画の趣旨を十分に理解し、〔指導項目〕の(1)から(3)の学習を生かして、家庭や地域における食育を推進する活動を行うことをねらいとしている。

特に、食育を推進するために、幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校・中学校、特別支援学校、地域における社会教育団体やNPO法人（特定非営利活動法人）、企業や事業所などの各種団体等と積極的に連携して活動できるようにする。また、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動とも関連させて生徒が主体的に活動できるように配慮し、グループで適切な課題を設定して活動させるなどの工夫をする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食育を推進することの重要性を理解し、家庭や学校及び地域で食育推進活動を推進するための関連する技術を身に付ける。
- ② 家庭や学校及び地域における食育の推進について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 食育と食育推進活動について自ら学び、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して食育の推進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食育の意義

〔指導項目〕の(1)と関わらせて食育基本法及び食育推進基本計画の趣旨を踏まえた食育の重要性、地域における食育の推進について扱う。例えば、地域の食育推進計画や行政、事業者などが行っている食育を推進する活動についての調査を通して、食育に関心をもつことができるようにするなど身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 家庭や地域における食育推進活動

家庭や地域における食育推進活動について、例えば、家庭や学校及び地域における食生活上の問題点や課題を把握し、それらの課題を解決するために〔指導項目〕の(1)から(3)までの学習を生かして、食育に関する実践活動に積極的に取り組むことができるよう身近な事例と関連付けて取り上げる。

実施に当たっては、各学校、各地域に応じた内容やテーマを選択し綿密な計画を立て、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して、各地域の食育推進に関わる各種関連機関や食品関連企業等との連携を図るなど工夫し、食育推進活動を積極的に進めるよう配慮する。

第15節 食文化

この科目は、グローバル化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、異なる食文化に対して寛容で受容的な姿勢を有するとともに、食文化を伝承し新たな食文化の創造を目指して主体的に学び、食育を推進することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、食文化と食育に関する視点をより一層重視して内容の改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、食文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食文化の成り立ちや日本と世界の食文化などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食文化に関する課題を発見し、食文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 食文化の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食文化の伝承と創造に関連した実習や食育の推進活動を通して、食文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、食文化の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、食文化の成り立ち、日本と世界の食文化から代表的な内容を取り上げ、理解したことを実践できる技術を習得することを示したものである。

食文化の成り立ちや日本と世界の食文化などについて体系的・系統的に理解するとは、食文化の成り立ち、日本と世界の食文化の中から代表的な内容を例示し、食文化の形成要因を広く関連付けて理解することを意味している。例えば、食文化の成り立ちでは、食文化は、気候や風土などの自然環境や宗教、風俗・習慣などと関わって成り立ち、伝承・発展してきたことを理解できるようにする。日本の食文化では、日本の食生活の変遷について、各時代の特徴を理解し、日常食、行事食、郷土料理の文化的、歴史的な側面や伝統的な料理様式の発展について理解できるようにする。世界の食文化では、主な食文化圏の地域的な特徴や料理様式について理解できるようにする。

関連する技術を身に付けるとは、食文化の成り立ちや日本と世界の食文化についての理解を深め、食文化の伝承と創造に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食文化に関する課題を発見しとは、食生活を文化的な視点から捉え、食文化の伝承と創造を通して食生活の充実向上を目指し、自ら課題を発見することを意味している。

食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食文化を伝承・創造し、より豊かな食生活を実現するために、課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

食文化の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、食文化の伝承と創造を担う職業人として、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、進んで学ぶことが重要であることを意味している。

食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、この学習を通して、日本や世界の食文化に関心を持ち、食文化を伝承・創造し、食育の推進に協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食文化の成り立ち、(2)日本の食文化、(3)世界の食文化、(4)食文化の伝承と創造、(5)食文化と食育の五つの指導項目で、1～2単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(4)については、(2)のイ及び(3)のアと関連付けて、実習を中心とした指導を行うこと。

内容を取り扱う際には、日本と世界の食文化について相互に有機的な関連を図り、実習等を通して総合的に展開できるよう留意することが大切である。

また、「フードデザイン」をはじめとして、他の科目との関連を図るようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1)食文化の成り立ち

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、食文化の形成要因を扱うこと。

(1) 食文化の成り立ち

ここでは、日本及び諸外国の食文化の成り立ちの要因について、代表的な食文化を取り上げ、気候や風土、宗教、風俗・習慣との関わりについて考察するとともに食文化を取り巻く現状について課題意識をもつことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 日本や諸外国の食文化について、成り立ちの要因を理解すること。
- ② 食文化と気候や風土、宗教、風俗、習慣との関わりや食文化を取り巻く現状と課題について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食文化の成り立ちについて自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、食文化の成り立ちを踏まえ、食のグローバル化による新しい食文化の創造や世界の食事情など、食文化を取り巻く課題を取り上げること。

〔指導項目〕

(2) 日本の食文化

- ア 食生活の変遷
- イ 日常食、行事食、郷土料理
- ウ 料理様式の発展

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、日本の食生活の変遷について各時代の特徴を概観させ、食生活の文化的な側面に着目させるとともに、近年の日本における食生活の変化を扱うこと。イについては、日常の食事と地域に伝わる行事食や郷土料理を取り上げ、食のもつ文化的、歴史的な側面を扱うこと。ウについては、伝統的な料理様式を取り上げ、その特徴や食卓作法を扱うこと。

(2) 日本の食文化

ここでは、日本の食生活の変遷について、各時代の特徴を概観するとともに、食習慣や食生活の在り方に関心をもつことができるようにすることをねらいとしている。さらに、

日本の食文化として、日常食、行事食、郷土料理について、具体的な料理や食事の内容を取り上げ、先人の知恵や食のもつ文化的、歴史的な側面を考えることができるようにするとともに、伝統的な料理様式を取り上げ、時代背景とともにその特徴や食卓作法について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 日本の食文化について、その変遷や料理様式などを理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 日本の食文化について課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 日本の食文化について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食生活の変遷

日本の食生活について、各時代の特徴を概観し、食生活の変遷の要因を考えることを通して、食習慣や食生活の在り方に興味をもつことができるよう指導する。

イ 日常食、行事食、郷土料理

行事食については、伝統的な行事に伴う料理や食材料の由来や託された意味、日常食との違いについて触れ、生活の節目としての役割など身近な事例と関連付けて理解できるように指導する。また、郷土料理については、地域に伝わる郷土料理を通して、地域の特性を生かした食生活を考えることができるよう指導する。

ウ 料理様式の発展

本膳^{ぜん}料理、懐石料理、会席料理などの様式について、例えば、その流れや特徴、基本的な食事の作法などを理解できるように指導する。

〔指導項目〕

- (3) 世界の食文化
 - ア 世界の料理の特徴と文化
 - イ 食生活のグローバル化

(内容の範囲や程度)

- ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては、世界の主な食文化圏とその料理の特徴の概要を扱うこと。

(3) 世界の食文化

ここでは、世界の主な食文化圏とその料理の特徴を理解し、歴史と食文化圏との関わり、グローバル化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもつことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 世界の食文化について、主な食文化圏とその料理の特徴や食のグローバル化による食生活の変容について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歴史と食文化圏の関わりやグローバル化の進展に伴う料理や食文化の変化について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 世界の食文化について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 世界の料理の特徴と文化

世界の主な食文化圏について、主食、調理方法、宗教と食物禁忌などの視点から分類した地域的な特徴を扱う。また、食文化圏や料理様式については、歴史と関わって変化していることを扱うとともに、西洋料理、中国料理、その他の料理については、食材料、料理・料理様式、食事作法等の特徴などを理解できるよう指導する。

イ 食生活のグローバル化

グローバル化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもつことができるよう、食材料の流通や食文化の交流が加速度的に進み、地域や民族ごとに特徴のある伝統的な食生活は、互いに影響を受けながら変容していることなど身近な事例と関連付けて扱う。また、グローバル化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、異なる食文化を寛容な姿勢で受け入れると同時に、伝統的な食生活の変容に伴う問題点についても触れる。

〔指導項目〕

(4) 食文化の伝承と創造

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、食文化の伝承の重要性や新しい食文化を創造することの意義を扱うこと。

(4) 食文化の伝承と創造

ここでは、〔指導項目〕の(1)及び(2)を踏まえ、食文化の伝承と創造を担う職業人として、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、伝統を踏まえた上で、時代に即応した食文化を受け入れると同時に、さらに新たな食文化を創造し、次世代に伝えていく力を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食文化の伝承の重要性を踏まえ、新たな食文化を創造することの意義について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 日本や世界の食文化の伝承に関する課題を発見し、その解決に向けて工夫し、表現すること。
- ③ 新たな食文化の創造について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、例えば一汁三菜という日本の食事の基本型や食事作法など日本人の伝統的な食習慣が失われつつある現状を踏まえ、優れた食文化として世界に認められた和食の重要性を伝える取組を扱う。また、地域の伝統的な食材を用いた郷土料理を家庭の味に加え、食卓のバリエーションに広がりを持たせるなど、新しい食文化の創造につながる取組を扱う。

〔指導項目〕

(5) 食文化と食育

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については、具体的な事例を通して食文化の発展に食育が果たす役割を扱うこと。

(5) 食文化と食育

ここでは、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、食文化の伝承と創造を担う職業人として、食育の推進の重要性を認識し、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食文化の発展のために食育が果たす役割について理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 食文化の発展に関する課題を発見し、その解決に向けてどのような食育を推進する活動が実践できるかを考察し、工夫すること。
- ③ 食文化の面から食育の推進のための活動について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、食育基本法や食育推進基本計画の趣旨を踏まえ、例えば、地域における食育活動の取組について調査し、より効果的な活動を考察し、工夫するなど、食文化の伝承と創造における食育の重要性を扱うこと。

第16節 調理

この科目は、近年の食環境の変化や外食産業などの進展に対応し、調理理論と調理の基礎的な技術を習得するとともに、国民の健康を担う調理に携わる職業人としての意識を高め、食生活の充実向上に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

また、この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、従前の科目「調理」で扱っていた「大量調理」及び「食事環境とサービス」に関する内容を新設科目「総合調理実習」に移行するとともに、近年、増加している食物アレルギーに対応できるよう内容の改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、創造的に調理し、健康の保持増進に寄与する食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 調理の基礎、献立作成及び様式別調理などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から調理に関する課題を発見し、調理を通して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 調理の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、調理に関する実験・実習を通して、創造的に調理し、健康の保持増進に寄与する食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、調理の面から食生活の充実向上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、調理に関する内容を取り上げ調理について理解し、関連する技術を習得することを示したものである。

調理の基礎、献立作成及び様式別調理などについて体系的・系統的に理解するとは、調理の基礎、献立作成及び様式別調理を代表的な内容として例示し、調理の全体を見渡し、その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、食生活の充実向上を担うために必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から調理に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、調理面から健康の保持増進を図るために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを意味している。

調理を通して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、調理が健康に及ぼす影響を十分に理解した上で、食生活の充実向上を目指して、理論を踏まえて調理のよりよい工夫やアイデアを生かして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

調理の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして生き生きと働き、自らの専門性の向上のために、調理への関心を高めて学ぶことを意味している。

創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、調理理論と調理の基礎的な技術に関して習得した知識や技術を踏まえて、創意工夫やアイデアを生かして調理ができる能力と人々の健康の保持増進のために周囲の人々と主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。特に、食文化を伝承しつつ創造する能力を養うことに留意する必要がある。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調理の基礎、(2)献立作成、(3)様式別の献立と調理、(4)目的別・対象別の献立と調理の四つの指導項目で、14単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)のイについては、安全で衛生的な取扱いに重点を置いた指導を行うこと。

[指導項目]の(1)のイの内容を取り扱う際には、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴も理解できるよう指導する。主な調理機器の原理及び基本構造について扱い、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理ができるよう指導することが大切である。

イ [指導項目]の(2)から(4)までについては、調理理論と関連付けて、実験・実習を中心とした指導を行うこと。

〔指導項目〕の(2)から(4)までの内容を取り扱う際には、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。また、「食文化」、「栄養」、「食品」、「食品衛生」及び「総合調理実習」などとの関連を図るようにする。

なお、調理師養成を目的とする学科等においては、「調理」における調理理論に5単位、調理実習に9単位を配当するよう留意する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 調理の基礎

- ア 調理の目的
- イ 熱源及び調理機器
- ウ 調理の種類と基本操作
- エ 食品の性質

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のウについては、加熱操作、非加熱操作及び調味の方法と特徴を扱うこと。エについては、代表的な食品の調理上の性質を扱うこと。

(1) 調理の基礎

ここでは、調理の基礎的な理論として、調理の目的を理解できるようにした上で、熱源及び調理機器、加熱操作、非加熱操作などの調理操作の方法と特徴、代表的な食品の調理上の性質を理解できるようにするとともに、調理への関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 調理の基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 調理における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 調理の基礎について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 調理の目的

調理の目的については、安全、栄養、食品、嗜好の面があることを扱うとともに、調理を科学的に捉えることができるよう指導する。おいしさについては、味、香りなどの化学的要因、外観、色、テクスチャー、温度などの物理的要因、心理的・生理的状态、環境、習慣などの人的要因があることを扱い、身近な事例を通して取り上げる。味については、甘味、酸味、塩味、苦味、うま味などを扱い、味覚や調味と関連付けて指導する。

イ 熱源及び調理機器

熱源及び調理機器については、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴を扱う。また、主な調理機器の原理及び基本構造についても触れる。

ウ 調理の種類と基本操作

加熱操作については、煮る、ゆでる、蒸す、焼く、炒める、揚げるなどを扱い、加熱による食品の変化、加熱温度、加熱速度などから、それぞれの特徴と関連付けて理解できるよう指導する。

非加熱操作については、洗浄、浸漬^{しんせき}、切碎・成形、混合・攪拌^{かくはん}、冷却などを扱い、それぞれの操作の目的、食品成分や味などの変化、操作上の留意点について触れ、適切な取扱いができるよう指導する。

調味については、味の対比効果・相乗効果・抑制効果、味の浸透・拡散、温度と味覚との関係について扱い、調味料などの組合せ、量、入れる時期、順序などと味やテクスチャーとの関係について理解できるよう指導する。

エ 食品の性質

食品の性質については、調理による食品成分の変化、食味への影響などを扱い、身近な事例と関連付けて理解できるよう指導する。主な食品としては、米、小麦粉、いも類、豆類、野菜類などの植物性食品、魚介類、肉類、卵類、牛乳などの動物性食品を取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 献立作成

- ア 献立作成の意義
- イ 栄養計算

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)については、性別、年齢、生活活動などに応じた適切な献立の作成についても扱うこと。

(2) 献立作成

ここでは、献立作成の意義を理解し、性別、年齢、生活活動などに応じた適切な献立の作成ができるようにするとともに、献立作成への関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 献立作成の意義について理解し、献立作成及び栄養計算ができること。
- ② 献立作成における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 献立作成について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 献立作成の意義

献立作成の重要性を身近な事例を通して理解できるようにした上で、栄養、嗜好、経済、衛生、施設・設備、作業能率などの制約事項を踏まえ、目的や対象に応じた献立作成について扱う。また、調理方法に変化をもたせることや季節感のある食品の使い方についても取り上げる。

イ 栄養計算

栄養的に適切な献立作成ができるよう、栄養価について取り上げる。

(指導項目)

(3) 様式別の献立と調理

- ア 日本料理
- イ 西洋料理
- ウ 中国料理
- エ その他の料理

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)については、代表的な献立を取り上げ、様式別の食器、食卓構成、食卓作法などについても扱うこと。

(3) 様式別の献立と調理

ここでは、日本料理、西洋料理、中国料理、その他の料理について、代表的な料理の特徴と献立構成の基本を理解し、実習を通して、目的や条件に応じた献立作成と調理ができるようとする。また、様式別の食器、食卓構成、食卓作法などについて関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 様式別の献立と調理の特徴を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 様式別の献立を調理する際の課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 様式別の献立と調理について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本料理

本膳料理、懐石料理、会席料理について具体的な事例を通して扱う。

イ 西洋料理

フランス料理を中心に扱い、他の国の料理についても触れる。

ウ 中国料理

北京、四川、上海、広東料理などを扱い、特徴についても触れる。

エ その他の料理

その他の特徴のある料理について扱う。

〔指導項目〕

(4) 目的別・対象別の献立と調理

- ア 日常食
- イ 行事食・供_レ応食
- ウ 病_レ気時の食_レ事
- エ 幼_レ児と高_レ齢者の食_レ事

(内容の範囲や程度)

エ〔指導項目〕の(4)のアについては、健康の保持増進を考慮した日常食の献立と調理を扱うこと。イについては、代表的な行事を取り上げ、供_レ応の目的に合った献立と調理を扱うこと。ウについては、流_レ動食、軟_レ食及び常_レ食を扱うこと。また、食物ア_レレルギ-に対応する食_レ事に関する留_レ意事項を扱うこと。エについては、幼_レ児と高_レ齢者の食_レ事に関する留_レ意事項を扱うこと。

(4) 目的別・対象別の献立と調理

ここでは、日常食、行事食・供_レ応食、病_レ気時の食_レ事、幼_レ児と高_レ齢者の食_レ事など、目的や対象に応じた献立を作成し、適切な調理ができるようにするとともに、目的別・対象別の献立と調理への関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協_レ働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 目的別・対象別の献立と調理の特徴を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 目的別・対象別の献立を調理する際の課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 目的別・対象別の献立と調理について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協_レ働的に取り組むこと。

ア 日常食

健康の保持増進を考慮した日常食の献立作成と調理を扱う。対象者の年齢・性別・嗜好などに応じて、主食、主菜、副菜、汁物などを組み合わせて栄養バランスの整った献立作成と調理が適切にできるよう指導する。

イ 行事食・供_レ応食

行事食では、正月料理などの代表的なものを取り上げ、その行事に関わる食品や献立を扱い、供_レ応食では、もてなしや慶_レ弔などの目的に合った献立を扱い、適切な調理ができるよう指導する。また、食卓構成、盛り付けの方法なども扱う。

ウ 病_レ気時の食_レ事

流_レ動食、軟_レ食、常_レ食の献立と調理を扱う。また、病_レ状に応じたたんぱく質、脂質などの各種栄養素とエネルギーを増減する食_レ事の献立作成と調理ができるよう指導する。さ

らに、近年、増加している食物アレルギーに対応する食事を調製できるよう指導する。特に、治療食については、医師や栄養士の指示に従って食事を調製する必要があることを理解できるよう指導する。

エ 幼児と高齢者の食事

幼児の食事は、食習慣を形成する上でも重要であることを理解した上で、発達の段階を踏まえた栄養や嗜好に留意した献立作成と調理を扱う。高齢者の食事では、高齢者の心身の特徴を踏まえた栄養、嗜好、咀嚼・嚥下などに留意した献立作成と調理を扱う。

第17節 栄養

この科目は、近年の生活習慣病の増加など、国民の栄養上の課題の解決に向けて、栄養に関する専門的な知識や関連する技術を習得し、栄養面で健康の保持増進を担う職業人としての意識を高め、栄養状態の改善に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、生活習慣病を予防するための一つとして生体リズムの重要性を加え、栄養に関する知識や技術を健康の保持増進に結び付けた献立と調理に生かすことができるよう内容の改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと栄養などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から栄養に関する課題を発見し、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 栄養状態の改善の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、栄養に関する実験・実習を通して、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、栄養状態の改善の面から食生活の充実向上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと栄養などに関する内容を取り上げ、栄養について理解し、関連する技術を習得することを示したものである。

栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと栄養などについて体系的・系統的に理解するとは、栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと栄養を代表的な内容として例示し、栄養の全体を見渡し、その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、栄養に関連する基礎的・基本的な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から栄養に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、栄養面から健康の保持増進を図るために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを意味している。

栄養面で健康の保持増進を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、栄養状態が健康に及ぼす影響を十分に理解し、理論を踏まえて栄養改善に対して創意工夫とアイデアを生かして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

栄養状態の改善の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして生き生きと働き、自らの専門性の向上のために、栄養への関心を高めて学ぶことを意味している。

健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、習得した知識や技術を活用して、人々の健康の保持増進のために周囲の人々と協働して主体的に取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)人体と栄養、(2)栄養素の機能と代謝、(3)食事摂取基準と栄養状態の評価、(4)ライフステージと栄養、(5)生理と栄養、(6)病態と栄養の六つの指導項目で、3単位程度履修することを想定して構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに総合的に展開できるように配慮する。また、「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

(1) 人体と栄養

- ア 栄養と栄養素
- イ 人体の構成成分と栄養素
- ウ 食物の摂取

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のウについては、食欲及び生体リズムを扱うこと。エについては、物理的消化、化学的消化、生物的消化、吸収及び排泄^{せつ}などの仕組みの概要を扱うこと。

(1) 人体と栄養

ここでは、人体と栄養との関わりについて理解できるようにするとともに、食物摂取と栄養への関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養と栄養素、人体の構成成分と栄養素、食物の摂取、食物の消化と吸収について理解すること。
- ② 食物摂取における栄養面での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 人体と栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養と栄養素

栄養の概念と栄養素の機能について扱い、具体的に理解できるよう身近な事例を通して取り上げる。

イ 人体の構成成分と栄養素

人体の構成成分の組成と栄養素との関わりについて扱い、具体的に理解できるよう身近な事例を通して取り上げる。

ウ 食物の摂取

食物の摂取過程を食欲や栄養管理の視点から扱う。また、生体リズムの重要性については、具体的に理解できるよう身近な事例を通して取り上げる。

エ 食物の消化と吸収

食物が消化され吸収される仕組みについて、咀嚼^{そしやく}及び胃や腸のぜん動運動などによる食物の物理的消化、消化液に含まれる酵素による栄養素の化学的消化、さらに大腸における腸内細菌による生物的消化、吸収及び排泄^{せつ}などの基礎的事項を扱う。その際、消化吸収率の概要についても触れること。

(指導項目)

(2) 栄養素の機能と代謝

- ア 炭水化物
- イ 脂質
- ウ たんぱく質
- エ 無機質

オ ビタミン
カ その他の成分

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のアについては、食物繊維の栄養的意義についても触れること。
オについては、炭水化物、脂質及びたんぱく質の代謝と関連付けて扱うこと。カについては、アからオまで以外の生体調節機能成分を扱うこと。

(2) 栄養素の機能と代謝

ここでは、炭水化物、脂質、たんぱく質、無機質、ビタミンの各栄養素の種類及び栄養素の機能と代謝の概要を理解できるようにするとともに、各種栄養素を過不足なく摂取することの重要性を認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養素の機能と代謝の概要について理解すること。
- ② 栄養素などの過不足の視点から課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 栄養素の機能と代謝について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 炭水化物

炭水化物の種類と生理機能、糖質代謝について扱う。その際、難消化性の食物繊維については、その栄養的意義、咀嚼回数そしやくの増加と唾液の分泌の促進、胃内滞留時間の変化、小腸及び大腸における作用について取り上げる。

イ 脂質

脂質の種類と生理機能、グリセリンと脂肪酸の代謝について扱う。

ウ たんぱく質

たんぱく質の種類と特徴、生理機能、代謝について扱う。その際、たんぱく質の栄養的評価法について取り上げる。

エ 無機質

無機質の種類とそれらの主な給源、生理機能と体構成成分としての機能について扱う。その際、不足しがちな無機質や摂取量のバランスを保つことの重要性について取り上げる。

オ ビタミン

ビタミンの種類とそれらの主な給源、主な生理機能、調理による変化について扱う。また、近年問題となっている過剰摂取についても扱う。

カ その他の成分

栄養素ではないが、免疫系、神経系、内分泌系、循環系などの生体を調節する系に作用する生体調節機能を有する成分として、例えば、ポリフェノールやカロテノイドなどを取り上げる。また、水の生理機能及びその出入りについても扱う。

〔指導項目〕

(3) 食事摂取基準と栄養状態の評価

- ア エネルギー代謝
- イ 食事摂取基準
- ウ 栄養状態の評価

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、エネルギー代謝の基礎的な内容を扱うこと。
イについては、食事摂取基準におけるエネルギーと代表的な栄養素を扱うこと。ウについては、個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法を扱うこと。

(3) 食事摂取基準と栄養状態の評価

ここでは、体内におけるエネルギーの出納や食品のエネルギー値の算定方法、日本人の食事摂取基準及び栄養状態の評価の意義と方法について理解できるようにするとともに、健康の保持増進への関心を高め、食生活の充実向上に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① エネルギー代謝及び食事摂取基準の指標について理解し、関連する技術を身に付ける。
- ② 食事摂取基準及び栄養状態の観点から課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食事摂取基準と栄養状態の評価について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア エネルギー代謝

人体エネルギー代謝の概要や食品のもつエネルギー、基礎代謝、生活活動に伴うエネルギー代謝などについて扱う。

イ 食事摂取基準

厚生労働省策定の「日本人の食事摂取基準」を扱う。その際、策定の目的、使用期間、策定の方針、策定の基本事項、活用に関する基本的事項などを扱う。

ウ 栄養状態の評価

個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法について扱う。その際、個人については異常の発見と治療に有効であり、集団については健康の保持増進のための栄養指導や食料政策のために必要であることを取り上げる。また、食事調査、臨床症状診断、身体計測、生化学的検査などによる直接評価法や食料需給表などから推定する間接評価法を扱い、国民健康・栄養調査の概要をもとに栄養状態の評価について身近な事例と関連付けて取り上げる。

〔指導項目〕

(4) ライフステージと栄養

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、乳幼児期、青少年期、成年期及び高齢期を取り上げ、各期の栄養の特徴とそれを満たす食事構成の概要を扱うこと。

(4) ライフステージと栄養

ここでは、各ライフステージにおける身体的・生理的特徴を理解し、それに応じた栄養の特徴と食事構成の概要について理解できるようにするとともに、ライフステージと栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ライフステージにおける身体的・生理的特徴と各期の栄養の特徴について理解すること。
- ② ライフステージにおける栄養の課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ ライフステージと栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、乳幼児期については、乳汁栄養、離乳栄養、偏食予防、間食の意義など、成長のための栄養と食事構成について扱う。青少年期については、成長や活動に必要な栄養と食事構成について扱い、学校給食、欠食や過食の防止などについても触れる。成年期については、生活活動に応じた栄養を中心に、生活習慣病予防の見地から栄養と食事構成、高齢期については、老化抑制、健康保持の見地から栄養と食事構成について扱う。

〔指導項目〕

(5) 生理と栄養

- ア 労働・スポーツと栄養
- イ 妊娠・授乳期の栄養

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のアについては、生活活動強度や活動時間の差による生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。イについては、妊娠・授乳期の生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。

(5) 生理と栄養

ここでは、労働と栄養、スポーツと栄養、妊娠・授乳期の栄養について、それぞれの生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を理解できるようにするとともに、生理と栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養について理解すること。
- ② 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 労働・スポーツと栄養

生活活動強度の軽重や活動時間の長短による生理的特徴を踏まえた上で、それに応じた栄養と食事構成を扱う。特に、スポーツなどによる消費エネルギー過剰と運動不足などによる摂取エネルギー過剰の両面について、具体的な事例を通して理解できるように指導する。

イ 妊娠・授乳期の栄養

妊娠可能な年齢の女性、妊娠・授乳期の生理的特徴を踏まえた上で、それに応じた栄養と食事構成を扱う。

〔指導項目〕

(6) 病態と栄養

- ア 栄養障害と食事
- イ 病態時の栄養

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(6)については、栄養の過不足による病気と食事療法及び病態に応じた栄養と食事構成の概要を扱うこと。また、食物アレルギーの原因物質及び栄養上の配慮事項を扱うこと。

(6) 病態と栄養

ここでは、エネルギーや栄養素の過不足による主な病気と食事療法、病態に応じた栄養と食事構成についてその概要を理解し、病態と栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養障害の食事や病態時の栄養について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 栄養障害の食事や病態時の栄養における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。

と。

- ③ 栄養障害の食事や病態時の栄養について自ら学び，健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養障害と食事

エネルギーや栄養素の過不足によって生じる病気について原因と症状の概要を扱い，健康と栄養との関わりを理解できるよう指導する。また，栄養障害の治療を目指す食事療法として，栄養量，調理法，食品選択における留意点などについて取り上げる。

イ 病態時の栄養

病態に応じた栄養の特徴と食事構成の概要について扱う。また，食物アレルギー発症の仕組みや原因物質の種類について身近な事例と関連付けて取り上げるとともに，栄養上の配慮事項を扱う。

第18節 食品

この科目は、多様化する食品や食生活に対応し、食品に関する専門的な知識を習得するとともに、食生活の充実向上を担う職業人としての意識を高め、各種食品を適切に選択して活用できるようにする資質・能力を育成することをねらいとしている。

また、この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、健康の保持増進のために食品のもつ機能を加えるなど、内容の充実を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、多様化する食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食品に関する課題を発見し、食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食品に関する実験・実習を通して、多様化する食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵、食品の生産と流通などに関する内容を取り上げ、食品について理解し、関連する技術を習得することを示したものである。

食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵などについて体系的・系統的に理解するとは、食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵などを代表的な内容として例示し、食品の全体を見渡し、その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、食品に関連する基礎的・基本的な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食品に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、食品面から健康の保持増進を図るために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを意味している。

食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、摂取する食品が健康に及ぼす影響を十分に理解した上で、食品の選択、活用の際に、理論を踏まえて創意工夫やアイデアを生かして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、この学習を通して、食品に関する知識や技術を献立作成や食品の購入、調理に役立てることにより、食生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることにより、自分の適性を生かして生き生きと働き、自らの専門性の向上のために、食品への関心を高めて学ぶことを意味している。

食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、習得した知識や技術を活用して、食生活の充実向上のために周囲の人々と協働して主体的に取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食品の分類とその特徴、(2)食品の機能、(3)食品の表示、(4)食品の加工と貯蔵、(5)食品の生産と流通の五つの指導項目で、2単位程度履修されることを想定して構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに総合的に展開できるように配慮する。また、「調理」、「栄養」及び「食品衛生」等との関連を図るようにする。

2 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 食品の分類とその特徴
 - ア 食品の成分と分類
 - イ 植物性食品とその加工品
 - ウ 動物性食品とその加工品
 - エ 成分抽出素材

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のアについては，食品の成分の特徴による分類方法である食品群と，「日本食品標準成分表」を扱うこと。イ及びウについては，代表的な食品を扱うこと。エについては，油脂とゲル化剤の代表的な食品を扱うこと。オについては，代表的な食品の使用目的とその役割，性質，利用法などを扱うこと。

(1) 食品の分類とその特徴

ここでは，食品の栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるようにするとともに，食品への関心を高め，食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の分類とその特徴を理解すること。
- ② 食品に関する課題を発見し，その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の分類とその特徴について自ら学び，食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の成分と分類

食品の分類について，食品の栄養的特徴により分類した食品群と「日本食品標準成分表」で用いられている食品の分類方法を扱う。

イ 植物性食品とその加工品

穀類，いも類及びでん粉類，豆類，野菜類，果実類，きのこ類，藻類とその加工品について，代表的な食品を取り上げ，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるよう指導する。

穀類については，穀類の構造上から，胚乳の取得の方法には搗精と製粉の別があることを扱う。例えば，米，小麦，とうもろこし，そば，穀類の加工品などを取り上げ，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

いも類及びでん粉類については，例えば，じゃがいも，さつまいも，さといも，いも類の加工品などを取り上げ，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

豆類については，たんぱく質と脂質に富み糖質の少ないものと，糖質とたんぱく質が多く，脂質の少ないものとの大別されること，野菜的な性状をもつものは野菜類に分類されることなどにも触れる。例えば，大豆，あずき，豆類の加工品などを取り上げ，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

野菜類については，葉菜類，茎菜類，根菜類，果菜類，花菜類などに分けて，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解できるよう指導する。特に，緑黄色野菜，その他の野菜の別による栄養的特徴について扱う。野菜のあくについては，調理と関連させ

て理解できるよう指導する。

果実類については、果実の栄養的特徴、特有の成分である糖分、有機酸、ペクチン、色素、芳香、渋味及び利用法などについて扱う。

きのこ類については、食用としてのきのこの栄養的特徴、調理上の性質、利用法などについて扱う。

藻類については、緑藻類、褐藻類、紅藻類などに分けて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などについて扱う。

ウ 動物性食品とその加工品

魚介類、肉類、卵類、乳類とその加工品について、代表的な食品を取り上げ、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。

魚介類については、魚介類の栄養的特徴及び調理上の性質について、特に、たんぱく質、脂質の性状、季節による栄養的価値と呈味の変化、自己消化と腐敗現象などを取り上げるとともに、利用法などを理解できるよう指導する。また、加工品や加工方法についても取り扱い、魚卵にも触れる。

肉類については、例えば、牛肉、豚肉、鶏肉などを取り上げ、栄養的特徴について、特に、たんぱく質や脂質の種類、熟成、部位による成分や性状の違いと調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。また、主な加工品を取り上げて、加工方法の概要を理解できるよう指導する。

卵類については、例えば、鶏卵、うずら卵及びその加工品について、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。

乳類については、牛乳、乳製品について、栄養的特徴及び調理上の性質として、特に、たんぱく質、脂質、糖質の特性を取り上げるとともに、利用法、加工方法などを理解できるよう指導する。

エ 成分抽出素材

油脂とゲル化剤の代表的な食品を取り上げ、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。

植物性油脂については、主なものについて、脂肪酸組成と特質、製法、利用法などを理解できるよう指導する。また、主な物理的性質と化学的性質や製造工程についても触れる。

動物性油脂については、例えば、バター、ラード、牛脂などについて、脂肪酸組成と特質、製法、利用法などを扱う。

加工油脂については、例えば、硬化油、マーガリン、ショートニングなどについて、脂肪酸組成と特質、製法、利用法などを理解できるよう指導する。また、ショートニング性、クリーミー性、脂肪の融点などについても触れる。

ゲル化剤については、寒天、ゼラチン、カラギーナンなどについて原料、成分、ゲル化条件、ゲルの特性、利用法などを扱う。

オ 調味料、甘味料、香辛料及び嗜好品

使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

調味料については、例えば、食塩、みそ、しょうゆ、食酢、みりん、うま味調味料などを取り上げ、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

甘味料については、例えば、砂糖、はちみつ、人工甘味料などを取り上げ、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

香辛料については、辛味を主とするもの、芳香を主とするもの、色と香味を主とするものについて、それぞれ代表的なものを取り上げ、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

嗜好品については、例えば、菓子類、茶・コーヒー・ココア・清涼飲料などの嗜好飲料、アルコール飲料などを取り上げ、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(2) 食品の機能

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、食品のもつ栄養面の機能、嗜好面の機能及び生体調節面の機能を扱うこと。

(2) 食品の機能

ここでは、食品のもつ栄養面の機能、嗜好面の機能及び生体調節面の機能を理解できるようにするとともに、食品の機能への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品のもつ機能を理解すること。
- ② 食品のもつ機能を活用する上での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の機能について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、食品のもつ機能として、栄養面では食品中に含まれる成分が栄養素としての機能があり、エネルギーや人体の成分となること、嗜好面では色素、呈味成分、香気成分などがおいしさに深く関わり食欲を高めて摂食行動を促す機能があること、さらに、従来の栄養面の機能としては説明できない食品に含まれる疾病を予防する、または病態を緩和する生体調節面での機能があることを身近な事例と関連付けて取り上げる。

〔指導項目〕

(3) 食品の表示

ア 食品の表示制度

イ 各種食品の表示

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、食品の表示に関わる基本的な法規や制度の目的と概要を扱うこと。イについては、加工食品などの表示を具体的に扱うこと。

(3) 食品の表示

ここでは、食品の表示について法規や制度と関わらせて理解できるようにするとともに、各種食品の具体的な表示方法を理解し、関連する技術を身に付けることができるようにする。また、食品の表示への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の表示により提供される食品の情報を理解し、収集・整理すること。
- ② 食品の表示を活用する上での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の表示について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の表示制度

食品表示法の概要及び食品表示基準を取り扱う。また、日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づくJAS規格などについても身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 各種食品の表示

生鮮食品、加工食品などの各種食品の具体的な表示方法について扱う。また、保健機能食品の表示などについても身近な事例と関連付けて取り上げる。

(指導項目)

(4) 食品の加工と貯蔵

ア 食品の加工

イ 食品の貯蔵

(内容の範囲や程度)

エ〔指導項目〕の(4)のアについては、物理的・化学的・微生物学的加工及び酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を扱うこと。イについては、代表的な貯蔵の方法の原理と特徴の概要を扱うこと。

(4) 食品の加工と貯蔵

ここでは、食品の加工について、物理的・化学的・微生物学的加工及び酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を理解できるようにする。また、食品の貯蔵については、代表的な貯蔵の方法の原理と特徴の概要を理解できるようにする。また、食品の加工と貯蔵

への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の加工と貯蔵の特徴について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 食品の加工と貯蔵における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の加工と貯蔵について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の加工

食品加工の目的は、食味、消化、栄養、貯蔵性、流通性、利便性の向上にあることを扱う。穀類の一次加工、でん粉の製法などの物理的な加工、酸、アルカリ又は塩類を加えて行う化学的な加工、微生物や酵素による加工について、その目的、方法、成分の変化などを理解できるように指導する。また、消費者の多様なニーズに応じて開発されるインスタント食品や、特別用途食品などの様々な加工食品についても身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 食品の貯蔵

貯蔵の目的は変質や腐敗の防止、品質の維持にあることを扱う。乾燥、塩蔵、糖蔵、酢漬け、冷蔵、冷凍、缶詰、びん詰、くん製、殺菌、ガス置換、放射線などによる貯蔵の方法について、その原理と特徴を身近な事例と関連付けて取り上げる。

〔指導項目〕

(5) 食品の生産と流通

- ア 食品の流通と食料需給
- イ 食品の流通機構

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のアについては、多様化する食品の生産と食料需給の概要を扱うこと。イについては、代表的な食品の流通機構の概要や食品の安全な流通を図るための仕組みを扱うこと。

(5) 食品の生産と流通

ここでは、多様化する食品の生産と食料需給の概要を理解できるようにするとともに、代表的な食品の流通機構の概要を理解できるようにする。また、食品の生産と流通への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の生産と流通について理解すること。

- ② 食品の生産と流通における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の生産と流通について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の流通と食料需給

科学技術の進歩，高度な生産技術や加工技術の開発により，食品の生産が多様化している現状，食料生産と消費の推移，輸入状況，食料自給率などについて扱い，食料需給などの食料問題についてその解決策を探ることができるよう指導する。

イ 食品の流通機構

主な食品の流通機構の概要や安全な食品の流通を図るための仕組み，食品トレーサビリティシステムなどについて身近な事例と関連付けて取り上げる。また消費者ニーズに対応した流通についても扱う。

第19節 食品衛生

この科目は、食生活の安全と食品衛生に関する専門的な知識と技術を活用し、適切な衛生管理ができる職業人としての資質・能力を育成することをねらいとしている。

また、この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、食物アレルギーとその予防に関する内容を加えるなどの充実を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食生活の安全と食品衛生対策について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食品衛生に関する課題を発見し、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 安全で衛生的な食生活の実現を目指して自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食品衛生に関する実験・実習などを通して、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、安全で衛生的な食生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、食生活の安全と食品衛生対策に関する内容を取り上げ、食品衛生についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

食生活の安全と食品衛生対策とは、食生活の安全の重要性と食品衛生関係法規に基づいた食品安全行政の取組を意味している。

体系的・系統的に理解するとは、食を担う職業人として、食品衛生の分類方法を明確にし、その特徴や課題について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、具体的な事例や実験・実習を通して、実際の調理や食生活の場の課題の解決に生かすことができるよう、必要な衛生管理の技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食品衛生に関する課題を発見しとは、安全で衛生的な食生活の実現の

ためには、実際の調理や食生活の場において、食品衛生の面から、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食の安全を担う職業人の視点から、衛生管理の技術を調理や食生活の場で効率的に活用し、食生活の安全性を向上するために課題を解決する力を育むことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

安全で衛生的な食生活の実現を目指して自ら学びとは、目標の(1)及び(2)で育成した資質・能力と関わらせながら、食生活の安全や衛生の確保のためには、食品衛生への関心を高めて積極的に学ぶことが大切であることを意味している。

食品衛生に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食の安全を担う職業人として食品衛生に関する知識と技術を調理や食生活の場で活用し、食生活の安全性の向上のために、周囲の人と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食生活の安全と食品安全行政、(2)食中毒とその予防、(3)食品の汚染、寄生虫、(4)食品の変質とその防止、(5)食品添加物、(6)食物アレルギーとその予防、(7)食品衛生対策の七つの指導項目で、5単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア〔指導項目〕の(7)のアについては、具体的に理解できるよう実験・実習を中心とした指導を行うこと。

〔指導項目〕の(7)のアの内容を取り扱う際には、食品や調理の安全性を脅かす具体的な事例を取り上げ、その防止策についても理解できるよう、実験・実習を中心とした指導を行うことが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

(指導項目)

(1) 食生活の安全と食品安全行政

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)については、食生活の安全を確保することの重要性やそのための食品安全行政の取組などを扱うこと。

(1) 食生活の安全と食品安全行政

ここでは、食生活の安全を確保することの重要性を理解するとともに、食品安全基本法や食品衛生法の概要や目的を認識し、食品安全に関わる対策について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品安全行政の取組など、食品安全に関わる対策について理解すること。
- ② 食品安全対策について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食生活の安全と食品安全行政について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、食生活の安全が食品安全基本法や食品衛生法をはじめとする法規や食品安全行政によって守られており、食品の安全確保のためのリスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションから構成されることを、身近な事例と関連付けて扱うこと。さらに、食品の生産、加工、流通、消費における衛生対策については、食品トレーサビリティシステムなどを取り上げ、消費者の健康被害の拡大を防ぎ、事業者の経済的被害を抑えるための食品の安全性の確保の重要性についても扱う。

(指導項目)

(2) 食中毒とその予防

- ア 細菌性食中毒とその予防
- イ ウィルス性食中毒とその予防
- ウ 化学物質による食中毒とその予防
- エ 自然毒による食中毒とその予防

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)については、具体的な事例を取り上げ、食中毒の特徴、症状、発生状況と汚染源及び予防などを扱うこと。

(2) 食中毒とその予防

ここでは、食中毒について理解し、衛生管理の重要性を認識することをねらいとしている。また、寄生虫による食中毒についても、代表的な事例に触れるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 食中毒の特徴，症状，発生状況と汚染源及びそれらの予防法を理解すること。
- ② 食中毒予防における課題を発見し，その解決に向けて考察すること。
- ③ 食中毒とその予防について自ら学び，食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 細菌性食中毒とその予防

細菌性食中毒には感染型と毒素型があることを取り上げ，それぞれの特徴，症状，発生状況と汚染源，予防法などについて理解できるよう指導する。特に，サルモネラ，カンピロバクター，病原性大腸菌 O-157 等をはじめとする近年の食中毒の発生状況については，具体的な事例と関連付けて取り上げ，その原因と予防法を理解できるよう指導する。

イ ウィルス性食中毒とその予防

ウィルス性食中毒には，小型球形ウィルスをはじめとするウィルスによるものがあることを取り上げ，それぞれの特徴，症状，発生状況と汚染源，予防法などについて理解できるよう指導する。ノロウィルスによる食中毒の発生状況については，具体的な事例を取り上げ，その原因と予防法を理解できるよう指導する。

ウ 化学物質による食中毒とその予防

化学物質による食中毒には，食品の製造工程や容器から混入した場合や過失により誤認して使用した場合などがあることを取り上げ，それらの発生状況，症状，予防法について理解できるよう指導する。

エ 自然毒による食中毒とその予防

自然毒による食中毒には，動物性と植物性があることを取り上げ，それらによる食中毒の種類，症状，予防法，食品加工や調理の過程で毒を除去する方法などについて理解できるよう指導する。また，地域によって起こりやすい食中毒については，重点を置いて取り扱うようにする。

〔指導項目〕

- (3) 食品の汚染，寄生虫
 - ア 有害物質による食品の汚染とその予防
 - イ 寄生虫病とその予防

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては，重金属や放射性物質などについても扱うこと。

(3) 食品の汚染，寄生虫

ここでは，環境汚染における食品への濃縮汚染や，食品を介して感染する寄生虫病について扱う。なお，重金属や放射性物質などについては，基準値を設けていることなどを取り上げ，社会における食品の安全確保の仕組みがあることを理解できるようにするとともに，食品や環境の衛生などに関心をもつことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品に存在する有害物質の原因について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 食品や環境の衛生について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の汚染について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 有害物質による食品の汚染とその予防

重金属、化学物質、農薬、放射性物質などの有害物質が環境を汚染し、食品や人体に影響を及ぼしていることを扱う。また、環境汚染物質による直接的汚染の他、食物連鎖及び生物濃縮の過程を経て発生することについて事例を通して理解できるよう指導する。その際、汚染防止についても取り上げる。

イ 寄生虫病とその予防

食品を通して感染する寄生虫を感染経路によって大別し、主な寄生虫病のそれぞれの特徴、感染経路、症状、予防法などについて扱う。

〔指導項目〕

- | |
|-------------------|
| (4) 食品の変質とその防止 |
| ア 微生物による変質とその防止 |
| イ 化学的作用による変質とその防止 |

(内容の範囲や程度)

- | |
|--|
| エ 〔指導項目〕の(4)については、食品の変質とその防止に関する基礎的な内容を扱うこと。 |
|--|

(4) 食品の変質とその防止

ここでは、微生物や化学的作用による食品の変質について、それらの現象と害及び防止法を理解し、食品の鑑別や保管が適切にできるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 微生物や化学的作用による食品の変質について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 食品の鑑別や保管について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の変質とその防止について自ら学び、食品の鑑別や保管に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 微生物による変質とその防止

食品が微生物などの生物的因子によって劣化し、食用に適さなくなる腐敗や変敗について、食品に付着する微生物の種類や性状、食品の保存状態との関わりを理解させるとともに、その防止法について、例えば、食品の水分活性を低下させる食品加工などと関連付けて理解できるようにする。また、腐敗食品の鑑別についても具体的な事例と関連

付けて取り上げる。

イ 化学的作用による変質とその防止

油脂の変敗、食品の褐変など、食品が酸素、光線、酵素などの化学的作用により変質することを理解し、その防止法についても理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(5) 食品添加物

- ア 食品添加物の使用目的と用途
- イ 食品添加物の使用基準と表示

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については、食品添加物に関する法規と関連付けて扱うこと。

(5) 食品添加物

ここでは、食品添加物の使用目的、種類、性質、使用基準などについて、食品衛生法による規定と実際の加工食品の表示を理解できるようにする。また、食品添加物の使用と食生活との関わりについても考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品添加物の使用目的、用途、使用基準及び表示について理解すること。
- ② 食品添加物の利点、安全性及び食生活との関わりについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品添加物について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品添加物の使用目的と用途

食品衛生法に規定されている食品添加物の定義及び規制について扱い、指定及び既存添加物（いわゆる天然添加物）の用途別分類、使用目的、種類、性質などについて理解できるように指導する。

イ 食品添加物の使用基準と表示

我が国の食品添加物の指定制度、指定に至るまでの安全性の評価、指定基準について扱う。また、食品添加物の中には安全性の見地から対象食品、添加量、使用目的、使用方法など使用基準が定められているものがあることや食品添加物の表示方法についても扱う。

〔指導項目〕

(6) 食物アレルギーとその予防

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(6)については、具体的な事例を取り上げ、食物アレルギーの特徴、

症状、発生状況と原因物質及び発症予防などを扱うこと。

(6) 食物アレルギーとその予防

ここでは、食物アレルギーの種類とその特徴、特定原材料などのアレルギー表示、発症予防としての食品の選択や衛生管理に関する知識と技術を習得し、食品の選択や調理施設等の衛生管理の重要性について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食物アレルギーの特徴、症状、発生状況と原因物質、発症について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 食物アレルギーとその予防に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食物アレルギーとその予防について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、食物アレルギーの種類とその特徴を扱い、表示義務のある特定原材料などのアレルギー表示、発症予防としての食品の選択や衛生管理について理解できるよう指導する。また、緊急性の高いアレルギー症状が現れた場合の適切な対応についても扱う。

(指導項目)

(7) 食品衛生対策

- ア 衛生管理の方法
- イ 食品衛生関係法規

(内容の範囲や程度)

キ 〔指導項目〕の(7)のアについては、食品の生産、加工、流通及び消費における衛生対策を扱うこと。イについては、食品衛生に関する法規の目的と概要を扱うこと。

(7) 食品衛生対策

ここでは、食品を衛生的に取り扱い、飲食物に起因する健康障害を予防するための衛生管理が適切にできるようにするとともに、食品衛生法と関連する法規の趣旨及び概要を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の生産、加工、流通及び消費における衛生対策及び食品の衛生管理の方法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 飲食物に起因する健康障害を予防するための衛生管理に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品衛生対策について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生管理の方法

食品製造・調理施設における衛生管理の方法を扱う。例えば、空中細菌検査、手指の消毒効果検査、食品の腐敗に関する実験・実習などを通して、食品衛生に関する衛生意識を高め、人、物、場所に対する衛生監視・指導の内容とその必要性を理解できるよう指導することなども考えられる。

また、食品の安全性と品質を確保し、対象食品の危害因子を確認して制御するための管理方法としての HACCP（危害分析・重要管理点方式）の概念と、その概念に基づいた我が国の総合衛生管理製造過程承認制度についても扱う。

さらに、食品の安全を目的とした「食品安全マネジメントシステム」（ISO22000）などにも触れる。

イ 食品衛生関係法規

食品衛生法，同施行令，同施行規則，乳及び乳製品の成分規格等に関する省令，食品及び添加物等の規格基準，器具及び容器包装の規格基準について，その目的及び内容とともに，食品の製造，販売などにおける衛生面の規制と重要性を理解できるよう指導する。また，関係のある法規として，食品安全基本法，健康増進法，消費者基本法，食品表示法，調理師法，栄養士法，学校給食法などにも触れる。

第20節 公衆衛生

この科目は、集団の健康を守り、さらに発展させるための公衆衛生に関する専門的な知識や技術を活用し、公衆衛生の発展に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。

今回の改訂においては、食生活を通じて疾病を予防し、集団の健康づくりに寄与する調理師の役割を加えるなどの内容の改善を図った。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 集団の健康と公衆衛生などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 公衆衛生に関する課題を発見し、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の予防や健康づくりを目指して自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、調査・研究などを通して、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、疾病の予防と健康づくりと関連付けることを意味している。

目標の(1)は、環境衛生、母子保健、学校保健などを代表的な内容として例示し、集団の健康と公衆衛生についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

集団の健康と公衆衛生などについて体系的・系統的に理解するとは、集団の健康と公衆衛生、環境衛生、疾病の予防と健康づくり、母子保健、学校保健、産業保健、高齢者保健など全体的に捉え、関連する法規や制度と関連付けながら、その特徴や課題について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、実際の食生活の場の課題の解決に生かすことができるよう、集団の健康づくりに寄与するために必要な公衆衛生に関する情報を収集・整理することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

公衆衛生に関する課題を発見しとは、公衆衛生の発展に向けて疾病の予防と健康づくりを担うためには、集団の健康と公衆衛生に関する知識や技術を調理や食生活の場で活用し、公衆衛生の面から、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

疾病の予防と健康づくりを担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食を担う職業人の視点から、疾病の予防と健康づくりに関する課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

疾病の予防や健康づくりを目指して自ら学びとは、疾病の予防と健康づくりに寄与するためには、目標の(1)及び(2)で育成した資質・能力と関わらせながら、公衆衛生への関心を高めて積極的に学ぶことが重要であることを意味している。

公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食生活を通じた疾病予防と健康づくりのために、周囲の人と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)集団の健康と公衆衛生、(2)環境衛生、(3)疾病の予防と健康づくり、(4)母子保健、(5)学校保健、(6)産業保健、(7)高齢者保健、(8)調理師の業務と社会的役割の八つの指導項目で、3単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(8)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目] の(8)の内容を取り扱うに当たっては、生徒の興味・関心や、学科の専門性等に応じた取扱いが重要である。また、イ健康づくりに関する法規を指導する際には、他の[指導項目]に関係する法規や制度との関連を図ることが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

(指導項目)

(1) 集団の健康と公衆衛生

- ア 公衆衛生の意義
- イ 保健衛生統計

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)のイについては、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・栄養調査などにおける集団の健康状態について扱うこと。

(1) 集団の健康と公衆衛生

ここでは、我が国の公衆衛生の発展の現状などから、集団の健康を管理し保持増進する公衆衛生の意義について理解するとともに、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・栄養調査などを取り上げ、集団の健康の現状と課題について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 公衆衛生の意義について理解し、集団の健康に関する情報を収集・整理すること。
- ② 保健衛生統計からみえる集団の健康状態に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 集団の健康と公衆衛生について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 公衆衛生の意義

我が国の公衆衛生の発展の状況を取り上げ、集団の健康を管理し保持増進を図るためには、地域社会や職場、学校等の保健衛生状態の向上が必要であり、組織的な公衆衛生活動が重要であることを理解できるよう指導する。その際、関連する法規などにも触れる。

イ 保健衛生統計

集団の健康状態を把握するとともに、公衆衛生活動の指針として衛生統計が作成されていることを理解できるよう指導する。また、人口動態統計、疾病統計、国民健康・栄養調査などを取り上げ、それぞれの目的や特徴、我が国及び地域社会における現状と課題について理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(2) 環境衛生

- ア 現代の環境問題
- イ 生活環境の保全

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)については、具体的な事例を通して現代の生活と自然環境との関わりを取り上げ、持続可能な社会の形成のための方策を扱うこと。

(2) 環境衛生

ここでは、健康に影響を及ぼす現代の環境問題について、具体的な事例を通して理解し、生活環境の保全のための方策について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康に影響を及ぼす生活環境と汚染について理解すること。
- ② 生活環境の保全のための方策について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 環境衛生について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 現代の環境問題

科学技術と産業の発展により、地球規模の環境問題となっている現代の生活と自然環境との関わりについて、例えば、大気汚染、地球温暖化、水質汚濁、ごみ問題、ダイオキシン、内分泌かく乱化学物質などの具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 生活環境の保全

生活環境の悪化が人々の活動を制約し、健康に悪影響を与えていることを理解し、生活環境の保全のための国、地域、産業界、個人などの各レベルでの方策について考えることができるよう指導する。環境保全の取組については、諸外国の例などとともに国際連合が定めた持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals ; SDGs）など国際的な取組についても触れる。

〔指導項目〕

- (3) 疾病の予防と健康づくり
- ア 生活習慣病と健康づくり
 - イ 感染症の予防
 - ウ 精神保健

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)のアについては、具体的な事例を通して生活習慣病の実態とその予防を扱うこと。イについては、感染症の発生要因、予防対策、消毒法などの基礎的な事項を扱うこと。ウについては、精神の健康を左右する要因と精神保健活動に関する基礎的な事項を扱うこと。

(3) 疾病の予防と健康づくり

ここでは、生活習慣病の実態とその予防及び健康管理、感染症の発生要因と予防対策など、精神の健康を左右する要因と精神保健活動などについて扱い、疾病予防と健康づくり

に関する公衆衛生活動について理解するとともに、疾病の予防と健康づくりについて考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活習慣病の予防と健康づくり、感染症の発生要因と予防対策、精神の健康と精神保健活動などについて理解すること。
- ② 生活習慣病や感染症及び精神疾患等の疾病について、予防及び健康づくりに関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 疾病予防と健康づくりについて自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活習慣病と健康づくり

生活習慣病の種類と実態を取り上げ、国民の健康の保持増進、健康寿命の延長などのためには、生活習慣病の予防が重要な問題であることを認識し、疾病の早期発見と生活に基盤を置いた治療及び予防に対する栄養の役割を理解できるよう指導する。また、健康づくりについては、地域の健康増進等の施策や社会環境の整備などにも触れる。

イ 感染症の予防

主な感染症について、原因、種類と病状、予防法・消毒法などを取り上げ、エイズや結核などの感染症発生の事例を通して、感染症の予防に関する公衆衛生活動の重要性について理解できるよう指導する。

ウ 精神保健

精神の健康を左右する要因とその健康を高めるための精神保健活動について、現代社会の複雑多岐にわたる様々な要因が精神面に与える影響の大きいことを各種の事例を通して考えることができるよう指導する。また、地域精神保健活動についても取り上げる。

〔指導項目〕

- | |
|--------------|
| (4) 母子保健 |
| ア 母性の保護と保健指導 |
| イ 乳幼児の保健指導 |

(内容の範囲や程度)

- | |
|---|
| エ 〔指導項目〕の(4)については、母性保健指導及び乳幼児保健指導における具体的な事例を扱うこと。 |
|---|

(4) 母子保健

ここでは、母性保健指導及び乳幼児保健指導について、具体的な事例を通して理解し、母子の健康について公衆衛生の面から考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 母性保健指導及び乳幼児保健指導について理解すること。
- ② 母子の健康と保健指導について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 母子保健について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 母性の保護と保健指導

妊娠・分娩の生理について、母性保護の立場から、母性保健指導が行われていることや生活や労働について留意すべき事項を理解できるよう指導する。また、妊娠、出産とともに、安心して子育てができる環境を確保することなど、生涯を通じての総合的な対策が必要であることについて理解できるよう指導する。

イ 乳幼児の保健指導

新生児及び乳児の健康管理の重要性や乳幼児の健康診査等の保健指導の意義、目的、内容について扱う。また、保健所や医療機関などの保健指導の機関についても扱い、地域保健等と連携する大切さについても考察できるよう指導する。

〔指導項目〕

- | |
|--------------------------------|
| (5) 学校保健
ア 学校保健管理
イ 健康教育 |
|--------------------------------|

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については、学校における保健管理及び健康教育の意義と目的を扱うこと。
--

(5) 学校保健

ここでは、学校生活の健康環境づくりとして、学校保健管理と健康教育を扱い、その意義と目的を理解し、公衆衛生の面から考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 学校保健管理と健康教育の意義と目的について理解すること。
- ② 学校生活の健康環境づくりについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 学校保健について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 学校保健管理

総合的な健康環境づくりとして、児童、生徒、教職員の健康の保持増進、教育環境の整備、学校生活管理が重要であり、健康診断、安全管理などの学校保健管理の意義と目的について理解できるよう指導する。

イ 健康教育

自らの健康を保持増進する力を身に付けるための健康教育の意義と目的について理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

(6) 産業保健

- ア 労働環境の整備
- イ 労働者の健康管理

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(6)については、職場の環境や作業条件と健康との関わりを扱うこと。

(6) 産業保健

ここでは、職場の環境や作業条件が健康に影響を及ぼすことを理解し、産業保健の重要性について認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 職場の環境や作業条件が健康に及ぼす影響を理解するとともに、労働者健康管理の意義と目的を理解すること。
- ② 職場の環境と健康との関わりについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 産業保健について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 労働環境の整備

作業環境や作業条件に問題があるために発生する健康障害や労働災害の実態などの事例を通して、職場の衛生環境や作業条件が作業者の健康に影響を及ぼすことを理解し、産業保健の重要性について認識できるように指導する。

イ 労働者の健康管理

健康診断、職場における健康の増進活動、安全管理などの労働者の健康管理の意義と目的を理解できるように指導する。

〔指導項目〕

(7) 高齢者保健

- ア 高齢者保健の現状
- イ 高齢者の健康管理

(内容の範囲や程度)

キ 〔指導項目〕の(7)については、高齢者の医療、福祉などに関連付けて扱うこと。

(7) 高齢者保健

ここでは、高齢者保健の現状を高齢者の医療、福祉などに関連付けて理解し、高齢者保健の重要性について認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者保健の現状を高齢者の医療，福祉などと関連付けて理解すること。
- ② 高齢者保健と健康管理に関する課題を発見し，その解決に向けて考察すること。
- ③ 高齢者保健について自ら学び，公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者保健の現状

高齢者に対する保健医療対策，福祉対策，介護保険制度による基本的な介護サービスなどについても扱う。

イ 高齢者の健康管理

高齢期の生理的特徴を理解できるよう，健康管理の在り方について考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

- | |
|------------------|
| (8) 調理師の業務と社会的役割 |
| ア 調理師と健康づくり |
| イ 健康づくりに関する法規 |

(内容の範囲や程度)

ク 〔指導項目〕の(8)のアについては，食育の推進に調理師が果たす役割についても扱うこと。イについては，関連する法規の目的と概要を扱うこと。
--

(8) 調理師の業務と社会的役割

ここでは，関連する法規に触れながら調理師の業務と社会的役割について理解し，食生活の向上に向けて，主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 調理師が食生活の向上を通じて健康増進に寄与していることを，調理師法や健康づくりに関する法規の概要等を通して理解すること。
- ② 食生活の面から健康づくりの現状について課題を発見し，その解決に向けて考察すること。
- ③ 調理師の業務と社会的役割について自ら学び，公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 調理師と健康づくり

調理師法をはじめとする調理師制度の概要を通して，調理師の業務と社会的役割について理解できるよう指導する。また，食育基本法を取り上げ，食育の推進における調理師の社会的役割について扱う。さらに，調理師は，給食等の集団の調理や外食産業において，国民の健康増進の一端を担っていることを理解できるよう指導する。

イ 健康づくりに関する法規

健康増進法など健康づくりに関する法規の目的及び内容を扱い、食生活の面から健康増進に調理師が寄与していることを理解できるよう指導する。

第21節 総合調理実習

この科目は、大量調理や食事提供等に関する知識や技術を活用し、食生活関連産業における応用発展への関心を高め、主体的・協働的に取り組むことができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂において、食を担う専門的な職業人として、より専門性を重視し、食生活関連産業におけるフードビジネスの視点も加えた内容とした。

● 第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、調理に関して総合的に捉え、食生活関連産業を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 大量調理の施設・設備，献立・調理，食事環境とサービスなどについて体系的・系統的に理解するとともに，相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活関連産業における調理と食事提供に関する課題を発見し，食生活関連産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 調理の深化・総合化を目指して自ら学び，食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、大量調理などの実習を通して、調理に関して総合的に捉え、食生活関連産業を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する事象を、協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の伝承・創造，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，食生活関連産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、大量調理の施設・設備，献立・調理，食事環境とサービスなどを代表的な内容として例示し，総合調理実習についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

大量調理の施設・設備，献立・調理，食事環境とサービスなどについて体系的・系統的に理解するとは，各種給食における大量調理を代表的な内容として例示し，施設・設備や調理機器，献立・調理，食事環境やサービスの実際を含め，食事提供の知識や技術について，調理業務全体を捉えながら，その特徴や課題について理解することを意味している。

相互に関連付けられた技術を身に付けるとは，食生活関連産業における課題の解決に生かすことができるよう，実際の食事提供の場面を想定した実習を通して，大量調理や食事提供に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は，習得した「知識及び技術」を活用し，「思考力，判断力，表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活関連産業における調理と食事提供に関する課題を発見しとは、食生活関連産業の発展に向けて、食を担う職業人の視点から、望ましい調理と食事提供について、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

食生活関連産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食生活関連産業を担う職業人の意義を理解した上で、調理業務全体を総合的に捉えて多様なニーズへの対応について考え、創造的に調理し食事提供することによって課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを明確にしたものである。

調理の深化・総合化を目指して自ら学びとは、調理に関する知識と技術を、実践的・体験的な学習活動を通して深化・総合化を図り、食生活関連産業における応用発展への関心を高め、積極的に学ぶことが重要であることを意味している。

食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食生活関連産業の発展のために、調理や食事提供に関する技術等を活用し、周囲の人々と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

● 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調理用施設・設備及び調理機器、(2)大量調理、(3)食事環境とサービス、(4)調理師と食生活関連産業の四つの指導項目で、3単位程度履修されることを想定して構成している。「調理」の学習を踏まえたより実践的な内容であることから、高学年で履修させるようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)については、特定給食施設などの^{ちゅうぼう}厨房設備と調理機器の安全で衛生的、能率的な取扱いに重点を置いた指導を行うこと。

[指導項目]の(1)の内容を取り扱うに当たっては、実習先の施設・設備等と関連付け、安全面や衛生面、能率などの点から、適切な取扱いや管理ができるよう留意する。

イ [指導項目]の(2)及び(3)については、調理における専門的な知識・技術を深化させ、食生活関連産業において食事提供に関わるなど総合的な学習活動になるよう指導を工夫すること。

[指導項目]の(2)及び(3)の内容を取り扱うに当たっては、他の項目について相互に有

機的な関連を図るなど総合的に展開するとともに、「食文化」、「調理」、「栄養」、「食品」、「食品衛生」及び「公衆衛生」との関連を図り、調理業務全体の実践力の向上につながるよう留意する。

ウ〔指導項目〕の(4)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

〔指導項目〕の(4)の内容を取り扱うに当たっては、生徒の興味・関心、進路、適性、学科の専門性や取得できる職業資格等に応じて扱わないことができることに留意する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 調理用施設・設備及び調理機器

(1) 調理用施設・設備及び調理機器

ここでは、大量調理における調理用施設・設備及び調理機器について、安全面、衛生面に配慮した使用方法や管理に関する知識や技術を習得するとともに、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 大量調理における調理用施設・設備及び調理機器について、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 調理技術や調理手法の変化に適応した調理施設・設備及び調理機器の使用方法について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 調理用施設・設備及び調理機器の安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理について自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、大量調理用施設・設備として、特定給食施設などの厨房設備を取り上げ、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理ができるよう指導する。特に、厨房設備の消毒や清掃、点検など日常の管理の重要性について理解できるよう指導する。また、調理場の構造、食品取扱い設備、給水及び汚水処理設備及び作業環境についても扱う。調理機器では、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴について扱う。さらに、主な調理機器の原理及び基本構造について、適切な取扱い、特定給食施設で用いられている調理機器の種類や調理システムについて触れる。

(指導項目)

(2) 大量調理

- ア 種類と特徴
- イ 組織と管理
- ウ 献立作成と調理

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(2)のアについては、各種給食を扱うこと。イについては、大量調理の組織と運営、食品の保管、調理作業管理及び衛生管理を扱うこと。また、大量調理を担当する者の自覚と責任についても扱うこと。ウについては、学校や事業所などにおける給食に関する留意事項に重点を置いて扱うこと。

(2) 大量調理

ここでは、各種給食など大量調理の種類と特徴、大量調理に当たっての留意事項を理解し、適切な手順を踏んで大量調理ができるようにする。また、大量調理の組織と運営、食品の保管、調理作業管理、衛生管理などを理解し、大量調理を担当する者の自覚と責任をもつことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 大量調理の種類と特徴、組織と管理、献立・調理について理解し、調理過程全体に係る技術を身に付けること。
- ② 各種給食における大量調理実習及び衛生管理などについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 大量調理について自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 種類と特徴

学校、病院、事業所、福祉施設、一般給食センターなどにおける各種給食の目的とその特徴について扱う。その際、外食産業との違いについても触れる。

イ 組織と管理

大量調理は、目的に沿って組織的に運営されるものであるため、円滑な運営に当たっては、栄養、経済、衛生、作業、施設・設備などの適切な管理が重要であることを理解できるよう指導する。例えば、調理マニュアルやオペレーションマニュアルを作成するなど運営計画を立て、実習終了後は、評価、改善点の検討を行うことができるよう指導することも考えられる。また、大量調理を担当する者として、安全及び衛生に十分配慮する責任があることを自覚できるよう指導する。

ウ 献立作成と調理

学校や事業所などにおける給食の留意事項に重点を置き、栄養、嗜好、経済、衛生、

施設・設備，作業能率などの制約事項を踏まえた献立作成を扱う。調理実習では，大量調理上の留意点を理解した上で，適切な調理ができるよう，ライフステージ別，病院給食などにおける対象別，さらに食物アレルギー対応の献立作成と調理などについても扱う。

〔指導項目〕

(3) 食事環境とサービス

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については，サービスの基本的な考え方やその実務を扱うこと。

(3) 食事環境とサービス

ここでは，食生活関連産業において，料理を提供する上で食事環境とサービスが重要であることを理解するとともに，サービスの基本的な考え方を理解し，サービス実習を通じて，実務を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事環境とサービスについて理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 快適な食事環境と適切なサービスのための課題を発見し，その解決に向けて考察し，表現すること。
- ③ 食事環境とサービスについて自ら学び，食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう，この〔指導項目〕においては，料理を提供する上での食事環境とサービスの重要性を扱う。また，快適な食事環境として，客席の形式，照明，テーブルセッティング，食卓花，音楽などが関わることを取り上げる。

さらに，適切なサービスについて，各種調理様式の席次や食卓作法の基本を踏まえた基本的な実務を扱い，身だしなみ，気配り，接客態度など接客者としての意識の大切さについて理解し，応対できるよう指導する。

〔指導項目〕

(4) 調理師と食生活関連産業

(4) 調理師と食生活関連産業

ここでは，調理師の業務全体について理解し，食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 食生活関連産業における調理師の業務について理解すること。

- ② 食生活関連産業における起業と調理師について課題を発見し、その解決について考察すること。
- ③ 調理師と食生活関連産業について自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、調理・食事提供・サービスの複合化した産業である外食産業において、地域の活性化に繋がる^{つな}る起業等の計画を取り上げるなど、具体的な事例を通して扱う。

1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、専門的な知識と技術などを相互に関連付けてより深く理解させるとともに、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かう過程を重視した実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、専門教科「家庭」の各科目の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、家庭科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

専門教科「家庭」においては、「知識及び技術」の習得、「思考力、判断力、表現力等」

の育成及び「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、生徒や学校の実態、指導内容に応じ「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

「主体的な学び」について、例えば、就業体験活動を通して、生活産業に関する仕事に直接関わることで、学習内容により興味・関心をもったり、自分が社会に貢献し参画できる存在であることを認識したりするなどして、学習意欲を喚起することなどが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、商品開発やファッションショーなどの場面において、産業界関係者や生徒同士と対話したり、協働したりする中で、課題解決に向けて、自らの考えを明確にしたり、他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については、生徒が、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせながら、課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

このように、専門教科「家庭」においては、各科目における特質に応じた「見方・考え方を働かせて学ぶことにより、事実等に関する知識を相互に関連付けて概念に関する知識を獲得したり、技術の深化・総合化を図ったりすることができる」と考えられる。

(2) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

今回の改訂においては、従前と同様に「生活産業基礎」及び「課題研究」の2科目を家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

「生活産業基礎」は、生活と産業との関わりや生活産業と職業についての基礎的な内容など、専門的な学習への動機付けとなるように内容を構成している。

「課題研究」は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探究して知識と技術の深化・総合化を図るとともに、問題解決の能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

なお、科目の性格やねらいなどからみて、家庭に関する学科においては、「生活産業基礎」は入学年次で、また、「課題研究」は卒業年次で履修させるようにする。

(3) 家庭に関する各学科においては、原則としてこの章に示す家庭科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。

家庭に関する各学科においては、従前から実験・実習を主要な学習方法としてきており、技術の進展等に対応し、今後、創造性や問題解決能力の育成などを一層重視して、実験・実習を充実することが必要である。各学科においては、従前から専門教科「家庭」の各科目の配当時間の合計の10分の5以上を実験・実習に充てることとしているが、時数の確保とともに内容の一層の充実に努める必要がある。なお、ここでいう実験・実習とは、実験、調査、観察、見学、現場実習及びプロジェクト学習などの実際的、体験的な学習が含まれる。

また、実験・実習にホームプロジェクトを取り入れることができることは従前と同様であり、専門教科「家庭」の各科目の授業時数の10分の2以内をホームプロジェクトとして実施させることができる。

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

家庭に関する各学科の教育の改善・充実を図っていく上で、地域や産業界との双方向の連携、協力関係を確立していくことは、極めて重要である。また、単に地域や産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や産業界との協力関係を築くことも求められる。

従前と同様今回の改訂においても、地域産業や地域社会との連携や交流を促進し、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる観点から、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができることが示されている。したがって、家庭に関する各学科においても、これまで以上により実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れていくことが求められている。

また、生徒が生活産業に関する各分野の最新の知識や技術を身に付けたり、望ましい勤労観・職業観を育成するために、第一線で活躍する学校外の職業人等を学校に招き、学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては、社会人講師等を積極的に活用するように努める必要がある。

また、地域や産業界等との協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、学校の施設・設備等を地域に開放して、生徒が自らの学習の成果によって身に付けた専門性を生かした活動を行うことなどが考えられる。

従前から、家庭に関する各学科においては、学校家庭クラブ活動として、例えば、保育所や高齢者福祉施設等への訪問、地域の高齢者との交流など、各科目の学習を生かした活動に取り組んで成果を上げている。学校家庭クラブ活動については、「課題研究」の中で取り組むなど、なお一層の内容の充実が求められる。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、専門教科としての家庭科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、専門教科としての家庭科における配慮として、次のようなものが考えられる。

調理や被服製作などの実験・実習の全体像を俯瞰することが困難な場合には、学習の見通しをもてるよう、活動をはじめる前に、その内容や手順を説明して、安心して取り組めるようにする。そして、手順や方法を写真やイラスト、実物や標本など視覚的に示すとともに、指示を一つずつ出すなどわかりやすい指示を心がけることが大切である。

集団場面での口頭による指示や理解が難しい場合は、例えば、包丁、アイロン、ミシン、薬品などの使用に際して、事故を防止する方法を理解できるよう、全体での指導を行った後、個別に声かけをして指導することなども考えられる。

集団の中で学習することが困難な場合は、安心して授業に取り組めるよう、無理のない形で段階的にグループ学習から、徐々に時間を増やしていくことなどが考えられる。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の教師とのこまめな情報共有に努めるとともに、次年度へ引き継いだりすることが大切である。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

(1) 生活産業に関わる実習や就業体験活動などを通して、自分の考え方や情報を的確に伝えたり、まとめたりする活動、創造的に製作する場面において、与えられたテーマに対して互いの考えを伝え合い、イメージをまとめ適切に表現する活動など言語活動の充実を図ること。

生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、レポートの作成や論述といった知識と技術を活用する場を設定するなど、言語の能力を高める学習活動を重視しており、このことは、各教科等を通じた重要な改善の視点である。専門教科「家庭」の各科目においては、言語活動を充実する上で、生活産業への消費者ニーズの的確な把握やサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成する観点から、重視するとともに、就業体験活動等、実社会と職業との関わりを通じて、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高める学習活動が求められる。

- ① 「課題研究」においては、調査、研究、実験、産業現場等における実習、作品製作等の成果や課題について報告書の作成や発表を行う、文章や資料等を読んだ上で、知識や経験に照らして多面的・多角的に自分の考えをまとめて論述するといった学習活動を充実すること。
- ② 子供や高齢者に関する情報を的確に理解したり、自分の考え方を適切に伝えたりするなど、生徒が主体的に考え、討議し、発表し合う等の互いの考えを深める上で必要なコミュニケーション能力を高める学習活動を充実すること。
- ③ 自分の考えや与えられたイメージを、創意工夫したりアイデアを生かしたりするなど、適切な表現方法により創造的に製作するなどの学習活動を充実すること。

各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語活動の充実を図る学習活動を指導計画に位置付けておくことが求められる。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

専門教科「家庭」の各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに学習意欲を喚起させ、情報の検索・収集、他の学校や地域との情報の交流、学習成果の発表を行うなど指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に関わる配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、被服実習室、食物実習室、保育実習室などの施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、情報通信機器、視聴覚機器、掲示資料、模型などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。特に、調理実習における電気、ガスなどの火気の扱い、実習室の換気、包丁などの刃物の安全な取扱いと管理、食中毒を防止するための食材の保管と取扱い、調理器具の衛生的な管理、被服製作や服飾手芸における針、縫製機器、薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し、事故や食中毒の防止を図り、安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようにする。

また、校外で調査・研究・実験や実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、生徒が高校生としての自覚と責任をもって行動し、所期の目的が効果的に達成されるよう、留意する。

道徳教育との関連（総則第1款2(2)の2段目）

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述がある。専門教科「家庭」においては、例えば、教科の目標に「生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」とし、生活産業に従事する者として、その社会的責任を担うための規範意識や倫理観の醸成が特に重要であることを示している。また、原則履修科目「生活産業基礎」においても職業人に求められる倫理観に関する項目を新たに設け、虚偽の表示や、無資格での作業、個人情報への不適切な取扱いなどを取り上げ、産業や職業に関わる法令を遵守することの重要性について明示している。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

専門教科・科目の標準単位数（総則第2款3(1)ウ）

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定を設置者に委ねており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。したがって、これらの各教科・科目について、設置者がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることになる。各設置者においては、当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることが必要である。

専門教科「家庭」に属する科目について、設置者は、地域の実態や設置する学科の特色に応じて、本解説第2部第2章を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、設置者の定める標準単位数を踏まえ、学科の特色や生徒の実態などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

学校設定科目（総則第2款3(1)エ）

エ 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

専門教科「家庭」に属する科目においては、生活産業に関する各分野に対応して、通常履修される教育内容などを想定して、21科目が示されている。しかし、生活産業の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、学校設定科目を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

専門学科における各教科・科目の履修（総則第2款3(2)イ）

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

(ア) 専門学科においては、専門教科・科目（(1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に25単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修する

ことができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第1章総則第2款3(1)ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及びその教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・科目に含まれることとなる。

専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。

家庭に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

(2) 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

家庭に関する学科においては、例えば、「生活産業情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することなどが可能であるが、全部代替する場合、「生活産業情報」の履修単位数は、2単位以上必要である。

なお、この例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

(3) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農

業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨床実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

家庭に関する学科においては、「課題研究」が原則履修科目とされている。

この科目では、生活産業の各分野に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、地域や社会の生活に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしており、総合的な探究の時間の目標と、「課題研究」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって、「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合であり、自動的に代替が認められるものでない。

職業教育を主とする専門学科における配慮事項（総則第2款3(7)ウ）

(1) 実験・実習に相当する授業時数の確保

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。

(ア)は、職業科目における実験・実習の重視について示したものである。また、商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当することが明記されていることにも配慮すべきである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には、体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。家庭に関する学科においても、これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

一方、グローバル化の進展、情報技術の進歩、産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自

ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

(1) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(1)に示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業に関する各教科・科目の選択、②は職業に関する各教科・科目の内容の取扱い、③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、専門教科「家庭」においては科目の新設など科目構成の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に選択して履修させることが大切である。特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。さらに、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある

職業に関する各教科・科目についての配慮事項（総則第2款3(7)エ）

(1) 就業体験活動による実習の代替

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業に関する各教科・科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替

えることができることを示したものである。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

専門教科「家庭」に属する科目における就業体験活動は、生徒が実際に生活産業に関する各分野の現場に触れることによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

そのため、従来から「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導も必要である。また、就業体験活動を通じて実社会や職業と関わりをもち、高い職業意識、勤労観・職業観、規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることに配慮することが必要である。

(2) ホームプロジェクト、学校家庭クラブ

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。したがって、専門教科の農業科、水産科及び家庭科の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果をあげることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、専門教科「家庭」の各科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

学校家庭クラブ活動は、専門教科「家庭」の「課題研究」等に位置付けられた教育活動である。これらの活動は、プロジェクト学習を推進、援助するのに最も適しているので、家庭科に属する各科目の指導に当たっては、積極的に活用して学習の効果を上げるようにすることが望ましい。このことにより、専門教科「家庭」各科目の内容の理解を深化させるとともに、地域社会の各産業について関心を高め、生活の質の改善向上を図る能力や態度を育てることができるのである。

(3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一部代替

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同

様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

この規定は、定時制及び通信制の課程において、職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業に関する各教科・科目の履修の一部に代替できることを定めたものである。

生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業に関する各教科・科目が教育課程に位置付けられていること
- ② 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること

専門教科「家庭」に属する科目においても、上記の要件が満たされる場合には、生徒の職業における実務経験を科目の履修の一部に替えることができる。

代替の方法としては、生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業に関する各教科・科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価すること、あるいは学校における履修の一部を免除することなどが考えられるが、全ての生徒の職業に対応した職業に関する各教科・科目を網羅することは実際上困難な場合が多い。したがって、各学校において学校や生徒の実態に応じて教育課程の編成等が工夫されなければならないが、一般的には、生徒の職業に対応した共通的な職業に関する各教科・科目をできるだけ設けて、実務等の評価を行う方法が考えられる。

生徒の職場における実務等と密接な関係を有する職業に関する各教科・科目を履修している場合や、特定の企業等から比較的多数の生徒が通学し、職場における職種が一、二に限定され、実務等の経験が共通である場合などについては、生徒の職場における実務等を履修の一部に替えることが比較的容易である。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その各教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることになると考えられる。